

こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業

小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究  
報告書

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

令和7年3月

## 小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究 事業要旨

本調査は、長期休業中等のこどもの居場所の確保に係る自治体等の取組状況把握および課題の抽出、対応策の検討を行うことにより、小学校の夏季休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所（以降、「夏季休業期間のみのこどもの居場所」という）等の開所支援のあり方検討に資する情報整理を行うこと、並びに調査を通じて収集した自治体等の事例をとりまとめ・発信することにより、取組の普及・拡大を図ることを目的とした。

あわせて、平日（学校がある期間）の朝のこどもの居場所の必要性が顕在化し、一部の自治体において対応が開始される状況の中、本調査研究では平日の朝のこどもの居場所についても実態把握を行うこととした。

### 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査の実施 （市区町村向け）

各自治体（市区町村）における夏季休業期間のこどもの居場所確保に向けた取組状況とその成果・課題について把握するためのアンケート調査を実施した。

調査基準日：令和6年5月1日時点

調査対象：全国の市区町村 計 1,741 自治体（悉皆）

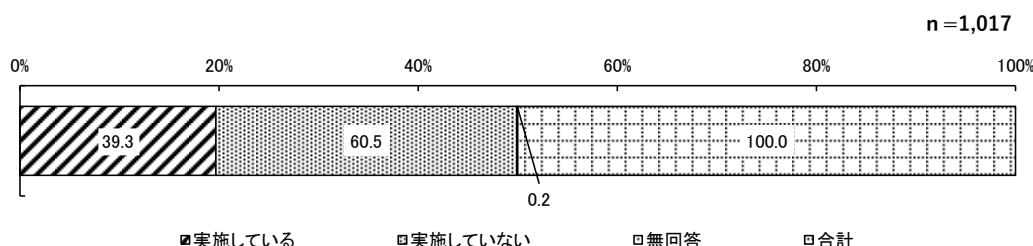
有効回答数：1,017 件（有効回答率：58.4%）

調査項目：放課後児童健全育成事業の実施状況、夏季休業中のこどもの居場所づくりに係る施策等、夏季休業中のこどもの居場所運営の質の向上、平日（学校がある期間）の朝のこどもの居場所に向けた取組について、こどもの居場所に関するご意見・ご要望 / 等

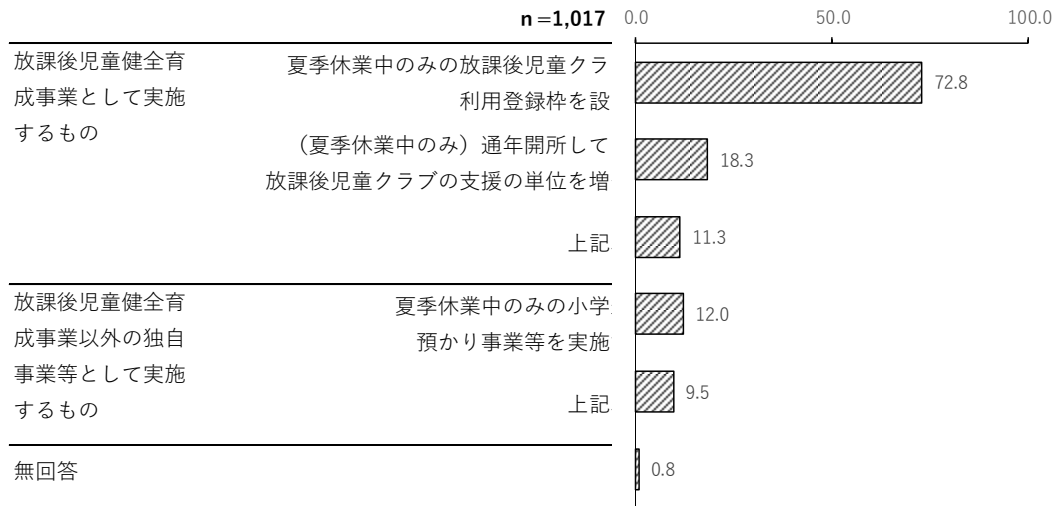
#### 【夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施状況】

- ✓ 4割弱の自治体において、夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施。実施内容に関して、「放課後児童健全育成事業として「夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける」が7割強、「（夏季休業中のみ）通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす」が2割弱。放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等を実施するが1割強。

図表 i-1 夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施状況 (SA)

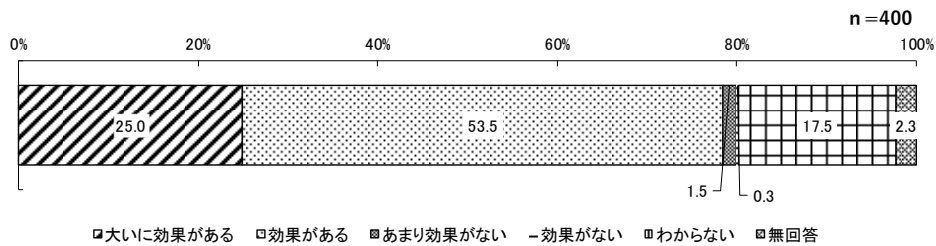


図表 i-2 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する施策の内容(MA)

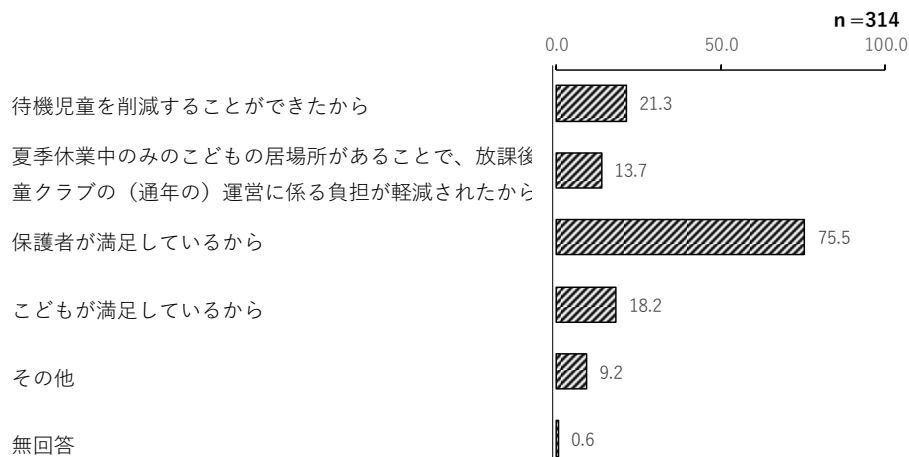


- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所づくりに係る施策について、効果があると感じる自治体が 8 割弱。その理由として、保護者の満足感を挙げる自治体が多い。

図表 i-3 夏季休業中のみのこどもの居場所づくりの効果(SA)



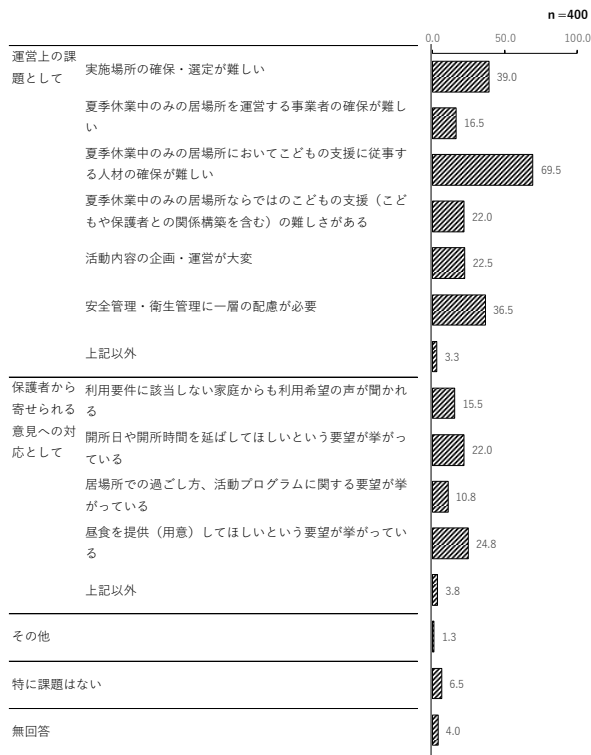
図表 i-4 効果があると思う理由(MA)



- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題感として最も大きいのは、人材確保。実施場所の確保・選定、安全・衛生管理等が課題とする自治体も多い。
- ✓ なお、夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していない自治体に対し、その理由を尋ねたところ、ニーズの不在だけでなく、人材確保の難しさを挙げる自治体もあった。

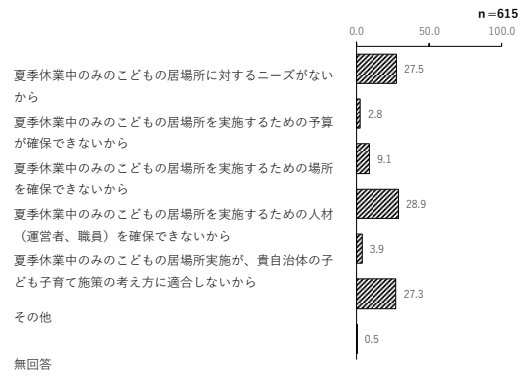
表 i-5 夏季休業中のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題

(MA)



図表 i-6 図表 i-1 夏季休業中のみのこどもの居場所を

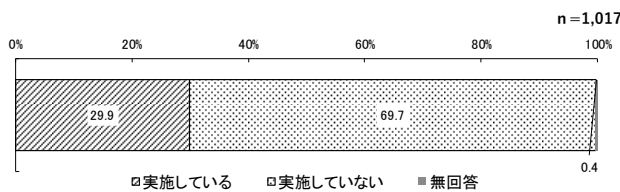
運営していない理由(MA)



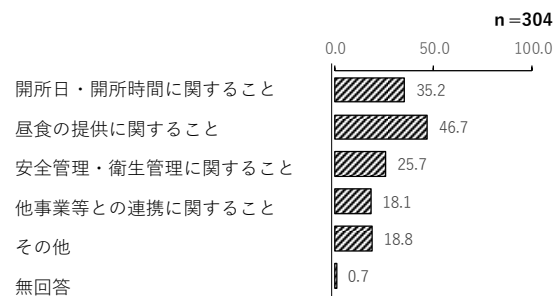
【夏季休業期間のみのこどもの居場所運営の質の確保】

- ✓ 夏季休業期間におけるこどもの居場所の質の向上に向けた施策を実施する自治体は3割弱。具体的な施策内容として多いのは、昼食の提供や開所日・開所時間に関すること。

図表 i-7 質の向上に向けた施策の有無(SA)



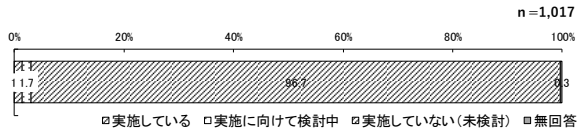
図表 i-8 質の向上に向けた施策の内容(MA)



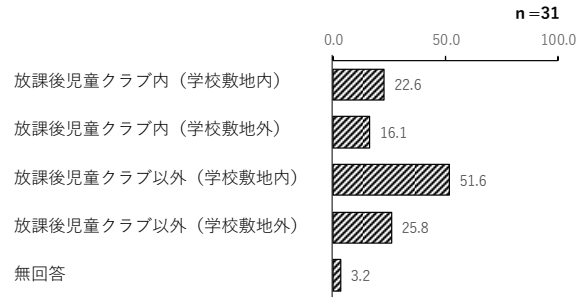
**【平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所に向けた施策】**

✓ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所を実施している/実施に向けて検討中と回答した自治体は31件(約3%)。実施場所は放課後児童クラブ以外とする自治体が多い。運営者は放課後児童クラブ運営事業者、シルバー人材センター、地域住民・団体等、様々。

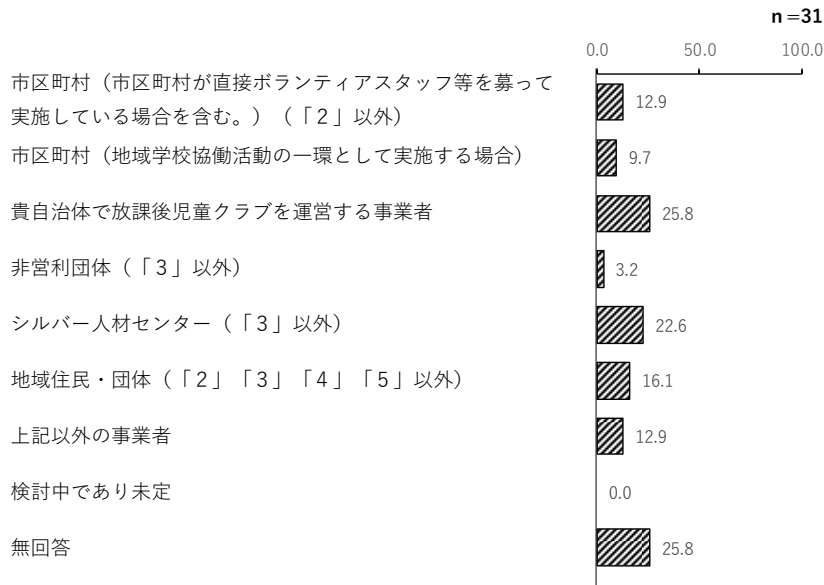
図表 i-9 平日の朝のこどもの居場所確保に向けた施策の有無 (SA)



図表 i-10 当該居場所の実施場所(MA)



図表 i-11 当該居場所の実施主体(MA)



# 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査の実施 (運営主体向け)

運営主体における夏季休業期間におけるこどもの居場所確保に向けた取組状況とその成果・課題について把握するためのアンケート調査を実施した。

調査基準日: 令和6年5月1日時点

調査対象: 全国の夏季休業期間のみのこどもの居場所の運営主体(抽出)

有効回答数: 1,361 件

調査項目:

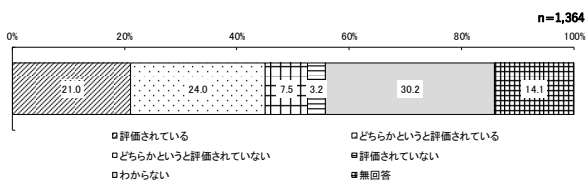
放課後児童健全育成事業の実施状況、夏季休業期間のみのこどもの居場所の運営状況、平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所に向けた取組について、こどもの居場所に関するご意見・ご要望 / 等

## 【夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組への評価】

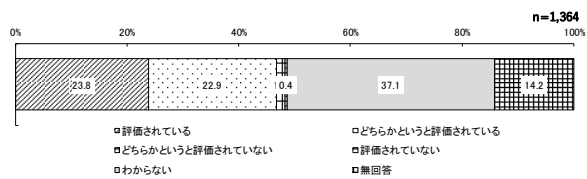
- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所が「評価されている」または「どちらかという評価されている」割合は合わせて約5割。保護者・子ども・職員の順に評価している割合が高く、保護者・職員の評価理由は「こどもの満足」に関する事柄が上位に。ただし、評価を把握していない運営主体も一定数存在。

図表 ii-1 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組への評価 (SA)

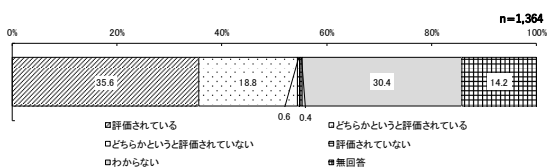
### a. 職員からの評価



### b. 子どもからの評価

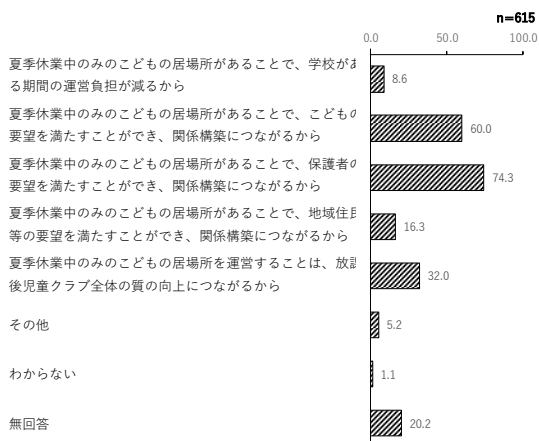


### c. 保護者からの評価

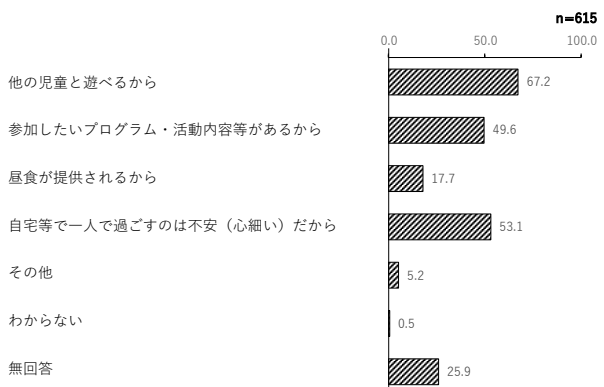


図表 ii-2 夏季休業期間の取組が評価されている理由 (MA)

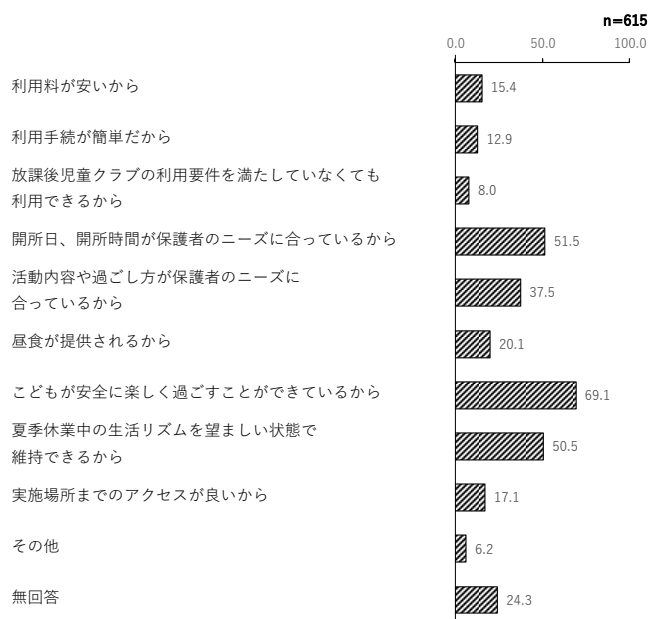
### a. 職員からの評価



### b. 子どもからの評価



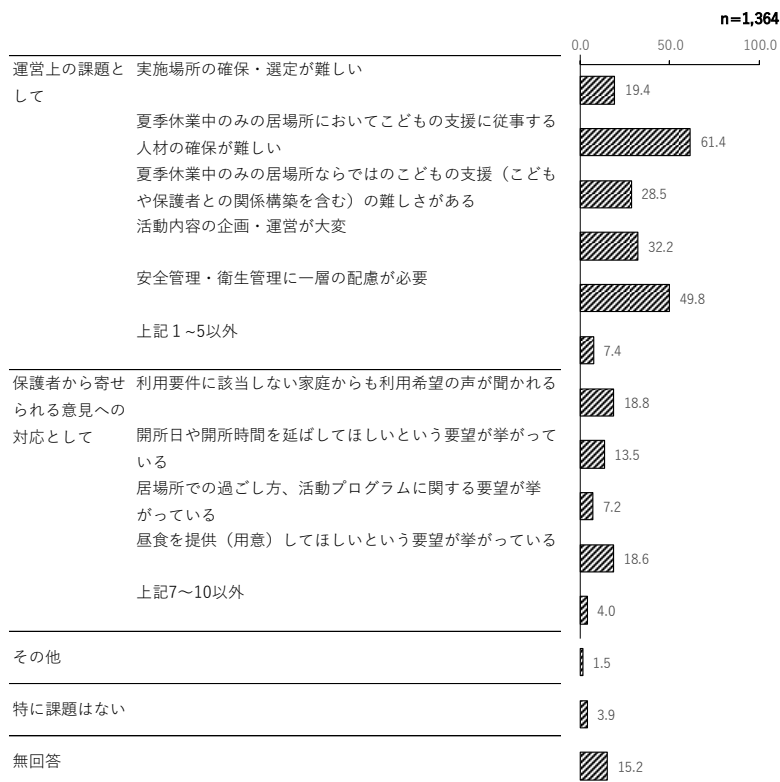
c.保護者からの評価



【夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題】

- ✓ 運営上の最大の課題は「人材の確保」。ほか、「安全管理・衛生管理への一層の配慮」や「活動内容の企画・運営の負担」等、夏の暑さや長時間の開所であるがゆえの課題を選択する割合も高い。

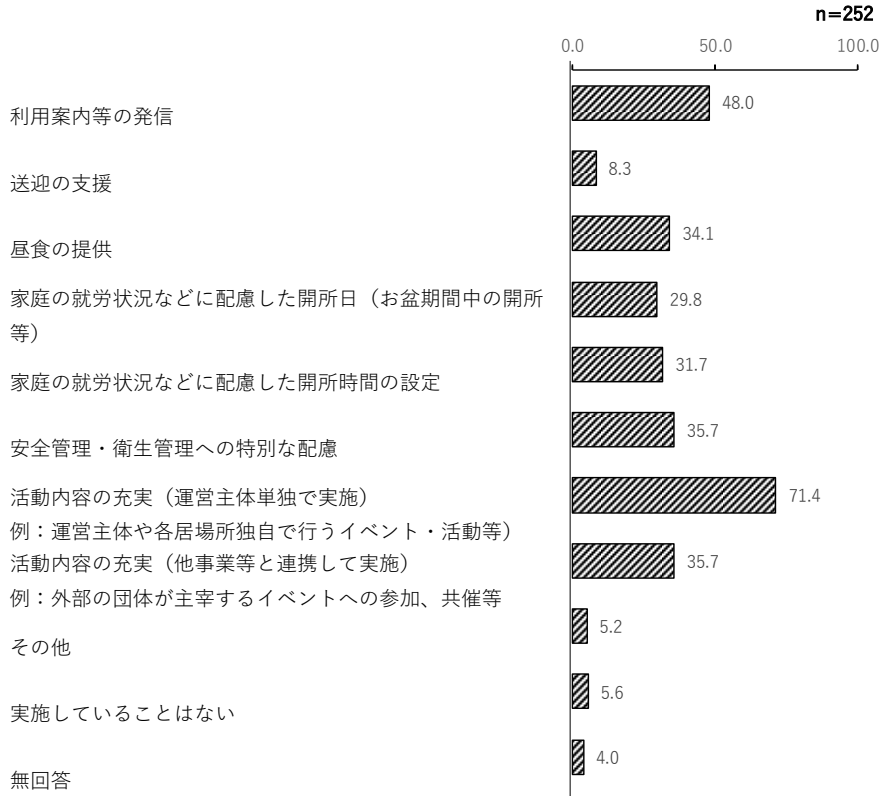
図表 ii-3 夏季休業のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題(MA)



**【夏季休業期間のみのこどもの居場所の運営状況】**

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所運営のために実施していることは、「活動内容の充実(運営主体単独で実施)」が約7割と最多。

図表 ii-4 夏季休業期間のみのこどもの居場所運営に当たって実施していること(MA)

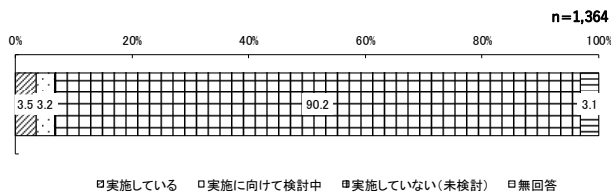


**【平日(学校がある日)の朝のこどもの居場所について】**

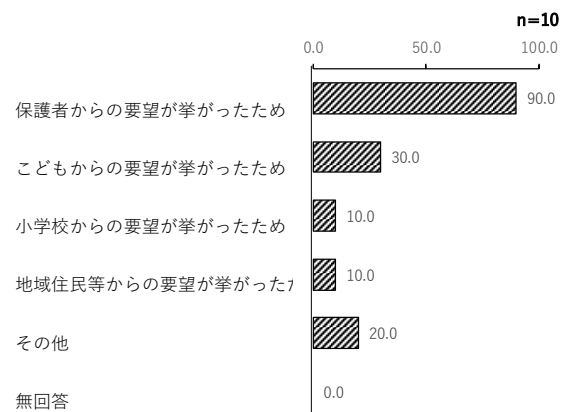
- ✓ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の運営を「実施している」と回答した運営主体は 48 件。開設背景は「保護者からの要望」が約9割。

図表 ii-5 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の

運営状況(SA)



図表 ii-6 開設にいたった背景(MA)



## 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査の実施 (保護者向け)

放課後児童クラブをはじめとする、夏季休業期間におけるこどもの居場所の利用状況や課題、ニーズ等について把握するため、小学生のこどもを持つ保護者に対してアンケート調査を実施した。

調査基準日: 令和6年10月1日時点

調査対象: 全国の小学1年生～小学6年生(令和6年度時点)のこどもを持つ、共働き家庭(配偶者がおらず回答者自身が就労している場合も含む)の保護者 3,708名。

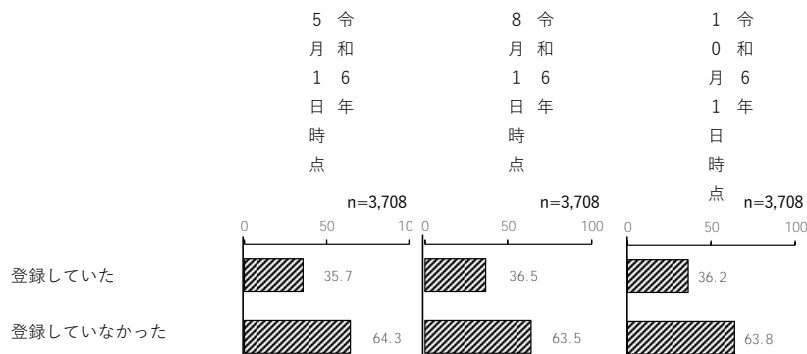
有効回答数: 3,708件

調査項目: 放課後児童クラブ・学童保育等への利用登録有無、放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由、学校がある日の放課後・夏季休業期間の主な居場所、夏季休業期間の主な居場所の満足度・その理由、夏季休業期間の放課後児童クラブの利用理由、夏季休業期間の居場所として利用できるサービスに関する情報収集の手段、学校がある日の朝の主な居場所、学校がある日の朝の居場所の利用理由、学校がある日の朝の居場所(自宅以外)の利用希望、こどもの居場所全般に関するご意見 / 等

### 【放課後児童クラブ・学童保育への登録状況について】

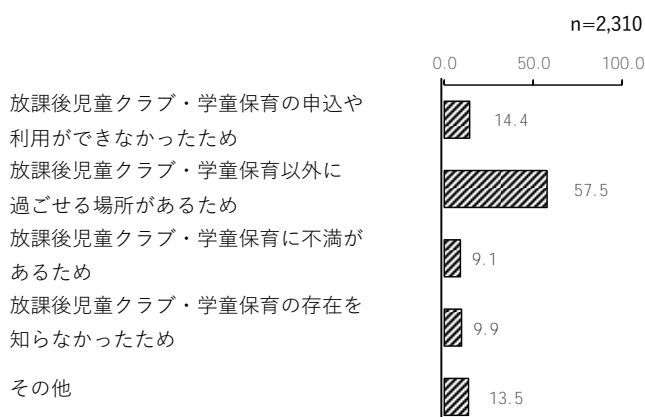
- ✓ 放課後児童クラブ・学童保育への登録割合は令和6年5月時点、8月時点、10月時点ともに3割半ば。
- ✓ 放課後児童クラブ・学童保育に登録していなかった/夏季休業終了後に登録を辞めた理由は、「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が6割程度、次いで「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」。
- ✓ 夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育に登録していなかった理由は、「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が6割程度。

図表 iii-1 放課後児童クラブ・学童保育等(自治体が運営するもの/民間が運営するもの両者含む)への利用登録有無(SA)



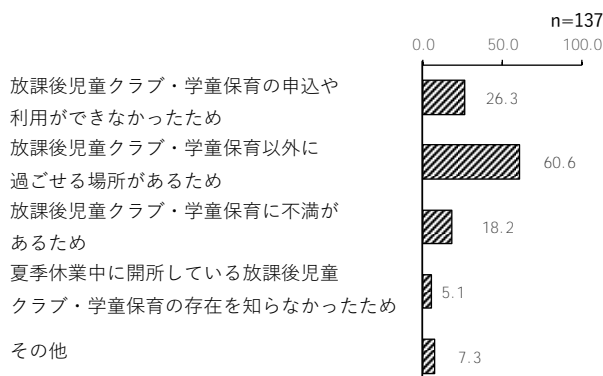
図表 iii-2 放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった

／利用を辞めた理由(MA)



図表 iii-3 夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を

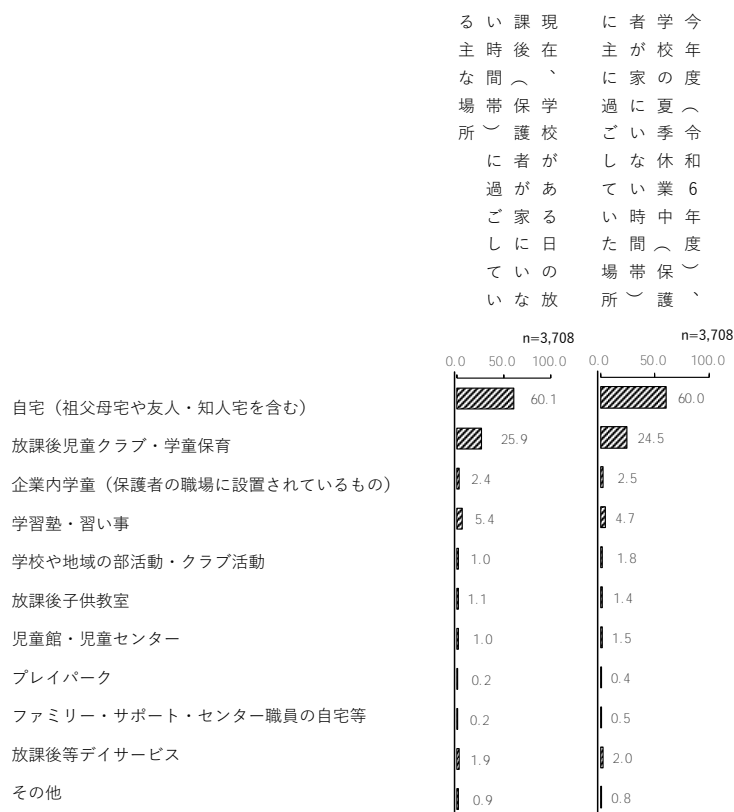
利用しなかった理由(MA)



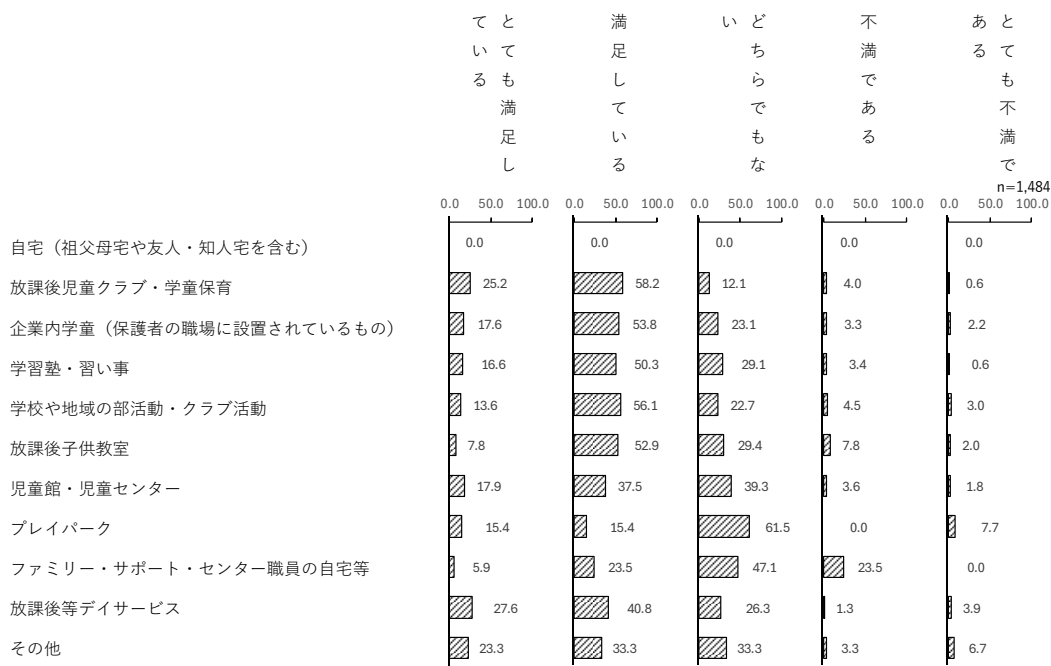
【保護者が家にいない時間帯に過ごしている主な場所】

- ✓ 保護者が家にいない時間帯に過ごしている主な場所は、学校がある日の放課後・夏季休業期間ともに「自宅」が6割程度、次いで「放課後児童クラブ・学童保育」が2割半ば。
- ✓ 夏季休業期間に利用した居場所の満足度は、「放課後児童クラブ・学童保育」「企業内学童」「学校や地域の部活動・クラブ活動」の順に高い。

図表 iii-4 保護者が家にいない時間帯に過ごしている主な場所(SA)



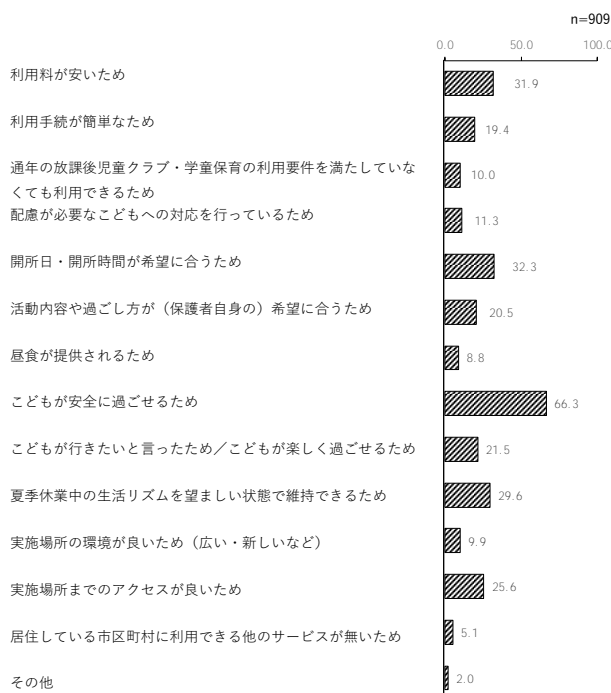
図表 iii-5 学校の夏季休業期間に主に過ごしていた場所の満足度(利用した居場所別)(SA)



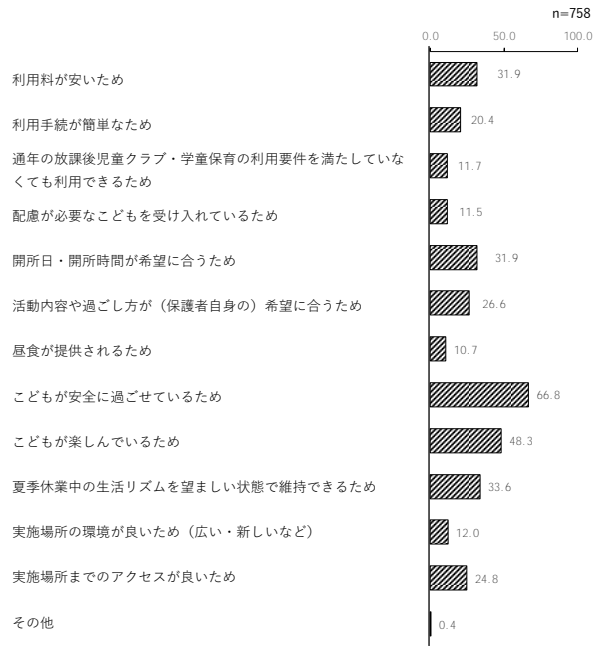
【夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の利用理由、満足理由、実施しているサービス】

- ✓ 夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の利用理由は、「こどもが安全に過ごせるため」「開所日・開所時間が希望に合うため」等。
- ✓ 夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の満足理由は、「こどもが安全に過ごせているため」「こどもが楽しんでいるため」等。昼食の提供があることを理由とした保護者は少なかった。
- ✓ 夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育では、「活動内容の充実」「家庭の就労状況などに配慮した開所日・開所時間の設定」「昼食の提供」等が行われているとの回答が多くみられた。

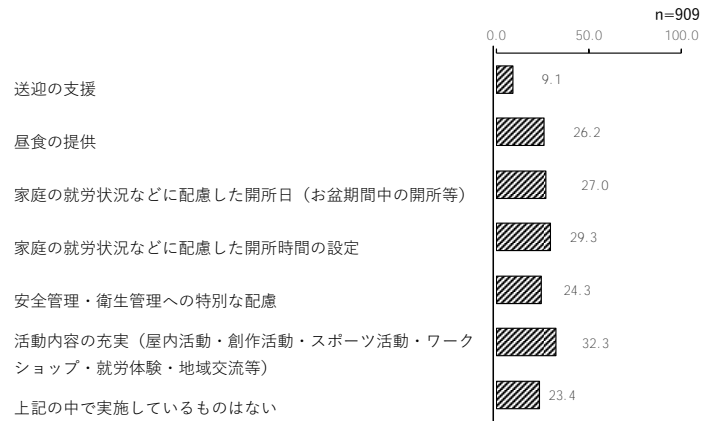
図表 iii-6 夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用した理由(MA)



図表 iii-7 利用した放課後児童クラブ・学童保育の満足理由(MA)



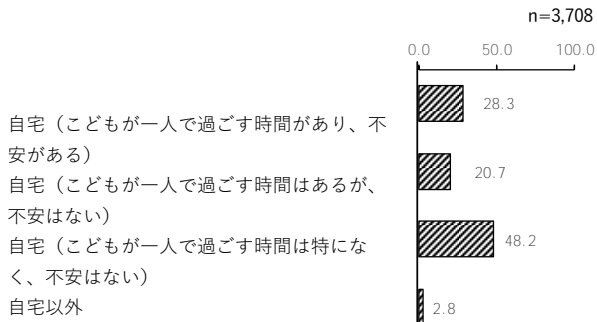
図表 iii-8 利用した放課後児童クラブ・学童保育で夏季休業期間に実施しているサービス等(MA)



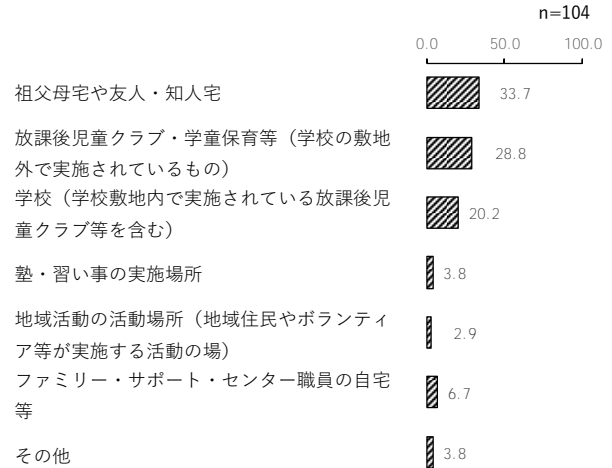
**【学校がある日の朝の居場所】**

- ✓ 学校がある日の朝、「自宅以外」で過ごす子どもは3%程度。自宅が大半を占めるものの、「自宅(子どもが一人で過ごす時間があり、不安がある)」が3割弱と一定数を占める。
- ✓ 自宅以外の主な居場所は、「祖父母宅や友人・知人宅」、次いで「放課後児童クラブ・学童保育等(学校の敷地外で実施されているもの)」等。
- ✓ 自宅以外の居場所の利用希望は、「どちらでもない」が2割程度と最も多いものの、「とても利用したいと思う」「利用したいと思う」と回答した保護者も3割程度。

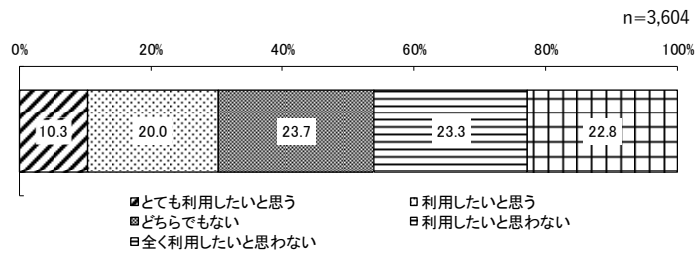
図表 iii-9 学校がある日の朝の主な居場所(SA)



図表 iii-10 学校がある日の朝の自宅以外の主な居場所(SA)



図表 iii-11 学校がある日の朝の自宅以外の居場所の利用希望(SA)



## 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するヒアリング調査の実施

各自治体(市区町村)及び運営主体における夏季休業期間のこどもの居場所確保の状況や居場所づくりにおける配慮と工夫、成果、課題等について詳細を聴取し、上記「市区町村向けおよび運営主体向けアンケート調査」で把握しきれなかった内容の深掘りを目的として、市区町村および運営主体を対象としたヒアリング調査を実施した。

調査実施期間:令和6年8月～令和7年1月

調査数:10自治体

調査項目:夏季休業中のこどもの居場所の開設状況、放課後児童健全育成事業の現状、夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況、長期休業中のこどもの居場所に関するご意見・ご要望 /等

### 【夏季休業期間におけるこどもの居場所の確保に関する問題意識】

- ✓ 開始に至った理由としては、「長期休業期間中のみ利用したいという保護者の声」という意見が多く聞かれた。
- ✓ 収集した事例では、待機児童対策としてよりも「(学校がある期間の利用ニーズはないものの)長期休業中にこどもが一人で家で過ごすことには不安がある」家庭への対応を目的として実施するケースが多く聞かれた。具体的には、保護者の就労時間が相対的に短い家庭、高学年児童がこれに該当するとの意見が多かった。

### 【夏季休業期間におけるこどもの居場所の運営状況】

- ✓ 放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等の運営は、放課後児童クラブの運営主体へ委託するケースが複数みられたほか、保育所・幼稚園の運営者への委託、シルバー人材センターへの委託があった。また、実施場所として、市が所管する施設のほか、運営主体の保有施設等の利用が聞かれた。
- ✓ こどもの支援に従事する人材の確保においては、紹介等を通じて放課後児童支援員等の要件を満たす人材を探すという意見が複数みられた。幼稚園教諭、小学校の学校生活アシスタントや非常勤講師など、夏季休業中であるからこそ居場所の運営に従事できる人材の確保事例も聞かれた。
- ✓ こどもの居場所における支援等の内容として、お盆期間中の開所、昼食提供、運営主体のノウハウ等を活かした活動プログラムの工夫の事例等が聞かれた。

### 【夏季休業中のこどもの居場所に関する施策の成果と課題】

- ✓ 成果について、放課後児童健全育成事業/預かり事業等ともに、定量的・明示的な把握には至っていないものの、待機児童対策につながっている可能性を示唆する意見が聞かれた。また、保護者の就労継続のほか、こどもの体験・子ども同士の交流の広がり成果として挙げられた。預かり事業等として、保育所等で居場所を運営する自治体からは、「卒園児に会えることで職員のモチベーション向上につながる」との意見もあった。
- ✓ 施策立案～開始の過程において実感した課題として、預かり事業等の運営者の誘致、関係者間の調整に関する意見が聞かれた。また、運営の中で実感した課題として、役割分担に関するルールづくりの必要性、限られた期間内でこどもとの関係性をつくる難しさが挙げられた。開所時間に関するニーズへの対応、配慮が必要なこどもの支援等については、放課後児童健全育成事業/預かり事業等の双方で課題感があると読み取れた。

### 【夏季休業中のこどもの居場所に関するご意見・ご要望】

- ✓ 国の施策に対する意見として、人材確保支援・(預かり事業等を行う場合の)補助金に関するものがあった。

## 小学校の夏季休業期間のこどもの居場所に関する取組事例集の作成

上記の調査を通じて収集した自治体等の取組事例等を広く周知し、長期休業期間におけるこどもの居場所確保に係る取組の普及・拡大に役立てていただくため、調査結果を事例集形式でとりまとめた。

### 調査結果のまとめ(提言)

長期休業中等におけるこどもの居場所確保・整備に向けた取組の方向性について、こどもの意見や意向を聴取、反映しながら取り組んでいくことの重要性を踏まえながら、以下のとおり提言を行った。

#### 【こどもにとって必要な居場所をつくる観点から】

- ✓ 長期休業中におけるこどもの居場所には、体験・交流を広げる場としての対応、安心・安全な環境下で過ごす生活の場としての対応が必要とされる。また、こどもの利用日数や時間等は様々であるほか、各家庭の環境や事情に応じて、福祉的な関わりや支援を必要とするこどももいる。こどもの置かれている状況、要望や意見を把握したうえで、各自治体にどのような資源があり、どのような役割を果たし得るのかを整理し、放課後児童クラブを含めた地域資源全体でニーズに対応していくことが必要である。また、これらに関する保護者への確実な周知と理解の獲得も不可欠である。

#### 【保護者にとって必要な支援を提供する観点から】

- ✓ 長期休業中等も保護者が安心して就労継続できるよう、こどもの居場所に対する保護者の声を把握しながら開所日・開所時間、昼食提供、利用料等の運営内容を検討すべきである。その際、保護者が居場所に求める役割・支援の範囲や程度は様々であること、各自治体や運営主体において対応できる範囲や優先順位の決め方が異なること、こどもの視点をより重視しながら運営内容の在り方を検討すべきことなど、考慮する必要がある。

#### 【運営者として有意義な運営を行う観点から】

- ✓ 長期休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所では、様々な学年・バックグラウンドをもつこどもと職員が初めて顔を合わせ、長い1日をともに過ごす。その難しさや課題を乗り越え、こども・保護者にとって有用な居場所づくりを進めるには、相応の経験やノウハウに基づく運営が必要である。実装の過程や実施内容、結果や課題等を自治体横断で共有し、横展開を図ることも望まれる。

#### 【国としてこどもの育ちに必要な施策を多角的に整備する観点から】

- ✓ 学校がある期間は放課後児童クラブを利用しない家庭において、夏季休業期間のみの居場所利用ニーズが顕在化している状況。安定的な運営やこどもとの関係構築を踏まえると、放課後児童健全育成事業としての実施が重要であることを前提としつつ、開所日数の面で基準を満たすことが難しい場合の施策検討が望まれる。
- ✓ こどもが安全・安心に自分らしく過ごすことのできる居場所の整備は、健全な成長の支援であり、教育的観点でも重要な意味を持つ。小学校がこれに協力する必要性や意義を改めて認識したうえで、組織横断で長期休業中の居場所づくりに取り組むことが求められる。また、こどもの育ちを保障する視点に立つと、居場所整備と並行して保護者が多様で柔軟な働き方を実現するうえでの施策の検討も重要であり、省庁横断で本テーマを受け止め対応策を検討する体制づくりが望まれる。

#### 【平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所を検討する観点から】

- ✓ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所確保について、放課後児童健全育成事業以外の地域資源も含めた検討が期待される。

【委員】(五十音順・敬称略)

氏名	所属
有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 大学院社会福祉学研究科 教授
植木 信一(座長)	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
友川 礼	松山東雲女子大学 人文科学部 心理子ども学科 社会福祉専攻 准教授
浪花 武志	名張市役所 福祉子ども部 子ども家庭室 室長
新田 直人	埼玉県庁 福祉部こども支援課 主幹
佐渡 知美	埼玉県庁 福祉部こども支援課 主任
宗助 裕恵	特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会 事務局 副理事長 総務・人事労務・企画推進マネージャー

【事務局】

氏名	所属
杉田 裕子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム マネジャー
渡邊 夏子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム シニアコンサルタント
後藤 智洋	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム シニアコンサルタント
白石 智奈美	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム コンサルタント
泉 美香子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム
定直 玲美	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム

【オブザーバー】

氏名	所属
阿南 健太郎	こども家庭庁 成育局成育環境課 課長補佐
河野 誠人	こども家庭庁 成育局成育環境課

以上

## 目次

### 序章 調査研究の概要とまとめ

- 1. 調査研究の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・序-1
- 2. 調査研究の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・序-2
- 3. 調査の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・序-3
- 4. 調査研究の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・序-6
- 5. 成果の公表方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・序-6
- 6. 調査結果のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・序-7

### 第1章 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（市区町村）

- 1. 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
- 2. 調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-5

### 第2章 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（運営主体）

- 1. 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
- 2. 調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-5

### 第3章 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（保護者）

- 1. 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-1
- 2. 調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-8

### 第4章 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するヒアリング調査

- 1. 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-1
- 2. 調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-2

### 第5章 小学校の夏季休業期間のこどもの居場所に関する取組事例集の作成

#### 小学校の夏季休業期間のこどもの居場所 取組事例集

#### 参考資料

- アンケート調査票（市区町村）・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考 1-1
- アンケート調査票（運営主体）・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考 2-1
- アンケート調査票（保護者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考 3-1
- ヒアリング調査記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考 4-1

序章

調査研究の概要とまとめ

## 序章 調査研究の概要とまとめ

### 1. 調査研究の背景・目的

- ✓ 令和6年度の子ども家庭庁報告によると、放課後児童クラブの待機児童の数は前年比 1,410 人増の 17,686 人と依然多く、全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境整備が喫緊の課題である。その対応策の一つとして、「放課後児童対策パッケージ」(令和5年 12 月)では「年度前半や夏季休業中のみ放課後児童クラブの開所支援のあり方」についての言及があり、夏季休業期間等のこどもの居場所に焦点を当てた現状把握と課題整理が必要とされている。
- ✓ 本調査は、長期休業中のこどもの居場所の確保に係る自治体等の取組状況把握および課題の抽出、対応策の検討を行うことにより、小学校の夏季休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所等の開所支援のあり方検討に資する情報整理を行うこと、並びに調査を通じて収集した自治体等の事例をとりまとめ・発信することにより、取組の普及・拡大を図ることを目的とした。
- ✓ あわせて、平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の必要性が顕在化し、一部の自治体において対応が開始される状況の中、本調査研究では平日の朝のこどもの居場所についても実態把握を行うこととした。

## 2. 調査研究の概要

### 1) 研究会の設置・開催

- ✓ 調査全体の実施方針並びに各調査の設計・分析方法についてご意見をいただき、報告書をとりまとめることを主眼として、学識経験者、自治体関係者、こどもの支援担当者等からなる研究会を設置・開催した。

図表0-1 研究会の開催概要

回数	日時及び場所	議題
第1回	令和6年8月29日(木) 10:00~12:00、オンライン会議	• 事業概要と調査の視点 • アンケート調査の実施概要及び調査票案
第2回	令和6年12月4日(水) 10:00~12:00、オンライン会議	• アンケート調査結果(速報値) • ヒアリング調査の実施状況
第3回	令和7年2月13日(木) 10:00~12:00、オンライン会議	• アンケート調査結果(確報値) • ヒアリング調査の進捗状況 • 報告書とりまとめ案 • 取組事例集の骨子
第4回	令和7年3月6日(木) 13:00~15:00、オンライン会議	• 報告書とりまとめ案 • 取組事例集案

### 2) 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査

#### ① 市区町村向けおよび運営主体向けアンケート調査

- ✓ 各自治体(市区町村)及び運営主体における夏季休業期間等のこどもの居場所確保に向けた取組状況とその成果・課題について把握するためのアンケート調査を実施した。

#### ② 保護者向けアンケート調査

- ✓ 放課後児童クラブをはじめとする、夏季休業期間等のこどもの居場所の利用状況や課題、ニーズ等について把握するため、小学生のこどもを持つ保護者に対してアンケート調査を実施した。

### 3) 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するヒアリング調査

- ✓ 各自治体(市区町村)及び運営主体における夏季休業期間のこどもの居場所確保の状況や居場所づくりにおける配慮と工夫、成果、課題等について詳細を聴取し、上記「(2)①市区町村向けおよび運営主体向けアンケート調査」で把握しきれなかった内容の深掘りを目的として、市区町村および運営主体を対象としたヒアリング調査を実施した。

### 4) 小学校の夏季休業期間のこどもの居場所に関する取組事例集の作成

- ✓ 上記の調査を通じて収集した自治体等の取組事例等を広く周知し、長期休業期間のこどもの居場所確保に係る取組の普及・拡大に役立てていただくため、調査結果を事例集形式でとりまとめた。

### 3. 調査の視点

#### 1) 本調査研究課題に関する当社の理解(過年度調査を通じた状況把握と課題整理)

- ✓ 当社が過年度調査の中で行った、長期休業中等のこどもの居場所についての状況把握と課題整理は以下のとおり。

図表0-2 過年度調査による状況把握と課題整理(長期休業中のこどもの居場所に関連する部分を抜粋)

#### 放課後児童クラブの待機児童対策に関する調査研究(令和4年度)

##### 放課後児童クラブの待機児童にまつわる現状

- 待機児童は大都市だけでなく、一般市・町村含めて全国で発生
- 高学年児童が待機児童となる傾向
- 待機児童数は夏休み以降減少(夏休みの利用を意図して年度当初から利用登録する現状も)

##### 放課後児童クラブを希望する家庭が利用できるようなするための取組

- 学校施設を活用(タイムシェア含む)した放課後児童クラブ設置
- 夏休みのみ開所する放課後児童クラブ(支援の単位)の設置
- (周辺地域等にある)利用可能な放課後児童クラブの案内・利用促進および利用しやすい環境整備

##### 放課後児童クラブ以外の居場所の確保

- 放課後居場所緊急対策事業等の活用促進
- その他の事業等の活用
- 民間の預かりサービス活用

##### その他の論点

- 放課後児童クラブがない地域でのこどもの居場所
- 放課後児童クラブを利用できない家庭における、放課後のこどもの居場所

#### 放課後児童支援員等の人材に関する調査研究(令和5年度)

##### 人材確保のための取組

- 学校の職員に、夏休み期間中のみ放課後児童クラブで勤務してもらう
- 学生アルバイト、インターンシップ、ボランティア等の活用

## 2) 調査スコープと調査の視点

### ① 調査スコープ

- ✓ 本調査では以下を調査スコープとした。

#### 夏季休業中のこどもの居場所確保に関する取組の現状・課題を整理する

- ・ 本調査においては「(待機児童解消を見据えた)夏季休業中のみの放課後児童クラブの開所のあり方検討」に向けた調査であるとの理解から、夏季休業期間のこどもの居場所確保に関する取組の現状・課題を整理することとした。なお、本調査を通じた事例収集・分析の結果は勿論、夏季休業以外の長期休業中のこどもの居場所確保にも援用できるものである。

#### 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所確保に関する取組の現状・課題を整理する

- ・ こどもが小学校に進学すると登校時間が遅くなるため、保護者の出勤時間に影響が生じたり、保護者が出勤したあとにこどもが登校時間まで一人で過ごさなければならないなどの状況が社会課題となっている。これに対応すべく、一部の自治体では朝のこどもの居場所づくりに取り組む事例も生まれている。本調査研究では、背景・目的にも記載のとおり、夏季休業中のこどもの居場所確保のみならず、平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所確保についても実態把握を行った。

#### 放課後児童健全育成事業以外の事業を含めたこどもの居場所について把握する

- ・ 本調査では「放課後児童健全育成事業」「放課後児童健全育成事業以外の小学生の預かり事業等」の2つの観点から、こどもの居場所整備の状況を把握した。

### ② 調査の視点

- ✓ 「学校がある日には放課後児童クラブを利用しない(あるいは利用ニーズが低い)が、夏季休業中は放課後児童クラブ等を利用したい」という家庭もあることから、夏季休業中のこどもの居場所は、学校がある期間中よりも沢山の家庭が利用する。あわせて、多くの家庭は午前中から放課後児童クラブ等に通い、そこで1日を過ごすこととなる。
- ✓ したがって、夏季休業中のこどもの居場所確保については、「利用希望者数増に対応した居場所の整備」と「放課後児童クラブ等で1日(長い時間)を過ごすことを念頭に、安全・安心に過ごしながら多様な体験等に触れることができる環境整備」の2つの側面から情報収集・検討が必要である。
- ✓ これらを踏まえ、前者は「場所」「人材」「利用推進」、後者は「開所日・開所時間」「昼食の提供」「安全管理・衛生管理」「他事業等との連携」に着目。アンケート及びヒアリングでは、これら要素がどのように考慮され、実装されているのか明らかにすべく、調査項目を検討した。
- ✓ なお、上記から得た示唆も踏まえつつ、本調査では「平日(学校がある日)の朝のこどもの居場所」にも着目し、これに対応する事例や課題等を抽出できるようにした。

図表0-3 調査の視点

## 夏季休業中等のこどもの居場所に関する前提

- 学校がある日の放課後には放課後児童クラブを利用しない（あるいは利用ニーズの低い）家庭も児童等を利用したい  
← **利用希望者数の増加**
- 午前中から放課後児童クラブ等を利用したい  
← **利用時間の増加**

- 利用希望者数増に対応した居場所整備が必要
- 1日を放課後児童クラブ等で過ごすことを念頭に、安全・安心を保障しながらこどもの生活・遊びを豊かなものにするための環境整備が必要

## 夏季休業中等のこどもの居場所整備において考慮すべき2つの側面と重要な要素

### こどもの居場所の確保

- **場所：利用増に対応した場所の確保が必要**  
→どこにこどもの居場所を確保しているか（学校施設、児童館、保育所等）
- **人材：利用増に対応した人材の確保が必要**  
→育成支援を担う人材として、誰を、どのように確保しているか（放課後児童支援員、補助員、アルバイト、ボランティア等）
- **利用推進：利用できる居場所の調整と周知、環境整備が必要**  
→どのように利用できる居場所を調整・周知し、利用できる環境（送迎等）を整備しているか

### 安心・安全に過ごし、多様な体験等に触れることのできる環境

- **開所日・開所時間：家庭の就労状況などに配慮した開所日・開所時間の設定が必要**  
→各家庭が希望する開所日・開所時間とするためにどのような対応を行っているか（開所時刻、お盆期間中の開所への対応等）
- **昼食の提供：昼食を提供する放課後児童クラブ等が増加**  
→昼食提供がどの程度・どのように行われているか（提供有無、提供方法、提供に当たっての手続きの進め方等）
- **安全管理・衛生管理：多様な活動・体験を念頭に置いた安全管理・衛生管理が必要**  
→学校がある日の放課後とは異なる利用人数・利用時間の中で、どのように安全管理・衛生管理を行いながら多様な活動・体験を提供しているか（方法およびその理由等）
- **他事業等との連携：多様な活動・体験を提供するために、他事業等との連携が重要**  
→こどもの生活・遊びを豊かにするために、どのような事業等との連携が行われているか（放課後子供教室、児童館等との連携内容等）

#### 4. 調査研究の体制

- ✓ 本調査研究の体制は、以下のとおり。

##### 【委員】(五十音順・敬称略)

氏名	所属
有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 大学院社会福祉学研究科 教授
植木 信一(座長)	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
友川 礼	松山東雲女子大学 人文科学部 心理子ども学科 社会福祉専攻 准教授
浪花 武志	名張市役所 福祉子ども部 子ども家庭室 室長
新田 直人	埼玉県庁 福祉部こども支援課 主幹
佐渡 知美	埼玉県庁 福祉部こども支援課 主任
宗助 裕恵	特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会 事務局 副理事長 総務・人事労務・企画推進マネージャー

##### 【事務局】

氏名	所属
杉田 裕子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム マネジャー
渡邊 夏子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム シニアコンサルタント
後藤 智洋	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム シニアコンサルタント
白石 智奈美	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム コンサルタント
泉 美香子	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム
定直 玲美	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部 ヒューマンキャピタル創生チーム

##### 【オブザーバー】

氏名	所属
阿南 健太郎	こども家庭庁 成育局成育環境課 課長補佐
河野 誠人	こども家庭庁 成育局成育環境課

#### 5. 成果の公表方法

- ✓ 本調査研究の成果は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社のホームページにおいて公開する。

## 6. 調査結果のまとめ

### 1) 長期休業期間におけるこどもの居場所について

#### ① 夏季休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所

- 本調査研究では、自治体等において「小学校の夏季休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所」(以降、「夏季休業期間のみのこどもの居場所」という。)を実施する事例が一定数あることに着目し、その取組状況を調査した。
- 回答自治体の約4割が、夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する施策を実施していると回答した。実施状況に都市区分の偏りはみられず、一般的に待機児童数が多いと考えられる政令指定都市や特別区よりもむしろ、中核市、一般市、町村で多くの自治体が「実施している」との回答であった。
- 他方、保護者アンケートによると、保護者が就労等により家にいない場合にも夏季休業期間の居場所は「自宅」が最多であった。その理由は「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が最も多いが、「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」も一定数みられた。
- なお、夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施方法として、放課後児童健全育成事業として実施するケースに加え、数はそれほど多くないものの、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施するケースがある。本調査では、それぞれの場合の実施内容の特徴等として、以下を把握することができた。

#### 【放課後児童健全育成事業として実施するケース】

	概要(調査結果)		
実施方法	通年利用の定員に余裕がある放課後児童クラブにおいて、夏季休業中のみの利用登録枠を設けて、受入れを行う	通年利用の定員とは別に夏季休業中のみの利用登録枠を設けて、受入れを行う(受入れに伴い、支援の単位を新たに設けるなどの対応は行わない)	支援の単位を新たに設けて運営する
利用対象	放課後児童クラブの待機児童となっていない場合にも利用可とする自治体がほとんどだった 夏季休業期間中は、小学校区を跨いだ利用を可とする事例もあった		
実施場所	学校外の専用施設、学校施設 等		
運営主体	(通年開所の)放課後児童クラブ運営主体		
職員	放課後児童支援員等による対応 ※夏季休業期間のみ臨時雇用で学生アルバイト等を雇う事例も聞かれた		
備考	-		

【放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施するケース】

	概要(調査結果)
利用対象	<p>以下を中心に、利用対象は自治体により様々</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能</li> <li>・ 放課後児童クラブの利用要件を満たしていなくても利用可能</li> <li>・ 放課後児童クラブのない地域で実施</li> <li>・ 1～3年生で保護者が仕事等で見てもらえる人がいない場合に利用可能</li> <li>・ 参加対象に特に制限はない</li> </ul>
実施場所	<p>学校施設、学校外の専用施設、学校外の施設(専用ではない)学校施設、保育所・幼稚園・認定こども園 等</p> <p>※こどもの生活・遊びに適した環境であることに加え、保護者の送迎を念頭に駐車スペースのある場所を探したといった意見もあった</p>
運営主体	<p>以下を含む様々な事業者等が運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブ運営事業者</li> <li>・ 保育所・幼稚園等を運営する事業者</li> <li>・ 地域のこどもを対象とした活動を展開するNPO</li> <li>・ シルバー人材センター 等</li> </ul>
職員	<p>人材確保の方法として、以下のような事例が聞かれた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者内の人員配置を工夫することで、預かり事業等の人員体制を整える(他の放課後児童クラブやその他事業所で勤務する職員を一時的に異動させ、預かり事業等を担ってもらうなど)</li> <li>・ 学生アルバイト等を活用する</li> <li>・ 普段は小学校の事務職員をしている方等に勤務してもらう</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県の補助金を活用して運営する事例もあった</li> </ul>

② 夏季休業期間のみのこどもの居場所を設置したことによる成果

- ・ 市区町村向けアンケートでは、夏季休業期間のみ利用可能なこどもの居場所を設置したことにより「効果がある」「大いに効果がある」で8割弱を占めた。
- ・ 同アンケートによると、効果があったと思う理由として「保護者が満足しているから」を多くの自治体が挙げている。「待機児童を削減することができたから」も2割程度みられる。
- ・ 実施状況別にみると、理由には若干の違いがあり、放課後児童健全育成事業として実施する自治体においては、(放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体よりも)待機児童対策としての効果をより強く感じている。
- ・ 逆に、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体においては、(放課後児童健全育成事業として実施する自治体よりも)こどもの満足度をより強く感じている<sup>1</sup>。
- ・ 運営主体向けアンケートでも、夏季休業中のこどもの居場所が「評価されている」と考える割合が5割程度を占める。ただし、「わからない」とする運営主体も一定数存在し、その理由として、保護者・こども・職

<sup>1</sup> 放課後児童健全育成事業として実施する場合/預かり事業等として実施する場合の評価については、両方を行う自治体による相対評価ではなく、いずれかを実施する自治体による絶対評価であることに留意が必要。以降、全て同じ。

員に対するアンケートやヒアリングを通じた聴き取りが行えていない実態が垣間見えた。

- ・ 同アンケートによると、職員による高評価の理由は「夏季休業期間のみのこどもの居場所があることで、保護者の要望を満たすことができ、関係構築につながるから」が最も多かった。実施状況別にみると、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体においては、(放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する運営主体よりも)放課後児童クラブ全体の質の向上につながることを評価している。逆に、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する運営主体においては、(放課後児童健全育成事業として実施する運営主体よりも)地域住民等との関係構築につながることを評価している。
- ・ 運営主体が認識するこどもの評価理由は「他の児童と遊べるから」が7割弱と最も多い。「自宅等で一人で過ごすのは不安(心細い)だから」や「参加したいプログラム・活動内容等があるから」を挙げる割合も半数程度を占める。これについて、放課後児童健全育成事業としての実施/放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等としての実施での大きな違いはみられなかった。
- ・ 運営主体が認識する保護者の評価理由は「こどもが安全に楽しく過ごすことができているから」が最も多かった。「夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるから」も半数程度を占める。実施状況別にみると、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する運営主体においては(放課後児童健全育成事業として実施する運営主体よりも)利用手続きの簡便さや、放課後児童クラブの利用要件を満たしていなくても利用できること等が評価されていると感じている。実施場所へのアクセスの良さを挙げる割合も高い。
- ・ なお、保護者アンケートでは、満足な理由として「こどもが安全に過ごせているため」「こどもが楽しんでいるため」「夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるため」を挙げる割合が高かった。ヒアリング調査では、「(シルバー世代の方から)将棋を教えてもらって嬉しかった」「理科実験が楽しかった」といったこどもの意見、「長期休業のみの預かりがあるから安心して働けた」という保護者の意見を把握しているという自治体の話を聞くことができた。

### ③ 夏季休業期間のみのこどもの居場所の運営における課題

- ・ 市区町村アンケートでは、夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題として、「こどもの支援に従事する人材の確保が難しい」を多くの自治体が挙げている。「実施場所の確保・選定が難しい」や「安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要」も4割弱を占めた。
- ・ 実施状況別にみると、課題には若干の違いがあり、放課後児童健全育成事業として実施する自治体においては、(放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体よりも)夏季休業期間のみの居場所ならではのこどもの支援の難しさや昼食提供への要望への対応をより強く課題認識している。逆に、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体においては、(放課後児童健全育成事業として実施する自治体よりも)運営事業者の確保や活動内容の企画運営をより強く課題認識している。
- ・ 運営主体向けアンケートでも同様に、人材確保を課題に挙げる割合が6割強を占める。実施状況別にみると、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体においては、(放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する運営主体よりも)夏季休業期間のみの居場所ならではのこどもの支援の難しさをより強く課題認識している。安全管理・衛生管理の必要性に関する課題認識も高い。逆に、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する運営主体においては、(放課後児童健全育成事業として実施する運営主体よりも)開所日・開所時間をより強く課題認識している。

#### ④ 平日(学校がある日)の朝のこどもの居場所の実施状況

- ・ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所を実施している/実施に向けて検討中と回答した自治体は31件。運営主体向けアンケートをみると、居場所開設のきっかけは保護者の要望を受け、運営主体による独自の取組として実施に至ったケースが一定数あった。ファミリー・サポート・センター事業として朝の見守りに対応するケースも複数聞かれた。
- ・ 活動内容として、体育館等の特定のスペース(学校により異なる)での見守り、朝食提供、宿題等の回答が得られた。
- ・ 実施していない・検討中の自治体に対して、実施に当たっての課題を聞いたところ、「居場所運営に従事する人材の確保が難しい」を挙げる自治体が7割、「居場所(場所)の確保・調整が難しい」が4割強等であった。朝のこどもの居場所を放課後児童クラブで担うことへの戸惑いの声も複数みられた。
- ・ 保護者アンケートでは、学校がある日の朝のこどもの居場所について、「自宅(こどもが一人で過ごす時間があり、不安がある)」を選択する割合が3割弱、また自宅以外の居場所を「利用したい」とする割合も3割程度と、ニーズがうかがえた。

## 2) 提言

### (長期休業中等におけるこどもの居場所確保・整備に向けた取組の方向性)

以下、長期休業中等におけるこどもの居場所確保・整備に向けた取組の方向性について、こどもの意見や意向を聴取、反映しながら取り組んでいくことの重要性を踏まえながら、以下のとおり提言を述べる。

#### ① こどもにとって必要な居場所をつくる観点から

長期休業中におけるこどもの居場所には、体験・交流を広げる場としての対応、安心・安全な環境下で過ごす生活の場としての対応が必要とされる。また、こどもの利用日数や時間等は様々であるほか、各家庭の環境や事情に応じて、福祉的な関わりや支援を必要とするこどももいる。

こどもの置かれている状況、要望や意見を把握したうえで、各自治体にどのような資源があり、どのような役割を果たし得るのかを整理し、放課後児童クラブを含めた地域資源全体でニーズに対応していくことが必要である。また、これらに関する保護者への確実な周知と理解の獲得も不可欠である。

- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所について、アンケートやヒアリングでは「活動内容が楽しかった」「他の学区の友達ができた」「宿題をみてもらえた」「地域の方に遊びを教えてもらった」など、交流や体験の幅の広がりを喜ぶこどもの声をうかがうことができた。一方、夏季休業中の居場所の効果や満足している理由として「こどもが安全に過ごせる」「夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できる」を選択する割合が高く、「自宅等で一人で過ごすのは不安」という声も聞かれ、生活の場としてのニーズも読み取れた。
- ✓ 長期休業中は、居場所の利用頻度も様々である。すなわち、(夏季休業中でいうと)お盆期間含めて毎日居場所を利用する必要があるこども、決まった日だけスポット的に利用したいというこども等があり、こどもの置かれている状況やそれに伴う心情は様々である。さらに健康維持や配慮の必要性の面から、居場所においての福祉的な関わりや支援が必要な場合もある。つまり、長期休業中のこどもの居場所には、平日(学校のある期間)の放課後にもまして、多様な状況・希望のもとでこどもの集団が形成されると言うて良い。
- ✓ 他方で、放課後児童クラブにおいては人材確保・場所の確保、活動内容の検討、待機児童対策等の様々な問題が山積しており、多様なこどもの状況・ニーズの全てを放課後児童クラブに求めることは難しい。こどものニーズとして、放課後児童クラブで賄いきれないものがある場合には、児童館や放課後子供教室等の様々な地域資源を見渡しながら、総合的な居場所づくりを推進する施策立案のフローが求められる。
- ✓ こうした様々なニーズに対応していくために、各自治体における長期休業中のこどもの居場所整備にあたってはまず、こども自身の状況やニーズを把握・分析し、それに対応できる居場所はどこなのか、域内のリソースを整理したうえでマッピングを行うことが重要になる。
- ✓ このマッピングを実践し、我が国が目指す「こどもまんなか社会の実現」を果たすうえで重要なのが、こどもの意見や意向を聴取、反映する手段の検討である。現状、こどもへのアンケートやヒアリングを通じた状況把握を行っている自治体は多くないところ、今後は感覚的な認知に留まらず、こどもの意見や意向を確実に聴取し、反映するための策を講じる必要がある。対応策を実施した後に、どのように対応したのか、その理由や結果をこどもに知らせる姿勢も期待される。各自治体では目指す姿の実現に向け、少しずつでも「こどもの意見や意向を聴取する」場の創出に取り組んでいかなければならない。

- ✓ なお、こうした整理を行ったうえで、様々な居場所がどのような目的・支援内容に基づくものなのか、保護者に広く周知を行い、適切な選択を促すことは重要であるのは、言うまでもない。

## ② 保護者にとって必要な支援を提供する観点から

長期休業中等も保護者が安心して就労継続できるよう、こどもの居場所に対する保護者の声を把握しながら開所日・開所時間、昼食提供、利用料等の運営内容を検討すべきである。その際、保護者が居場所に求める役割・支援の範囲や程度は様々であること、各自治体や運営主体において対応できる範囲や優先順位の決め方が異なること、こどもの視点をより重視しながら運営内容の在り方を検討すべきことなど、考慮する必要がある。

- ✓ 保護者からの要望を受け、長期休業中の昼食提供を行う放課後児童クラブ等が増えている。昼食提供については、放課後児童クラブ運営指針でも新たに言及されており、こどもの健康管理の重要性や猛暑下での食事持参に係る衛生管理の難しさなども考慮すると、今後一層の広がりが見込まれる。
- ✓ 他方、保護者アンケートでは、放課後児童クラブに満足している理由として昼食提供を挙げる割合が必ずしも高いわけではない。「家から持ってきた弁当が食べたい」というこどもの意見含め、昼食提供に対する利用者の見解は様々である。また、ヒアリングや本調査の研究会では、昼食提供有無の判断はもちろん、「誰(自治体又は運営主体、保護者)が主体となって、どのような手段で、どの程度の頻度で、誰(全員又は希望者)を対象に提供するのか。アレルギー対策はどうするのか」等、実装に向けた課題の指摘があった。昼食提供に協力してもらえる事業者を見つけるのが難しい、という意見もある。昼食提供を独自のリソースのみで対応できる運営主体は少ないため、こども家庭庁による「放課後児童クラブの長期休業期間等における食事提供事例集」(令和5年7月)も参考にしながら、地域の実態を踏まえた検討が期待される。
- ✓ また、長期休業中のこどもの居場所の運営に関して、開所時間に関する意見が多く聞かれた。特に、学校がある日の(学校の)開門時間と放課後児童クラブ等との開所時間に乖離がある場合や、特定の小学校区において長期休業期間のみの居場所を実施する場合には、保護者の就労状況に合わせた開所時間とすることが、保護者の安心やこどもの安全につながる。
- ✓ 他方で、放課後の時間帯での勤務を前提に、非常勤職員として放課後児童支援員等を雇用する運営主体が多い現状下で、長期休業中の1日開所におけるシフト組みは従来から課題となっており、この時間枠をさらに拡大することのハードルは高い。そもそもの雇用条件(勤務時間)を変更する必要もあるだろう。
- ✓ 開所日・開所時間の設定については、保護者の要望と実現可能性の双方を確認しつつ、また、長い時間を居場所で過ごすこどもの意見や意向、発達にも配慮しながら、対応可否や内容を検討する必要がある。これには、保護者と自治体・運営主体による定期的な協議の場で相互理解を深めることが重要になる。
- ✓ なお、全てを放課後児童クラブ等で対応することが難しい場合には、後述するファミリー・サポート・センター事業をはじめとした他事業との連携による対応も考えられるが、各施策間での情報共有・機能の分化を進める際には、機能の縦割りを防ぐ意味でも、こどもの利益を中心に据えた情報連携・協議の場をより重視すべきである。

### ③ 運営者として有意義な運営を行う観点から

長期休業期間のみ利用を希望する家庭の子どもを対象とした居場所では、様々な学年・バックグラウンドをもつ子どもと職員が初めて顔を合わせ、長い1日をともに過ごす。その難しさや課題を乗り越え、子ども・保護者にとって有用な居場所づくりを進めるには、相応の経験やノウハウに基づく運営が必要である。実装の過程や実施内容、結果や課題等を自治体横断で共有し、横展開を図ることも望まれる。

- ✓ 本調査研究では、中・高学年の子どもにおいて、長期休業期間中のみ居場所を利用したいというニーズが顕在化する傾向を確認することができた。
- ✓ つまり、長期休業期間のみ利用を希望する家庭の子どもを対象とした居場所には、様々な学年・状況の子どもが集まり、職員と初めて顔を合わせ、長い1日を過ごすことになる。また、夏季休業中においては、猛暑の中での生活や遊びを有意義で健康なものとするために、一層の配慮・工夫が求められる。
- ✓ この点、ヒアリング調査では、運営主体内での人員配置を工夫することで体制を確保したり、マニュアルを整備して支援の質を担保する事例、運営主体が有するノウハウやネットワークを活かして中・高学年の子どもも楽しめるような活動内容を企画する事例等を聞くことができた。「子どもや保護者との関係性を築く難しさ」の課題に対応すべく、他の放課後児童クラブで勤務する放課後児童支援員を一時的に夏季休業期間中の居場所へ移動・配置することで、課題の防止・軽減を図ったり、保護者に対して(SNSを使用して)文章・写真等により情報共有を充実させる事例もあった。運営の質の確保と言う観点では、スーパーバイザー(夏季休業中の居場所のマネジメントを専門で行う人材等)を設置し夏季休業期間中の子どもの居場所の運営の質を担保する事例も聞かれている。
- ✓ 長期休業中の子どもの居場所整備のために、各自治体においては、こうした運営内容を適切に把握したうえで、実施結果の成果と課題を利用者・運営者双方の視点から把握・整理し、次年度以降の取組検討へ活かす対応が求められる。本調査研究で作成する取組事例集も活用いただきながら、今後は運営ノウハウを自治体内、さらには自治体横断で共有し、横展開を図ることも望まれる。

#### ④ 国としてこどもの育ちに必要な施策を多角的に整備する観点から

学校がある期間は放課後児童クラブを利用しない家庭において、夏季休業期間のみの居場所利用ニーズが顕在化している状況。安定的な運営やこどもとの関係構築を踏まえると、放課後児童健全育成事業としての実施が重要であることを前提としつつ、開所日数の面で基準を満たすことが難しい場合の施策検討が望まれる。

- ✓ 国では次年度より、夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援を拡充し、既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行うこととしている。
- ✓ 一方で、本調査では、平日(学校のある期間)には放課後児童クラブの利用ニーズがない(待機児童でない場合を含む)ものの、長期休業中には居場所を利用したいという家庭が一定数あり、各自治体においてもそれに対応すべく長期休業中限定での預かり事業等を実施するケースが少なくないことがわかった。
- ✓ 放課後児童クラブは設備運営基準<sup>2</sup>において「250 日以上の開所」が定められている。基本的な運営内容については基準の遵守を原則としつつも、開所日数の面で基準を満たすことが難しい預かり事業等について、利用者の意見や待機児童の状況、自治体や運営主体のリソース等の実態を踏まえながら、国としてどのような支援ができるのか検討することが期待される。

こどもが安全・安心に自分らしく過ごすことのできる居場所の整備は、健全な成長の支援であり、教育的観点でも重要な意味を持つ。小学校がこれに協力する必要性や意義を改めて認識したうえで、組織横断で長期休業中の居場所づくりに取り組むことが求められる。

また、こどもの育ちを保障する視点に立つと、居場所整備と並行して保護者が多様で柔軟な働き方を実現するうえでの施策の検討も重要であり、省庁横断で本テーマを受け止め対応策を検討する体制づくりが望まれる。

- ✓ 長期休業中のこどもの居場所整備においても、小学校との連携が重要だとする意見が多く挙がった。
- ✓ ヒアリング調査では、小学校が休業中である利点を活かしながら、活動場所・人材確保の面で学校と連携する事例が複数聞かれている。本調査研究の研究会では、「小学校が居場所づくりに協力することは、教育という自らの目標達成においても重要なこと」という趣旨の意見があった。
- ✓ 小学校との連携については既に新・放課後子ども総合プランはじめ、様々な促進策が講じられてきた。改正運営指針では、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用した、放課後児童クラブと学校、地域の関係者が連携・協働する機会への参加も追記されている。連携強化に向け引き続き協議を絶やさないことに加え、各地域における居場所づくりの意義・効果を、福祉・教育の両側面から改めて明確化・共有することも重要と考える。
- ✓ また、アンケート調査や研究会では、「居場所づくりだけでなく保護者の働き方の見直しも必要」との指摘があった。各企業において多様で柔軟な働き方が整備されることは、こどもの居場所の選択やそこでの過ごし方にも大きな影響を及ぼすと考えられる。保護者の働き方の見直しとこどもの居場所づくりに

<sup>2</sup> 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)

ついて、表裏一体的に捉えたうえで必要な施策を検討する視点が重要であり、省庁横断での受け止めや理解、検討のための体制整備が求められる。

- ✓ こどもの居場所づくりは、地域共生社会の実現や次世代育成にも大きな意味をもつ。社会全体でこどもの成長を支えることが、地域の発展やこどもの未来を保障することにつながるという理解の下での施策立案の必要性を、改めて強調したい。

## ⑤ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所を検討する観点から

平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所確保について、放課後児童健全育成事業以外の地域資源も含めた検討が期待される。

- ✓ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所については、委託先の不在や人員確保の問題、あるいは他のこども施策関連課題への対応を優先させるなどの事情により、実装の道のりが長い現状である。
- ✓ 具体的には、場所・人材の確保の難しさに関する意見、需給バランスが適当ではないとの意見、朝の居場所の利用料を徴収するか否か、また徴収の実現性に関する意見、こどもの支援以外の業務(鍵開け、掃除、警備等)を含めた検討の難しさに対する意見等が聞かれている。
- ✓ 他方、アンケート調査では、保護者の潜在的なニーズを可視化することができた。またヒアリング調査では、地域からの意見があがる実態も聴き取れた。
- ✓ 放課後や長期休業中のこどもの居場所整備に向けた対策も途上である中、平日の朝の居場所づくりを放課後児童クラブに期待し、整備を促すことは現実的に難しい。放課後子供教室やファミリー・サポート・センター事業において朝のこどもの安全を確保する動きも確認できており、他事業等による対応を含めた施策検討が望まれる。

## 第1章

# 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所 に関するアンケート調査（市区町村）

## 第1章 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査(市区町村)

### 1. 調査の概要

#### 1) 目的

- ✓ 各自治体(市区町村)の夏季休業期間におけるこどもの居場所確保に係る取組状況の把握、および課題の抽出、対応策の検討を目的として実施した。

#### 2) 調査対象と調査方法

##### ① 調査対象

- ✓ 全国の市区町村 計1,741自治体(743町、183村、792市及び23区、令和6年10月1日現在)

##### ② 調査方法

- ✓ Excel調査票による調査。
- ✓ 調査票を都道府県・指定都市・中核市宛てにEメール送付。一般市・町村・特別区については都道府県経由で調査票を配布。回答票は各市区町村から直接回収専用サイトにアップロード、もしくは当社宛てに直接Eメール送付いただくことにより回収した。

#### 3) 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和6年5月1日時点
- ✓ 調査実施期間:令和6年9月27日～10月28日

#### 4) 回収結果

市区町村数	回収数	%
1,741	1,017	58.4

市区町村数	有効回答数	%
1,741	1,017	58.4

#### 5) 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について注がある場合にはその方法に基づく。
- ✓ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。

#### 6) 主な調査内容

主な内容は以下のとおり。

- 放課後児童健全育成事業の実施状況
- 夏季休業期間におけるこどもの居場所づくりに係る施策等
- 夏季休業期間におけるこどもの居場所運営の質の向上
- 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所に向けた取組について
- こどもの居場所に関するご意見・ご要望

## 7) 結果のまとめ

### ① 夏季休業期間におけるのこどもの居場所について

#### 【夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施状況】

4割弱の自治体において、夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施。夏季休業中のみの利用登録枠を設けることで、夏期休暇期間中のみの利用ニーズに対応。

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所について、「実施している」が4割程度、「実施していない」が6割程度。「政令指定都市」「東京特別区」では「実施していない」割合がそれぞれ8割前後と、他の都市区分よりも高い。(図表 1-24、1-26)
- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する具体的施策としては、放課後児童健全育成事業の枠組み内での実施が多いものの、放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として預かり事業等を実施する自治体(小学生の預かり事業等として実施する)も1割強みられる。(図表 1-29)
- ✓ なお、夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける場合の登録の考え方については、「通年利用の利用者が定員に満たない放課後児童クラブのみ、受入れ可能」が6割弱と半数以上を占めるが、「通年利用の利用定員とは別に、夏季休業中のみの利用登録枠を設定」(25.1%)や「その他」(18.6%)も一定数。「その他」として、「通年利用者の一部が長期休暇の利用がないため、その枠に長期利用のみを受け入れる」等の回答がみられた。(図表 1-33)

夏季休業期間のみのこどもの居場所を放課後児童クラブとして実施するケースにおいては、待機児童でなくても(放課後児童クラブの利用要件を満たせば)利用可能とする自治体が大多数。小学生の預かり事業等として実施する場合には、放課後児童クラブの利用要件を満たさない家庭も利用可とする自治体が一定数。

- ✓ 夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用対象を聞いたところ、「待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能」が9割程度。(図表 1-31)
- ✓ 他方で、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する場合の利用対象については、「待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能」(35.4%)のほか、「放課後児童クラブの利用要件を満たしていても利用可能」(33.3%)、「その他(上記以外)」(20.8%)とする自治体も一定数。「その他(上記以外)」として、「放課後児童クラブのない地域で実施」「1～3年生で保護者が仕事等で見てもらえる人がいない場合に利用可能」「参加対象に特に制限はない」等の回答がみられた。(図表 1-31)

夏季休業中のこどもの居場所づくりに係る施策について、効果があると感じる自治体が 8 割弱。その理由として、保護者の満足感、待機児童削減、こどもの満足感を挙げる自治体が多い。

- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所づくりに係る施策の効果は、「効果がある」「大いに効果がある」で8割弱を占めた。他方、「わからない」(17.5%)との回答も一定数。待機児童数が多い自治体では特に「大いに効果がある」「効果がある」を選択する割合が高かった。(図表 1-35、1-38)
- ✓ 「効果がある」理由として、「保護者が満足しているから」を挙げる自治体が7割超。「待機児童を削減することができたから」「こどもが満足しているから」も2割程度。なお、保護者が満足している理由の具体的内容として多いのは、「開所日、開所時間が保護者のニーズに合っているから」(67.9%)、「こどもが安全に楽しく過ごすことができているから」(66.2%)等。(図表 1-40、1-42)
- ✓ 放課後児童健全育成事業として実施する自治体においては、(放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体よりも)「待機児童を削減することができたから」を選択する割合が高い。

逆に、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体においては、(放課後児童健全育成事業として実施する自治体よりも)「こどもが満足しているから」を選択する割合が高い。(図表 1-41)

- ✓ こどもから聞かれている満足感に関連する意見や感想の具体的内容を聞いたところ、「夏休み中も友達と遊べて楽しい」「他の学区の友達もできてうれしい」「プログラムの内容が楽しかった」「さまざまな体験ができる」「宿題をすることができる」等の回答がみられた。(図表 1-44)

**夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題感として最も大きいのは、人材確保。実施場所の確保・選定、安全・衛生管理等が課題とする自治体も多い。**

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題として、「夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい」を挙げる自治体が7割弱と最も多い。次いで「実施場所の確保・選定が難しい」や「安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要」も4割弱。(図表 1-46)
- ✓ 放課後児童健全育成事業として実施する自治体においては、(放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体よりも)「夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい」「夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援(こどもや保護者との関係構築を含む)の難しさがある」「昼食を提供(用意)してほしいという要望が挙げられている」を選択する割合が高い。逆に、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体においては、(放課後児童健全育成事業として実施する自治体よりも)「夏季休業中のみの居場所を運営する事業者の確保が難しい」「活動内容の企画・運営が大変」を選択する割合が高い。(図表 1-49)
- ✓ また、待機児童の多い自治体において「実施場所の確保・選定が難しい」を選択する割合が高い。(図表 1-50)

**夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していない理由として、ニーズの不在はもとより、人材確保を挙げる自治体もみられる。**

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していない自治体に対し、実施していない理由を聞いたところ、「夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施するための人材(運営者、職員)を確保できないから」「夏季休業期間のみのこどもの居場所に対するニーズがないから」「その他」がいずれも3割弱。「その他」として、「各児童館にて、長期休暇を含め通年利用できる体制となっている」「放課後児童クラブの待機児童が多く、解消に向けた取組が最優先事項」等の回答がみられた。(図表 1-57)
- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していない理由として、ニーズの不在以外の理由を挙げた自治体に対し、実施の必要性を聞いたところ、「必要」との回答が半数以上を占めた。待機児童がいる自治体では、いない自治体と比較して「あまり必要ない」を選択する割合が低かった。(図表 1-60、1-63)
- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所が必要だと思う理由としては、「短時間で働いている家庭にとってのこどもの居場所が必要」「特に高学年の利用において通常月は問題ないが、夏休みの家庭保育に課題がある場合が多い」の他、「学校が休みになることでの生活リズムの乱れ・食事面の心配が懸念される」「友達同士での遊びや関わりを持つことが少なくなっている。家以外での遊びが必要だと思う」「家庭環境によっては、夏休みだからこそこできる体験・経験の差が生じることも考えられる」「放課後児童クラブに保護者が申し込めないネグレクトや困窮世帯等のこどもが、安全に過ごす場所が必要」等のこどもの発達面や福祉的配慮に関する回答がみられた。(図表 1-64)

## 【夏季休業期間のみのこどもの居場所運営の質の向上】

夏季休業中のこどもの居場所の質の向上に向けた施策を実施する自治体は3割弱。具体的な施策内容として多いのは、昼食の提供や開所日・開所時間に関すること。

- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所の質の向上に向けた施策について、「実施している」自治体が3割程度、「実施していない」が7割程度。(図表 1-65)
- ✓ 実施している場合の内容としては、「昼食の提供に関すること」が5割弱と最も多く、次いで「開所日・開所時間に関すること」(35.2%)。「長期休業期間中は開所時間を長く設定する」「お盆期間も開所する」等の回答がみられた。(図表 1-70、1-73)
- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所の質の向上に向けた施策を実施している場合も、「他事業との連携に関すること」を選択する自治体は2割弱に留まった。連携先としては「放課後子供教室」(41.8%)、「地域住民・団体」(49.1%)等が挙げられた。(図表 1-70、1-74)
- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所の質の向上に向けた施策を実施していない」と回答した自治体に対し、施策の必要性を聞いたところ、「開所日・開所時間に関すること」「昼食の提供に関すること」「安全管理・衛生管理に関すること」「他事業等との連携に関すること」のいずれも「あまり必要ない」を選択する割合が最も多かった。他方で「必要」と考える理由としては、保護者からの要望、利用児童が増えること・長い時間を放課後児童クラブ等で過ごすこと或いは熱中症対策や食中毒防止を考慮した管理体制強化の必要性、こどもの貧困対策の側面から重要性を述べる意見がみられた。(図表 1-75、1-76)

## ② 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所について

### 【平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所に向けた施策】

平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所を実施している/実施に向けて検討中と回答した自治体は 31 件。実施場所は放課後児童クラブ以外とする自治体が多い。運営者は放課後児童クラブ運営事業者、シルバー人材センター、地域住民・団体等、様々。

- ✓ 平日の朝のこどもの居場所確保に向けた施策有無について聞いたところ、「実施している」が 1.4%(14 件)、「実施に向けて検討中」が 1.7%(17 件)、「実施していない(未検討)」が 96.7%。(図表 1-77)
- ✓ 実施場所は、「放課後児童クラブ以外(学校敷地内)」が 16 件、「放課後児童クラブ以外(学校敷地外)」が8件、「放課後児童クラブ内(学校敷地内)」が7件等。実施主体は、「貴自治体で放課後児童クラブを運営する事業者」「シルバー人材センター」「地域住民・団体」等の回答がみられた。運営内容として「体育館等見守り場所(学校により異なる)で見守り業務」「保護者の勤務時間の関係で相談があった場合に対応」等の回答がみられた。(図表 1-80、1-81、1-82)
- ✓ 実施に当たっての課題を聞いたところ、「居場所運営に従事する人材の確保が難しい」を挙げる自治体が7割、「居場所(場所)の確保・調整が難しい」が4割強等であった。(図表 1-83)

## 2. 調査結果

### 1) 自治体の状況

#### ① 自治体名(問1)

- ✓ 回答が得られた自治体の地域区分は「関東・信越」が24.7%、「北海道・東北」が22.4%、「九州・沖縄」が16.5%、「中国・四国」が13.3%、「東海・北陸」が11.7%、「近畿」が11.4%。
- ✓ 都市区分は「町村」が47.3%、「一般市」が44.9%、「中核市」が4.2%、「東京特別区」が1.9%、「政令指定都市」が1.7%。

図表1-1 回答自治体

(地域区分別)

	n	%
北海道・東北	228	22.4
関東・甲信越	251	24.7
東海・北陸	119	11.7
近畿	116	11.4
中国・四国	135	13.3
九州・沖縄	168	16.5
無回答	0	0.0
合計	1,017	100.0

(都市区分別)

	n	%
政令指定都市	17	1.7
東京特別区	19	1.9
中核市	43	4.2
一般市	457	44.9
町村	481	47.3
無回答	0	0.0
合計	1,017	100.0

#### ② 放課後児童健全育成事業の実施状況(問2)

- ✓ 回答が得られた自治体のうち、放課後児童健全育成事業を「実施している」と回答した自治体が95.6%。

図表1-2 放課後児童健全育成事業の実施状況(単数回答、以降「SA」と表記)

	n	%
実施している	972	95.6
今後実施予定	2	0.2
実施していない	43	4.2
無回答	0	0.0
合計	1,017	100.0

③ 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関連する事業等の実施状況(問3)

- ✓ 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関連する事業等の実施状況を聞いたところ、「a.放課後子供教室」を「実施している」が63.9%、「実施していない」が34.0%。
- ✓ 「b.放課後等デイサービス(自治体として実施しているもの(公立)のみ)」については、「実施していない」が85.6%。
- ✓ 「c.児童館」は、「実施している」が51.5%、「実施していない」が46.8%。
- ✓ 「d.その他(小学生の放課後の居場所として実施しているもののみ)」は、「実施している」が12.6%、「実施していない」が60.4%。

図表1-3 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関連する事業等の実施状況(SA)

a.放課後子供教室

	n	%
実施している	650	63.9
今後実施予定	19	1.9
実施していない	346	34.0
無回答	2	0.2
合計	1,017	100.0

b.放課後等デイサービス ※自治体として実施しているもの(公立)のみ

	n	%
実施している	118	11.6
今後実施予定	5	0.5
実施していない	871	85.6
無回答	23	2.3
合計	1,017	100.0

c.児童館

	n	%
実施している	524	51.5
今後実施予定	3	0.3
実施していない	476	46.8
無回答	14	1.4
合計	1,017	100.0

d.その他(小学生の放課後の居場所として実施しているもののみ)

	n	%
実施している	128	12.6
今後実施予定	2	0.2
実施していない	614	60.4
無回答	273	26.8
合計	1,017	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 子どもの居場所づくり事業
- ・ 生涯学習講座
- ・ 小学生高学年(5, 6年生)を対象とした居場所の提供
- ・ 放課後を利用した学習支援
- ・ 児童育成支援拠点事業
- ・ 放課後居場所緊急対策事業
- ・ ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター
- ・ 子ども食堂
- ・ 子ども家庭サポートセンター
- ・ こどもの生活・学習支援事業
- ・ プレイパーク
- ・ 青少年センター、青少年会館

④ 放課後児童健全育成事業の所管部局(問4)

- ✓ 放課後児童健全育成事業の所管部局は「首長部局」が 70.1%、「教育委員会」が 27.9%、共管が 1.9%。

図表1-4 放課後児童健全育成事業の所管部局(SA)

	n	%
首長部局	681	70.1
教育委員会	271	27.9
共管	18	1.9
無回答	2	0.2
合計	972	100.0

## 2) 放課後児童健全育成事業の実施状況

### ① 放課後児童クラブの数(問5)

✓ 令和6年度の放課後児童クラブの数および支援の単位数は、以下のとおり。

図表1-5 放課後児童クラブの数別の自治体数(数値記入)

(公立公営)

	n	%
0	536	55.1
1~9	316	32.5
10~19	69	7.1
20~29	24	2.5
30~39	7	0.7
40~49	9	0.9
50~69	6	0.6
70以上	5	0.5
無回答	0	0.0
合計	972	100.0

(公立民営)

	n	%
0	378	38.9
1~9	347	35.7
10~19	132	13.6
20~29	41	4.2
30~39	19	2.0
40~49	15	1.5
50~69	17	1.7
70以上	23	2.4
無回答	0	0.0
合計	972	100.0

(民立民営)

	n	%
0	589	60.6
1~9	278	28.6
10~19	54	5.6
20~29	17	1.7
30~39	8	0.8
40~49	7	0.7
50~69	10	1.0
70以上	9	0.9
無回答	0	0.0
合計	972	100.0

図表1-6 放課後児童クラブの数(合計/平均値/最大値/最小値)

(公立公営)

合計	4,096
平均値	4.21
最大値	141
最小値	0
有効回答数	972

(公立民営)

合計	9,214
平均値	9.48
最大値	337
最小値	0
有効回答数	972

(民立民営)

合計	4,281
平均値	4.40
最大値	254
最小値	0
有効回答数	972

図表1-7 放課後児童クラブの支援の単位数別の自治体数(数値記入)

(公立公営)

	n	%
0	538	55.3
1~9	264	27.2
10~19	70	7.2
20~29	42	4.3
30~39	21	2.2
40~49	12	1.2
50~69	10	1.0
70以上	15	1.5
無回答	0	0.0
合計	972	100.0

(公立民営)

	n	%
0	382	39.3
1~9	255	26.2
10~19	159	16.4
20~29	58	6.0
30~39	34	3.5
40~49	18	1.9
50~69	18	1.9
70以上	48	4.9
無回答	0	0.0
合計	972	100.0

(民立民営)

	n	%
0	588	60.5
1~9	265	27.3
10~19	58	6.0
20~29	20	2.1
30~39	9	0.9
40~49	4	0.4
50~69	9	0.9
70以上	19	2.0
無回答	0	0.0
合計	972	100.0

図表1-8 放課後児童クラブの支援の単位数(合計/平均値/最大値/最小値)

(公立公営)

合計	6,798
平均値	6.99
最大値	443
最小値	0
有効回答数	972

(公立民営)

合計	15,212
平均値	15.65
最大値	878
最小値	0
有効回答数	972

(民立民営)

合計	5,393
平均値	5.55
最大値	322
最小値	0
有効回答数	972

② 登録児童数、待機児童数(問6)

- ✓ 令和6年度の登録児童数は、「1000～4999人」が24.2%、「100～299人」が22.1%、「300～499人」が12.9%。
- ✓ 登録児童数の合計は1,064,269人、1自治体あたりの平均登録児童数は1,107.46人。

図表1-9 登録児童数別の自治体数(数値記入)

	n	%
0人	4	0.4
1～49人	66	6.8
50～99人	100	10.3
100～299人	215	22.1
300～499人	125	12.9
500～699人	93	9.6
700～999人	89	9.2
1000～4999人	235	24.2
5000～9999人	25	2.6
10000人以上	9	0.9
無回答	11	1.1
合計	972	100.0

図表1-10 登録児童数

(合計/平均値/最大値/最小値)

合計	1,064,269
平均値	1,107.46
最大値	48,829
最小値	0
有効回答数	961

図表1-11 登録児童数別の自治体数(地域区分別)(数値記入)

	有効 回答 数	0 人	1 人	5 人	10 人	15 人	20 人	25 人	30 人	35 人	40 人	45 人	無 回 答
全体	972	4	66	100	215	125	93	89	235	25	9	11	
	100.0	0.4	6.8	10.3	22.1	12.9	9.6	9.2	24.2	2.6	0.9	1.1	
北海道・東北	217	0	31	44	58	23	14	14	27	0	2	4	
	100.0	0.0	14.3	20.3	26.7	10.6	6.5	6.5	12.4	0.0	0.9	1.8	
関東・信越	247	0	4	21	35	31	24	24	93	13	2	0	
	100.0	0.0	1.6	8.5	14.2	12.6	9.7	9.7	37.7	5.3	0.8	0.0	
東海・北陸	118	1	7	9	18	15	17	10	38	2	0	1	
	100.0	0.8	5.9	7.6	15.3	12.7	14.4	8.5	32.2	1.7	0.0	0.8	
近畿	115	2	9	9	20	12	9	11	36	3	2	2	
	100.0	1.7	7.8	7.8	17.4	10.4	7.8	9.6	31.3	2.6	1.7	1.7	
中国・四国	116	0	7	10	31	22	13	11	17	2	1	2	
	100.0	0.0	6.0	8.6	26.7	19.0	11.2	9.5	14.7	1.7	0.9	1.7	
九州・沖縄	159	1	8	7	53	22	16	19	24	5	2	2	
	100.0	0.6	5.0	4.4	33.3	13.8	10.1	11.9	15.1	3.1	1.3	1.3	

図表1-12 待機児童数別の自治体数(都市区分別)(数値記入)

	有効 回答 数	0 人	1 人	5 人	10 人	15 人	20 人	25 人	30 人	35 人	40 人	45 人	無 回 答
全体	972	4	66	100	215	125	93	89	235	25	9	11	
	100.0	0.4	6.8	10.3	22.1	12.9	9.6	9.2	24.2	2.6	0.9	1.1	
政令指定都市	17	0	0	0	0	0	0	0	1	7	9	0	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	41.2	52.9	0.0	
東京特別区	19	0	0	0	0	1	0	0	14	4	0	0	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	73.7	21.1	0.0	0.0	
中核市	43	0	0	0	0	0	0	0	30	13	0	0	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	69.8	30.2	0.0	0.0	
一般市	456	2	0	5	32	66	76	82	187	1	0	5	
	100.0	0.4	0.0	1.1	7.0	14.5	16.7	18.0	41.0	0.2	0.0	1.1	
町村	437	2	66	95	183	58	17	7	3	0	0	6	
	100.0	0.5	15.1	21.7	41.9	13.3	3.9	1.6	0.7	0.0	0.0	1.4	

- ✓ 令和6年度の待機児童数は、「0人」が71.6%、「1～9人」が6.6%、「10～19人」が5.0%、「20～29人」  
「30～49人」が4.1%、「50～74人」が2.5%、「75～99人」が1.5%、「100人以上」が3.9%。
- ✓ 待機児童数の合計は12,933人、1自治体あたりの平均は13.39人。

図表1-13 待機児童数別の自治体数(数値記入)

	n	%
0人	696	71.6
1～9人	64	6.6
10～19人	49	5.0
20～29人	40	4.1
30～49人	40	4.1
50～74人	24	2.5
75～99人	15	1.5
100人以上	38	3.9
無回答	6	0.6
合計	972	100.0

図表1-14 待機児童数

(合計/平均値/最大値/最小値)

合計	12,933
平均値	13.39
最大値	395
最小値	0
有効回答数	966

図表1-15 待機児童数別の自治体数(地域区分別)(数値記入)

	有効回答数	0人	1人	1人	2人	3人	5人	7人	10人以上	無回答
全体	972	696	64	49	40	40	24	15	38	6
	100.0	71.6	6.6	5.0	4.1	4.1	2.5	1.5	3.9	0.6
北海道・東北	217	185	10	6	2	5	2	4	1	2
	100.0	85.3	4.6	2.8	0.9	2.3	0.9	1.8	0.5	0.9
関東・信越	247	165	12	13	11	10	7	5	23	1
	100.0	66.8	4.9	5.3	4.5	4.0	2.8	2.0	9.3	0.4
東海・北陸	118	78	12	7	5	8	4	2	1	1
	100.0	66.1	10.2	5.9	4.2	6.8	3.4	1.7	0.8	0.8
近畿	115	88	7	7	1	2	3	2	4	1
	100.0	76.5	6.1	6.1	0.9	1.7	2.6	1.7	3.5	0.9
中国・四国	116	78	7	8	6	7	3	1	5	1
	100.0	67.2	6.0	6.9	5.2	6.0	2.6	0.9	4.3	0.9
九州・沖縄	159	102	16	8	15	8	5	1	4	0
	100.0	64.2	10.1	5.0	9.4	5.0	3.1	0.6	2.5	0.0

図表1-16 待機児童数別の自治体数(都市区分別)(数値記入)

	有効回答数	0人	1人	10人	20人	30人	50人	70人	100人以上	無回答
全体	972	696	64	49	40	40	24	15	38	6
	100.0	71.6	6.6	5.0	4.1	4.1	2.5	1.5	3.9	0.6
政令指定都市	17	10	2	0	0	0	1	1	3	0
	100.0	58.8	11.8	0.0	0.0	0.0	5.9	5.9	17.6	0.0
東京特別区	19	7	1	0	2	1	1	1	6	0
	100.0	36.8	5.3	0.0	10.5	5.3	5.3	5.3	31.6	0.0
中核市	43	17	5	3	1	4	4	0	9	0
	100.0	39.5	11.6	7.0	2.3	9.3	9.3	0.0	20.9	0.0
一般市	456	280	37	34	29	28	15	13	18	2
	100.0	61.4	8.1	7.5	6.4	6.1	3.3	2.9	3.9	0.4
町村	437	382	19	12	8	7	3	0	2	4
	100.0	87.4	4.3	2.7	1.8	1.6	0.7	0.0	0.5	0.9

- ✓ 待機児童のうち、夏季休業中のみ利用を希望する児童数では、「0人」が34.5%、「10～19人」が1.3%、「1～5人」が1.1%。

図表1-17 待機児童のうち、夏季休業中のみ利用を希望する児童数別の自治体数(数値記入)

	n	%
0人	335	34.5
1～5人	11	1.1
6～9人	6	0.6
10～19人	13	1.3
20～29人	4	0.4
30～49人	4	0.4
50～74人	4	0.4
75～99人	2	0.2
100人以上	0	0.0
把握していない	368	37.9
無回答	225	23.1
合計	972	100.0

図表1-18 待機児童のうち、夏季休業中のみ利用を希望する児童数  
(合計／平均値／最大値／最小値)

合計	904
平均値	2.39
最大値	90
最小値	0
有効回答数	379

### ③ 放課後児童クラブへの登録時期(問7)

- ✓ 放課後児童クラブへの登録時期では、「年度開始前に4月～の利用登録受付時期を設けるほか、年度が始まったあとも随時(月次などで)登録を受け付けている」が 92.4%と最も多かった。

図表1-19 放課後児童クラブへの登録時期(SA)

	n	%
申込み受付は、年度開始前(4月～の利用申込み受付)の1回のみ	33	3.4
年度開始前に4月～の利用登録受付時期を設けるほか、年度が始まったあとも数回登録受付時期を設けている	8	0.8
年度開始前に4月～の利用登録受付時期を設けるほか、年度が始まったあとも随時登録を受け付けている	898	92.4
上記以外	30	3.1
無回答	3	0.3
合計	972	100.0

#### (「その他」の主な回答)

- ・ 年度開始前に夏季のみ(7/21～8/31)利用希望児童を募集。年度が始まったあとも随時申込可。
- ・ 各放課後児童クラブで対応は異なっており、市では把握していない。
- ・ 随時クラブにて受付を行っている。
- ・ 申込み受付は、年度開始前(4月～の利用申込み受付)の1回が基本だが、定員に空きがあり、申込みの相談が寄せられた場合は随時受付。

### 3) 夏季休業中のこどもの居場所づくりに係る施策等

#### ① 子ども・子育て支援事業計画等における夏季休業中のこどもの居場所に関する記載(問8)

- ✓ 子ども・子育て支援事業計画等における夏季休業中のこどもの居場所に関する記載の有無では、「記載あり」が18.3%、「記載なし」が81.6%。

図表1-20 こどもの居場所に関する記載の有無(SA)

	n	%
記載あり	186	18.3
記載なし	830	81.6
無回答	1	0.1
合計	1,017	100.0

図表1-21 こどもの居場所に関する記載の有無  
(地域区分別)(SA)

	有効 回答 数	記 載 あ り	記 載 な し	無 回 答
全体	1,017	186	830	1
	100.0	18.3	81.6	0.1
北海道・東北	228	34	194	0
	100.0	14.9	85.1	0.0
関東・信越	251	39	212	0
	100.0	15.5	84.5	0.0
東海・北陸	119	21	98	0
	100.0	17.6	82.4	0.0
近畿	116	23	92	1
	100.0	19.8	79.3	0.9
中国・四国	135	32	103	0
	100.0	23.7	76.3	0.0
九州・沖縄	168	37	131	0
	100.0	22.0	78.0	0.0

図表1-22 こどもの居場所に関する記載の有無  
(都市区分別)(SA)

	有効 回答 数	記 載 あ り	記 載 な し	無 回 答
全体	1,017	186	830	1
	100.0	18.3	81.6	0.1
政令指定都市	17	2	15	0
	100.0	11.8	88.2	0.0
東京特別区	19	5	14	0
	100.0	26.3	73.7	0.0
中核市	43	5	38	0
	100.0	11.6	88.4	0.0
一般市	457	76	381	0
	100.0	16.6	83.4	0.0
町村	481	98	382	1
	100.0	20.4	79.4	0.2

- ✓ 計画に「記載あり」と回答した自治体に対して、その根拠として活用した情報等について聞いたところ、「保護者へのアンケート、ヒアリング等」が 79.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブの利用状況に係る統計データ(登録児童数、待機児童数等)」が 39.8%、「自治体内の人口等に係る統計データ(人口推移等)」が 24.7%等。

図表1-23 計画の根拠として活用した情報等(複数回答、以降「MA」と表記)

	n	%
保護者へのアンケート、ヒアリング等	147	79.0
こどもへのアンケート、ヒアリング等	17	9.1
放課後児童クラブ運営者・放課後児童クラブへのアンケート、ヒアリング等	24	12.9
他自治体における参考事例	11	5.9
放課後児童クラブの利用状況に係る統計データ(登録児童数、待機児童数等)	74	39.8
自治体内の人口等に係る統計データ(人口推移等)	46	24.7
その他	11	5.9
わからない	10	5.4
無回答	1	0.5
合計	186	100.0

② 夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施状況(問9)

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所<sup>4</sup>の実施状況について聞いたところ、「実施している」が 39.3%、「実施していない」が 60.5%。
- ✓ 都市区分別にみると、「政令指定都市」「東京特別区」では「実施していない」割合がそれぞれ 82.4%、78.9%と、他の都市区分よりも高い。

図表1-24 夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施状況(SA)

	n	%
実施している	400	39.3
実施していない	615	60.5
無回答	2	0.2
合計	1,017	100.0

図表1-25 夏季休業中のみのこどもの居場所の実施状況(地域区分別)(SA)

	有効回答数	実施している	実施していない	無回答
全体	1,017	400	615	2
	100.0	39.3	60.5	0.2
北海道・東北	228	59	169	0
	100.0	25.9	74.1	0.0
関東・信越	251	105	146	0
	100.0	41.8	58.2	0.0
東海・北陸	119	71	48	0
	100.0	59.7	40.3	0.0
近畿	116	53	63	0
	100.0	45.7	54.3	0.0
中国・四国	135	56	77	2
	100.0	41.5	57.0	1.5
九州・沖縄	168	56	112	0
	100.0	33.3	66.7	0.0

図表1-26 夏季休業中のみのこどもの居場所の実施状況(都市区分別)(SA)

	有効回答数	実施している	実施していない	無回答
全体	1,017	400	615	2
	100.0	39.3	60.5	0.2
政令指定都市	17	3	14	0
	100.0	17.6	82.4	0.0
東京特別区	19	4	15	0
	100.0	21.1	78.9	0.0
中核市	43	18	25	0
	100.0	41.9	58.1	0.0
一般市	457	208	249	0
	100.0	45.5	54.5	0.0
町村	481	167	312	2
	100.0	34.7	64.9	0.4

<sup>4</sup> 自治体の施策として実施している場合のみ「実施している」と回答してもらった(例:指定管理の要件として、夏季休業中の支援単位増を定めている、自治体独自の事業として夏季休業中のこどもの居場所を運営しているなど)。なお、「長期休業中のみ」という括りの取組も、「夏季休業中のみ」と同義で捉えたうえで回答いただいている。

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施状況を、待機児童数別にみたところ、待機児童の状況の違いによる実施状況の差はみられない。
- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施状況を、子ども・子育て支援事業計画等におけるこどもの居場所に関する記載の有無別にみたところ、「記載あり」の自治体においては、「実施している」割合が47.8%と、「記載なし」の自治体よりも高い。

図表1-27 夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施状況(待機児童数別)(SA)

	有効回答数	実施している	実施していない	無回答
全体	972	387	584	1
	100.0	39.8	60.1	0.1
0人	696	257	438	1
	100.0	36.9	62.9	0.1
1~9人	64	25	39	0
	100.0	39.1	60.9	0.0
10~29人	89	49	40	0
	100.0	55.1	44.9	0.0
30人以上	117	55	62	0
	100.0	47.0	53.0	0.0

図表1-28 夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施状況(こどもの居場所に関する記載の有無別)(SA)

	有効回答数	実施している	実施していない	無回答
全体	1,017	400	615	2
	100.0	39.3	60.5	0.2
記載あり	186	89	96	1
	100.0	47.8	51.6	0.5
記載なし	830	310	519	1
	100.0	37.3	62.5	0.1

### ③ 施策の内容等(問 10)

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する施策の内容について聞いたところ、「放課後児童健全育成事業として実施するもの」としては、「夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける」が 72.8%、「(夏季休業中のみ) 通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす」が 18.3%。「上記以外」では、「支援の単位は変更せず、定員を超えない範囲で夏季休業中のみの利用の追加募集を行う」等の回答がみられた。
- ✓ 「放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの」としては、「夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する」が 12.0%等。

図表1-29 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する施策の内容(MA)

※施策を実施している自治体のみを対象として集計

		n	%
放課後児童健全育成事業として実施するもの	夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける	291	72.8
	(夏季休業中のみ) 通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす	73	18.3
	上記以外	45	11.3
放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの	夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する	48	12.0
	上記以外	38	9.5
無回答		3	0.8
合計		400	100.0

※(参考)回答自治体全体を n として集計

		n	%	
実施している	放課後児童健全育成事業として実施するもの	夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける	291	28.6
		(夏季休業中のみ) 通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす	73	7.2
		上記以外	45	4.4
	放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの	夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する	48	4.7
		上記以外	38	3.7
	無回答		3	0.3
実施していない		615	60.5	
無回答		2	0.2	
合計		1,017	100.0	

(「(放課後児童健全育成事業として実施するもの) 上記以外」の主な回答)

- ・ 支援の単位は変更せず、定員を超えない範囲で夏季休業中のみの利用申請の追加募集を行う
- ・ 定員や支援単位を増やしてはいないが、入所申込要件を緩和している

(「(放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの)上記以外」の主な回答)

- ・ 様々な体験事業や学習支援を含めた事業を展開
- ・ 夏休みにおけるスポーツ体験型こどもの居場所づくりモデル事業
- ・ 子ども食堂を試験的な取組として実施
- ・ 学習支援事業の実施
- ・ 春・夏・冬季休業中に小学生の体験活動の場としての事業を実施する
- ・ 小学生に限定せず中高生も含め参加可能な居場所づくりを実施
- ・ 夏休み学習スペースの解説
- ・ 夏休み期間中に1回、市内各校にて居場所事業として様々な体験活動を実施
- ・ こどもが参加できる遊びや活動の場を提供
- ・ 「地域と学校の連携・協働体制推進事業」を実施し、夏季休業中のみ10日程度自習室を設置

図表1-30 (参考)夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する施策の内容

	n	%
放課後児童健全育成事業として実施するもののみある自治体	316	79.0
小学生の預かり事業等として実施するもののみある自治体	48	12.0
放課後児童健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施するもの双方がある自治体	33	8.3
無回答	3	0.8
全体	400	100.0

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を放課後児童健全育成事業として実施する自治体に、その利用対象を聞いたところ、夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける場合においては「待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能」が 91.1%。夏期休業中に支援の単位を新たに設けて運営する<sup>5</sup>場合においても、「待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能」が 89.0%と大半。
- ✓ 他方、放課後児童健全育成事業以外の事業として実施する<sup>6</sup>場合の利用対象については、「待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能」が 35.4%、次いで「放課後児童クラブの利用要件を満たしていても利用可能」(33.3%)、「上記以外」(20.8%)だった。「上記以外」として、「放課後児童クラブのない地域で実施」「1～3年生で保護者が仕事等で見てもらえる人がいない場合に利用可能」「参加対象に特に制限はない」等の回答がみられた。

図表1-31 夏季休業期間のみのこどもの居場所の利用対象(MA)

(「夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける」の利用対象)

	n	%
放課後児童クラブの待機児童であり、さらに一定の条件を満たす場合のみ利用可能	7	2.4
放課後児童クラブの待機児童である場合のみ利用可能	9	3.1
待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能	265	91.1
放課後児童クラブの利用要件を満たしていても利用可能	5	1.7
上記以外	6	2.1
無回答	10	3.4
合計	291	100.0

(「(夏季休業中のみ)通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす」の利用対象)

	n	%
放課後児童クラブの待機児童であり、さらに一定の条件を満たす場合のみ利用可能	0	0.0
放課後児童クラブの待機児童である場合のみ利用可能	5	6.8
待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能	65	89.0
放課後児童クラブの利用要件を満たしていても利用可能	1	1.4
上記以外	4	5.5
無回答	0	0.0
合計	73	100.0

(「夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する」の利用対象)

	n	%
放課後児童クラブの待機児童であり、さらに一定の条件を満たす場合のみ利用可能	1	2.1
放課後児童クラブの待機児童である場合のみ利用可能	1	2.1
待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能	17	35.4
放課後児童クラブの利用要件を満たしていても利用可能	16	33.3
上記以外	10	20.8
無回答	4	8.3
合計	48	100.0

<sup>5</sup> 「(夏季休業中のみ)通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす」の選択肢に○。

<sup>6</sup> 「夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する」の選択肢に○。

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を放課後児童健全育成事業として実施する自治体に、利用登録方法を聞いたところ、夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける場合においては「年度当初にまとめて登録」が29.6%、「夏季休業が近づいたときに申込みを受け付けて登録」が61.9%等。「上記以外」として、「随時」「年度当初と夏季休業直前の計2回で登録」等の回答がみられた。
- ✓ 夏期休業中に支援の単位を新たに設けて運営する場合の利用登録方法については、「年度当初にまとめて登録」が35.6%、「夏季休業が近づいたときに申込みを受け付けて登録」が56.2%等。「上記以外」として、「月に一回締切を設け都度登録」「随時」「把握していない」等の回答がみられた。
- ✓ 放課後児童健全育成事業以外の事業として実施する場合の利用登録方法については、「年度当初にまとめて登録」が16.7%、「夏季休業が近づいたときに申込みを受け付けて登録」が60.4%等。

図表1-32 夏季休業期間のみのこどもの居場所を利用するための登録方法(MA)

(「夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける」の登録方法)

	n	%
年度当初にまとめて登録	86	29.6
夏季休業が近づいたときに申込みを受け付けて登録	180	61.9
上記以外	68	23.4
無回答	9	3.1
合計	291	100.0

(「(夏季休業中のみ)通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす」の登録方法)

	n	%
年度当初にまとめて登録	26	35.6
夏季休業が近づいたときに申込みを受け付けて登録	41	56.2
上記以外	20	27.4
無回答	1	1.4
合計	73	100.0

(「夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する」の登録方法)

	n	%
年度当初にまとめて登録	8	16.7
夏季休業が近づいたときに申込みを受け付けて登録	29	60.4
上記以外	10	20.8
無回答	5	10.4
合計	48	100.0

- ✓ 夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設けている自治体に、登録の考え方について聞いたところ、「通年利用の利用者が定員に満たない放課後児童クラブのみ、受入れ可能」が 58.8%と最も多く、次いで「通年利用の利用定員とは別に、夏季休業中のみの利用登録枠を設定」が 25.1%。

図表1-33 「夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける」の登録の考え方(MA)

	n	%
通年利用の利用者が定員に満たない放課後児童クラブのみ、受入れ可能	171	58.8
通年利用の利用定員とは別に、夏季休業中のみの利用登録枠を設定	73	25.1
その他	54	18.6
無回答	9	3.1
合計	291	100.0

（「その他」の主な回答）

- ・ 通年利用の利用者が定員を満たしている場合でも、要件を満たしていれば受け入れている。
- ・ 決まった定員数に対して通年・長期利用併せて審査して受入れ決定。
- ・ 定員を設定していないので、入所基準を満たしたうえで申請があれば受入れ可能。
- ・ 通年利用者の一部が長期休暇の利用がないため、その枠に長期利用のみを受け入れる。
- ・ 通年利用の利用者が定員に満たない場合のみ受け入れるが、通年利用者の出席率から実質利用者数を積算し、そこから夏休みのみ休む児童数を引いた数を利用者としている。
- ・ 特に枠は設けない。利用希望者が多い場合は、日数制限を設ける。
- ・ 定員を超過する場合は小学校の空き教室を活用しサテライト実施。
- ・ 放課後児童クラブ側で判断。

- ✓ 夏季休業期間中に放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等を実施する自治体に、施策の所管部署について聞いたところ、「放課後児童健全育成事業の所管部局」が 77.1%、「放課後児童健全育成事業の所管部局と異なる部局」が 10.4%。

図表1-34 「夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する」の当該施策の所管部局(MA)

	n	%
放課後児童健全育成事業の所管部局	37	77.1
放課後児童健全育成事業の所管部局と異なる部局	5	10.4
無回答	7	14.6
合計	48	100.0

- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所づくりに係る施策の効果は、「効果がある」が 53.5%、「大いに効果がある」が 25.0%、「わからない」が 17.5%。

図表1-35 夏季休業期間のみのこどもの居場所づくりの効果 (SA)

	n	%
大いに効果がある	100	25.0
効果がある	214	53.5
あまり効果がない	6	1.5
効果がない	1	0.3
わからない	70	17.5
無回答	9	2.3
合計	400	100.0

- ✓ これを待機児童別にみたところ、待機児童数が「30人以上」の自治体では「大いに効果がある」「効果がある」で 94.5%を占める。

図表1-36 夏季休業中のみのこどもの居場所づくりの効果 (地域区分別) (SA)

	数有効回答	大いに効果がある	効果がある	あまり効果がない	効果がない	わからない	無回答
全体	400	100	214	6	1	70	9
	100.0	25.0	53.5	1.5	0.3	17.5	2.3
北海道・東北	59	15	27	0	0	14	3
	100.0	25.4	45.8	0.0	0.0	23.7	5.1
関東・信越	105	21	59	1	0	21	3
	100.0	20.0	56.2	1.0	0.0	20.0	2.9
東海・北陸	71	22	39	0	1	8	1
	100.0	31.0	54.9	0.0	1.4	11.3	1.4
近畿	53	16	27	3	0	7	0
	100.0	30.2	50.9	5.7	0.0	13.2	0.0
中国・四国	56	10	31	2	0	11	2
	100.0	17.9	55.4	3.6	0.0	19.6	3.6
九州・沖縄	56	16	31	0	0	9	0
	100.0	28.6	55.4	0.0	0.0	16.1	0.0

図表1-37 夏季休業中のみのこどもの居場所づくりの効果 (都市区分別) (SA)

	数有効回答	大いに効果がある	効果がある	あまり効果がない	効果がない	わからない	無回答
全体	400	100	214	6	1	70	9
	100.0	25.0	53.5	1.5	0.3	17.5	2.3
政令指定都市	3	1	2	0	0	0	0
	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
東京特別区	4	2	2	0	0	0	0
	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市	18	4	10	1	0	3	0
	100.0	22.2	55.6	5.6	0.0	16.7	0.0
一般市	208	50	119	3	1	28	7
	100.0	24.0	57.2	1.4	0.5	13.5	3.4
町村	167	43	81	2	0	39	2
	100.0	25.7	48.5	1.2	0.0	23.4	1.2

図表1-38 夏季休業中のみのこどもの居場所づくりの効果 (待機児童数別) (SA)

	数有効回答	大いに効果がある	効果がある	あまり効果がない	効果がない	わからない	無回答
全体	387	93	210	6	1	69	8
	100.0	24.0	54.3	1.6	0.3	17.8	2.1
0人	257	56	136	2	1	55	7
	100.0	21.8	52.9	0.8	0.4	21.4	2.7
1~9人	25	9	11	1	0	4	0
	100.0	36.0	44.0	4.0	0.0	16.0	0.0
10~29人	49	13	25	1	0	9	1
	100.0	26.5	51.0	2.0	0.0	18.4	2.0
30人以上	55	15	37	2	0	1	0
	100.0	27.3	67.3	3.6	0.0	1.8	0.0

図表1-39 夏季休業期間のみのこどもの居場所づくりの効果(実施内容別)(SA)

	有効回答数	大いに効果がある	効果がある	あまり効果がない	効果がない	わからない	無回答
全体	400	100	214	6	1	70	9
	100.0	25.0	53.5	1.5	0.3	17.5	2.3
放課後児童健全育成事業として実施するもののみある自治体	316	68	177	6	1	57	7
	100.0	21.5	56.0	1.9	0.3	18.0	2.2
小学生の預かり事業等として実施するもののみある自治体	48	15	22	0	0	9	2
	100.0	31.3	45.8	0.0	0.0	18.8	4.2
放課後児童健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施するもの双方がある自治体	33	16	13	0	0	4	0
	100.0	48.5	39.4	0.0	0.0	12.1	0.0

- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所づくりに係る施策について「効果がある」と回答した自治体に、その理由を聞いたところ、「保護者が満足しているから」が 75.5%、「待機児童を削減することができたから」が 21.3%、「こどもが満足しているから」が 18.2%等。

図表1-40 効果があると思う理由(MA)

	n	%
待機児童を削減することができたから	67	21.3
夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、放課後児童クラブの(通年の)運営に係る負担が軽減されたから	43	13.7
保護者が満足しているから	237	75.5
こどもが満足しているから	57	18.2
その他	29	9.2
無回答	2	0.6
合計	314	100.0

(「その他」の主なもの)

- ・ 通常は放課後子供教室を利用し、夏季休業中は放課後児童クラブを利用する児童が多数いる。放課後児童クラブで受け入れることで、長期休業中にこどもを見ることができない子育て世帯を支援することができている。
- ・ 夏季休業期間中も引き続き、保護者の仕事と家庭生活の両立を支援できた。
- ・ 長期休暇中のこどもの居場所を確保できるため。
- ・ 100名を超える申込みがあり、多くのニーズがあると考えられるため。
- ・ こどもの交流の機会の増加や、生活リズムを整えることの一助となったから。
- ・ 長期休業中に放課後児童クラブを利用しない児童と顔を合わせる機会があるため。
- ・ 夏季に涼み処として居場所づくり事業を開催することにより、異世代間交流が図られた。

- ✓ 実施内容別にみると、放課後児童健全育成事業として実施する自治体においては、(放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体よりも)「待機児童を削減することができたから」を選択する割合が高い。逆に、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体においては、(放課後児童健全育成事業として実施する自治体よりも)「こどもが満足しているから」を選択する割合が高い。

図表1-41 効果があると思う理由(実施内容別)(MA)

	有効回答数	待機児童を削減することができたから	係児童負担軽減(通年、放課後)	場所が確保されているから	保護者が満足しているから	こどもが満足しているから	その他	無回答
全体	314	67	43	237	57	29	2	
	100.0	21.3	13.7	75.5	18.2	9.2	0.6	
放課後児童健全育成事業として実施するもののみある自治体	245	52	26	184	31	21	1	
	100.0	21.2	10.6	75.1	12.7	8.6	0.4	
小学生の預かり事業等として実施するもののみある自治体	37	5	6	29	17	6	0	
	100.0	13.5	16.2	78.4	45.9	16.2	0.0	
放課後児童健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施するもの双方がある自治体	29	10	11	22	9	2	0	
	100.0	34.5	37.9	75.9	31.0	6.9	0.0	

- ✓ 「保護者が満足しているから」と回答した自治体に、その理由について聞いたところ、「開所日、開所時間が保護者のニーズに合っているから」が 67.9%、「こどもが安全に楽しく過ごすことができているから」が 66.2%、「夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるから」が 33.3%等。

図表1-42 保護者が満足している理由(MA)

	n	%
利用料が安いから	32	13.5
利用手順が簡単だから	11	4.6
放課後児童クラブの利用要件を満たしていなくても利用できるから	12	5.1
開所日、開所時間が保護者のニーズに合っているから	161	67.9
活動内容や過ごし方が保護者のニーズに合っているから	48	20.3
昼食が提供されるから	20	8.4
こどもが安全に楽しく過ごすことができているから	157	66.2
夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるから	79	33.3
実施場所までのアクセスが良いから	17	7.2
その他	13	5.5
無回答	1	0.4
合計	237	100.0

（「その他」の主なもの）

- ・ ある程度保護者も満足しているからこそ、翌年度も同程度の申込みがあると思われるため。
- ・ 就労時間が13時までの保護者が、夏休みに仕事を続けられるから。
- ・ 夏休み中、保護者が仕事にこどもの安全を確保し、安心して預けることができるため。
- ・ 天候を気にせず、適温な場所でゆったりと過ごすことができる。
- ・ 勉強（夏休みの宿題）の時間を取ってあるから。
- ・ 放課後児童クラブの利用要件（就業時間）と比べ、要件が緩和されているから。

- ✓ 実施内容別にみると、放課後児童健全育成事業として実施する自治体においては、（放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体よりも）「開所日、開所時間が保護者のニーズに合っているから」を選択する割合が高い。逆に、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施する自治体においては、（放課後児童健全育成事業として実施する自治体よりも）「利用料が安いから」「放課後児童クラブの利用要件を満たしていなくても利用できるから」「こどもが安全に楽しく過ごすことができるから」を選択する割合が高い。

図表1-43 保護者が満足している理由（実施内容別）（MA）

	有効回答数	利用料が安いから	利用手段が簡単だから	利用できるから	放課後児童クラブの利用要件	開所日、開所時間が保護者から活動内容や過ごし方が保護	昼食が提供されるから	すこどもが安全に楽しく過ご	から望ましい状態で生活リズムを	夏休み中の生活リズムを	良い場所までのアクセスが	その他	無回答
全体	237	32	11	12	161	48	20	157	79	17	13	1	
	100.0	13.5	4.6	5.1	67.9	20.3	8.4	66.2	33.3	7.2	5.5	0.4	
放課後児童健全育成事業として実施するもののみある自治体	184	18	8	1	132	31	15	118	58	13	9	1	
	100.0	9.8	4.3	0.5	71.7	16.8	8.2	64.1	31.5	7.1	4.9	0.5	
小学生の預かり事業等として実施するもののみある自治体	29	8	3	6	15	8	2	22	11	2	3	0	
	100.0	27.6	10.3	20.7	51.7	27.6	6.9	75.9	37.9	6.9	10.3	0.0	
放課後児童健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施するもの双方がある自治体	22	6	0	5	12	8	3	16	10	2	1	0	
	100.0	27.3	0.0	22.7	54.5	36.4	13.6	72.7	45.5	9.1	4.5	0.0	

- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所づくりに係る施策について、こどもから聞かれている満足感に関連する意見や感想を聞いたところ、下記の回答があった。

図表1-44 こどもから聞かれている意見・感想(満足感に関連するもの)

- ・ 夏休み中も友達と遊べて楽しい。
- ・ こどもから個別に意見・感想を徴取したことはないが、ある程度こどもも満足しているから、翌年度も同程度の申込みがあると思われる。
- ・ 通年で児童クラブに通っている児童と遊ぶことができる。
- ・ そこで出会った友達と遊ぶ約束をしていた。
- ・ 運動もでき楽しく過ごせる。
- ・ また来年も行きたい。
- ・ 支援員さんとお話するのが楽しかった。
- ・ 夏休み中、家が遠くて会えない友達と会うことができる場所。
- ・ 講師等をしてくださった地域の方へのお礼の手紙にて、「楽しい授業をありがとうございます」との感想があった。
- ・ 友達ができてよかった、水泳ができてよかった、体操・ダンスができてよかった、クッキングができてよかった等。
- ・ 体験活動についてこどもたちから「楽しい、面白かった」と意見をもらうことがある。
- ・ 夏休みの間も友達と遊ぶことができる。
- ・ 夏休みの宿題をすることができる。
- ・ クラス以外の友達が出来た。
- ・ 料理をして楽しかった。
- ・ 他の友達と楽しく過ごすことができる。夏休みだけでも、仲の良い友達が来ることがある。イベントが実施されることが多い。
- ・ 市長訪問や模擬選挙を行うなどいろいろな体験ができて楽しかった。
- ・ 同じ学区の友達だけでなく他の学区の友達もできて嬉しい。
- ・ プログラムの内容が楽しかった。
- ・ さまざまな体験ができるところが良い。
- ・ 友達が沢山できた。
- ・ 夏休み中、いつもと違う環境で友達と昼食を食べることができる。
- ・ 友達と関わって遊んだり、体を動かして遊べる場がある。
- ・ 放課後児童クラブで同年代のこどもらと過ごせるのが楽しい。
- ・ 「夏休みに友達と会いたいから」「夏休み暇だから思い出を作りたかった」等の理由で参加したこどもたちが、アンケートで「やったことないことや、いろいろなことができて楽しかった」等の意見を述べている。
- ・ お店屋さんごっこ、スイカ割り、学校では体験できないことができて楽しかった。
- ・ 日頃は利用人数が少ない児童クラブにいるが、夏季休業中は人数が多くて楽しい。
- ・ まんがや絵本、ボードゲーム等がたくさんあった。
- ・ 涼しい場所で静かに本を読めた。
- ・ 幼稚園に通っていた時の友達と会えてうれしい。別の学校に通っている子と友達になった。
- ・ 友達と遊んだ。活動(ドッジボール、バドミントン、e スポーツ)が楽しかった。季節の行事(流しそうめ

ん、夏祭り、餅つき)が楽しかった。 など

- ・ 自宅でできない遊び(ボードゲーム等)ができる。
- ・ 「宿題が終わって嬉しい」「教えてもらえてよかった」などの感想が聞かれる。
- ・ 友だちと遊べるから ・外で遊ぶことができるから ・寂しくないから ・学習を見てもらえるから ・親が作ってくれるお弁当が楽しみだから ・一人で留守番するのは怖いので毎日学童へ来たい等。
- ・ 「体験活動が楽しかった。」「毎日、居場所へ行くのが楽しかった。」「学校よりもいっぱい友達がいって楽しかった。新しい友達ができうれしかった。自分で何をするか話し合っ決めてるところがよかった。自分がしたいことに時間を使えることがよかった。」「みんな優しく、楽しく過ごせた。大親友もできた。」等。

- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所づくりに係る事業について「効果がない」と回答した自治体に、その理由を聞いたところ、「居場所の職員の負担が増えたから」が3件(42.9%)、「待機児童が生じているから」「その他」が2件(28.6%)等。

図表1-45 効果がないと思う理由(MA)

	n	%
待機児童が生じているから	2	28.6
居場所の職員の負担が増えたから	3	42.9
保護者から不満・改善の要望が挙がっているから	1	14.3
こどもから不満・改善の要望が挙がっているから	0	0.0
その他	2	28.6
無回答	0	0.0
合計	7	100.0

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題を聞いたところ、運営上の課題では、「夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい」が 69.5%、「実施場所の確保・選定が難しい」が 39.0%、「安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要」が 36.5%等。
- ✓ 保護者から寄せられる意見への対応としては、「昼食を提供(用意)してほしいという要望が挙げられている」が 24.8%、「開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙げられている」が 22.0%、「利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる」が 15.5%等。

図表1-46 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題(MA)

		n	%
運営上の課題として	実施場所の確保・選定が難しい	156	39.0
	夏季休業中のみの居場所を運営する事業者の確保が難しい	66	16.5
	夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	278	69.5
	夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援(こどもや保護者との関係構築を含む)の難しさがある	88	22.0
	活動内容の企画・運営が大変	90	22.5
	安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	146	36.5
	上記以外	13	3.3
保護者から寄せられる意見への対応として	利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	62	15.5
	開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙げられている	88	22.0
	居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙げられている	43	10.8
	昼食を提供(用意)してほしいという要望が挙げられている	99	24.8
	上記以外	15	3.8
その他	5	1.3	
特に課題はない	26	6.5	
無回答	16	4.0	
合計		400	100.0

図表1-47 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題(地域区分別)(MA)

有効回答数	実施場所の確保・選定が難しい	運営上の課題として										保護者からの寄せられる意見への対応として				その他	特に課題はない	無回答
		実施場所の確保・選定が難しい	夏季休業中のみの居場所を運営する事業者の確保が難しい	夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援(こどもや保護者との関係構築を含む)の難しさがある	活動内容の企画・運営が大変	安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	上記以外	利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙げられている	居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙げられている	昼食を提供(用意)してほしいという要望が挙げられている	上記以外					
400	156	66	278	88	90	146	13	62	88	43	99	15	5	26	16			
100.0	39.0	16.5	69.5	22.0	22.5	36.5	3.3	15.5	22.0	10.8	24.8	3.8	1.3	6.5	4.0			
北海道・東北	59	12	5	30	6	10	25	2	5	7	3	7	1	1	9	4		
100.0	20.3	8.5	50.8	10.2	16.9	42.4	3.4	8.5	11.9	5.1	11.9	1.7	1.7	15.3	6.8			
関東・信越	105	42	19	72	24	26	34	5	19	22	13	27	7	1	2	3		
100.0	40.0	18.1	68.6	22.9	24.8	32.4	4.8	18.1	21.0	12.4	25.7	6.7	1.0	1.9	2.9			
東海・北陸	71	38	8	58	13	22	29	1	11	22	11	26	2	0	2	1		
100.0	53.5	11.3	81.7	18.3	31.0	40.8	1.4	15.5	31.0	15.5	36.6	2.8	0.0	2.8	1.4			
近畿	53	22	10	38	21	14	23	2	8	15	10	16	3	1	3	2		
100.0	41.5	18.9	71.7	39.6	26.4	43.4	3.8	15.1	28.3	18.9	30.2	5.7	1.9	5.7	3.8			
中国・四国	56	20	12	41	13	9	17	1	7	15	3	13	0	2	3	3		
100.0	35.7	21.4	73.2	23.2	16.1	30.4	1.8	12.5	26.8	5.4	23.2	0.0	3.6	5.4	5.4			
九州・沖縄	56	22	12	39	11	9	18	2	12	7	3	10	2	0	7	3		
100.0	39.3	21.4	69.6	19.6	16.1	32.1	3.6	21.4	12.5	5.4	17.9	3.6	0.0	12.5	5.4			

図表1-48 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題(都市区分別)(MA)

	有効回答数	運営上の課題として										保護者からの寄せられる意見への対応として				その他	特に課題はない	無回答
		実施場所の確保・選定が難しい	運営する事業者の確保が難しい	夏季休業中のみの居場所について支障に	お休みの支障に	夏季休業中のみの居場所について支障に	活動内容の企画・運営が大変	安全管理・衛生管理に	左記以外	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から			
全体	400	156	66	278	88	90	146	13	62	88	43	99	15	5	26	16		
	100.0	39.0	16.5	69.5	22.0	22.5	36.5	3.3	15.5	22.0	10.8	24.8	3.8	1.3	6.5	4.0		
政令指定都市	3	3	2	3	2	0	1	1	1	2	1	3	0	0	0	0		
	100.0	100.0	66.7	100.0	66.7	0.0	33.3	33.3	33.3	66.7	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
東京特別区	4	1	2	3	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
	100.0	25.0	50.0	75.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
中核市	18	11	5	16	5	1	6	1	3	5	3	4	1	0	1	1		
	100.0	61.1	27.8	88.9	27.8	5.6	33.3	5.6	16.7	27.8	16.7	22.2	5.6	0.0	5.6	5.6		
一般市	208	102	38	145	55	53	77	5	32	45	25	62	8	2	11	10		
	100.0	49.0	18.3	69.7	26.4	25.5	37.0	2.4	15.4	21.6	12.0	29.8	3.8	1.0	5.3	4.8		
町村	167	39	19	111	25	36	60	6	26	35	14	30	6	3	14	5		
	100.0	23.4	11.4	66.5	15.0	21.6	35.9	3.6	15.6	21.0	8.4	18.0	3.6	1.8	8.4	3.0		

✓ 以下は運営の課題を実施内容別にみたもの。放課後児童健全育成事業として実施するもののみある自治体においては、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施するもののみある自治体と比較して「実施場所の確保・選定が難しい」「夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい」「昼食を提供(用意)してほしいという要望が挙がっている」等を挙げる割合が高い。逆に、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として実施するもののみある自治体においては、「夏季休業中のみの居場所を運営する事業者の確保が難しい」「活動内容の企画・運営が大変」等を挙げる割合が高い。

図表1-49 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題(実施内容別)(MA)

	有効回答数	運営上の課題として										保護者から寄せられる意見への対応として				その他	特に課題はない	無回答
		実施場所の確保・選定が難しい	夏季休業中のみの居場所について支障に	お休みの支障に	活動内容の企画・運営が大変	安全管理・衛生管理に	左記以外	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から	利用要件に関する希望がない家庭から				
全体	400	156	66	278	88	90	146	13	62	88	43	99	15	5	26	16		
	100.0	39.0	16.5	69.5	22.0	22.5	36.5	3.3	15.5	22.0	10.8	24.8	3.8	1.3	6.5	4.0		
放課後児童健全育成事業として実施するもののみある自治体	316	126	43	224	73	65	118	7	51	65	35	83	7	4	18	12		
	100.0	39.9	13.6	70.9	23.1	20.6	37.3	2.2	16.1	20.6	11.1	26.3	2.2	1.3	5.7	3.8		
小学生の預かり事業等として実施するもののみある自治体	48	15	15	29	7	15	16	3	8	13	5	5	7	1	5	3		
	100.0	31.3	31.3	60.4	14.6	31.3	33.3	6.3	16.7	27.1	10.4	10.4	14.6	2.1	10.4	6.3		
放課後児童健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施するもの双方がある自治体	33	15	8	24	8	10	12	3	3	10	3	11	1	0	2	0		
	100.0	45.5	24.2	72.7	24.2	30.3	36.4	9.1	9.1	30.3	9.1	33.3	3.0	0.0	6.1	0.0		

- ✓ 以下は運営の課題を待機児童数別にみたもの。待機児童の多い自治体において「実施場所の確保・選定が難しい」を選択する割合が高い。

図表1-50 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題(待機児童数別)(MA)

有効回答数	運営上の課題として										保護者からの寄せられる意見への対応として			その他	特に課題はない	無回答
	実施場所の確保・選定が難しい	運営する事業中の確認が難しい	夏休みの休業中の確保が難しい	お休みの材料の確保が難しい	夏休みの休業中の確保が難しい	変換活動内容の企画・運営が大変	安全管理が必須・衛生管理に一元	左記以外	左記以外	利用が難しい	開所が難しい	居場所が足りない	居場所が足りない			
全体	387	154	63	269	85	85	140	11	60	85	41	98	13	5	26	14
	100.0	39.8	16.3	69.5	22.0	22.0	36.2	2.8	15.5	22.0	10.6	25.3	3.4	1.3	6.7	3.6
0人	257	83	30	171	45	55	93	6	40	51	31	61	5	4	21	11
	100.0	32.3	11.7	66.5	17.5	21.4	36.2	2.3	15.6	19.8	12.1	23.7	1.9	1.6	8.2	4.3
1~9人	25	11	8	20	7	8	11	0	4	5	3	5	0	1	1	1
	100.0	44.0	32.0	80.0	28.0	32.0	44.0	0.0	16.0	20.0	12.0	20.0	0.0	4.0	4.0	4.0
10~29人	49	27	10	36	20	12	20	1	6	12	3	15	4	0	2	2
	100.0	55.1	20.4	73.5	40.8	24.5	40.8	2.0	12.2	24.5	6.1	30.6	8.2	0.0	4.1	4.1
30人以上	55	33	15	42	13	10	16	4	10	17	4	17	4	0	1	0
	100.0	60.0	27.3	76.4	23.6	18.2	29.1	7.3	18.2	30.9	7.3	30.9	7.3	0.0	1.8	0.0

図表1-51 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題の具体的な内容

- (受入れに関すること)
- ・ 夏季休暇中は登録人数が増えるものの、利用しない家庭も多く、実際の利用人数の見込みを立てにくい。
  - ・ 夏季休業中に空きのある放課後児童クラブはそれほどない。
  - ・ 利用希望者が多く、受け皿が足りていない。
  - ・ 本市では、主に各放課後児童クラブの通年利用を受付した後の空き定員を活用して夏休みのみの児童の受入れを行っているが、通年での利用者が年々増えてきており、夏休みのみの受入れ可能定員は年々縮小する一方であり、事業の継続的な実施が課題となっている。また、夏休み専用の放課後児童クラブ開設を検討しているが、公共施設で夏休み期間中、ずっと利用可能なところがなく、実施場所の確保が難航している。
  - ・ 利用者の増加に伴い、空調の効いた教室が限られているため、受け入れ場所や受け入れ人数の調整が課題となっている。また、気温が高いため体育館や校庭などで体を動かすような活動することができない。
- (人材確保に関すること)
- ・ 夏季休業中は朝から開所するため、午前と午後でそれぞれ別の支援員を配置する必要があり、その分多くの人材が必要。
  - ・ 中学校の支援員等に声をかけて採用しているが、人材の確保に課題がある。
  - ・ 放課後児童クラブ以外の受け皿として、こどもの居場所があることは、保護者にとって有意義なことと考えるが、放課後児童クラブのような居場所づくりを運営する側の負担は大きく、運営主体や人材の確保が難しいこと、また活動内容の企画立案やそれに伴う安全管理の徹底等、運営に関する検討対応事項も多いこと、以上のことから課題も大きい。
  - ・ 学校の空き教室を借りて夏季休業期間のみクラブの受け入れ枠を増やしているが、部屋が離れてい

るため、荷物や人の移動や職員間のやり取りがしづらいつらいとの意見がある。長期休業中は開所時間が長くなるため、一時的な人材確保が難しく、学生アルバイトや地元中学生ボランティアに頼らざるを得ない。

- ・ 平常時の倍の人材が必要になり、最終的には従事者の長時間労働や、休暇の取得ができないなどに繋がる。

(育成支援等の難しさに関連すること)

- ・ 夏季休業中のみの利用の児童に対する指導等が難しいと思う。
- ・ 普段放課後児童クラブに慣れていない児童や保護者を受入れする難しさが大いにあると聞いている。
- ・ 児童同士のトラブルが増え、平日とは異なる難しさがある。
- ・ 事務量の増加。
- ・ 入室の審査・選考・通知・利用料等の日割り計算等による膨大な事務作業の発生。
- ・ 猛暑による外遊びができないことが多いため、児童のエネルギーを発散できず、長時間狭い室内でストレスを溜めているように見受けられる。活発すぎたり、他の児童とのトラブルにつながる。
- ・ 夏季休業期間限定の放課後児童クラブは、利用人数が多くなること、様々な学校の児童が集まること、夏季休業期間限定の支援員が配置されることなどから、運営や生活のルールづくりとその浸透が難しく、児童の安全配慮が特に求められる。また、短期間のみ使用できる居場所の確保として学校の多目的ルームや特別教室の活用が考えられるが、学校や教育委員会の積極的な理解・協力が得られないため居場所の確保が難しく、また短期間のみ雇用する人員の確保及び指揮命令系統の構築が非常に難しい。
- ・ 障害を持った子どもを受け入れる環境づくりが難しい。

(安全管理・衛生管理に関すること)

- ・ 熱中症対策。
- ・ お弁当の衛生管理。

(昼食提供に関すること)

- ・ 昼食提供に向け、放課後児童クラブに適した価格とメニューを提供できる飲食店等の協力を得るのが難しい。
- ・ 提供する昼食の値段を下げてほしいとの要望がある。
- ・ 昼食提供については、運用に課題(搬入業者の選定、キャンセルの対応、支援員の事務負担増加など)があり実施しなかった。

(保護者から寄せられる意見)

- ・ 小学生全学年を対象としてほしい。
- ・ 長期間利用している児童と夏休みのみの利用の児童の人間関係に対する配慮を要望する声が出ている。
- ・ 普段通っている小学校区内で実施してもらいたい(実施場所へのアクセスが不便という声を含む)。
- ・ 定員を超過して受け入れているため、部屋の狭さや密度に対して不満の声が聞かれる
- ・ 利用定員を増やしてほしい。
- ・ 実施場所を増やしてほしい。
- ・ きょうだい割など料金の割引要望。
- ・ 利用料金を安くしてほしい、料金設定を変更(日割り料金の設定)してほしいという要望がある。
- ・ 保護者の就労時間に関わらず、放課後児童クラブを利用できるようにしてほしいという声がある。

- ・ 必要な日のみスポットで利用したいとの声がある。
  - ・ 働き方の多様化により開所時間の延長やお盆期間の開設の要望などがある。
  - ・ 待機児童が生じていない地域での開催要望が複数ある。
  - ・ 利用要件以外(小学校4～6年)の児童の利用希望がある。
- (その他)
- ・ 予算確保が課題。利用しやすい補助金がほしい。
  - ・ 児童の保護者たちによって運営されている民間団体であるため、金銭的な問題は夏季休業中のみならず課題として挙がっている。
  - ・ 夏休みのみの受入れに関する周知時期も現状の方法だと通年利用の申込終了後となってしまい、夏休みのみの利用を希望する人の中には通年利用で申込を済ませてしまっていることが多い。そのため、周知時期は(現状では難しいと考えているが)課題となっている。

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を利用した家庭における「通年利用」のニーズについて聞いたところ、「わからない」が30.3%、「ニーズがある」が27.8%、「あまりニーズはない」が22.0%等。

図表1-52 夏季休業期間のみのこどもの居場所を利用した家庭における「通年利用」のニーズ(SA)

	n	%
大いにニーズがある	24	6.0
ニーズがある	111	27.8
あまりニーズはない	88	22.0
ニーズはない	42	10.5
わからない	121	30.3
無回答	14	3.5
合計	400	100.0

表1-53 夏季休業期間のみのこどもの居場所を利用した家庭における「通年利用」のニーズ(地域区分別)(SA)

	有効回答数	大いにニーズがある	ニーズがある	あまりニーズはない	ニーズはない	わからない	無回答
全体	400	24	111	88	42	121	14
	100.0	6.0	27.8	22.0	10.5	30.3	3.5
北海道・東北	59	5	16	13	4	17	4
	100.0	8.5	27.1	22.0	6.8	28.8	6.8
関東・信越	105	6	31	23	16	25	4
	100.0	5.7	29.5	21.9	15.2	23.8	3.8
東海・北陸	71	6	15	19	8	22	1
	100.0	8.5	21.1	26.8	11.3	31.0	1.4
近畿	53	3	19	11	3	15	2
	100.0	5.7	35.8	20.8	5.7	28.3	3.8
中国・四国	56	2	17	10	5	20	2
	100.0	3.6	30.4	17.9	8.9	35.7	3.6
九州・沖縄	56	2	13	12	6	22	1
	100.0	3.6	23.2	21.4	10.7	39.3	1.8

表1-54 夏季休業期間のみのこどもの居場所を利用した家庭における「通年利用」のニーズ(都市区分別)(SA)

	有効回答数	大いにニーズがある	ニーズがある	あまりニーズはない	ニーズはない	わからない	無回答
全体	400	24	111	88	42	121	14
	100.0	6.0	27.8	22.0	10.5	30.3	3.5
政令指定都市	3	1	2	0	0	0	0
	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
東京特別区	4	1	2	0	0	1	0
	100.0	25.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0
中核市	18	1	8	1	2	6	0
	100.0	5.6	44.4	5.6	11.1	33.3	0.0
一般市	208	10	51	53	20	64	10
	100.0	4.8	24.5	25.5	9.6	30.8	4.8
町村	167	11	48	34	20	50	4
	100.0	6.6	28.7	20.4	12.0	29.9	2.4

- ✓ 待機児童が多い自治体において「ニーズがある」と回答する割合が高い。

図表1-55 夏季休業期間のみのこどもの居場所を利用した家庭における「通年利用」のニーズ  
(待機児童数別)(SA)

	有効 回答 数	大 あ る に ニ ー ズ が	ニ ー ズ が あ る	な い あ ま り ニ ー ズ は	ニ ー ズ は な い	わ か ら な い	無 回 答
全体	387	20	107	88	42	118	12
	100.0	5.2	27.6	22.7	10.9	30.5	3.1
0人	257	12	63	55	31	86	10
	100.0	4.7	24.5	21.4	12.1	33.5	3.9
1~9人	25	0	5	9	3	7	1
	100.0	0.0	20.0	36.0	12.0	28.0	4.0
10~29人	49	0	20	10	7	11	1
	100.0	0.0	40.8	20.4	14.3	22.4	2.0
30人以上	55	8	19	14	0	14	0
	100.0	14.5	34.5	25.5	0.0	25.5	0.0

④ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していない理由等(問 11)

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を「実施していない」と回答した自治体に、実施していない理由を聞いたところ、「夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施するための人材(運営者、職員)を確保できないから」が 28.9%、「夏季休業期間のみのこどもの居場所に対するニーズがないから」が 27.5%、「その他」が 27.3%等。
- ✓ これを都市区分別にみると、「夏季休業期間のみのこどもの居場所に対するニーズがないから」は中核市で 20.0%、一般市で 22.9%、町村で 34.0%、「夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施するための人材(運営者、職員)を確保できないから」は、同 32.0%、28.9%、30.4%と、規模の大きい自治体と比較して割合が高い。

図表1-56 (参考)夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していないと回答した自治体

【地域区分別】

	n	%
北海道・東北	169	27.5
関東・信越	146	23.7
東海・北陸	48	7.8
近畿	63	10.2
中国・四国	77	12.5
九州・沖縄	112	18.2
無回答	0	0.0
合計	615	100.0

【都市区分別】

	n	%
政令指定都市	14	2.3
東京特別区	15	2.4
中核市	25	4.1
一般市	249	40.5
町村	312	50.7
無回答	0	0.0
合計	615	100.0

【待機児童数別】

	n	%
0人	438	71.2
1～9人	39	6.3
10～19人	22	3.6
20～29人	18	2.9
30～49人	24	3.9
50～74人	12	2.0
75～99人	10	1.6
100人以上	16	2.6
無回答	36	5.9
合計	615	100.0

図表1-57 夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していない理由(最もあてはまるもの1つ)

	n	%
夏季休業中のみのこどもの居場所に対するニーズがないから	169	27.5
夏季休業中のみのこどもの居場所を実施するための予算が確保できないから	17	2.8
夏季休業中のみのこどもの居場所を実施するための場所を確保できないから	56	9.1
夏季休業中のみのこどもの居場所を実施するための人材(運営者、職員)を確保できないから	178	28.9
夏季休業中のみのこどもの居場所実施が、貴自治体の子ども子育て施策の考え方に適合しないから	24	3.9
その他	168	27.3
無回答	3	0.5
合計	615	100.0

図表1-58 夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していない理由  
(地域区分別)(最もあてはまるもの1つ)

	有効回答数	がの夏 な居季 い場休 か所業 らに中 対の すみの こ ど ー ズも	らの夏 予居季 算場休 が所業 確を中 保実の で施す きな いた かめも	らの夏 場居季 所場休 を所業 確を中 保実の で施す きな いた かめも	をの夏 確人居 保材場 で(運を き運を ない営実 か者施 ら職す 員た )ど めも	考体の夏 えの居季 方子場休 にど所業 適も実中 合子施の し育がみ なて、の い施貴こ か策自ど らの治も	その他	無回答
全体	615	169	17	56	178	24	168	3
	100.0	27.5	2.8	9.1	28.9	3.9	27.3	0.5
北海道・東北	169	60	4	8	42	7	48	0
	100.0	35.5	2.4	4.7	24.9	4.1	28.4	0.0
関東・信越	146	32	4	17	36	8	47	2
	100.0	21.9	2.7	11.6	24.7	5.5	32.2	1.4
東海・北陸	48	9	1	6	21	0	11	0
	100.0	18.8	2.1	12.5	43.8	0.0	22.9	0.0
近畿	63	14	3	8	24	1	13	0
	100.0	22.2	4.8	12.7	38.1	1.6	20.6	0.0
中国・四国	77	20	0	3	24	4	25	1
	100.0	26.0	0.0	3.9	31.2	5.2	32.5	1.3
九州・沖縄	112	34	5	14	31	4	24	0
	100.0	30.4	4.5	12.5	27.7	3.6	21.4	0.0

図表1-59 夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していない理由  
(都市区分別)(最もあてはまるもの1つ)

	有効回答数	がの夏 な居季 い場休 か所業 らに中 対の すみの こ ど ー ズも	らの夏 予居季 算場休 が所業 確を中 保実の で施す きな いた かめも	らの夏 場居季 所場休 を所業 確を中 保実の で施す きな いた かめも	をの夏 確人居 保材場 で(運を き運を ない営実 か者施 ら職す 員た )ど めも	考体の夏 えの居季 方子場休 にど所業 適も実中 合子施の し育がみ なて、の い施貴こ か策自ど らの治も	その他	無回答
全体	615	169	17	56	178	24	168	3
	100.0	27.5	2.8	9.1	28.9	3.9	27.3	0.5
政令指定都市	14	1	0	0	1	0	12	0
	100.0	7.1	0.0	0.0	7.1	0.0	85.7	0.0
東京特別区	15	0	0	4	2	2	7	0
	100.0	0.0	0.0	26.7	13.3	13.3	46.7	0.0
中核市	25	5	0	1	8	0	11	0
	100.0	20.0	0.0	4.0	32.0	0.0	44.0	0.0
一般市	249	57	9	32	72	12	66	1
	100.0	22.9	3.6	12.9	28.9	4.8	26.5	0.4
町村	312	106	8	19	95	10	72	2
	100.0	34.0	2.6	6.1	30.4	3.2	23.1	0.6

（「その他」の主なもの）

- ・ 夏季休業期間のみのこどもの居場所に対するニーズを把握していないため。
- ・ 市の施策としての取組がないため。
- ・ これまで夏季休業中のみのニーズに対して調査や把握を行っていないため。
- ・ 各児童館にて、長期休暇を含め通年利用できる体制となっているため。
- ・ 放課後児童クラブの待機児童が多く、解消に向けた取組が最優先事項であるため。
- ・ 通年利用のニーズに対応することでリソースが限界であるため。
- ・ 令和7年度から一時預かり事業を実施予定。
- ・ 運営主体によって運営方針が違うため（運営主体に一任）。

- ✓ 「夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施するための予算が確保できないから」「夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施するための場所を確保できないから」「夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施するための人材（運営者、職員）を確保できないから」と回答した自治体に、夏季休業期間のみのこどもの居場所の必要性について聞いたところ、「必要」が52.6%、「あまり必要でない」が41.0%等。
- ✓ 上記回答について待機児童数別にみると、「あまり必要でない」は、待機児童がいる（1人以上）の自治体よりも「0人」の自治体において選択する割合が高い。

図表1-60 夏季休業期間のみのこどもの居場所の必要性（SA）

	n	%
大いに必要	7	2.8
必要	132	52.6
あまり必要ない	103	41.0
必要ない	7	2.8
無回答	2	0.8
合計	251	100.0

図表1-61 夏季休業期間のみのこどもの居場所の  
必要性(地域区分別)(SA)

	有効 回答 数	大 い に 必 要	必 要	あ ま り 必 要 な い	必 要 な い	無 回 答
全体	251 100.0	7 2.8	132 52.6	103 41.0	7 2.8	2 0.8
北海道・東北	54 100.0	1 1.9	24 44.4	27 50.0	1 1.9	1 1.9
関東・信越	57 100.0	4 7.0	34 59.6	18 31.6	1 1.8	0 0.0
東海・北陸	28 100.0	1 3.6	15 53.6	11 39.3	0 0.0	1 3.6
近畿	35 100.0	0 0.0	17 48.6	17 48.6	1 2.9	0 0.0
中国・四国	27 100.0	1 3.7	12 44.4	11 40.7	3 11.1	0 0.0
九州・沖縄	50 100.0	0 0.0	30 60.0	19 38.0	1 2.0	0 0.0

図表1-62 夏季休業期間のみのこどもの居場所の  
必要性(都市区分別)(SA)

	有効 回答 数	大 い に 必 要	必 要	な い あ ま り 必 要	必 要 な い	無 回 答
全体	251 100.0	7 2.8	132 52.6	103 41.0	7 2.8	2 0.8
政令指定都市	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
東京特別区	6 100.0	0 0.0	3 50.0	3 50.0	0 0.0	0 0.0
中核市	9 100.0	0 0.0	6 66.7	3 33.3	0 0.0	0 0.0
一般市	113 100.0	5 4.4	64 56.6	40 35.4	2 1.8	2 1.8
町村	122 100.0	2 1.6	58 47.5	57 46.7	5 4.1	0 0.0

図表1-63 夏季休業期間のみのこどもの居場所の  
必要性(待機児童数別)(SA)

	有効 回答 数	大 い に 必 要	必 要	な い あ ま り 必 要	必 要 な い	無 回 答
全体	251 100.0	7 2.8	132 52.6	103 41.0	7 2.8	2 0.8
0人	156 100.0	2 1.3	74 47.4	73 46.8	5 3.2	2 1.3
1~9人	21 100.0	0 0.0	15 71.4	6 28.6	0 0.0	0 0.0
10~29人	26 100.0	2 7.7	15 57.7	8 30.8	1 3.8	0 0.0
30人以上	32 100.0	2 6.3	23 71.9	7 21.9	0 0.0	0 0.0

図表1-64 夏季休業期間のみのこどもの居場所が必要だと思う理由・背景等

- ・ 共働き家庭で、両親のいずれかが午前中のみの仕事などの世帯において、こどもの居場所の選択肢を広げるため。
- ・ 既存の放課後児童クラブの定員が超過しているため。
- ・ 保護者の就労等により一人で在宅する児童が一定数いるため。
- ・ 各学区により利用ニーズにばらつきがあり、片方の学区では受け入れに余裕がある一方で、片方の学区では通年利用者の受け入れで精一杯という状況であり、夏季休業期間中のみのこどもの居場所の必要性は徐々に高まっていると感じるため。
- ・ 夏季等の夏季休業期間のみ放課後児童クラブ等のこどもの居場所を利用したいという保護者の需要があるため。
- ・ 学校が休みになることでの生活リズムの乱れ・食事面の心配が懸念されるため。
- ・ 家庭環境によっては夏休みだからこそできる体験・経験の差が生じることも考えられる。
- ・ 短時間で働いている家庭も、長期休暇中は仕事の制限をしなくてはならず、こどもの居場所があれば、仕事も続けられるため。
- ・ 家族と長時間共に過ごすことが、必ずしも良い結果につながらない家庭における児童および保護者の心身の安定のために必要であると思う。
- ・ 9月以降に入所決定した児童について、夏季休業が終了したことに伴う利用辞退の申出が多数あることから。
- ・ 近年、共働きの子育て世帯がほとんどを占めており、以前と比較して身近に親族等がいなく代わりに見守る体制が難しい時代となっている。このような観点から、数少ない子どもたちを保護者のみに負担を強いるのではなく、地域全体で見守る体制が必要であると認識している。
- ・ 例年、夏季休業が終了するタイミングで退所者が多くことから、夏季期間中のみニーズが高いと感じるため。
- ・ 放課後児童クラブに保護者が申し込めないネグレクトや困窮世帯等のこどもが、安全に過ごす場所が必要と考えるから。
- ・ 保護者からのニーズが多く、特に高学年の利用において通常月は問題ないが、夏休みの家庭保育に課題がある場合が多い。
- ・ 友達同士での遊びや関わりを持つことが少なくなっている。家以外での遊びが必要だと思う。

#### 4) 夏季休業中のこどもの居場所運営の質の向上

##### ① 夏季休業中のこどもの居場所の質の向上に向けた施策の有無(問 12)

- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所の質の向上に向けた施策の有無について聞いたところ、「実施している」が29.9%、「実施していない」が69.7%。
- ✓ 都市区分別にみると、「東京特別区」「政令指定都市」では「実施している」割合がそれぞれ84.2%、52.9%、と、他の都市区分と比較して高い。
- ✓ また、こどもの居場所に関する計画の有無別にみると、「記載あり」の自治体の方が「記載なし」の自治体よりも「実施している」割合が高い。

図表1-65 質の向上に向けた施策の有無(SA)<sup>7</sup>

	n	%
実施している	304	29.9
実施していない	709	69.7
無回答	4	0.4
合計	1,017	100.0

図表1-66 質の向上に向けた施策の有無  
(地域区分別)(SA)

	数 有 効 回 答	い 実 る 施 し て	い 実 な 施 し て	無 回 答
全体	1,017	304	709	4
	100.0	29.9	69.7	0.4
北海道・東北	228	53	173	2
	100.0	23.2	75.9	0.9
関東・信越	251	101	149	1
	100.0	40.2	59.4	0.4
東海・北陸	119	42	77	0
	100.0	35.3	64.7	0.0
近畿	116	43	73	0
	100.0	37.1	62.9	0.0
中国・四国	135	40	94	1
	100.0	29.6	69.6	0.7
九州・沖縄	168	25	143	0
	100.0	14.9	85.1	0.0

図表1-67 質の向上に向けた施策の有無  
(都市区分別)(SA)

	数 有 効 回 答	い 実 る 施 し て	い 実 な 施 し て	無 回 答
全体	1,017	304	709	4
	100.0	29.9	69.7	0.4
政令指定都市	17	9	8	0
	100.0	52.9	47.1	0.0
東京特別区	19	16	3	0
	100.0	84.2	15.8	0.0
中核市	43	19	24	0
	100.0	44.2	55.8	0.0
一般市	457	132	325	0
	100.0	28.9	71.1	0.0
町村	481	128	349	4
	100.0	26.6	72.6	0.8

<sup>7</sup> 本設問は、「夏季休業中のみの居場所」であるか否かを問わず回答いただいた。ただし、貴自治体の統一的な施策として実施している場合のみ「実施している」と回答いただいた。(例: 指定管理の要件として、夏季休業中の昼食提供を定めている、自治体独自に夏季休業中の育成支援に関するマニュアルを作成しているなど)

図表1-68 質の向上に向けた施策の有無  
(待機児童数別)(SA)

	数有効回答	い実 る施 して	い実 な施 いし て	無 回 答
全体	972	290	678	4
	100.0	29.8	69.8	0.4
0人	696	202	490	4
	100.0	29.0	70.4	0.6
1~9人	64	22	42	0
	100.0	34.4	65.6	0.0
10~29人	89	24	65	0
	100.0	27.0	73.0	0.0
30人以上	117	42	75	0
	100.0	35.9	64.1	0.0

図表1-69 質の向上に向けた施策の有無  
(こどもの居場所に関する計画の有無別)(SA)

	数有効回答	い実 る施 して	い実 な施 いし て	無 回 答
全体	1,017	304	709	4
	100.0	29.9	69.7	0.4
記載あり	186	63	123	0
	100.0	33.9	66.1	0.0
記載なし	830	240	586	4
	100.0	28.9	70.6	0.5

② 施策の内容等(問 13)

- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所の質の向上に向けた施策を「実施している」と回答した自治体に、その内容について聞いたところ、「昼食の提供に関すること」が 46.7%、「開所日・開所時間に関すること」が 35.2%、「安全管理・衛生管理に関すること」が 25.7%等。
- ✓ 政令指定都市や東京特別区では、他の都市区分と比較して「昼食の提供に関すること」を実施する割合が高い。

図表1-70 質の向上に向けた施策の内容(SA)

	n	%
開所日・開所時間に関すること	107	35.2
昼食の提供に関すること	142	46.7
安全管理・衛生管理に関すること	78	25.7
他事業等との連携に関すること	55	18.1
その他	57	18.8
無回答	2	0.7
合計	304	100.0

図表1-71 質の向上に向けた施策の内容(地域区分別)(SA)

	有効回答数	に開 関所 する こと 開 所 時 間	る昼 こ食 との 提 供 に 関 す	理安 に全 関管 する こと 衛 生 管	に他 関事 する 等 こと の 連 携	そ の 他	無 回 答
全体	304	107	142	78	55	57	2
	100.0	35.2	46.7	25.7	18.1	18.8	0.7
政令指定都市	9	3	8	2	0	3	0
	100.0	33.3	88.9	22.2	0.0	33.3	0.0
東京特別区	16	4	16	7	3	0	0
	100.0	25.0	100.0	43.8	18.8	0.0	0.0
中核市	19	6	12	7	3	3	0
	100.0	31.6	63.2	36.8	15.8	15.8	0.0
一般市	132	41	65	29	20	25	0
	100.0	31.1	49.2	22.0	15.2	18.9	0.0
町村	128	53	41	33	29	26	2
	100.0	41.4	32.0	25.8	22.7	20.3	1.6

図表1-72 質の向上に向けた施策の内容(都市区分別)(SA)

	有効回答数	に開 関所 する こと 開 所 時 間	る昼 こ食 との 提 供 に 関 す	理安 に全 関管 する こと 衛 生 管	に他 関事 する 等 こと の 連 携	そ の 他	無 回 答
全体	304	107	142	78	55	57	2
	100.0	35.2	46.7	25.7	18.1	18.8	0.7
北海道・東北	53	20	14	11	11	12	1
	100.0	37.7	26.4	20.8	20.8	22.6	1.9
関東・信越	101	36	66	24	18	14	0
	100.0	35.6	65.3	23.8	17.8	13.9	0.0
東海・北陸	42	15	17	15	8	6	0
	100.0	35.7	40.5	35.7	19.0	14.3	0.0
近畿	43	13	17	13	8	12	0
	100.0	30.2	39.5	30.2	18.6	27.9	0.0
中国・四国	40	18	15	11	7	8	0
	100.0	45.0	37.5	27.5	17.5	20.0	0.0
九州・沖縄	25	5	13	4	3	5	1
	100.0	20.0	52.0	16.0	12.0	20.0	4.0

図表1-73 施策の具体的な内容

(開所日・開所時間に関すること)

- ・ 長期休業中は土曜日も一日開所している。
- ・ 長期休業中は開所時間を長く設定している。
- ・ お盆も利用者のニーズに応じて、一部施設を開所している。

(昼食の提供に関すること)

- ・ 自治体から利用者へ弁当宅配サービスを紹介して、直接保護者に業者へ注文、決済等の手配を行ってもらおう。
- ・ 夏休み中に7回希望者が弁当を注文できる日を設定している。弁当業者は、放課後児童クラブの運営を受託している事業者が手配している。
- ・ 弁当をデリバリーで注文し、配達先を放課後児童クラブに指定してもらうことができる取り組みを試験的に行った。
- ・ 市が契約した委託業者が希望する家庭の事前調査を行い、昼食の手配を行っている。
- ・ 希望者に運営管理業者が契約した業者(サービス)から昼食を手配する
- ・ 保護者の体調不良などにより昼食が持参できなかった児童への対応として、町の非常食を各クラブに常備し、提供している。
- ・ 放課後児童クラブ内で調理し、昼食を提供。
- ・ 希望者はネットで昼食の配送を注文できるような体制となっている。
- ・ 弁当配送サービスを希望する保護者が必要な日に自ら発注すれば教室に弁当が届く。
- ・ 夏休み期間中、約15回給食を提供している。
- ・ 職員が近所のお店で弁当を購入し、保護者から代金を徴収など。
- ・ 放課後児童クラブでは、希望に応じて運営法人が連携している業者から昼食を注文できる。
- ・ 希望する家庭に学校給食センター(直営)で調理した昼食を提供。
- ・ 入会者全員に夏期休業期間における昼食の情報提供を行った。
- ・ 各放課後児童クラブ単位で希望する保護者が弁当宅配事業を利用している。
- ・ 運営法人(指定管理者)独自の取り組みとしてイベント昼食や弁当配送などに取り組んでいる。
- ・ 学校給食センターのご協力で、夏期休業中のみ平日に給食を出すようにしてから、夏期休業中に放課後児童クラブを利用する児童は増えた。
- ・ 夏季休業中、放課後健全育成事業を利用する児童に対し、昼食を無償提供する。
- ・ 保護者の負担軽減のため、調理系の行事を増やしている。

(安全管理・衛生管理に関すること)

- ・ 熱中症対策として空調設備が整った体育館を使用している。
- ・ 弁当を保冷BOXに入れて管理するようにしている。
- ・ 長時間開設によるけがの増加、熱中症対策など夏休み前に病気やけがの研修を実施している。
- ・ 熱中症対策のため、各クラブ暑さ指数計を導入し、日々の活動で活用している。
- ・ 熱中症対策として、塩分チャージタブレットやスポーツドリンクを各児童クラブに配布する。
- ・ 昼食はお弁当持参のため、昼食時までの保管場所に気を付ける。
- ・ 見守りを行う職員を増員している。
- ・ 廊下にサンシェードやグリーンカーテンなどを設置した。

- ・ 夏季休暇前に学童保育所向けに熱中症対策の研修会などを開催し、注意喚起および熱中症対策について学童保育所の職員に学んでもらう機会を設ける。
- ・ プール活動時はライフセーバーを雇い監視、また熱中症対策として気温やプール水温管理を徹底しプール活動可否の基準を設けている。
- ・ 給食の配膳室からクラブ教室までの通路は毎日、給食直前に拭き掃除している。体育館は朝一番に全ての窓・扉を開け、大型冷風扇等を稼働させ、室温をチェックしている。毎朝塩分チャージをし、休憩と水分はこまめに取り、体育館室温は30℃を超えたら使用しない。
- ・ 水分補給用に、各自の水筒のほかに麦茶を施設として用意して、水分補給を促す声かけをした。”

#### (その他)

- ・ 夏季休暇は利用数の増加が見込まれることから、支援単位数を増やしこどもの居場所の確保を図るため、放課後児童クラブ運営支援事業として、長期休暇開設賃借料補助を行っている。
- ・ 体操教室の実施。
- ・ 学区外の事業所への入所を認める。
- ・ 見守りを行うスタッフとして、地域の方々と保護者にもお願いしている(地域と学校の連携・協働)
- ・ バスに乗って県内や町内の施設に出掛け、さまざまな経験を異年齢の友達と一緒に体験や経験できるようにしている。
- ・ 小学校のプールを活用し、水遊びを実施している(一部の学童のみ実施)。
- ・ 放課後児童クラブにいる時間が長くなるため、イベントの実施や外部講師を呼んだ活動など活動内容を工夫している。
- ・ 講師を招いて工作教室や防犯教室を行うなどの体験プログラムを実施している。
- ・ バスを利用してイベント施設への外出の機会を設けている。また、外部講師を招いて、出前講座を開いている。
- ・ 空き教室を利用し、生活スペースにゆとりを持たせている。
- ・ 毎月定例の教室以外に、一輪車・ダンス・ジャグリング・プログラミングなど平日の放課後には実施していない放課後教室(イベント)を実施した。

- ✓ 「他事業等との連携に関すること」と回答した自治体に、その連携先について聞いたところ、「地域住民・団体」が 49.1%、「放課後子供教室」が 41.8%、「上記以外の公共機関・施設」が 38.2%等。

図表1-74 連携先(MA)

	n	%
放課後子供教室	23	41.8
放課後等デイサービス	5	9.1
児童館・児童センター	9	16.4
ファミリー・サポート・センター	3	5.5
(公費を使用せずに運営する) 民間の預かり事業	0	0.0
地域住民・団体	27	49.1
上記以外の民間企業	5	9.1
上記以外の公共機関・施設	21	38.2
無回答	0	0.0
合計	55	100.0

③ 夏季休業中のこどもの居場所の質の向上に向けた施策の必要性(問 14)

- ✓ 夏季休業中のこどもの居場所の質の向上に向けた施策を「実施していない」と回答した自治体に、「開所日・開所時間に関すること」「昼食の提供に関すること」「安全管理・衛生管理に関すること」「他事業等との連携に関すること」について、それぞれの必要性について聞いたところ、「開所日・開所時間に関すること」では「あまり必要ない」が 46.1%、「必要」が 30.3%、「必要ない」が 18.1%。「昼食の提供に関すること」では「あまり必要ない」が 44.3%、「必要」が 33.4%、「必要ない」が 15.9%。「安全管理・衛生管理に関すること」では「あまり必要ない」が 39.5%、「必要」が 35.0%、「大いに必要」が 13.1%。「他事業等との連携に関すること」では「あまり必要ない」が 50.9%、「必要」が 29.6%、「必要ない」が 14.0%。

図表1-75 施策の必要性(SA)

(開所日・開所時間に関すること)

	n	%
大いに必要	29	4.1
必要	215	30.3
あまり必要ない	327	46.1
必要ない	128	18.1
無回答	10	1.4
合計	709	100.0

(昼食の提供に関すること)

	n	%
大いに必要	36	5.1
必要	237	33.4
あまり必要ない	314	44.3
必要ない	113	15.9
無回答	9	1.3
合計	709	100.0

(安全管理・衛生管理に関すること)

	n	%
大いに必要	93	13.1
必要	248	35.0
あまり必要ない	280	39.5
必要ない	79	11.1
無回答	9	1.3
合計	709	100.0

(他事業等との連携に関すること)

	n	%
大いに必要	28	3.9
必要	210	29.6
あまり必要ない	361	50.9
必要ない	99	14.0
無回答	11	1.6
合計	709	100.0

- ✓ 「大いに必要」「必要」と回答した理由としては、以下の回答がみられた。

図表1-76 施策が必要だと思う理由

- ・ 共働き世帯に向けて、開所日や開所時間に関すること、昼食の提供は必要であるし、障害を持っているこどもの居場所のため、放課後デイサービスなどの事業等との連携は必要と思われる。
- ・ 長期休暇中は、平日の児童の登校時間より早く出勤する保護者がいるため、開始時間を早めてほしい旨の要望もある。
- ・ 昼食の提供については、宅配サービスを導入してほしいという保護者からの声はあるが、実際に市内の各児童クラブへの配達が可能であり、アレルギー対応ができる事業者の選定や、利用人数が毎日固定ではないため、申込みや支払い等の運用にも課題があることから、一定のニーズはあるものの、今後も検討が必要。
- ・ 学校休業日と同じく開所時間帯を長く設定することは、児童一人を在宅状態になることの解消に繋がる。
- ・ 近年、熱中症警戒アラートが連日発表されるなど、夏休み期間中の安全管理、衛生管理には十分に気を付ける必要がある。
- ・ こどもの居場所で過ごす時間が増えるため、いろいろな体験をさせるためにも他事業等との連携はあったほうが良い。
- ・ 利用児童が増えるため、通常時とは違った対応が必要になる。
- ・ 長時間の利用になるため、他事業と連携し子どもたちが楽しめる活動を考える必要がある。
- ・ 保育時間が長いことによる怪我等のリスク、昼食持参による食中毒等のリスクが高まるため。
- ・ 近年、学校や保育施設等でのトラブルや事故が多発しているため、安全管理は特に重要と考える。
- ・ 夏季休業中のみこどもを受け入れる場合、新しい集団生活への慣れやコミュニケーション等、こどもにとって負担が大きい。特に、既にあるコミュニティの中に受け入れる場合は、こども同士の問題もあるため、そこに関わる大人の対応が非常に重要。
- ・ 長期休暇における昼食の提供は、保護者の負担軽減という観点から必要性が高いと考えられる。
- ・ 夏季休業中は期間だけでなく、1日のこどもたちの受け入れ時間も長いため、こどもたちが過ごしやすく、保護者も安心して預けられるよう、居場所の質の向上は必要である。
- ・ 貧困世帯を中心として、給食の必要性が大きなウエイトを占めている。他方、放課後児童クラブの運営にあたり、給食の提供はかなりハードルが高く、全ての事業所が実施することは困難との認識。
- ・ 夏季休業中のこどもの居場所として放課後児童クラブ以外にないので、それぞれの家庭によってサービス選択の幅があると思う。
- ・ 現在、開所時間が午前9時から午後5時までとなっているため、時間延長について検討が必要である。
- ・ こどもの貧困対策の一環として、施策の検討が必要と思われる。
- ・ こどもの体験格差の解消が必要であると考えているが、放課後児童クラブ単体で多様な体験プログラムを実施することは人的にも費用的にも難しい。そこで、放課後子供教室や文化団体等と連携することによって、様々な体験活動を提供していきたい。
- ・ 学校の職員が少ないときや閉庁日のとき不審者が来たり、地震や火事があったときの対応力が必要。今年度初めて警察署の協力のもと、不審者対応の出前講座をしたがいかに訓練が大切か分かった。
- ・ 放課後児童クラブに入所できていない児童の保護者からのニーズがあるため。
- ・ 昼食提供を望むニーズが一定数あるため。老朽化により既存の空調設備では対応しきれず、室温が30℃を越えるクラブが散見されるため。
- ・ 地域コミュニティが機能しておらず、長期休暇中のこどもの余暇の質が落ちている。特にコミュニケー

ションを育む場所、スポーツ以外で自主性を元とした体を動かす場所が少ない。また、経済格差が広がり体験格差も大きくなってしまっていることから誰もが気軽に過ごせる場所の確保が必要。

- ・ 他事業と連携することで、保育中に様々な体験が出来るようになるとうい。
- ・ 夏季休業中は、こども達を保育する時間が長いため、通常時よりきめ細やかな安全管理・衛星管理のマニュアルが必要と感じる。
- ・ 市外で就労している保護者も多く、放課後児童クラブの朝の開所時間に合わせてこどもを連れて行くと会社に遅刻する。また、仕事が終わってからのお迎えが閉所時間間際になる、閉所時間に間に合うよう行動しないといけないとの声がある。

## 5) 長期休業中のこどもの居場所に関するご意見・ご要望等(問 15)

### (人材確保に関すること)

- ・ 長期休業中は、平常時の倍の人材が必要になり、従事者の長時間労働に繋がる。労働環境から継続雇用を希望しなくなる。
- ・ 過疎自治体においては、人員が少ない、実施に際しての財源が乏しいなど実施への障害が高いため、特別交付税措置に頼らず、財政措置並び実施要件の緩和(少人数の場合の人員配置)をお願いしたい。
- ・ ども人材不足の中、アレルギー対応や支援が必要なこどもの数も増え、命を預かる立場にもなる支援員を担ってくれる人は少ない。また夏季休業中だけ 1 日勤務、学校がある日は数時間のみ、といった働き方も万人受けはしないので人を見つけるのが難しい。
- ・ 放課後児童クラブにおいて、今後も長期休業中におけるこどもの居場所の確保を続けていきたいが、職員も高齢化しており、職員の確保が難しい。
- ・ 人材バンク、補助金などの人材確保に対しての支援があるとありがたい。
- ・ こどもの居場所を支える人材の確保が急務だと思う。1日中、業務にあたるためには人材と給与補償、伴う補助金制度がないと運営は厳しい。
- ・ 賃金上昇に伴う働き控えが顕著に表れている。それにより多くの人員を要することになり人手不足に拍車がかかっている。配慮の必要なこどもが増加していることに加え、上記理由により放課後児童支援員等(常勤)の配置が進まないことから、児童への対応に苦慮する場面が増加している。
- ・ 長期休業中のこどもの居場所としてのニーズはあるが、場所と人材と財源の確保が難しい。
- ・ 保護者に働き方の多様化により、放課後児童クラブの開設時間を含め、ニーズが高まっているが、施設側の人材の確保が困難になっている。小学校との連携をもっと強化して、効率のよい運営方法の提案をお願いしたい。

### (運営主体の確保に関すること)

- ・ 小規模自治体では公設公営の維持が困難。外部委託できればよいが、委託先となるような団体が存在せず、放課後児童クラブの運営が困難となっている。過疎地でも委託が可能な団体の設置・団体情報の提供があると助かる。

### (場所の確保に関すること)

- ・ 国レベルで長期休業中の教室利用を可能にする方策をとってもらえると、より事業実施がしやすくなると思う。首長部局と教育委員会、また学校長との連携など自治体レベルでの学校教室の利用促進はハードルが高く感じる。
- ・ 小学校の空き教室の有効利用について、夏休み専用放課後児童クラブの利用を推進する趣旨の通知を学校あてに発出してもらいたい。
- ・ こどもの居場所は必要と考えているが、小学校はエアコンが完備されているため、長期休業を短縮するなど、すべてのこどもが過ごす学校等の充実も合わせて検討してほしい。他方、学校に行けないこどもも増えているので、学校以外で公が設置したこどもが学び過ごせる場所も必要と考える。
- ・ 日本の平均気温の上昇により、夏季休業中は公園など外遊びが難しく運動量が減るため、こどもの居場所として室内でエアコンがあり体を動かせる場所があるとよい。

### (小学校との連携に関すること)

- ・ 学校と放課後児童クラブとの連携がスムーズに行われていない。要支援児童など、学校からの情報提供が乏しく、対応に苦慮している状況がある。

### (昼食の提供に関すること)

- ・ 昼食提供のニーズが高い。
- ・ 放課後児童クラブ向けの昼食について提供体制がとれる飲食店等ができるとうい。
- ・ 食事提供に関して、人件費の補助だけでなく、食費に係る補助(食材購入等)もほしい。
- ・ 長期休業中の昼食提供については一定のニーズがあるものの、注文とりまとめやアレルギーの問題、残飯や容器の回収などの課題があるため、当市の公立公営クラブでは実施していない。そうした問題点を解決できるような交付金メニューがあるとよい。

(運営方法に関すること)

- ・ モデルケースや実施事例の紹介をしてほしい。
- ・ ほかの自治体では長期休業時のみ開所する居場所をどのように運営しているのか、参考にしたい。
- ・ 夏休み専用の放課後児童クラブを公共施設で実施した際の施設利用時の責任分担について、参考例などを示してもらいたい。
- ・ 夏休みの放課後児童クラブに関するマニュアル(自治体向けや事業者向け)があるとよい。

(活動内容に関すること)

- ・ 仕事をしている保護者はもちろん、両親の帰りを待つことに寂しさを感じる子どもも多くいる中で、安全な場所で見守られ、友人等と時間を過ごせる居場所は必要と考える。その中で、子育てイベントや家族友人と楽しめるイベントに興味を示す方々も多くいるため、イベント等の企画も居場所を知るきっかけにつながると考える。
- ・ 長期休業中、児童は居場所で1日を過ごすことになり、長期となると児童に「飽き」がくる。週1日とかwebで体験学習みたいなものがあるとよい。
- ・ 長期休業中(特に夏季休業)のこどもの居場所としてニーズがあるのが、体験、運動、勉強等のレクリエーションを含めた居場所事業である。利用者は、朝から終日預けるケースが多く、適度なレクリエーションがこどもの満足度に寄与することとなり、保護者の満足度にもつながる。これらの体験等は、家庭における時間的、経済的余裕に影響を受けやすく格差も生まれやすい。自然学習、調理実習や水泳、スポーツ等のこどものまなびにつながる居場所事業を対象とした補助メニューがあるとニーズに対応した事業が実施できるため要望したい。
- ・ 出張授業などの種類がもっとあればいいと思う(例えば、「演劇教育(ドラマ教育)」「非認知能力UP」「おもしろい実験」等)。
- ・ 現在配置されている倍くらいの教員補助員を年度当初配置し、長期休業中は、その支援員を中心に学校の空き教室や図書室を利用して、イベント等を実施したり、教員OBや地域の方々にも手伝ってもらって午前中のみ宿題ができる教室(自由研究の教室とか、感想文教室とか、○学期復習教室、プール教室など)居場所を確保できる体制があればいいと思う。

(放課後児童クラブを含めた様々な居場所づくりの必要性に関すること)

- ・ 高学年は放課後児童クラブを嫌がる傾向が強いが、児童の意思が尊重されず、保護者が児童と話し合わないまま申請し利用している例が多く見られる。
- ・ 滞在時間に対し費用が安いと、受入れ体制を整えれば整えるほど、必要性に関係なく利用者は増える一方になると推測する。
- ・ 高学年まで放課後児童クラブを利用している児童は、自立が遅れる傾向にあると従事者から意見が出ている。環境に適応していくことができるこどもの自立を放課後児童クラブが妨げる結果となっている。
- ・ 放課後等デイサービスと放課後児童クラブの併用児童が増えている。個別の対応が増える。
- ・ 留守番の出来る高学年の児童の放課後児童クラブの利用について見直すべきと考える。保育ではなく、放課後児童教室などの開室で間に合う。

- ・ 就労状況的に放課後子供教室の開室時間内で利用が済む家庭も、放課後子供教室は新1年生の利用時期の制限があったり、長期休業中は開室しないため、放課後児童クラブに申込みを行い、結果的に自宅に保護者がいる時間でも放課後児童クラブを利用している。さらなる教育委員会の協力が必要である。
- ・ 保育に欠ける児童については放課後児童クラブにて対応していくが、保育に欠けない児童の長期休業中に居場所がないことに対し社会のニーズが多い場合は福祉分野ではなく、教育分野で対応すべき。例えば学校の教室を開放し、こどもが自由登校にする等。空いている場所もなく、地方は働き手不足が深刻化しているため、福祉分野の対応は困難。
- ・ 中高学年(4~6年生)の長期休業期間のみのニーズは高い。夏季休業期間のみ開所するクラブに対しても十分な財政的支援をお願いしたい。
- ・ 本市では、夏季休業期間のみを対象としているが、冬休みや春休みについては、手続きや年度替わりなどの課題がある。一方、春休みはニーズが高いと事業者から聞いている。
- ・ 本市の放課後児童クラブについては、待機児童はおらず、入所を希望する児童全員が利用できるよう、全運営主体に統一したルールで運営を委託している。長期休業中もこどもの居場所として、機能していると考えているが、本来の保育という観点から外れた利用(友達がいるから、夏休みだけ利用したい等)をしている児童が一定数いるとの報告が上がっている。入所の要件を満たしているため、問題ないことではあるが、上記のようなニーズに応えるべく、長期休業中の友達との交流の場(居場所)が、放課後児童クラブとは別で設定されると良いのではないかと考えている。
- ・ 高学年児は保育中心となる養育支援というより教育やスポーツ活動に参加できるよう、もっと放課後子供教室を推進する施策を講じるべき。
- ・ 当自治体のファミリー・サポート・センター事業は、援助会員・依頼会員ともに増えているが利用料が高いとの声があるので、すべての人に対して利用料減額できれば利用者が増えるのではないかと思う。
- ・ 放課後児童クラブだけでなく、長期休業中のこどもの居場所として、様々な活動の場所が金銭的な負担がなく選択できるような仕組みづくりが必要だと思う。

(国による補助等に関すること)

- ・ 長期休業中は放課後児童クラブの開所時間が長時間となり、放課後児童支援員等の負担増がある。人材確保及び雇用の安定に繋げるため、長時間開所加算の拡充を要望する。
- ・ 放課後児童健全育成事業の所管部局だけではなく、教育委員会や地域づくりに係る部局でも、放課後児童の居場所づくりに取り組んで欲しい。国の補助事業は細かい規制が多く、小さい自治体は補助金活用の事務の手間が多く、人手不足の要因で事業展開が難しい。
- ・ 長期休業期間のみの預かり事業を実施しているが、(通年開所のクラブとは別の場所)通年開所ではないため、子ども・子育て支援交付金の対象外になり、自治体単独で設置・運営費を負担している。長期休業期間のみの預かり事業についても交付金のメニューに加えてほしい。なお、当自治体の預かり事業は、平日はスクールバスを利用するため放課後利用のニーズがないが、長期休業期間の利用ニーズがあることを受け実施しているもの。長期休業期間はスクールバスが運行しておらず、保護者送迎による通年開所の児童クラブへの登所も難しいため開設している
- ・ 昼食提供の導入事例共有を受けたが、実際に導入するにあたってネックになる配送料にかかる経費の補助があると導入を前向きに進めることができる。
- ・ 長期休暇中のみ開所している放課後児童クラブ(年間開所日数 200 日以下)についても交付対象としていただきたい。
- ・ 長期休業中は1日利用となり、昼食が必要となることから、昼食提供を実施する事業所に対して、何ら

かの加算措置を検討してほしい。

- ・ 長期休業期間中のみ支援の単位が増えることが多く、その分の人件費等が発生している。その場合も障害児受入に係る加配や、支援員等の処遇改善も行っているが、支援交付金のメニューとしては、長期休業中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合に「長期休暇支援加算額」が上乗せされるのみの対応であり、その他質の向上に係る補助は対象となっていない。夏休みに代表される年度前半等の一時的なニーズへの対応については、既存の支援の単位に加算額として上乗せするのではなく、新たな支援の単位として扱い、全ての交付金メニューを活用できるようにしてもらいたい。
- ・ 小学校体育館のエアコン導入の全額補助、夏期休業期間の水道代(小学校プール)の全額補助をお願いしたい。
- ・ 毎年熱中症アラートの影響で、夏季休業中、外遊びがほとんどできなくなっている。その中で、室内での子どもたちの生活を充実させるために、インターネット回線の設備への補助金、タブレットの導入の補助金を検討してほしい。
- ・ 長期休業中における保護者と子どもと一緒に過ごす時間の確保という視点において、国レベルで保護者・子ども・事業所に対する支援を進めてほしい。地域の実情に応じた対応だけでは、地域間での格差が生じてしまうため、子どもの成長に影響がでると思う
- ・ 遊びや自習の場の提供を目的として行う事業がある。どのような居場所に対して補助があるのか、助言をしてくれるのか、といったところが不明瞭に感じる。
- ・ 長期休業中、子どもたちが自宅以外において大人の見守る中、学習したり遊んだりできる場所があったら良いと思う。保護者の都合で預けるだけでなく、子どもが自分の意志で行きたくなるような安全で楽しく過ごせる場所をつくることのできる十分な財源(補助)を考えてもらいたい。

(その他)

- ・ 長期休業中、子どもの居場所がないため仕事を休まざるを得ない、または仕事場で子どもをみるなどのケースがあると聞いている。仕事に支障が出ると収入減につながるため、長期休業中だけの子どもの居場所があると安心して仕事ができる。
- ・ 長期休業中に放課後児童クラブを使いたい、というニーズは確かにあるが、通年使いたいという方が大多数。通年利用の待機児童をなくす取組や、放課後児童支援員等の人材の確保に傾注すべき。
- ・ コロナ禍以来、小学校のプール開放日もなくなり、地域の行事も簡素化されるなど、子どもが過ごす場所は少なくなっている。「子ども目線」が蔑ろにされているのではないか。
- ・ 確かに居場所は大切だと思いますがそれ以上に、子ども同士で遊べる社会や親子の時間を持てるような働き方に繋がる政策を重視してほしい。
- ・ 働く保護者が収入を減らさずに、もう少し学齢期の子どもの生活スタイルに合わせられるような勤務形態等が取れるようになることが望ましい。
- ・ 現場の声として、賃金水準アップ(処遇改善)をもってしても解消できない諸問題があるようだ。本調査は、学校教員の働き方改革を背景とした平日の朝の居場所ニーズ調査も兼ねているとのこと、その「学校教員」の負担軽減分をカバーする事業及びその事業に携わる職員の現状把握にも努める必要があると考える。
- ・ 登校困難(自主的登校拒否)児が低年齢化し、保護者の負担が増大している。長期休業になると、普段登校している兄弟姉妹の居場所が逆になくなったり、親子や兄弟で喧嘩が絶えなくなったりする。種々の事情の子どもが個別的な配慮のもとで過ごすことのできる居場所づくりも必要でないか。

6) 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所に向けた取組

① 平日の朝のこどもの居場所確保に向けた施策(問 16)

- ✓ 平日の朝のこどもの居場所確保に向けた施策有無について聞いたところ、「実施している」が 1.4%、「実施に向けて検討中」が 1.7%、「実施していない(未検討)」が 96.7%。

図表1-77 平日の朝のこどもの居場所確保に向けた施策の有無(SA)

	n	%
実施している	14	1.4
実施に向けて検討中	17	1.7
実施していない(未検討)	983	96.7
無回答	3	0.3
合計	1,017	100.0

図表1-78 平日の朝のこどもの居場所確保に向けた施策の有無(地域区別)(SA)

	有効回答数	実施している	検討中	実施していない(未検討)	無回答
全体	1,017	14	17	983	3
	100.0	1.4	1.7	96.7	0.3
北海道・東北	228	3	4	221	0
	100.0	1.3	1.8	96.9	0.0
関東・信越	251	6	9	234	2
	100.0	2.4	3.6	93.2	0.8
東海・北陸	119	1	1	117	0
	100.0	0.8	0.8	98.3	0.0
近畿	116	1	2	113	0
	100.0	0.9	1.7	97.4	0.0
中国・四国	135	1	0	133	1
	100.0	0.7	0.0	98.5	0.7
九州・沖縄	168	2	1	165	0
	100.0	1.2	0.6	98.2	0.0

図表1-79 平日の朝のこどもの居場所確保に向けた施策の有無(都市区別)(SA)

	有効回答数	実施している	検討中	実施していない(未検討)	無回答
全体	1,017	14	17	983	3
	100.0	1.4	1.7	96.7	0.3
政令指定都市	17	1	2	14	0
	100.0	5.9	11.8	82.4	0.0
東京特別区	19	0	3	16	0
	100.0	0.0	15.8	84.2	0.0
中核市	43	2	0	41	0
	100.0	4.7	0.0	95.3	0.0
一般市	457	6	6	444	1
	100.0	1.3	1.3	97.2	0.2
町村	481	5	6	468	2
	100.0	1.0	1.2	97.3	0.4

- ✓ 問 16 において「実施している」または「実施に向けて検討中」と回答した自治体に、その実施場所を聞いたところ、「放課後児童クラブ以外(学校敷地内)」が 51.6%、「放課後児童クラブ以外(学校敷地外)」が 25.8%、「放課後児童クラブ内(学校敷地内)」が 22.6%等。
- ✓ またその実施主体について聞いたところ、「貴自治体で放課後児童クラブを運営する事業者」が 25.8%、「シルバー人材センター」が 22.6%、「地域住民・団体」が 16.1%等。

図表1-80 当該居場所の実施場所(MA)

	n	%
放課後児童クラブ内(学校敷地内)	7	22.6
放課後児童クラブ内(学校敷地外)	5	16.1
放課後児童クラブ以外(学校敷地内)	16	51.6
放課後児童クラブ以外(学校敷地外)	8	25.8
無回答	1	3.2
合計	31	100.0

図表1-81 当該居場所の実施主体(MA)

	n	%
市区町村(市区町村が直接ボランティアスタッフ等を募って実施している場合を含む。)	4	12.9
市区町村(地域学校協働活動の一環として実施する場合)	3	9.7
貴自治体で放課後児童クラブを運営する事業者	8	25.8
非営利団体(「回答自治体で放課後児童クラブを運営する事業者」以外)	1	3.2
シルバー人材センター(「回答自治体で放課後児童クラブを運営する事業者」以外)	7	22.6
地域住民・団体	5	16.1
上記以外の事業者	4	12.9
検討中であり未定	0	0.0
無回答	8	25.8
合計	31	100.0

図表1-82 当該居場所の運営主体・内容

(運営主体)
・ 警備会社に業務委託
・ 学校の教職員
・ シルバー人材センター
(運営内容)
・ 平日の午前7時から午前8時まで、体育館等見守り場所(学校により異なる)で見守り業務。
・ 保護者の勤務時間の関係で相談があった場合に対応している。
・ 児童は、保護者の付き添いのもと登校し、小学校内の居場所で過ごす。事業の委託先であるシルバー人材センターから派遣された会員が、活動場所の環境を整え、児童が活動場所で過ごす様子の見守りを行う。
・ 放課後子供教室の枠組みを活用し、学校始業前の時間帯に校庭での自由遊びを実施。安全管理員を配置し、児童の安全に配慮し実施している。

- ✓ 「実施していない」「実施に向けて検討中」と回答した自治体に、実施に当たっての課題を聞いたところ、「居場所運営に従事する人材の確保が難しい」が 70.0%、「居場所(場所)の確保・調整が難しい」が 42.9%、「運営者を見つけるのが難しい」が 35.7%等。

図表1-83 平日の朝のこどもの居場所実施に当たっての課題(MA)

	n	%
利用ニーズをどのように把握すれば良いかわからない	161	16.1
運営者を見つけるのが難しい	357	35.7
居場所運営に従事する人材の確保が難しい	700	70.0
居場所(場所)の確保・調整が難しい	429	42.9
居場所づくりのための予算確保が難しい	336	33.6
他に優先すべき施策がある	147	14.7
その他	58	5.8
特に課題はない	117	11.7
無回答	11	1.1
合計	1,000	100.0

図表1-84 平日の朝のこどもの居場所実施に当たっての課題(地域区分別)(MA)

	有効回答数	利用ニーズをどのように把握	運営者を見つけるのが難しい	居場所運営に従事する人材の確保が難しい	居場所(場所)の確保・調整が難しい	居場所づくりのための予算確保が難しい	他に優先すべき施策がある	その他	特に課題はない	無回答
全体	1,000	161	357	700	429	336	147	58	117	11
	100.0	16.1	35.7	70.0	42.9	33.6	14.7	5.8	11.7	1.1
北海道・東北	225	29	78	159	89	67	26	10	29	2
	100.0	12.9	34.7	70.7	39.6	29.8	11.6	4.4	12.9	0.9
関東・信越	243	36	86	169	122	102	38	14	23	2
	100.0	14.8	35.4	69.5	50.2	42.0	15.6	5.8	9.5	0.8
東海・北陸	118	21	41	84	51	32	20	10	7	1
	100.0	17.8	34.7	71.2	43.2	27.1	16.9	8.5	5.9	0.8
近畿	115	18	33	79	43	41	17	10	15	3
	100.0	15.7	28.7	68.7	37.4	35.7	14.8	8.7	13.0	2.6
中国・四国	133	28	55	97	58	46	10	5	19	1
	100.0	21.1	41.4	72.9	43.6	34.6	7.5	3.8	14.3	0.8
九州・沖縄	166	29	64	112	66	48	36	9	24	2
	100.0	17.5	38.6	67.5	39.8	28.9	21.7	5.4	14.5	1.2

図表1-85 平日の朝のこどもの居場所実施に当たっての課題(都市区分別)(MA)

	有効 回答 数	利用 者 の 見 つけ る の が 難 し い	運営 者 を 見 つけ る の が 難 し い	居場所 確保 が 難 し い	居場所 確保 が 難 し い (場所) の 確 保 ・ 調	居場所 確保 が 難 し い の た め の 予 算	他に 優先 す べ き 施 策 が あ る	そ の 他	特 に 課 題 は な い	無 回 答
全体	1,000	161	357	700	429	336	147	58	117	11
	100.0	16.1	35.7	70.0	42.9	33.6	14.7	5.8	11.7	1.1
政令指定都市	16	3	6	10	7	7	5	3	1	1
	100.0	18.8	37.5	62.5	43.8	43.8	31.3	18.8	6.3	6.3
東京特別区	19	4	8	13	8	6	3	3	0	0
	100.0	21.1	42.1	68.4	42.1	31.6	15.8	15.8	0.0	0.0
中核市	41	5	17	28	20	15	8	1	6	1
	100.0	12.2	41.5	68.3	48.8	36.6	19.5	2.4	14.6	2.4
一般市	450	75	176	325	215	187	77	29	38	7
	100.0	16.7	39.1	72.2	47.8	41.6	17.1	6.4	8.4	1.6
町村	474	74	150	324	179	121	54	22	72	2
	100.0	15.6	31.6	68.4	37.8	25.5	11.4	4.6	15.2	0.4

(「その他」の主な回答)

- ・ 現時点で特に検討が進んでいない。
- ・ 平日朝の開所に関する要望が無い/把握していない。
- ・ 待機児童が多く通年開所している学童を増やす事が急務である。
- ・ 学校敷地内に居場所設置ができるかどうか。
- ・ 利用時間が短いことが想定される。
- ・ 学校(教育委員会)が対応すべき。
- ・ 未検討のためどのような課題があるか分からない。
- ・ 施設の管理やトラブル対応等での学校の責任範囲が難しい
- ・ 保護者が必要でも、児童が早朝から学校で過ごすことが適切かどうかの判断。
- ・ 例えばニーズがあった場合でも、予算確保やスキーム作り等が難しいと推察される
- ・ 担当部署の調整が必要。
- ・ トラブル対応等、教職員をはじめとする職員への負担が大きい。
- ・ 施策として実施していないが、各校の判断で早く開門している学校数は把握している。
- ・ 学校が朝の受け入れを少し早めるなど、まず対応できることを始めてその上でのニーズがあるのか課題を探っている。
- ・ 厳しい財政事情の中、自治体独自の財源のみで実施することは難しい。
- ・ ファミリー・サポート・センターで対応できる。
- ・ 実施する場合、サービス(開始時間など)をどこまで充実させたらよいか判断が難しい。

## 7) こどもの居場所に関するご意見・ご要望等(問 17)

(人員確保・保育の質に関すること)

- ・ こどもの居場所を確保するにも、働き手がいらない。扶養の範囲内での勤務希望が多く、代わる代わるこどもをみることになる。こどもにとって落ち着く居場所になりにくいのではないかと。また、保育の質の問題も発生すると思われる。
- ・ 年間を通しての児童クラブの開所日、開所時間の拡大や昼食提供などのニーズが増えていくことが予想されるが、それに対応するための人材、場所、予算などの確保が難しい
- ・ 支援員の高齢化に伴って退職希望者が増えており、人材の確保が難しくなっています。また、ベテラン支援員が退職してしまうことで、経験の浅い支援員の資質向上をどのように行っていくかというところも課題となっています。
- ・ 自治体内に 3 か所の居場所があるが、それぞれ開始した時期ややり方等、各地域の実状に応じて始めたこともあり、受け入れる指導員の意識や感覚を統一させていくことの難しさを感じる。
- ・ 教育委員会との調整、見守り人材の確保が課題。

(居場所の運営内容に関すること)

- ・ 現在 1 日開級の日は 7:45～の受け入れを実施しているが、保護者からそれよりも早い受け入れを要望される。
- ・ 課題は、交通手段が少ないため、居場所までこども自身が自分で移動することが難しい。
- ・ 支援の単位も放課後児童クラブ運営指針におおむね 40 人以下としてあることから、それに沿い区画面積や人員を考慮している。通年で利用している児童がいることも含めると既に放課後児童健全育成事業を実施している事業所では、ニーズに比べ実際受け入れられる児童数は多くないと想定している。
- ・ 学校施設において朝や放課後の時間帯に居場所としての職員の人員配置ができるような事業(予算)があれば、新たに施設を設置する必要がなく、課題解決の一助になると考える。
- ・ 居場所の確保、指導員の雇用問題(短時間勤務で収入が不安定となるため人材確保が困難)があるため、ニーズ調査を行った上で、個別にサポートできるファミリー・サポート・センターなどの充実を図るほうが良いのではないかと。
- ・ 児童福祉施設の設立検討をお願いしたい。

(居場所の活動内容等に関すること)

- ・ 公園があっても、ボール遊びや大声を出す遊びが制限されており、こどもたちが思い切り遊べない。夏季はほぼ毎日熱中症警戒アラートが発表され、外に出られず身体を動かす機会が減り、こどもたちの不満につながっている。
- ・ こどもの居場所について、小学 5.6 年生から集めたアンケート結果でも、こども自身から「自宅以外で、静かに勉強できる場所が欲しい」などと、居場所に関する意見があった。こどもの自宅に近い、コミュニティセンターなどで施設開放を行うなど、部署を超えたこども支援が必要だと考える。
- ・ 夏季休業中の放課後児童クラブでの昼食の提供について、「保護者の負担が学校給食と同程度であること」「市内全域、同一水準の昼食の提供が可能であること」「日によって発注数が異なることやアレルギー対応が可能であること」「放課後児童クラブの職員が金銭の支払いに関与しないこと」などが実現できると望ましい条件であるが、これらの条件をクリアできる事業者がおらず、課題として認識している。
- ・ こどもによって、友人や家族と賑やかに楽しみたい児童、静かにリラックスをしたい児童等、過ごし方が多様化している。ゆるやかに開かれた場所として、利用する方が選択できるような形の居場所も効果的かと考える。
- ・ こどもの居場所を自宅外に設けることは保護者にとっては良いかもしれないが、こども自身は自宅でゆ

つくりくつろぎたい、友達の家で遊びたいと感じる子どももおり、子ども本人の気持ちを無視しているのではないか。当町で町立小学校に通う全小学生本人に対し、放課後の居場所の意向調査を実施したところ、自宅や友達の家を希望する者が90%以上だった。大人ではなく、子どもを中心にした施策を検討すべきでは。

(国による補助等に関すること)

- ・ 全児童を対象とする放課後の居場所づくりに関する補助金がないため、財源として補助金を活用できるような仕組みを検討いただきたい。
- ・ 朝の早い時間の開所を実施すると人件費が増えるが、これ以上利用料を上げることは難しい(現状も高いと言われている)。令和5年度から運営を民間に委託しており、支出額は増えたが、交付金で入る額は頭打ちになっており、町の負担がどんどん大きくなっている。物価高騰により町の財政が圧迫されており、今以上の人件費の増が難しくなっており、予算確保が課題となっている。
- ・ 不登校の児童への対応について、放課後児童クラブが協力している事例がある。例えば、フリースクールとして対応する時間の運営費の補助ができるとうい。
- ・ 昨今、熱中症への懸念が深刻で、その対応期間も長くなっている中、空調設備が整った部屋が学校に少なく、実施に難儀している。その設置についての補助が手厚くならないと、拡充が困難である。
- ・ 放課後児童健全育成事業の実施について、運営費に対して交付金・補助金が交付されているが、放課後等デイサービスのようにサービスに対する報酬制度を導入することで参入する民間企業が増えると考え。

(地域との連携に関すること)

- ・ 市民活動レベルでのこどもの居場所に関する取組は様々存在するため、関係者が連携した体制構築が必要。

(保護者の働き方等に関すること)

- ・ 働き方が多様化したことで、早朝からの預かりや夜遅くまでの預かりなど、保護者のニーズも多様化しているが、場所や人の確保には地域ごとで事情が異なるので、対応しきれない部分が生じる。こどもの健全育成を考えると、居場所の確保は不可欠だが、保護者の働き方に合わせる視点だけでは無理があると思う。
- ・ 保護者のニーズに合わせるあまり、本来保護者と一緒に過ごして欲しい時間まで請け負っていないか。学校から出された宿題も全て放課後の学習支援に頼っているのはどうか。保護者の働き方改革に合わせて家庭で過ごせる時間も増えている児童もいると思う。
- ・ 人口減により税収も増える予測はない中で、行政の施策で対応するにしても限界がある。行政のみで考えるのではなく、民間企業含めた社会構造全体の中での働き方や暮らし方を見直していくことが必要と考える。
- ・ フレックスや短時間勤務、テレワークなど働き方の多様性を国がより行政や企業に導入してもらえるよう指導し特に子育て家庭の制度取得を推進してほしい。地域関係が希薄化する中、より預かり保育が増えることはこどもの成長に悪影響を与えないか心配である。”
- ・ 開所日数や開所時間、昼食の提供等、放課後児童クラブ等に求められる内容は年々増加しているが、教師や保育士と比べ社会的地位は低く利用者以外には認知度も低い。人材不足について、収入のために働くという目的のためには放課後児童クラブ等での勤務体系は求職者のニーズにマッチしにくい。祖父母に子どもをみてもらう時代でなくなってきたため、保護者が子どもより仕事を優先しなければならない状況が変わらなければ、こどもの居場所に関する課題はなくならないと思う。

(朝の居場所に関すること)

- ・ 現状集団登校を行っている中で、早朝の限られた時間のみを放課後児童クラブとして開放することにどれ程の需要があるのか疑問であり、数人のために開所する際の人件費等を考えたときに現実的ではないと考える。
- ・ 朝の居場所づくりを実施するにあたり、保護者の送迎を基本に考えているが、他自治体での登校方法がどのようになっているか知りたい。
- ・ 学校がある期間の朝の居場所としては、朝食の提供等をする事で、不登校対策等にもなるのではないかと考えている。
- ・ 朝のこどもたちの居場所に関しては、要望がまだ大きく出てきていないため未検討である。仮に、放課後等の事業実施者が実施するとした場合、朝の居場所と実施時間が大きく離れてしまう。運営責任者等の中心職員を朝から夜まで配置する必要があり、職員の確保が困難となることが予測される。
- ・ こどもの放課後や学校長期休業期間中の居場所については、放課後児童クラブ及び放課後子供教室で実施している。両事業の人員確保も難しい中、両事業を担っている事業者にも朝の居場所についても受託させることは困難であると考えている。放課後のこどもの居場所に向けた取組みと、朝のこども居場所に向けた取組みは、切り分ける必要があると考えている。

(医療・福祉的な支援を必要とするこどもの居場所に関すること)

- ・ 年々医療的ケアの必要な児童、発達遅れや障害を持った児童の申請希望が増えていると感じるが、環境整備と人材確保に苦慮し、受入れが難しい。放課後等デイサービスと違い、発達・障害等についての専門知識がある職員が対応しているわけではないため苦勞している。
- ・ 特別支援学級に通う児童が放課後児童クラブでは大人数の狭い室内で過ごすことになり、児童にとって相当のストレスになっている。また、他の児童とのトラブルになっている。また、加配等が必要な児童が入室すると、人材確保が難しい。
- ・ ひとり親家庭や養育能力が乏しい保護者等への支援が重要になると思われる。

(その他)

- ・ 小学校だけでなく中学校の放課後の部活動が地域移行になってきているため、地域によっては人数等の関係上、毎日部活をすることが無くなり、中学生の放課後の居場所がなくなっている。校区も広く気軽に集まって遊べないため、ゲーム上での交流が増え、ネット依存も増加する可能性がある。小学校の場合は放課後児童クラブがあるが、今後は中学生以上を対象とした居場所づくりも課題になってくると思う。

## 第2章

# 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所 に関するアンケート調査（運営主体）

## 第2章 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査(運営主体)

### 1. 調査の概要

#### 1) 目的

- ✓ 小学校の夏季休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所(以降、「夏季休業期間のみのこどもの居場所」という。)の運営状況の把握、および課題の抽出、対応策の検討を目的として実施した。

#### 2) 調査対象と調査方法

##### ① 調査対象

- ✓ 全国の夏季休業期間のみのこどもの居場所(※)の運営主体  
※こどもの居場所は、公費を使わず運営する居場所・活動も対象とした。

##### ② 調査方法

- ✓ Excel調査票による調査。
- ✓ 調査票を都道府県・指定都市・中核市宛てにEメール送付。一般市・町村・特別区については都道府県経由で調査票を配布。さらに、各市区町村から該当する運営主体へ配布いただいた。回答票は各都道府県・各市区町村・運営法人から直接回収専用サイトにアップロード、もしくは当社宛てに直接Eメール送付いただくことにより回収した。

##### ③ 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和6年5月1日時点
- ✓ 調査実施期間:令和6年9月27日～10月28日<sup>1</sup>

##### ④ 回収結果

回収数	有効回答数
1,564	1,361

##### ⑤ 集計方法

- ✓ 回答が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について注がある場合にはその方法に基づく。
- ✓ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。

---

<sup>1</sup> ただし、調査実施期間を過ぎて回収した調査票についても集計に含めている。

## ⑥ 主な調査内容

- ✓ 主な内容は以下のとおり。
  - 放課後児童健全育成事業の実施状況
  - 夏季休業期間のみのこどもの居場所の運営状況
  - 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所に向けた取組について
  - こどもの居場所に関するご意見・ご要望等

## 3) 結果のまとめ

### ① 夏季休業期間のみのこどもの居場所について

#### 【夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組への評価】

夏季休業期間のみのこどもの居場所が「評価されている」または「どちらかという評価されている」割合は合わせて約5割。保護者・子ども・職員の順に評価している割合が高く、保護者・職員の評価理由は「こどもの満足」に関する事柄が上位に。ただし、評価を把握していない運営主体も一定数存在。

- ✓ 職員から「評価されている」または「どちらかという評価されている」割合は、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体で 51.8%、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等(以下、小学生の預かり事業等)として実施する運営主体で 63.5%。評価されている主な理由は、「夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、保護者の要望を満たすことができ、関係構築につながるから」(74.3%)、「夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、こどもの要望を満たすことができ、関係構築につながるから」(60.0%)。一方で、評価されていない主な理由は、「夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、職員の負担が増えているから」(13.8%)や、「夏季休業中のみのこどもの居場所運営に向けて、人材を確保・育成することが大変だから」(12.4%)等。(図表 2-11、2-13、2-17)
- ✓ 放課後児童健全育成事業として実施する運営主体では、「夏季休業中のみのこどもの居場所を運営することは、放課後児童クラブ全体の質の向上につながるから」(30.7%)、小学生の預かり事業等として実施する運営主体では、「夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、地域住民等の要望を満たすことができ、関係構築につながるから」(30.0%)がそれぞれと比較して選択される割合が高い。(図表 2-14)
- ✓ 子どもからの評価を職員に尋ねたところ、「評価されている」または「どちらかという評価されている」割合は、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体が 55.0%、小学生の預かり事業等として実施する運営主体が 65.0%。評価されている主な理由は、「他の児童と遊べるから」(67.2%)、「自宅等で一人で過ごすのは不安(心細い)だから」(53.1%)。一方で、評価されていない理由は、「(こどもの居場所を利用していない)他の児童と遊びたいから」(18.5%)等。放課後児童健全育成事業として実施する運営主体と、小学生の預かり事業等として実施する運営主体で、選択される理由に大きな違いは見られなかった。(図表 2-11、2-13、2-15、2-17)
- ✓ 保護者からの評価を職員に尋ねたところ、「評価されている」または「どちらかという評価されている」割合は、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体が 64.3%、小学生の預かり事業等として実施する運営主体が 76.2%。評価されている主な理由は、「こどもが安全に楽しく過ごすことができているから」(69.1%)、「開所日、開所時間が保護者のニーズに合っているから」(51.5%)。一方で、評価されていない理由は、「昼食を用意しなければならないから」(23.1%)が最多。(図表 2-11、2-13、2-17)
- ✓ 小学生の預かり事業等として実施する運営主体では、「実施場所までのアクセスが良いから」(33.3%)、
- ✓ 「放課後児童クラブの利用要件を満たしてなくても利用できるから」(29.2%)、「利用手続きが簡単だから」(25.0%)が、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体と比較して選択されている。(図表

2-16)

- ✓ ただし、職員・子ども・保護者の評価が「わからない」という回答はそれぞれ3割ほどある。アンケートやヒアリング等を「いずれも実施していない」が3割～4割にのぼり、評価の把握ができていないという実態もあるようだ。(図表 2-10、2-12)

### 【夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題】

運営上の最大の課題は「人材の確保」。ほか、「安全管理・衛生管理への一層の配慮」や、「活動内容の企画・運営の負担」等、夏の暑さや長時間の保育に起因する課題も。

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営する中で感じる主な課題については、「夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい」が最も多く、「安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要」「活動内容の企画・運営が大変」が続く。また、保護者から寄せられる意見への対応（「利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる」や「昼食を提供(用意)してほしいという要望が挙がっている」等）も挙がった。(図表 2-18)
- ✓ 放課後児童健全育成事業として実施する運営主体においては、小学生の預かり事業等として実施する運営主体と比較し、「安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要」や「夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援(子どもや保護者との関係構築を含む)の難しさがある」を選択する割合が高い。他方、「開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙がっている」は、小学生の預かり事業等として実施する運営主体において選択する割合が相対的に高い。(図表 2-21)
- ✓ 「人材の確保」に関して、具体的な課題は「開所時間増加に伴う人員増加への対応」「支援員の高齢化」「有資格者の確保」等。対策として、アルバイトを期間限定雇用している割合は、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体、小学生の預かり事業等として実施する運営主体共に最も高かった。(図表 2-33、2-44)

### 【運営に関する今後の意向】

夏季休業期間のみの利用を希望する家庭の受入れに関する今後の意向は、「現状の運営水準(量)を維持したい」が最多(65.0%)。

- ✓ 夏季休業期間のみの利用を希望する家庭の受入れに関して、「受入れを増やしていきたい」「受入れを縮小していきたい」運営主体はどちらも1割弱。「現状の運営水準(量)を維持したい」または「受入れを縮小していきたい」主な理由は、「場所・人材の確保」「運営資金の不足」「通年利用の児童へ与える影響」等が挙がった。また、「受入れを増やしていきたい」主な理由は、「定員に空きがある」「希望者全員を受入れられていない」等の回答がみられた。(図表 2-22)

### 【夏季休業期間のみのこどもの居場所の運営状況】

小学生の預かり事業等として実施する場合は、「場所」「利用対象」「開所日・開所時間」いずれも様々。

- ✓ 放課後児童健全育成事業として実施する場合の開設場所は「学校外の専用施設」(35.8%)または「学校施設」(21.6%)が多い。利用対象は「待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能」、障害のある子どもについても「障害の特性等によらず受け入れている」がそれぞれ5割超。利用対象は学区内に「限定している」が5割弱だが、要件を設けたうえで学区内に「限定していない」も一定数。開所日数は「週6日以上」(56.1%)と「週5日」(37.2%)で9割超。開所時間について、開始時間は「07:30～07:59」(52.0%)に「08:00～08:29」(28.4%)が続き、終了時間は「18:30 以降」(48.0%)に「18:00～18:29」(36.5%)が続く。登録(申込み)方法は、「年度当初にまとめて申込みを受付け」

(58.8%)が多い。(図表 2-26、2-27、2-28、2-29、2-30、2-31、2-32)

- ✓ 小学生の預かり事業等として実施する場合の設置場所は「学校施設」(26.4%)、「学校外の施設」(専用・共用それぞれ 21.8%)等。利用対象は「待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能」(49.4%)が多い一方で、「放課後児童クラブの利用要件を満たしていなくても利用可能」(36.8%)も一定数あり、障害のあることについては、「障害の特性等によって、受入れの可否を判断している」(44.8%)が多い。利用対象の考え方は、学区内に「限定していない」(33.3%)、「限定している」(32.2%)、「限定していない(ただし要件※あり)※「対象学年を設定」「保護者が就労中の場合のみ」など」(29.9%)と各様。開所日数は「週6日以上」(56.3%)と「週5日」(32.2%)で約9割。開所時間について、開始時間は「08:00～08:29」(41.4%)、「07:30～07:59」(27.6%)、「08:30以降」(19.5%)と幅がある。終了時間は「18:30以降」(47.1%)、「18:00～18:29」(23.0%)が多いが、「16:59より前」(10.3%)の場合も。登録(申込み)方法は、「夏季休業が近づいたら申込みを受け」(70.1%)が多い。(図表 2-37、2-38、2-39、2-40、2-41、2-42、2-43)

### 【夏季休業期間のみのこどもの居場所運営のために実施していること】

「活動内容の充実(運営主体単独で実施)」が約7割と最多。各居場所でイベントを実施する等工夫を施す。

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所の運営のために実施していることとして、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体、小学生の預かり事業等として実施する運営主体共に「活動内容の充実(運営主体単独で実施)例:運営主体や各居場所独自で行うイベント・活動等」が約7割と最多。次いで、「利用案内等の発信」が多い。(図表 2-34、2-45)
- ✓ 「活動内容の充実」を「他事業等と連携して実施」する割合は、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体において約3割、小学生の預かり事業等として実施する運営主体において約4割に留まった。主な連携先はどちらも「地域住民・団体」が6割超と最多。(図表 2-34、2-36、2-45、2-47)
- ✓ 昼食を提供する割合は、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体、小学生の預かり事業等として実施する運営主体共に約3割。対象は「希望があった場合に昼食を提供」、提供方法は「弁当事業者との連携」がそれぞれ最多。「弁当保管時の温度管理」や「アレルギーへの対応」等、「安全管理・衛生管理への特別な配慮」として昼食提供時の配慮も多く挙げた。(図表 2-34、2-35、2-45、2-46)

### ② 平日(学校がある日)の朝のこどもの居場所について

平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の運営を「実施している」と回答した運営主体は 48 件。実施頻度は「週5日」が主だが、不定期の場合も。開設背景は「保護者からの要望」が約9割。

- ✓ 都市区分別にみると、平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所を「実施している」割合は「町村」(2.1%)、「一般市」(3.4%)、「中核市」(3.0%)、「政令指定都市」(5.7%)、「東京特別区」(11.8%)と、大規模都市で高い傾向。(図表 2-50)
- ✓ 実施頻度は「週5日」(50.0%)に次いで「その他」(35.4%)が多い。具体的には「登校時間が通常より遅れる場合」「年に数日」等、臨時的な対応であるケースが挙げた。実施場所として「現状の放課後児童クラブ内」や「認定こども園」等学校外の施設が挙げた。(図表 2-51)
- ✓ 「自団体による独自の取組として開設」している運営主体のうち、開設に至った背景は「保護者からの要望が挙げたため」が9割と最多であった。(図表 2-54)

## 2. 調査結果

### 1) 団体の概要

#### ① 団体所在地(問1)

- ✓ 回答が得られた自治体の地域区分は「関東・甲信越」が 24.9%、「九州・沖縄」が 20.5%、「近畿」が 15.5%、「北海道・東北」「東海・北陸」が 14.1%、「中国・四国」が 10.5%。
- ✓ 都市区分は「一般市」が 53.6%、「町村」が 20.8%、「中核市」が 12.2%、「政令指定都市」が 11.5%、「東京特別区」が 1.2%。

図表2-1 自治体名(単数回答、以降「SA」と表記)

(地域区分別)

	n	%
北海道・東北	192	14.1
関東・甲信越	340	24.9
東海・北陸	192	14.1
近畿	212	15.5
中国・四国	143	10.5
九州・沖縄	279	20.5
無回答	6	0.4
合計	1,364	100.0

(都市区分別)

	n	%
政令指定都市	157	11.5
東京特別区	17	1.2
中核市	167	12.2
一般市	731	53.6
町村	284	20.8
無回答	8	0.6
合計	1,364	100.0

#### ② 団体種別(問2)

- ✓ 運営団体の種別は「社会福祉法人」が 28.4%、「運営委員会・保護者会」が 16.6%、「市区町村」が 13.6%、「NPO 法人」が 13.0%、「株式会社」が 12.2%、「公益社団・財団、一般社団・財団法人」が 5.8%、「学校法人」が 3.7%、「任意団体(運営委員会・保護者会を除く)」が 1.5%、「その他」が 4.3%。

図表2-2 団体種別(SA)

	n	%
市区町村	186	13.6
社会福祉法人	388	28.4
公益社団・財団、一般社団・財団法人	79	5.8
NPO法人	177	13.0
運営委員会・保護者会	227	16.6
任意団体(運営委員会・保護者会を除く)	21	1.5
株式会社	167	12.2
学校法人	50	3.7
その他	58	4.3
無回答	11	0.8
合計	1,364	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 個人事業主
- ・ 合同会社
- ・ 有限会社

## 2) 放課後児童健全育成事業の実施状況

### ① 放課後児童クラブの運営状況(問3)

- ✓ 放課後児童クラブを「運営している」は91.9%、「運営していない」は5.5%。<sup>2</sup>

図表2-3 放課後児童クラブの実施状況(SA)

	n	%
運営している	1,254	91.9
運営していない	75	5.5
無回答	35	2.6
合計	1,364	100.0

### ② ≪民間事業者のみ≫ ≪問3「1. 運営している」を選択した場合のみ≫ 当該自治体内での放課後児童クラブ運営状況(問4)

- ✓ 当該自治体内で放課後児童クラブを「運営している」は92.0%、「運営していない」は3.2%。

図表2-4 当該自治体内での放課後児童クラブの実施状況(SA)

	n	%
運営している	985	92.0
運営していない	34	3.2
無回答	52	4.9
合計	1,071	100.0

<sup>2</sup> 市区町村の場合は直営の放課後児童クラブを運営している場合のみ「1. 運営している」を選択。民間事業者の場合、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業として実施するもの)を運営している場合のみ回答。

③ ≪当該自治体内で放課後児童クラブを運営している場合のみ≫ 当該自治体における放課後児童クラブの運営数、登録児童数(問5)

- ✓ 放課後児童クラブの運営数は、「1～4」が 72.9%、「5～9」が 9.3%、「20 以上」が 6.5%、「10～19」が 4.9%。
- ✓ 放課後児童クラブの運営数の平均値は 7.25。
- ✓ 登録児童数は、「50～99 人」「100～299 人」が 19.7%、「300 人以上」が 19.6%、「30～49 人」が 19.5%。
- ✓ 登録児童数の平均値は 406.66。

図表2-5 当該自治体における放課後児童クラブ数、登録児童数別運営主体数(数値入力)

(運営数)

	n	%
0	0	0.0
1～4	846	72.9
5～9	108	9.3
10～19	57	4.9
20以上	76	6.5
無回答	74	6.4
合計	1,161	100.0

(登録児童数)

	n	%
0	1	0.1
1～9	17	1.5
10～19	53	4.6
20～29	90	7.8
30～49	226	19.5
50～99	229	19.7
100～299	229	19.7
300以上	227	19.6
無回答	89	7.7
合計	1,161	100.0

図表2-6 当該自治体における放課後児童クラブ数、登録児童数

(合計／平均値／最大値／最小値)

(運営数)

合計	7,886
平均値	7.25
最大値	574
最小値	1
有効回答数	1,087

(登録児童数)

合計	435,936
平均値	406.66
最大値	5,966
最小値	0
有効回答数	1,072

### 3) 夏季休業期間のみのこどもの居場所の運営状況

#### ① 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組の内容(問6)

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組として「夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける」は 50.7%、「(夏季休業中のみ) 通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす」が 12.9%、「夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する」が 8.7%。

図表2-7 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組(複数選択、以降「MA」と表記)

		n	%
放課後児童健全育成事業として実施するもの	夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける	692	50.7
	(夏季休業中のみ) 通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす	176	12.9
	上記以外	230	16.9
放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの	夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する	119	8.7
	上記以外	72	5.3
無回答		309	22.7
合計		1,364	100.0

#### (「上記以外」の主な回答)

- ・ 夏季休業中に特化した運営はない
- ・ 定員が空いていれば受け入れる
- ・ 登録枠は設けず、一時利用区分(単発)として受け入れる

図表2-8 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組(地域区分別)(MA)

	有効回答数	放課後児童健全育成事業として実施するもの			放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの		無回答
		録後夏 枠児季 を童休 増ク業 やラし すブて のい中 支るの の援放 の課 用放 登課	位児年(夏 を童開夏 増ク所季 やラし休 すブて業 のい中 支るの の援放 の課 単後通	左 記 以 外	施生夏 すの季 る預休 か業 り中 事の 業み 等の を小 実学	左 記 以 外	
全体	1,364	692	176	230	119	72	309
	100.0	50.7	12.9	16.9	8.7	5.3	22.7
北海道・東北	192	90	15	47	13	13	43
	100.0	46.9	7.8	24.5	6.8	6.8	22.4
関東・信越	340	194	44	42	33	19	72
	100.0	57.1	12.9	12.4	9.7	5.6	21.2
東海・北陸	192	117	45	25	23	3	30
	100.0	60.9	23.4	13.0	12.0	1.6	15.6
近畿	212	72	18	61	15	17	61
	100.0	34.0	8.5	28.8	7.1	8.0	28.8
中国・四国	143	87	18	16	15	9	18
	100.0	60.8	12.6	11.2	10.5	6.3	12.6
九州・沖縄	279	130	36	39	20	11	81
	100.0	46.6	12.9	14.0	7.2	3.9	29.0

図表2-9 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組(都市区分別)(MA)

	有効回答数	放課後児童健全育成事業として実施するもの			放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの		無回答
		録後夏 枠児季 を童休 設ク業 けラ中 るブの のみの 利用放 登課	位児年(夏 を童開夏 増ク所季 やラし休 すブて業 のいる中 支るのみ 援放み の課) 単後通	左 記 以 外	施生夏 すの季 る預休 か業 り中 事の 業み 等を を小 実学	左 記 以 外	
全体	1,364	692	176	230	119	72	309
	100.0	50.7	12.9	16.9	8.7	5.3	22.7
政令指定都市	157	39	9	59	6	14	54
	100.0	24.8	5.7	37.6	3.8	8.9	34.4
東京特別区	17	9	2	2	2	1	6
	100.0	52.9	11.8	11.8	11.8	5.9	35.3
中核市	167	63	35	31	11	5	44
	100.0	37.7	21.0	18.6	6.6	3.0	26.3
一般市	731	424	94	94	79	25	146
	100.0	58.0	12.9	12.9	10.8	3.4	20.0
町村	284	155	36	43	20	27	54
	100.0	54.6	12.7	15.1	7.0	9.5	19.0

② 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組への評価(問7)

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組について、職員から「どちらかという評価されている」と回答したのが24.0%、「評価されている」が21.0%、「わからない」が30.2%。
- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組について、子どもから「評価されている」と回答したのが23.8%、「どちらかという評価されている」が22.9%、「わからない」が37.1%。
- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組について、保護者から「評価されている」と回答したのが35.6%、「どちらかという評価されている」が18.8%、「わからない」が30.4%。

図表2-10 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組への評価(SA)

a.職員からの評価

	n	%
評価されている	287	21.0
どちらかという評価されている	328	24.0
どちらかという評価されていない	102	7.5
評価されていない	43	3.2
わからない	412	30.2
無回答	192	14.1
合計	1,364	100.0

b.子どもからの評価

	n	%
評価されている	325	23.8
どちらかという評価されている	312	22.9
どちらかという評価されていない	21	1.5
評価されていない	6	0.4
わからない	506	37.1
無回答	194	14.2
合計	1,364	100.0

c.保護者からの評価

	n	%
評価されている	486	35.6
どちらかという評価されている	256	18.8
どちらかという評価されていない	8	0.6
評価されていない	5	0.4
わからない	415	30.4
無回答	194	14.2
合計	1,364	100.0

- ✓ 実施内容別にみると、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体<sup>3</sup>が「評価されている」、または「どちらかという評価されている」割合は、職員からの評価で 51.8%、子どもからの評価で 55.0%、保護者からの評価で 64.3%。
- ✓ 小学生の預かり事業等として実施する運営主体<sup>4</sup>が「評価されている」、または「どちらかという評価されている」割合は、職員からの評価で 63.5%、子どもからの評価で 65.0%、保護者からの評価で 76.2%。
- ✓ 小学生の預かり事業等として実施する運営主体においては、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体と比べ、職員・子ども・保護者ともに「評価されている」と認識する割合が高い。

図表2-11 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組への評価(実施内容別)(SA)

a.職員からの評価

	有効 回答 数	評 価 さ れ て い る	価 ど さ ち れ ら れ て い う と 評	価 ど さ ち れ ら れ て い な い と 評	評 価 さ れ て い な い	わ か ら な い	無 回 答
全体	1,364	287	328	102	43	412	192
	100.0	21.0	24.0	7.5	3.2	30.2	14.1
放課後児童健全育成事業として実施する運営主体	868	191	259	81	29	272	36
	100.0	22.0	29.8	9.3	3.3	31.3	4.1
小学生の預かり事業等として実施する運営主体	63	23	17	4	1	16	2
	100.0	36.5	27.0	6.3	1.6	25.4	3.2
放課後健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施の双方がある運営主体	124	37	29	9	5	31	13
	100.0	29.8	23.4	7.3	4.0	25.0	10.5

b.子どもからの評価

	有効 回答 数	評 価 さ れ て い る	価 ど さ ち れ ら れ て い う と 評	価 ど さ ち れ ら れ て い な い と 評	評 価 さ れ て い な い	わ か ら な い	無 回 答
全体	1,364	325	312	21	6	506	194
	100.0	23.8	22.9	1.5	0.4	37.1	14.2
放課後児童健全育成事業として実施する運営主体	868	233	245	16	5	331	38
	100.0	26.8	28.2	1.8	0.6	38.1	4.4
小学生の預かり事業等として実施する運営主体	63	28	13	1	0	20	1
	100.0	44.4	20.6	1.6	0.0	31.7	1.6
放課後健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施の双方がある運営主体	124	38	30	1	0	42	13
	100.0	30.6	24.2	0.8	0.0	33.9	10.5

<sup>3</sup> 問 6 で「放課後児童健全育成事業として実施するもの」のみを選択した運営主体

<sup>4</sup> 問 6 で「放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの」のみを選択した運営主体

### c.保護者からの評価

	有効 回答 数	評 価 さ れ て い る	価 さ れ て い る と 評	価 さ れ て い な い と 評	評 価 さ れ て い な い	わ か ら な い	無 回 答
全体	1,364	486	256	8	5	415	194
	100.0	35.6	18.8	0.6	0.4	30.4	14.2
放課後児童健全育成事業として実施する運営主体	868	356	202	4	4	264	38
	100.0	41.0	23.3	0.5	0.5	30.4	4.4
小学生の預かり事業等として実施する運営主体	63	38	10	1	0	12	2
	100.0	60.3	15.9	1.6	0.0	19.0	3.2
放課後健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施の双方がある運営主体	124	58	16	0	0	37	13
	100.0	46.8	12.9	0.0	0.0	29.8	10.5

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する取組への評価についてどのように把握しているか聞いたところ、職員からの評価把握は「ヒアリング」が44.5%、「いずれも実施していない」が36.5%等。
- ✓ こどもからの評価把握については、「いずれも実施していない」が46.2%、「ヒアリング」が34.8%等。
- ✓ 保護者からの評価把握については、「いずれも実施していない」が39.2%、「ヒアリング」が34.7%等。

図表2-12 取組への評価の把握方法(MA)

#### a.職員からの評価

	n	%
アンケート	46	3.4
ヒアリング	607	44.5
その他	73	5.4
いずれも実施していない	498	36.5
無回答	173	12.7
合計	1,364	100.0

#### b.こどもからの評価

	n	%
アンケート	64	4.7
ヒアリング	474	34.8
その他	49	3.6
いずれも実施していない	630	46.2
無回答	179	13.1
合計	1,364	100.0

#### c.保護者からの評価

	n	%
アンケート	156	11.4
ヒアリング	473	34.7
その他	89	6.5
いずれも実施していない	535	39.2
無回答	177	13.0
合計	1,364	100.0

（「その他」の主な回答）

(a.職員からの評価)
・ 職員ミーティング
・ 日常会話
(b.子どもからの評価)
・ こどもとの日常会話
・ こどもが過ごしている様子から
・ 感想文
(c.保護者からの評価)
・ 連絡帳
・ 保護者懇談会での声
・ 送迎時の会話
・ 申込書

- ✓ 夏季休業期間の取組が職員から評価されていると感じる理由は、「夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、保護者の要望を満たすことができ、関係構築につながるから」が 74.3%、「夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、こどもの要望を満たすことができ、関係構築につながるから」が 60.0%、「夏季休業中のみのこどもの居場所を運営することは、放課後児童クラブ全体の質の向上につながるから」が 32.0%等。
- ✓ 夏季休業期間の取組が子どもから評価されていると感じる理由は、「他の児童と遊べるから」が 67.2%、「自宅等で一人で過ごすのは不安(心細い)だから」が 53.1%、「参加したいプログラム・活動内容等があるから」が 49.6%等。
- ✓ 夏季休業期間の取組が保護者から評価されていると感じる理由は、「こどもが安全に楽しく過ごすことができているから」が 69.1%、「開所日、開所時間が保護者のニーズに合っているから」が 51.5%、「夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるから」が 50.5%、「活動内容や過ごし方が保護者のニーズに合っているから」が 37.5%等。

図表2-13 夏季休業期間の取組が評価されている理由(MA)

(a. 職員からの評価)

	n	%
夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、学校がある期間の運営負担が減るから	53	8.6
夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、こどもの要望を満たすことができ、関係構築につながるから	369	60.0
夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、保護者の要望を満たすことができ、関係構築につながるから	457	74.3
夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、地域住民等の要望を満たすことができ、関係構築につながるから	100	16.3
夏季休業中のみのこどもの居場所を運営することは、放課後児童クラブ全体の質の向上につながるから	197	32.0
その他	32	5.2
わからない	7	1.1
無回答	124	20.2
合計	615	100.0

(b. こどもからの評価)

	n	%
他の児童と遊べるから	428	67.2
参加したいプログラム・活動内容等があるから	316	49.6
昼食が提供されるから	113	17.7
自宅等で一人で過ごすのは不安（心細い）だから	338	53.1
その他	33	5.2
わからない	3	0.5
無回答	165	25.9
合計	637	100.0

(c. 保護者からの評価)

	n	%
利用料が安いから	114	15.4
利用手順が簡単だから	96	12.9
放課後児童クラブの利用要件を満たしていなくても利用できるから	59	8.0
開所日、開所時間が保護者のニーズに合っているから	382	51.5
活動内容や過ごし方が保護者のニーズに合っているから	278	37.5
昼食が提供されるから	149	20.1
こどもが安全に楽しく過ごすことができているから	513	69.1
夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるから	375	50.5
実施場所までのアクセスが良いから	127	17.1
その他	46	6.2
無回答	180	24.3
合計	742	100.0

(「その他」の主な回答)

(a. 職員からの評価)

- ・ 対象学区以外のこどもを預かることで、職員がこどもを通して学ぶことが多かったから。
- ・ 安心・安全な場所でこどもを守ることができるから。
- ・ こどもたちに夏休みだからこその経験を提供できるから。

(b. こどもからの評価)

- ・ 宿題を終えることができるから。
- ・ 年少児童(保育園児等)と関わることができるから。
- ・ 自由遊びができるから。

(c. 保護者からの評価)

- ・ 色々な体験をさせてもらえるから。
- ・ 異年齢交流ができるから。
- ・ 夏休みの宿題をみてもらえるから。
- ・ こどもが長時間一人で過ごす事が不安だから。



- ✓ 保護者から評価されていると感じる理由を実施内容別にみると、小学生の預かり事業等として実施する運営主体は、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体と比較して「実施場所までのアクセスが良いから」「放課後児童クラブの利用要件を満たしていても利用できるから」「利用手続きが簡単だから」を選択する割合が高い。

図表2-16 「c.保護者からの評価」で評価されている理由(MA)

	有効回答数	利用料が安いから	利用料が簡単だから	放課後児童クラブの利用要件を満たしているから	開所日、開所時間が保護者のニーズに合っているから	活動内容や過ごし方が保護者のニーズに合っているから	昼食が提供されるから	がどもが安全に楽しく過ごすことができるから	夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるから	実施場所までのアクセスが良いから	その他	無回答
全体	742	114	96	59	382	278	149	513	375	127	46	180
	100.0	15.4	12.9	8.0	51.5	37.5	20.1	69.1	50.5	17.1	6.2	24.3
放課後児童健全育成事業として実施する運営主体	558	79	60	27	278	202	105	382	281	80	32	139
	100.0	14.2	10.8	4.8	49.8	36.2	18.8	68.5	50.4	14.3	5.7	24.9
小学生の預かり事業等として実施する運営主体	48	10	12	14	28	23	7	38	23	16	5	8
	100.0	20.8	25.0	29.2	58.3	47.9	14.6	79.2	47.9	33.3	10.4	16.7
放課後健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施の双方がある運営主体	74	16	15	15	42	31	17	52	40	17	6	15
	100.0	21.6	20.3	20.3	56.8	41.9	23.0	70.3	54.1	23.0	8.1	20.3

③ 評価されていない理由(問7-5)

- ✓ 夏季休業期間の取組が職員から評価されていないと感じる理由は、「夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、職員の負担が増えているから」が 13.8%、「夏季休業中のみのこどもの居場所運営に向けて、人材を確保・育成することが大変だから」が 12.4%、「夏季休業中の運営により、職員が休暇を取りづらくなったから」が 9.0%等。
- ✓ こどもから評価されていないと感じる理由は、「(こどもの居場所を利用していない)他の児童と遊びたいから」が 18.5%等。
- ✓ 保護者から評価されていないと感じる理由は、「昼食を用意しなければならないから」が 23.1%、「放課後児童クラブの利用要件を満たしてなければ利用できないから」「開所日、開所時間が保護者のニーズに合っていないから」が 15.4%等。

図表2-17 夏季休業期間の取組が評価されていない理由(MA)

(a.職員からの評価)

	n	%
夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、職員の負担が増えているから	20	13.8
夏季休業中の運営により、職員が休暇を取りづらくなったから	13	9.0
夏季休業中のみのこどもの居場所運営に向けて、人材を確保・育成することが大変だから	18	12.4
夏季休業中のみの運営では、こどもとの関係構築が難しいから	10	6.9
夏季休業中のみの運営では、保護者との関係構築が難しいから	7	4.8
夏季休業中のみの運営では、地域住民等との関係構築が難しいから	0	0.0
その他	9	6.2
無回答	116	80.0
合計	145	100.0

### (b.子どもからの評価)

	n	%
(こどもの居場所を利用していない) 他の児童と遊びたいから	5	18.5
参加したいプログラム・活動内容等がないから	1	3.7
一人でいたい/居場所にいる人以外の人と一緒にいたいから	1	3.7
その他	3	11.1
わからない	0	0.0
無回答	20	74.1
合計	27	100.0

### (c.保護者からの評価)

	n	%
利用料が高いから	0	0.0
利用手续が面倒だから	1	7.7
放課後児童クラブの利用要件を満たしていなければ利用できないから	2	15.4
開所日、開所時間が保護者のニーズに合っていないから	2	15.4
利用を希望しても、利用できない場合があるから（申込者超過など）	0	0.0
活動内容や過ごし方が保護者のニーズに合っていないから	1	7.7
昼食を用意しなければならないから	3	23.1
実施場所へのアクセスが不便だから	0	0.0
運営の質に課題があるから	1	7.7
その他	2	15.4
無回答	7	53.8
合計	13	100.0

### (「その他」の主な回答)

#### (a.職員からの評価)

- ・ 発達障害等への理解や子ども同士のトラブルへの対処が困難だから。
- ・ 児童の利用が増え、遊び場所が制限されるから。

#### (b.子どもからの評価)

- ・ 人数が増え、勉強する場所・遊ぶ場所が限られてくるため。
- ・ ゲームがしたいから。

④ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題(問8)

- ✓ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題について聞いたところ、「夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい」が 61.4%、「安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要」が 49.8%、「活動内容の企画・運営が大変」が 32.2%、「夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援(子どもや保護者との関係構築を含む)の難しさがある」が 28.5%、「実施場所の確保・選定が難しい」が 19.4%、「利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる」が 18.8%、「昼食を提供(用意)してほしいという要望が挙がっている」が 18.6%等。

図表2-18 夏季休業のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題(MA)

		n	%
運営上の課題として	実施場所の確保・選定が難しい	265	19.4
	夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	838	61.4
	夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援(子どもや保護者との関係構築を含む)の難しさがある	389	28.5
	活動内容の企画・運営が大変	439	32.2
	安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	679	49.8
	上記以外	101	7.4
保護者から寄せられる意見への対応として	利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	256	18.8
	開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙がっている	184	13.5
	居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙がっている	98	7.2
	昼食を提供(用意)してほしいという要望が挙がっている	254	18.6
	上記以外	54	4.0
その他		20	1.5
特に課題はない		53	3.9
無回答		208	15.2
合計		1,364	100.0

(「上記以外」「その他」の主な回答)

(運営上の課題)

- ・ 利用者増加を見込んだ施設の広さや備品の確保。
- ・ 職員が勤務時間増加に対応できない。
- ・ 通年利用児童の生活や規律が乱れる。
- ・ 気温が高いため外遊びができない。
- ・ 登録児童数が多く、受入が困難。
- ・ 運営費の確保が難しい。

(保護者から寄せられる意見への対応)

- ・ 夏季のみの受入れを開始してほしい。
- ・ 利用枠を増やしてほしい。
- ・ 職員がもっと児童に対応できるようにしてほしい。
- ・ 学習(宿題等)をさせてほしい。
- ・ 施設が狭い。
- ・ 利用料を日割りにしてほしい。

(その他)

- ・ 保護者の送迎の負担。
- ・ 職員の力量が問われる。

図表2-19 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題(地域区分別)(MA)

	有効回答数	運営上の課題として							保護者から寄せられる意見への対応として					その他	特に課題はない	無回答
		実施場所の確保・選定が難しい	保護が難しい	夏季休業中のみの居場所において	のこども休業中のみの居場所ならでは	活動内容の企画・運営が大変	安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	左記以外	利用希望の声がかからない	利用希望の件に該当しない	開所日や開所時間が延ばしてほしい	開所日や開所時間が延ばしてほしい	居場所に関する要望が挙がっている			
全体	1,364	265	838	389	439	679	101	256	184	98	254	54	20	53	208	
	100.0	19.4	61.4	28.5	32.2	49.8	7.4	18.8	13.5	7.2	18.6	4.0	1.5	3.9	15.2	
北海道・東北	192	20	103	42	41	91	11	26	26	12	28	9	2	18	33	
	100.0	10.4	53.6	21.9	21.4	47.4	5.7	10.9	13.5	6.3	14.6	4.7	1.0	9.4	17.2	
関東・信越	340	66	224	89	112	168	32	79	57	24	77	12	3	7	44	
	100.0	19.4	65.9	26.2	32.9	49.4	9.4	23.2	16.8	7.1	22.6	3.5	0.9	2.1	12.9	
東海・北陸	192	46	128	57	79	98	13	33	27	20	27	8	2	6	17	
	100.0	24.0	66.7	29.7	41.1	51.0	6.8	17.2	14.1	10.4	14.1	4.2	1.0	3.1	8.9	
近畿	212	53	126	72	70	109	18	31	28	20	33	4	7	3	47	
	100.0	25.0	59.4	34.0	33.0	51.4	8.5	14.6	13.2	9.4	15.6	1.9	3.3	1.4	22.2	
中国・四国	143	25	97	46	49	77	11	32	23	15	34	7	2	5	16	
	100.0	17.5	67.8	32.2	34.3	53.8	7.7	22.4	16.1	10.5	23.8	4.9	1.4	3.5	11.2	
九州・沖縄	279	52	155	79	87	135	15	60	23	7	54	12	4	14	50	
	100.0	18.6	55.6	28.3	31.2	48.4	5.4	21.5	8.2	2.5	19.4	4.3	1.4	5.0	17.9	

図表2-20 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題(都市区分別)(MA)

	有効回答数	運営上の課題として							保護者から寄せられる意見への対応として					その他	特に課題はない	無回答
		実施場所の確保・選定が難しい	保護が難しい	夏季休業中のみの居場所において	のこども休業中のみの居場所ならでは	活動内容の企画・運営が大変	安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	左記以外	利用希望の声がかからない	利用希望の件に該当しない	開所日や開所時間が延ばしてほしい	開所日や開所時間が延ばしてほしい	居場所に関する要望が挙がっている			
全体	1,364	265	838	389	439	679	101	256	184	98	254	54	20	53	208	
	100.0	19.4	61.4	28.5	32.2	49.8	7.4	18.8	13.5	7.2	18.6	4.0	1.5	3.9	15.2	
政令指定都市	157	47	86	56	43	74	16	25	17	9	21	4	7	3	44	
	100.0	29.9	54.8	35.7	27.4	47.1	10.2	15.9	10.8	5.7	13.4	2.5	4.5	1.9	28.0	
東京特別区	17	5	11	4	4	7	0	4	3	1	5	0	0	1	4	
	100.0	29.4	64.7	23.5	23.5	41.2	0.0	23.5	17.6	5.9	29.4	0.0	0.0	5.9	23.5	
中核市	167	28	98	50	62	79	12	37	19	12	32	3	1	12	22	
	100.0	16.8	58.7	29.9	37.1	47.3	7.2	22.2	11.4	7.2	19.2	1.8	0.6	7.2	13.2	
一般市	731	134	457	212	245	376	57	145	97	61	143	31	9	26	94	
	100.0	18.3	62.5	29.0	33.5	51.4	7.8	19.8	13.3	8.3	19.6	4.2	1.2	3.6	12.9	
町村	284	48	180	63	83	141	15	45	48	15	52	14	3	11	42	
	100.0	16.9	63.4	22.2	29.2	49.6	5.3	15.8	16.9	5.3	18.3	4.9	1.1	3.9	14.8	

- ✓ 実施内容別にみると、放課後児童健全育成事業として実施する運営主体においては、小学生の預かり事業等として実施する運営主と比較し、「安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要」や「夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援(こどもや保護者との関係構築を含む)の難しさがある」を選択する割合が高い。他方、「開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙がっている」は、小学生の預かり事業等として実施する運営主体において選択する割合が相対的に高い。

図表2-21 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題(実施内容別)(MA)

	有効回答数	運営上の課題として										保護者から寄せられる意見への対応として				その他	特に課題はない	無回答
		実施場所の確保・選定が難しい	こどもの夏季休業中の支援に難しい	あとの夏季休業中の支援(含む)の場や人材の確保が難しい	活動内容の企画・運営が大変	安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	左記以外	利用希望に当らない声が多い	開所日や開所時間を延ばしてほしい	居場所に関する要望が挙がっている	食事の提供が難しい	左記以外						
全体	1,364	265	838	389	439	679	101	256	184	98	254	54	20	53	298			
放課後児童健全育成事業として実施する運営主体	100.0	19.4	61.4	28.5	32.2	49.8	7.4	18.8	13.5	7.2	18.6	4.0	1.5	3.9	15.2			
小学生の預かり事業等として実施する運営主体	868	182	602	276	315	504	69	177	137	75	182	41	14	42	38			
放課後健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施の双方がある運営主体	100.0	21.0	69.4	31.8	36.3	58.1	7.9	20.4	15.8	8.6	21.0	4.7	1.6	4.8	4.4			
小学生の預かり事業等として実施する運営主体	63	14	42	14	22	27	7	15	14	4	11	1	2	0	4			
放課後健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施の双方がある運営主体	100.0	22.2	66.7	22.2	34.9	42.9	11.1	23.8	22.2	6.3	17.5	1.6	3.2	0.0	6.3			
放課後健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施の双方がある運営主体	124	26	76	37	41	67	15	32	17	10	31	9	3	6	13			
放課後健全育成事業として実施/小学生の預かり事業等として実施の双方がある運営主体	100.0	21.0	61.3	29.8	33.1	54.0	12.1	25.8	13.7	8.1	25.0	7.3	2.4	4.8	10.5			

⑤ 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題の具体的な内容(問8-1)(自由記述)(主なものを抜粋)

- (実施場所の確保・選定)
- ・ 室内のみで過ごすには過密で、安全性の心配がある。
  - ・ 児童の利用人数が多く、ゆっくり過ごす場所がない。
  - ・ 学校内にある施設の場合、小学校の夏季休業に併せて施設工事、保守点検が入る。その影響で、停電や断水、騒音により、保育に支障がある。
- (人材の確保)
- ・ 開所時間が増え、午前と午後のそれぞれに人員配置をしなければいけないため、勤務の調整が難しい。
  - ・ 職員の休憩時間や休暇の確保が困難。
  - ・ 支援員の高齢化により、夏休みの長期勤務に耐えられない。
  - ・ 支援員の資格をもつ人材や、運転可能な職員が不足している。
  - ・ 扶養の壁のため、シフトに入れない支援員・補助員が多い。
  - ・ 支援員同士の情報の共有方法やミーティングが課題。
  - ・ 採用するための面接や手続きに相当な労力がかかる。
  - ・ 大学生など学生の試験日や授業と小学校の夏季休業が重なり、アルバイトの人材確保が難しい。
  - ・ 運営に要求される水準に対して、短期職員が入ることで質の低下は否めないため、常勤の職員の負担は通常期とは比較にならないほど高くなっている。
- (夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援)
- ・ 長期休暇のみの預かりのため、こどもたちの育ちや支援が途切れてしまう。
  - ・ 夏休みだけ受入れる児童の特徴などがわからない場合がある。既存利用の児童との相性が難しく、児童同士のトラブルが増える場合がある。
  - ・ こどもとの接し方や、学童のルールの把握、元々いた学童のこどもとの関わりなど人間関係の面での構築が難しくなる。
  - ・ 「一日中がやがやしており、静かにのんびりしたい」という要望に応えられない。

(活動内容の企画・運営)

- ・ 長時間の利用で子どもが飽きている。
- ・ 熱中症対策のため戸外での活動が困難になり、活動の幅に限りがある。

(安全管理・衛生管理)

- ・ 食中毒への配慮。

(開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望)

- ・ お盆休みの開所希望が一部の保護者からある。

(居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望)

- ・ 体を動かす遊びをさせて欲しいという要望があるが、暑さ対策との両立が課題。
- ・ 学習支援についての保護者の要望が多い。

(昼食の提供)

- ・ 保護者からは昼食作りが負担だという意見がある。
- ・ 昼食提供の頻度を増やしてほしい。

(その他)

- ・ 受入れ人数を増やしてほしいとの意見がある。
- ・ 既に定員を満たしており、夏休み中も新しく児童を受け入れることができないクラブもある。
- ・ 受入れ人数を増やしたくても、場所・運営スタッフの確保、運営資金など色々と解決しなければならず、結果「現状維持」に留まらざるを得ない。
- ・ 夏休みのみ利用される世帯からの利用料だけでは運営できず、児童を受ければ受けるだけ人件費や維持費が増え赤字になる。
- ・ 長期休業中のみの利用者にかかる事務手続きが増える。

⑥ 夏季休業期間のみの利用を希望する家庭の受入れ等に関する貴団体の今後の意向(問9)

- ✓ 夏季休業期間のみの利用を希望する家庭の受入れ等に関し、今後の意向について聞いたところ、「現状の運営水準(量)を維持したい」が 65.0%、「受入れを増やしていきたい」が 9.4%、「受入れを縮小していきたい」が 7.6%等。

図表2-22 夏季休業期間のみの利用を希望する家庭の受入れ等に関する貴団体の今後の意向(SA)

	n	%
受入れを増やしていきたい	128	9.4
現状の運営水準(量)を維持したい	887	65.0
受入れを縮小していきたい	103	7.6
その他	89	6.5
無回答	157	11.5
合計	1,364	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 放課後児童健全育成事業とは別の活動として実施したい。
- ・ 利用児童数・定員の空き状況による。
- ・ 職員・場所の確保ができれば検討したい。
- ・ 夏季休業期間のみの利用を受け入れる意向はない。

図表2-23 夏季休業期間のみの利用を希望する家庭の受入れ等に関する貴団体の今後の意向(地域区分別)(SA)

	有効回答数	受入れを増やしたい	現状の運営水準を維持したい	受入れを縮小したい	その他	無回答
全体	1,364	128	887	103	89	157
	100.0	9.4	65.0	7.6	6.5	11.5
北海道・東北	192	12	140	9	9	22
	100.0	6.3	72.9	4.7	4.7	11.5
関東・信越	340	38	226	24	22	30
	100.0	11.2	66.5	7.1	6.5	8.8
東海・北陸	192	13	133	20	13	13
	100.0	6.8	69.3	10.4	6.8	6.8
近畿	212	17	132	14	15	34
	100.0	8.0	62.3	6.6	7.1	16.0
中国・四国	143	15	93	16	6	13
	100.0	10.5	65.0	11.2	4.2	9.1
九州・沖縄	279	33	161	19	23	43
	100.0	11.8	57.7	6.8	8.2	15.4

図表2-24 夏季休業期間のみの利用を希望する家庭の受入れ等に関する貴団体の今後の意向  
(都市区分別)(SA)

	有効回答数	受入れを増やして	い(現状の)を維持した	受入れを縮小して	その他	無回答
全体	1,364	128	887	103	89	157
	100.0	9.4	65.0	7.6	6.5	11.5
政令指定都市	157	12	90	9	17	29
	100.0	7.6	57.3	5.7	10.8	18.5
東京特別区	17	4	9	0	0	4
	100.0	23.5	52.9	0.0	0.0	23.5
中核市	167	18	103	14	8	24
	100.0	10.8	61.7	8.4	4.8	14.4
一般市	731	73	489	57	47	65
	100.0	10.0	66.9	7.8	6.4	8.9
町村	284	21	192	22	16	33
	100.0	7.4	67.6	7.7	5.6	11.6

⑦ 今後の意向の具体的な内容(問9-1)(自由記述)(主なものを抜粋)

(受入れを増やしていきたい)

- ・ 需要の声は毎年多くなっており、可能な限り希望に応じられるように運営を検討したい。
- ・ 現状希望者全員の受入れができていないわけではないため。
- ・ 高学年の子どもたちの受入れの人数や単発募集の幅を広げ、一日の受入れ人数に差がないよう努めていきたい。
- ・ 定員にまだ枠があるため。

(現状の運営水準(量)を維持したい)

- ・ 現状以上の児童の受入れをするためには、通年で利用している児童、保護者の安全、安心が得られていないと難しいと感じている。受入れを増やせば、人材確保の問題や保育の質の維持にもかかわるので、現状の水準が限界かと感じている。
- ・ 夏期休業のみの利用を受け入れる事で、時期により児童の利用状況(児童数やそれに合わせた活動内容)が大きく変わってしまう状況は、恒常的に事業所を利用している児童の最善の利益の追及に繋がらないため。
- ・ 保護者を支援する意味では受入れたいが、新しく夏だけの児童を受け入れることで、運営や職員にかかる負担が大きい場合が多々あり、現場から難色を示されると受入れが難しい時がある。
- ・ 現在定員一杯であるため。
- ・ 人口減少によるニーズ減少が予想されるため。
- ・ 環境面での整備も必要なので自治体と協議しながら受入れを行っていきたい。

(受入れを縮小していきたい)

- ・ 既に定員を超過しているため。

- ・ 長期登録児童が多ければ、全体の年間平均児童数を圧迫する形となるため。
- ・ スタッフ増員が出来ないのであれば、利用児童数を減らす事を考えなくてはならない。
- ・ 施設が狭く、部屋数もない。館庭も狭いため。
- ・ 施設・人員・運営工数すべてにおいて、夏休みは一時的に高負荷を受ける状況から、施設を分ける必要性を強く感じる。
- ・ 長期休業期間のみ来ることが当たり前ではなく、通年を通してクラブを利用する事に、こども、保護者ともに見通しを持って利用してもらいたいため。
- ・ 長期だけ受入れをする家庭にはきょうだいが利用しているから・一日を通して留守番させるのには祖父母だけでは不安があるから、という理由で利用を申し込んでいる家庭もあり、申し込み理由について精査する必要がある。
- ・ 利用率が高くないため。

(その他)

- ・ 定員が決まっているので、在籍児童数に空きがあれば受入れるが、無ければお断りする。
- ・ 定員の空き次第で、増やしたり縮小したりしている。
- ・ 夏休み期間のみの受入れをすることで、補助額が増えるのであれば受入れを増やしたいと思うが、その一方で人手不足の問題があるため、どちらともいえない。
- ・ 適正な集団規模について慎重に判断したい。
- ・ 市の学童全体で夏休みの児童受入れについて協力して解決できればと思う。施設の準備や財政上の問題などは市の協力なしでは解決が難しい。
- ・ 夏季休業中のみの預かり児との関係性が希薄ななかでは適切な支援が行えないと思われるため、受入れは難しい。
- ・ 保護者と支援員が通年で役割分担をしながら運営しているため、短期での受入れは難しい。

⑧ 夏季休業期間のみのこどもの居場所の実施内容

- ✓ 問 10～問 22 は、問6で「(夏季休業中のみ) 通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす」「夏季休業中のみ小学生の預かり事業等を実施する」のいずれかを選択した運営主体に、自団体が運営する夏季休業期間のみのこどもの居場所のうち、最も利用児童数の多い1つの施設・事業を選定いただきその実施内容を回答いただいた。
- ✓ 以降、放課後児童健全育成事業として実施するケース(「(夏季休業中のみ) 通常開設している放課後児童クラブの支援の単位を増やすケースについて回答」を選択) 148 件、放課後児童クラブ以外の預かり事業等として実施するケース(「夏季休業中のみ小学生の預かり事業等を実施するケースについて回答」を選択) 87 件の運営状況に関する結果を示す。

図表2-25 回答ケースの選択(SA)

	n	%
(夏季休業中のみ) 通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やすケースについて回答	148	58.7
夏季休業中のみ小学生の預かり事業等を実施するケースについて回答	87	34.5
無回答	17	6.7
合計	252	100.0

i. 放課後児童クラブとして実施する場合の実施内容

(ア) 開設場所(問 11)

- ✓ 開設場所は、「学校外の専用施設」が 35.8%、「学校施設」が 21.6%、「学校敷地内の専用施設」が 17.6%、「学校外の施設(専用ではない)」が 12.2%等。

図表2-26 開設場所(SA)

	n	%
学校施設	32	21.6
学校敷地内の専用施設	26	17.6
学校外の専用施設	53	35.8
学校外の施設(専用ではない)	18	12.2
その他	14	9.5
無回答	5	3.4
合計	148	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 民間施設
- ・ 保育園

### (イ) 利用対象(問 12)

- ✓ 利用対象は、「待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能」が 54.1%、「放課後児童クラブの待機児童であり、さらに一定の条件を満たす場合のみ利用可能」が 16.2%、「放課後児童クラブの利用要件を満たしていても利用可能」が 11.5%、「放課後児童クラブの待機児童である場合のみ利用可能」が 6.1%等。

図表2-27 利用対象(SA)

	n	%
放課後児童クラブの待機児童であり、さらに一定の条件を満たす場合のみ利用可能	24	16.2
放課後児童クラブの待機児童である場合のみ利用可能	9	6.1
待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能	80	54.1
放課後児童クラブの利用要件を満たしていても利用可能	17	11.5
わからない	5	3.4
上記以外	10	6.8
無回答	3	2.0
合計	148	100.0

#### (「上記以外」の主な回答)

- ・ 夏季休業中のみの利用として登録している児童
- ・ 市内クラブで負承諾の児童

### (ウ) 障害のあるこどもの受入れ(問 13)

- ✓ 障害のあるこどもの受入れについては、「障害の特性等によらず受け入れている」が 51.4%、「障害の特性等によって、受入れの可否を判断している」が 33.1%、「障害のあるこどもの受入れを行っていない」が 7.4%等。

図表2-28 障害のあるこどもの受入れについて(SA)

	n	%
障害の特性等によらず受け入れている	76	51.4
障害の特性等によって、受入れの可否を判断している	49	33.1
障害のあるこどもの受入れを行っていない	11	7.4
その他	10	6.8
無回答	2	1.4
合計	148	100.0

#### (「その他」の主な回答)

- ・ 学童保育所まで一人で歩いて登所できること

(エ) 利用対象を学区内に限定しているか(問 14)

- ✓ 利用対象を学区内に限定しているか否かについて聞いたところ、「限定している」が 48.0%、「限定していない(ただし要件※あり) ※「対象学年を設定」「保護者が就労中の場合のみ」など」が 31.1%等。

図表2-29 利用対象を学区内に限定しているか(SA)

	n	%
限定している	71	48.0
限定していない(ただし要件※あり) ※「対象学年を設定」「保護者が就労中の場合のみ」など	46	31.1
限定していない(要件なし)	22	14.9
その他	7	4.7
無回答	2	1.4
合計	148	100.0

(「その他」の主な回答)

・ 市内在住者
・ 限定はしていないが、現状は学区内の児童のみが利用
・ 複数学区内で、保育園の卒園児であること
・ 学区外であっても面談し市の了承を得たうえで受け入れている

(オ) 開所日数(問 15)

- ✓ 開所日数は、「週6日以上」が 56.1%、「週5日」が 37.2%等。

図表2-30 開所日数(SA)

	n	%
週6日以上	83	56.1
週5日	55	37.2
週4日	1	0.7
週3日	0	0.0
週2日以下	1	0.7
その他	5	3.4
無回答	3	2.0
合計	148	100.0

(「その他」の主な回答)

・ 土曜日希望者がいた場合は、別会場にて開所
・ 月2日

(カ) 開所時間(問 16)※夏季休業期間内で開所時間のパターンが複数ある場合、最も多いものを選択

- ✓ 開所時間について、開始時間は「07:30～07:59」が 52.0%、「08:00～08:29」が 28.4%、「07:00～07:29」が 11.5%等。終了時間は「18:30 以降」が 48.0%、「18:00～18:29」が 36.5%等。

図表2-31 開所時間(SA)

a.開始時間

	n	%
06:59よりも前	0	0.0
07:00～07:29	17	11.5
07:30～07:59	77	52.0
08:00～08:29	42	28.4
08:30以降	11	7.4
その他	0	0.0
無回答	1	0.7
合計	148	100.0

b.終了時間

	n	%
16:59よりも前	3	2.0
17:00～17:29	5	3.4
17:30～17:59	14	9.5
18:00～18:29	54	36.5
18:30以降	71	48.0
無回答	1	0.7
合計	148	100.0

(キ) 登録(申込み)方法(問 17)

- ✓ 登録(申込み)方法は、「年度当初にまとめて申込みを受付け」と回答したのが 58.8%、「夏季休業が近づいたら申込みを受付け」が 45.3%、「その他」が 20.3%。

図表2-32 登録(申込み)方法(MA)

	n	%
年度当初にまとめて申込みを受付け	87	58.8
夏季休業が近づいたら申込みを受付け	67	45.3
その他	30	20.3
無回答	1	0.7
合計	148	100.0

(「その他」の主な回答)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時期に限らず逐次対応</li> <li>・ 前年度 11 月、12 月、1 月頃に一斉申込み受付け</li> <li>・ 通年利用申込時と同時に申込み、空きがある場合は随時</li> </ul>
--

(ク) 運営を担う人材確保のために実施していること(問 18)

- ✓ 運営を担う人材確保のために実施していることとして、「アルバイトの期間限定雇用」が 50.0%、「補助員の期間限定雇用」が 41.2%、「実施していることはない(既存の職員にて対応している場合を含む)」が 29.1%、「放課後児童支援員の期間限定雇用」が 25.7%等。

図表2-33 運営を担う人材確保のために実施していること(MA)

	n	%
放課後児童支援員の期間限定雇用	38	25.7
補助員の期間限定雇用	61	41.2
アルバイトの期間限定雇用	74	50.0
ボランティアの期間限定活用	16	10.8
その他	9	6.1
実施していることはない(既存の職員にて対応している場合を含む)	43	29.1
無回答	1	0.7
合計	148	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 小・中学校、放課後子供教室に勤務する職員の期間限定雇用
- ・ 実習生受入れ

(ケ) 夏季休業期間のみのこどもの居場所運営に当たって実施していること(問 19)

- ✓ こどもの居場所運営に当たって実施していることについて、「活動内容の充実(運営主体単独で実施) 例:運営主体や各居場所独自で行うイベント・活動等」が 75.7%、「利用案内等の発信」が 43.9%、「安全管理・衛生管理への特別な配慮」が 41.2%、「昼食の提供」が 36.5%、「家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定」が 35.1%、「家庭の就労状況などに配慮した開所日(お盆期間中の開所等)」が 33.8%、「活動内容の充実(他事業等と連携して実施) 例:外部の団体が主宰するイベントへの参加、共催等」が 32.4%等。

図表2-34 夏季休業期間のみのこどもの居場所運営に当たって実施していること(MA)

	n	%
利用案内等の発信	65	43.9
送迎の支援	13	8.8
昼食の提供	54	36.5
家庭の就労状況などに配慮した開所日(お盆期間中の開所等)	50	33.8
家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定	52	35.1
安全管理・衛生管理への特別な配慮	61	41.2
活動内容の充実(運営主体単独で実施) 例:運営主体や各居場所独自で行うイベント・活動等	112	75.7
活動内容の充実(他事業等と連携して実施) 例:外部の団体が主宰するイベントへの参加、共催等	48	32.4
その他	5	3.4
実施していることはない	9	6.1
無回答	1	0.7
合計	148	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ こども食堂の実施
- ・ 保護者も参加できる活動の企画

(コ) 「昼食の提供」の具体的な内容(問 20)

- ✓ 「昼食の提供」の具体的な内容については、「希望があった場合に昼食を提供」が 50.0%、「全員に昼食を提供」が 33.3%等。
- ✓ また、提供方法については、「弁当事業者との連携」が 61.1%、「保育所等の調理室の活用」18.5%、「運営主体で一括して調理」が 14.8%等。
- ✓ 保護者から徴収している費用の平均値は 369.90 円だった。

図表2-35 「昼食の提供」の具体的な内容

a.対象者(SA)

	n	%
全員に昼食を提供	18	33.3
希望があった場合に昼食を提供	27	50.0
その他	8	14.8
無回答	1	1.9
合計	54	100.0

b.提供方法(SA)

	n	%
学校給食センターの活用	1	1.9
弁当事業者との連携	33	61.1
保育所等の調理室の活用	10	18.5
運営主体で一括して調理	8	14.8
こども食堂との連携	0	0.0
その他	1	1.9
無回答	1	1.9
合計	54	100.0

c.保護者から徴収している費用(平均値)(数値入力)

合計	18,495
平均値	369.90
最大値	600
最小値	0
中央値	387.50
有効回答数	50

(「その他」の主な回答)

(a.対象者)

- ・ 決まった日のみ提供

(サ) 「安全管理・衛生管理への特別な配慮」の具体的な内容(問 21)(自由記述)(主なものを抜粋)

<p>(熱中症対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症のアラートを職員が常に念頭におき、気温と室温、湿度に合わせた空調を調整。また、換気にも気を配るようにしている。</li> <li>麦茶・おしぼり等の提供。</li> </ul> <p>(送迎)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外遊びに行く場合、引率職員は複数にしている。</li> </ul> <p>(多様な子どもへの配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普段利用していない児童もいるので、部屋のルールや校庭のルールなどを伝えている。</li> </ul> <p>(緊急時への備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プール遊びの注意事項を伝える。</li> </ul> <p>(職員に関すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期休暇に限定して雇用している職員に対し、保育マニュアルを共有し、マニュアルの遵守を徹底している。</li> <li>スタッフの増員。</li> <li>プール、外遊び時の監視員の増員。</li> <li>職員間の情報共有。</li> <li>従業員研修の実施。</li> </ul> <p>(食事の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弁当を保管する冷凍庫、保冷箱の温度管理。</li> <li>食前の手洗い、手指消毒、机や使用する食器等の消毒作業。</li> <li>お弁当・飲み物の注意事項を保護者に積極的に呼びかける。</li> <li>調理等の管理を徹底している。</li> </ul>
---

(シ) 連携先(問 22)

- ✓ 「活動内容の充実(他事業等と連携して実施)」を選択した運営主体に、その連携先について聞いたところ、「地域住民・団体」が 62.5%、「上記以外の公共機関・施設」が 31.3%、「上記以外の民間企業」が 25.0%、「放課後子供教室」が 18.8%、「児童館・児童センター」が 14.6%等。

図表2-36 連携先(MA)

	n	%
放課後子供教室	9	18.8
放課後等デイサービス	0	0.0
児童館・児童センター	7	14.6
ファミリー・サポート・センター	0	0.0
(公費を使用せずに運営する) 民間の預かり事業	0	0.0
地域住民・団体	30	62.5
上記以外の民間企業	12	25.0
上記以外の公共機関・施設	15	31.3
無回答	2	4.2
合計	48	100.0

ii. 小学生の預かり事業等として実施する場合の実施内容

(ア) 開設場所(問 11)

- ✓ 開設場所は、「学校施設」が 26.4%、「学校外の専用施設」「学校外の施設(専用ではない)」が 21.8%、「学校敷地内の専用施設」が 13.8%等。

図表2-37 開設場所(SA)

	n	%
学校施設	23	26.4
学校敷地内の専用施設	12	13.8
学校外の専用施設	19	21.8
学校外の施設(専用ではない)	19	21.8
その他	12	13.8
無回答	2	2.3
合計	87	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 学童内
- ・ 児童館

(イ) 利用対象(問 12)

- ✓ 利用対象は、「待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能」が 49.4%、「放課後児童クラブの利用要件を満たしていなくても利用可能」が 36.8%、「放課後児童クラブの待機児童であり、さらに一定の条件を満たす場合のみ利用可能」が 4.6%、「放課後児童クラブの待機児童である場合のみ利用可能」「上記以外」が 3.4%。

図表2-38 利用対象(SA)

	n	%
放課後児童クラブの待機児童であり、さらに一定の条件を満たす場合のみ利用可能	4	4.6
放課後児童クラブの待機児童である場合のみ利用可能	3	3.4
待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件を満たせば利用可能	43	49.4
放課後児童クラブの利用要件を満たしていなくても利用可能	32	36.8
わからない	0	0.0
上記以外	3	3.4
無回答	2	2.3
合計	87	100.0

(「上記以外」の主な回答)

- ・ ランドセル来館事業の利用条件を満たせば利用可能
- ・ 特別な事情の家庭

(ウ) 障害のあるこどもの受入れ(問 13)

- ✓ 障害のあるこどもの受入れについては、「障害の特性等によって、受入れの可否を判断している」が 44.8%、「障害の特性等によらず受け入れている」が 35.6%等。

図表2-39 障害のあるこどもの受入れについて(SA)

	n	%
障害の特性等によらず受け入れている	31	35.6
障害の特性等によって、受入れの可否を判断している	39	44.8
障害のあるこどもの受入れを行っていない	10	11.5
その他	7	8.0
無回答	0	0.0
合計	87	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 該当児童がない
- ・ 市町村が決定する

(エ) 利用対象を学区内に限定しているか(問 14)

- ✓ 利用対象を学区内に限定しているか否かについて、「限定していない(要件なし)」が 33.3%、「限定している」が 32.2%、「限定していない(ただし要件※あり) ※「対象学年を設定」「保護者が就労中の場合のみ」など」が 29.9%等。

図表2-40 利用対象を学区内に限定しているか(SA)

	n	%
限定している	28	32.2
限定していない(ただし要件※あり) ※「対象学年を設定」「保護者が就労中の場合のみ」など	26	29.9
限定していない(要件なし)	29	33.3
その他	4	4.6
無回答	0	0.0
合計	87	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 複数学区が対象
- ・ 学区ではなく借りている学校の児童が対象

(オ) 開所日数(問 15)

✓ 開所日数は、「週6日以上」が 56.3%、「週5日」が 32.2%等。

図表2-41 開所日数(SA)

	n	%
週6日以上	49	56.3
週5日	28	32.2
週4日	0	0.0
週3日	0	0.0
週2日以下	4	4.6
その他	6	6.9
無回答	0	0.0
合計	87	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 夏季休暇中任意の20日間
- ・ 週によって5~6日以上

(カ) 開所時間(問 16)※夏季休業期間内で開所時間のパターンが複数ある場合、最も多いものを選択

- ✓ 開所時間について、開始時間は「08:00～08:29」が41.4%、「07:30～07:59」が27.6%、「08:30以降」が19.5%だった。終了時間は「18:30以降」が47.1%、「18:00～18:29」が23.0%、「16:59よりも前」が10.3%だった。

図表2-42 開所時間((SA))

a.開始時間

	n	%
06:59よりも前	0	0.0
07:00～07:29	8	9.2
07:30～07:59	24	27.6
08:00～08:29	36	41.4
08:30以降	17	19.5
その他	0	0.0
無回答	2	2.3
合計	87	100.0

b.終了時間

	n	%
16:59よりも前	9	10.3
17:00～17:29	8	9.2
17:30～17:59	8	9.2
18:00～18:29	20	23.0
18:30以降	41	47.1
無回答	1	1.1
合計	87	100.0

(キ) 登録(申込み)方法(問 17)

- ✓ 登録(申込み)方法は、「夏季休業が近づいたら申込みを受付け」と回答したのが70.1%、「年度当初にまとめて申込みを受付け」が34.5%等。

図表2-43 登録(申込み)方法(MA)

	n	%
年度当初にまとめて申込みを受付け	30	34.5
夏季休業が近づいたら申込みを受付け	61	70.1
その他	12	13.8
無回答	1	1.1
合計	87	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 随時受付け
- ・ 11月に申込みを受付け

(ク) 運営を担う人材確保のために実施していること(問 18)

- ✓ 運営を担う人材確保のために実施していることについて、「アルバイトの期間限定雇用」が 44.8%、「補助員の期間限定雇用」が 35.6%、「実施していることはない(既存の職員にて対応している場合を含む)」が 20.7%等。

図表2-44 運営を担う人材確保のために実施していること(MA)

	n	%
放課後児童支援員の期間限定雇用	16	18.4
補助員の期間限定雇用	31	35.6
アルバイトの期間限定雇用	39	44.8
ボランティアの期間限定活用	16	18.4
その他	10	11.5
実施していることはない(既存の職員にて対応している場合を含む)	18	20.7
無回答	1	1.1
合計	87	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 弊社運営の近隣施設からの職員異動・応援
- ・ 市会計年度任用職員として期間限定雇用

(ケ) 夏季休業期間のみのこどもの居場所運営に当たって実施していること(問 19)

- ✓ こどもの居場所運営に当たって実施していることについては、「活動内容の充実(運営主体単独で実施) 例:運営主体や各居場所独自で行うイベント・活動等」が 67.8%、「利用案内等の発信」が 58.6%、「活動内容の充実(他事業等と連携して実施) 例:外部の団体が主宰するイベントへの参加、共催等」が 37.9%、「昼食の提供」が 32.2%、「家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定」が 27.6%、「安全管理・衛生管理への特別な配慮」が 26.4%等。

図表2-45 夏季休業期間のみのこどもの居場所運営に当たって実施していること(MA)

	n	%
利用案内等の発信	51	58.6
送迎の支援	7	8.0
昼食の提供	28	32.2
家庭の就労状況などに配慮した開所日(お盆期間中の開所等)	21	24.1
家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定	24	27.6
安全管理・衛生管理への特別な配慮	23	26.4
活動内容の充実(運営主体単独で実施) 例:運営主体や各居場所独自で行うイベント・活動等	59	67.8
活動内容の充実(他事業等と連携して実施) 例:外部の団体が主宰するイベントへの参加、共催等	33	37.9
その他	8	9.2
実施していることはない	5	5.7
無回答	2	2.3
合計	87	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ こどもの預かり技術向上のためのセミナーへの参加
- ・ 説明会・面談の実施

(コ) 「昼食の提供」の具体的な内容(問 20)

- ✓ 昼食提供の具体的な内容については、「希望があった場合に昼食を提供」が 71.4%等。
- ✓ また、提供方法については、「弁当事業者との連携」が 50.0%、「保育所等の調理室の活用」「運営主体で一括して調理」が 17.9%等。
- ✓ 保護者から徴収している費用の平均値は 398.04 円だった。

図表2-46 「昼食の提供」の具体的な内容

a.対象者(SA)

	n	%
全員に昼食を提供	5	17.9
希望があった場合に昼食を提供	20	71.4
その他	3	10.7
無回答	0	0.0
合計	28	100.0

b.提供方法(SA)

	n	%
学校給食センターの活用	0	0.0
弁当事業者との連携	14	50.0
保育所等の調理室の活用	5	17.9
運営主体で一括して調理	5	17.9
こども食堂との連携	2	7.1
その他	2	7.1
無回答	0	0.0
合計	28	100.0

c.保護者から徴収している費用(平均値)(数値入力)

合計	11,145
平均値	398.04
最大値	600
最小値	0
中央値	400.00
有効回答数	28

(「その他」の主な回答)

(a.対象者)

- ・ 職員が手作りできる時のみ提供

(b.提供方法)

- ・ 飲食料品店での購入
- ・ こどもと一緒に調理

(サ) 「安全管理・衛生管理への特別な配慮」の具体的な内容(問 21)(自由記述)(主なものを抜粋)

(熱中症対策)
・ 暑い日は外遊びを中止し、屋内で過ごす。
(送迎)
・ 原則保護者の送迎をお願いしている。
(こどもの見守りに関すること)
・ 水遊びの監視の徹底。
・ 室内は走らない等声掛けをしながら見守っている。
・ 自由遊びの時、異学年が混じって遊ぶので、トラブルがおきないように常に気を配っている。
・ 看護師の設置を実施。
(食事の提供)
・ 児童が持参した弁当を大型のクーラーボックスに入れ保冷している。
・ 各家庭からご飯のみ持参してもらう。レトルトを利用する。
・ 昼食時の机等の消毒。

(シ) 連携先(問 22)

- ✓ 「活動内容の充実(他事業等と連携して実施)」を選択した運営主体に、その連携先について聞いたところ、「地域住民・団体」が 66.7%、「上記以外の公共機関・施設」が 36.4%、「上記以外の民間企業」が 30.3%等。

図表2-47 連携先(MA)

	n	%
放課後子供教室	5	15.2
放課後等デイサービス	0	0.0
児童館・児童センター	9	27.3
ファミリー・サポート・センター	0	0.0
(公費を使用せずに運営する) 民間の預かり事業	1	3.0
地域住民・団体	22	66.7
上記以外の民間企業	10	30.3
上記以外の公共機関・施設	12	36.4
無回答	1	3.0
合計	33	100.0

4) 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所確保に向けた取組

① 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の運営状況(問 23)

- ✓ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の運営状況について聞いたところ、「実施していない(未検討)」が90.2%だった。

図表2-48 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の運営状況(SA)

	n	%
実施している	48	3.5
実施に向けて検討中	44	3.2
実施していない(未検討)	1,230	90.2
無回答	42	3.1
合計	1,364	100.0

図表2-49 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の運営状況(地域区分別)(SA)

	有効回答数	実施している	実施に向けて検討中	(未実施していない)	無回答
全体	1,364	48	44	1,230	42
	100.0	3.5	3.2	90.2	3.1
北海道・東北	192	1	3	182	6
	100.0	0.5	1.6	94.8	3.1
関東・信越	340	15	13	307	5
	100.0	4.4	3.8	90.3	1.5
東海・北陸	192	3	3	183	3
	100.0	1.6	1.6	95.3	1.6
近畿	212	11	5	188	8
	100.0	5.2	2.4	88.7	3.8
中国・四国	143	2	6	131	4
	100.0	1.4	4.2	91.6	2.8
九州・沖縄	279	15	14	236	14
	100.0	5.4	5.0	84.6	5.0

図表2-50 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の運営状況(都市区分別)(SA)

	有効 回答 数	実 施 し て い る	実 施 に 向 け て 検 討 中	( 実 施 し て い な い 未 検 討 )	無 回 答
全体	1,364	48	44	1,230	42
	100.0	3.5	3.2	90.2	3.1
政令指定都市	157	9	4	136	8
	100.0	5.7	2.5	86.6	5.1
東京特別区	17	2	2	13	0
	100.0	11.8	11.8	76.5	0.0
中核市	167	5	5	149	8
	100.0	3.0	3.0	89.2	4.8
一般市	731	25	24	666	16
	100.0	3.4	3.3	91.1	2.2
町村	284	6	9	261	8
	100.0	2.1	3.2	91.9	2.8

- ② 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の「実施頻度」(問 23-1)※時期によって頻度が異なる場合は、最も多いものを選択
- ✓ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所を実施している運営主体に対し、その実施頻度を聞いたところ、「週5日」が 50.0%、「その他」が 35.4%等。

図表2-51 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の「実施頻度」(SA)

	n	%
週5日	24	50.0
週4日	0	0.0
週3日	0	0.0
週2日	0	0.0
週1日	2	4.2
その他	17	35.4
無回答	5	10.4
合計	48	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 登校時間が通常より遅れる場合(台風や大雨等)
- ・ 保護者からの相談があった場合に随時
- ・ 平日学校が休みの場合
- ・ 年に数回程度
- ・ 週6日

- ③ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の「開始時間」(問 23-2)※時期によって開始時間が異なる場合は、最も多いものを選択
- ✓ 開始時間については、「07:30~07:59」が 20.8%、「07:00~07:29」「08:00~08:29」が 16.7%等。

図表2-52 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の「開始時間」(SA)

	n	%
06:59よりも前	1	2.1
07:00~07:29	8	16.7
07:30~07:59	10	20.8
08:00~08:29	8	16.7
その他	2	4.2
無回答	19	39.6
合計	48	100.0

④ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の実施場所(問 23-3)(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・ 現状の放課後児童クラブ内。
- ・ 認定こども園の園舎内。
- ・ ファミリー・サポート・センターに登録している提供会員の自宅。
- ・ 子ども食堂。
- ・ 民間の賃貸施設。

⑤ 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の活動内容(問 23-4)(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・ 宿題。
- ・ 自由活動(読書、室内遊び等)。
- ・ 朝食の提供。

⑥ ≪民間事業者のみ≫平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所を開設したきっかけ(問 24)

- ✓ 開設したきっかけを聞いたところ、「自団体による独自の取組として開設」「その他」が 22.7%。

図表2-53 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所を開設したきっかけ(SA)

	n	%
自治体からの要望・公募により開設	2	4.5
自団体による独自の取組として開設	10	22.7
その他	10	22.7
無回答	22	50.0
合計	44	100.0

(「その他」の主な回答)

- ・ 元々実施をしていた

⑦ 開設にいたった背景(問 25)

- ✓ 自団体による独自の取組として開設した運営主体に対し、開設したきっかけを聞いたところ、「保護者からの要望が挙げられたため」が 90.0%、「子どもからの要望が挙げられたため」が 30.0%等。

図表2-54 開設にいたった背景(MA)

	n	%
保護者からの要望が挙げられたため	9	90.0
子どもからの要望が挙げられたため	3	30.0
小学校からの要望が挙げられたため	1	10.0
地域住民等からの要望が挙げられたため	1	10.0
その他	2	20.0
無回答	0	0.0
合計	10	100.0

5) こどもの居場所に関するご意見・ご要望

① 夏季休業期間のみのこどもの居場所の確保に関する行政への意見・要望等(問 26)(自由記述)  
(主なものを抜粋)

(補助金に関すること)

- ・ 労働時間、給与補償に伴う補助金等の制度の見直し。
- ・ 年間の開所が 30 日からの補助金を出していただきたい。
- ・ 臨時職員採用のための資金面を支援いただきたい。
- ・ 夏季休業中の利用枠の拡張を見越した年間での雇用ができる枠組み、補助金を用意していただきたい。
- ・ 場所の確保のための賃貸料などの補助。
- ・ 委託料の増額。
- ・ 入退室システムの導入に補助金をだしてもらいたい。

(人材確保)

- ・ 人材確保・育成のための支援を行ってほしい。
- ・ 配置条件等の見直し。
- ・ 給与の引き上げ等処遇改善。
- ・ 発達障害児等の対応の専門人材の確保・育成。

(施設の環境改善)

- ・ 外遊びができないため、室内で遊べる遊具や遊び道具の充実。
- ・ 冷暖房の設置。
- ・ 公共の建物や空き地があれば貸し出してほしい。
- ・ 行政で管轄している室内遊びの施設の開放。
- ・ 事務所の充実や、調理室、手洗い場、保健室の拡充。
- ・ 安全対策として、玄関入り口のインターホンを設置してほしい。

(昼食提供)

- ・ 夏休み中、給食センターの稼働による昼食提供を希望。
- ・ 給食補助をいただきたい。

(連携体制の構築)

- ・ 行政や学校に協力を仰ぎたい。
- ・ 地域の団体等の協力を得て、学校の施設を利用してボランティア等を募り居場所を確保していただきたい。
- ・ 児童館等を増設し、日頃から児童が集まれる場所を確保することが必要。

(夏季休業中のみの児童の受入れ)

- ・ 夏季休業中のみの利用に関して、職員から受入れに対して不安の声が上がっている。短期間であるが故に対応すること自体に不安がある。
- ・ 本当に必要な人が適切に利用できるよう、入所の条件を整理してほしい。
- ・ 保護者に対しては安心・安全の場であるが、こどもにとっては毎日が長時間の集団生活になり負担を感じていると見受けられる。

② (学校がある期間の朝の居場所を含む)こどもの居場所全般に関するご意見・ご要望  
※現状の問題意識・ご意見・ご要望等(問 27)(自由記述)(主なものを抜粋)

(補助金に関すること)

- ・ 委託金・補助金の増額を望む。
- ・ 各学童で人数の確保が難しいところもあれば、定員を大きく超える学童もあるため、安定した運営に支障のない補助金のあり方を考えてほしい。

(職員に関すること)

- ・ 放課後児童クラブで働く職員がフルタイムで勤務出来る環境を創出し、生活が十分に出来る収入モデルを提示して、若年層(20~30代)の雇用を進める必要があると考える。
- ・ 現場職員の高齢化が進んできている。活発な子どもの面倒を見る際の怪我等、職員の安全確保について今後さらに課題になると認識している。

(支援が必要な児童への対応)

- ・ 不登校となっているこどもが増えている。公共の施設の児童館などで受入れや、フリースクールの補助金の具体化もお願いしたい。
- ・ 年々支援が必要な児童が増えているため、学童保育所での対応が難しくなっている。多様なこどものケアという側面を考えると専門性を考慮した処遇改善や、必要な研修機会が得られるような仕組み化が進むべき。
- ・ 支援が必要な児童に対しての加配の定義を確立させて頂きたい。
- ・ 不登校の問題にも取り組んでいるが、資金や人材の確保がままならないため実現していない。

(平日の朝のこどもの居場所)

- ・ 朝食提供に関する問題が出るのが想定される。
- ・ 学校がある期間の早朝の預かりは、支援スタッフの人材確保が難しいという課題がある。
- ・ 朝勤務の人件費コストの増加が問題となる。
- ・ 市、県などの協力・サポートや、企業からの支援を望む。
- ・ 小学校と学童施設との連携が必要である。
- ・ こどもの安全の面から立地条件等を考慮する必要があり、学校内で実施することが望ましいと考える。

(その他)

- ・ 遊具・施設の老朽化の改善。
- ・ 高学年の居場所というのは”保育”と別にあってもいいと考える。
- ・ こどもの立場にたって、長時間、学童などの外の施設ですごすことがよいことなのか、考えていくことが必要。
- ・ 地域ボランティア等との連携を進め、地域が一体となってこどもの居場所づくりを進めていく必要がある。

## 第3章

# 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所 に関するアンケート調査（保護者向け）

### 第3章 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査 (保護者向け)

#### 1. 調査の概要

##### 1) 目的

- ✓ 小学生のこどもを持つ保護者における、放課後児童クラブをはじめとする夏季休業期間等のこどもの居場所の利用状況や課題、ニーズ等について把握することを目的とした。

##### 2) 調査対象と調査方法

###### ① 調査対象

- ✓ 全国の小学1年生～小学6年生(令和6年度時点)のこどもを持つ、共働き家庭(配偶者がおらず回答者自身が就労している場合も含む)の保護者3,708名。  
※小学1年生のこどもの保護者～小学6年生のこどもの保護者まで各618名。

###### ② 調査方法

- ✓ WEBによる調査。(インターネットを活用したアンケート調査)
- ✓ インターネット調査会社が保有するモニターのうち、前項の調査対象に合致する者を抽出し調査を行った。

##### 3) 調査基準日

- ✓ 調査基準日:令和6年10月1日時点
- ✓ 調査実施期間:令和6年10月25日～10月26日

##### 4) 回収結果

	n
【小学1年生】の親	618
【小学2年生】の親	618
【小学3年生】の親	618
【小学4年生】の親	618
【小学5年生】の親	618
【小学6年生】の親	618
全体	3,708

## 5) 集計方法

- ✓ 放課後児童クラブ・学童保育等(自治体が運営するもの／民間が運営するもの両者含む)への利用登録有無(Q8)については、令和6年5月1日時点、8月1日時点、10月1日時点の各時点での登録有無を、パターンA(いずれの時点でも登録あり)、パターンB(10月時点のみ登録なし)、パターンC(8月時点のみ登録なし)、パターンD(5月時点のみ登録あり)、パターンE(5月時点のみ登録なし)、パターンF(8月時点のみ登録あり)、パターンG(10月時点のみ登録あり)、パターンH(いずれの時点でも登録なし)の8パターンに分けて集計を行った。

(登録パターン別の凡例)

	令和6年5月1日時点	令和6年8月1日時点	令和6年10月1日時点
パターンA	○	○	○
パターンB	○	○	×
パターンC	○	×	○
パターンD	○	×	×
パターンE	×	○	○
パターンF	×	○	×
パターンG	×	×	○
パターンH	×	×	×

○=登録していた、×=登録していなかった

- ✓ 回答が得られたもののうち、非該当を除いて集計している。ただし、集計方法について注がある場合にはその方法に基づく。
- ✓ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。
- ✓ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

## 6) 主な調査内容

- ✓ 主な内容は以下のとおり。令和6年度時点で小学生のこどもが2人以上いる場合は、最も年齢が低い小学生のこども1人の状況についてご回答いただいた。
  - 放課後児童クラブ・学童保育等への利用登録有無
  - 放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由
  - 学校がある日の放課後、夏季休業期間の主な居場所
  - 夏季休業期間の主な居場所の満足度、その理由
  - 夏季休業期間の放課後児童クラブの利用理由
  - 夏季休業期間の居場所として利用できるサービスに関する情報収集の手段
  - 学校がある日の朝の主な居場所
  - 学校がある日の朝の居場所の利用理由
  - 学校がある日の朝の居場所(自宅以外)の利用希望
  - こどもの居場所全般に関するご意見等

※「放課後児童クラブ」にあたる居場所の名称は地域によって異なるため、本調査において「放課後児童クラブ」を指すものは全て「放課後児童クラブ・学童保育等」と表現した。また、保護者にとって運営者(自治体／民間)の区別は難しいことが想定されるため、本調査における「放課後児童クラブ・学童保育等」は「自治体が運営するもの／民間が運営するもの両者を含む」とした。

## 7) 結果のまとめ

### ① 学校がある日の放課後、夏季休業期間の居場所

#### 【放課後児童クラブ・学童保育への登録状況について】

放課後児童クラブ・学童保育への登録割合は令和6年5月時点、8月時点、10月時点ともに3割半ば。登録パターンは、「いずれの時点でも登録なし」もしくは「いずれの時点でも登録あり」パターンで9割程度を占める。

- ✓ 放課後児童クラブ・学童保育等へ「登録していた」割合は、令和6年5月1日時点、8月1日時点、10月1日時点ともに3割半ば。(図表3-2)
- ✓ 登録パターンをみると、「いずれの時点でも登録なし」パターンが59.8%と最も多く、次いで「いずれの時点でも登録あり」パターンが32.4%と、上記2パターンで全体の9割程度を占める結果。(図表3-4)
- ✓ 登録パターンを学年別にみると、「いずれの時点でも登録あり」パターンは、学年が低いほど割合が高い。他方、「いずれの時点でも登録なし」パターンは、学年が高いほど割合が高い。(図表3-5)

#### 【放課後児童クラブ・学童保育に登録していなかった/夏季休業終了後に登録を辞めた理由】

放課後児童クラブ・学童保育に登録していなかった/夏季休業終了後に登録を辞めた理由は、「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が6割程度、次いで「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」。

- ✓ いずれの時点でも放課後児童クラブ・学童保育等に登録していなかった、もしくは8月時点では登録していたが10月時点では登録を辞めた保護者に対して、その理由を尋ねたところ、「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が57.5%と最も多かった。(図表3-8)
- ✓ 都市区分別にみると、東京特別区や中核市では他の都市区分と比べ「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」を選択する割合が高い。学年別でみると、小学1年生では「放課後児童クラブ・学童保育の存在を知らなかったため」が20.1%と、他学年と比べ割合が高い。(図表3-10、3-11)
- ✓ 「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」の具体的内容は、「自宅で問題なく過ごせる」が77.3%と最も多く、次いで「自宅以外に安全に楽しく過ごせる場所がある」が21.5%。ただし、「8月時点のみ登録あり」パターンに限っては「夏季休業中のみの利用希望だった」が78.8%と、他選択肢と比べ60ポイント以上高い。学年別にみると、学年が低いほど「夏季休業中のみの利用希望だった」「自宅以外に安全に楽しく過ごせる場所がある」を選択する割合が高く、学年が高いほど「自宅で問題なく過ごせる」「近隣のこどもとの遊び場所・交流場所が他にある」を選択する割合が高い。(図表3-13、3-14、3-16)

#### 【夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育に登録していなかった理由】

夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育に登録していなかった理由は、「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が6割程度。他方、放課後児童クラブ・学童保育への不満を理由に、夏季休業へ入る前に登録を辞めた保護者も3割程度。

- ✓ 5月時点または10月時点では放課後児童クラブ・学童保育等に登録していたが、8月時点では登録していなかった理由は、「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が60.6%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」が26.3%等。ただし、より詳細にみると、「5月時点のみ登録あり」パターンにおいて「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」も29.8%と一定数を占める。(図表3-19、3-20)

- ✓ 学年別でみると、小学1年生～3年生では、「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」が2～3割程度と、それ以上の学年と比べ割合が高い。(図表3-22)
- ✓ 「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」の具体的な理由としては、「こどもが行きたがらなかった」が56.0%と最も多く、次いで「利用料が高い」「開所日・開所時間が希望に合わない」「昼食の提供がない」が各32.0%等。(図表3-25)

#### 【保護者が家にいない時間帯に過ごしている主な場所】

保護者が家にいない時間帯に過ごしている主な場所は、学校がある日の放課後・夏季休業期間ともに「自宅」が6割程度、次いで「放課後児童クラブ・学童保育」が2割半ば。

- ✓ 学校がある日の放課後に過ごしている主な場所は「自宅」が60.1%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育」が25.9%等。(図表3-27)
- ✓ 学年別でみると、小学1年生では、「放課後児童クラブ・学童保育」が43.7%と最も多く、次いで「自宅」が40.6%等。他方、小学2年生～6年生では、「自宅」が「放課後児童クラブ・学童保育」の割合を上回っており、学年が高くなるにつれて「自宅」の割合が高くなっている。(図表3-29)
- ✓ 今年度、学校の夏季休業期間に主に過ごしていた場所は「自宅」が60.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育」が24.5%等。都市区分間での大きな差は見られなかった。(図表3-27、3-30)
- ✓ 学年別でみると、いずれの学年でも「自宅」が4割～7割半ばと最も多く、学年が高くなるにつれてその割合が高くなる傾向。小学1年生～5年生では「放課後児童クラブ・学童保育」が2～4割程度と2番目に多い一方、小学6年生では、「学習塾・習い事」が7.3%と2番目に多い。(図表3-31)

## ② 夏季休業期間の過ごし方

#### 【学校の夏季休業期間に主に過ごしていた場所の満足度】

夏季休業期間に利用した居場所の満足度は、「放課後児童クラブ・学童保育」「企業内学童」「学校や地域の部活動・クラブ活動」の順に高い。

- ✓ 今年度、学校の夏季休業期間に利用した居場所(自宅を除く)の満足度について、「とても満足している」「満足している」の合計は「放課後児童クラブ・学童保育」が83.4%と最も多く、次いで「企業内学童(保護者の職場に設置されているもの)」が71.4%、「学校や地域の部活動・クラブ活動」が69.7%等。(図表3-32)

#### 【夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の利用理由】

夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の利用理由は、「こどもが安全に過ごせるため」「開所日・開所時間が希望に合うため」等。「こどもが行きたいと言った/こどもが楽しく過ごせる」ことを理由に、夏季休業から利用を開始した保護者も3割半ば～4割程度。また、政令指定都市・東京特別区では他の都市区分と比べ「利用料が安い」も割合が高い。

- ✓ 夏季休業中の「放課後児童クラブ・学童保育」の利用理由は、「こどもが安全に過ごせるため」が66.3%と最も多く、次いで「開所日・開所時間が希望に合うため」が32.3%、「利用料が安い」が31.9%等。(図表3-33)
- ✓ 登録パターン別にみると、「5月時点のみ登録なし(=8月から登録)」「8月時点のみ登録あり(=夏季休業のみ利用)」パターンでは、上記選択肢に加え「こどもが行きたいと言ったため/こどもが楽しく過ごせるため」も3割半ば～4割程度と、「いずれの時点でも登録あり」「10月時点のみ登録なし(=夏季休業が終わって登録を辞めた)」パターンと比べ選択割合が高い。「8月時点のみ登録あり(=夏季休業

のみ利用)」パターンでは、「夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるため」も38.5%と、他パターンと比べ選択割合が高い。(図表3-34)

- ✓ 都市区分別にみると、政令指定都市・東京特別区では「利用料が安い」が4～4割半ばと、他の都市区分と比べ選択割合が高い。(図表3-35)

#### 【夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育で実施しているサービス】

夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育では、「活動内容の充実」「家庭の就労状況などに配慮した開所日・開所時間の設定」「昼食の提供」等が行われているとの回答が多くみられた。特に、政令指定都市・東京特別区では、他の都市区分と比べ「昼食の提供」等が行われていると回答された割合が高い。

- ✓ 利用した放課後児童クラブ・学童保育で夏季休業期間に実施しているサービスは、「活動内容の充実(屋内活動・創作活動・スポーツ活動・ワークショップ・就労体験・地域交流等)」「家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定」「家庭の就労状況などに配慮した開所日(お盆期間中の開所等)」「昼食の提供」が各2割半ば～3割程度。(図表3-37)
- ✓ 都市区分別にみると、いずれの都市区分でも「活動内容の充実」が3～4割程度と多いが、政令指定都市・東京特別区では、「昼食の提供」「家庭の就労状況などに配慮した開所日」も各3～3割半ばと、他の都市区分と比べ選択割合が高い。(図表3-38)

#### 【夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の満足/不満理由】

夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の満足理由は、「こどもが安全に過ごせているため」「こどもが楽しんでいるため」等。昼食の提供があることを理由とした保護者は少なかった。夏季休業期間のみの登録の場合、「通年の放課後児童クラブ・学童保育の利用要件を満たしていなくても利用できる」ことに満足している保護者も3割程度。一方、少数ではあるが「利用料が高い」「丁寧に対応してもらえない」こと等を理由に不満を感じている保護者も。

- ✓ 夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の利用に「とても満足している」「満足している」理由は、「こどもが安全に過ごせているため」が66.8%と最も多く、次いで「こどもが楽しんでいるため」が48.3%、「夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるため」が33.6%等。他方、「昼食が提供されるため」は10.7%と、「その他」を除く全ての選択肢の中で最も選択割合が低かった。(図表3-39)
- ✓ 登録パターン別にみると、「5月時点のみ登録なし(=夏季休業及びそれ以降は登録)」パターンでは、「開所日・開所時間が希望に合うため」「利用手続が簡単なため」が4～4割半ば、「8月時点のみ登録あり(=夏季休業期間のみ登録)」パターンでは「通年の放課後児童クラブ・学童保育の利用要件を満たしていなくても利用できるため」が33.3%と、それぞれ他のパターンと比べ割合が高い。(図表3-40)
- ✓ 都市区分別にみると、政令指定都市・東京特別区では「利用料が安い」が4～4割半ば、町村では、「開所日・開所時間が希望に合うため」「活動内容や過ごし方が(保護者自身の)希望に合うため」が3割半ば～5割程度と、他の都市区分と比べ割合が高い。(図表3-41)
- ✓ 夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の利用に「不満である」「とても不満である」理由は、(全体的に少数ではあるが)「利用料が高いため」「利用するこどもの数が多く、丁寧に対応してもらえないため」が各43.9%、「こどもが楽しめていないため」が39.0%等。(図表3-43)

### ③ 平日の朝の過ごし方

#### 【学校がある日の朝の主な居場所】

学校がある日の朝、「自宅以外」で過ごすこどもは3%程度。自宅以外の主な居場所は、「祖父母宅や友

人・知人宅」、次いで「放課後児童クラブ・学童保育等(学校の敷地外で実施されているもの)」等。自宅や祖父母宅・友人・知人宅以外の場所で過ごしている理由は、「家から居場所までのアクセスが良いため」「子どもが安全に過ごせるため」等。

- ✓ 学校がある日の朝の主な居場所(自宅で起床し準備ののち、学校が始まるまで過ごす場所)は、「自宅(子どもが一人で過ごす時間は特になく、不安はない)」が 48.2%と最も多く、次いで「自宅(子どもが一人で過ごす時間があり、不安がある)」が 28.3%等。「自宅以外」で過ごす割合は 2.8%。(図表3-46)
- ✓ 都市区分別にみると、政令指定都市・中核市・東京特別区といった大規模自治体では、「自宅(子どもが一人で過ごす時間があり、不安がある)」が3割～3割半ばと、他の都市区分と比べ選択割合が高い。(図表3-47)
- ✓ 学年別でみると、「自宅(子どもが一人で過ごす時間はあるが、不安はない)」は学年が高くなるほど選択する割合が高い。他方、「自宅(子どもが一人で過ごす時間があり、不安がある)」を選択する割合について、学年別の違いはみられない。(図表3-48)
- ✓ 「自宅以外」の主な居場所は、「祖父母宅や友人・知人宅」が 33.7%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育等(学校の敷地外で実施されているもの)」が 28.8%、「学校(学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む)」が 20.2%等。(図表3-49)
- ✓ 「自宅」および「祖父母宅や友人・知人宅」以外の居場所で主に過ごしている理由は、「家から居場所までのアクセスが良いため」が 37.7%と最も多く、次いで「子どもが安全に過ごせるため」が 26.1%、「居場所から学校までのアクセスが良い(又は学校で実施している)ため」が 23.2%等。(図表3-51)

#### 【学校がある日の朝の居場所の利用希望】

自宅以外の居場所の利用希望は、「どちらでもない」が2割程度と最も多いものの、「とても利用したいと思う」「利用したいと思う」と回答した保護者も3割程度。

- ✓ 学校がある日の朝(始業前)、子どもが現在「自宅」で過ごしている保護者の、自宅以外の居場所の利用希望は、「どちらでもない」が 23.7%と最も多いものの、「とても利用したいと思う」「利用したいと思う」の合計も 30.3%と、学校がある日の朝の居場所を求める保護者も一定数みられる。(図表3-54)
- ✓ 学年別にみると、小学1年生では「とても利用したいと思う」「利用したいと思う」の合計が 41.9%と、「利用したいと思わない」「全く利用したいと思わない」の合計(36.2%)を上回った。小学2年生以上では、いずれの学年も「利用したいと思わない」「全く利用したいと思わない」の合計が「とても利用したいと思う」「利用したいと思う」の合計を上回っており、学年が高くなるにつれて割合が高くなる傾向。(図表3-55)

#### ④ こどもの居場所全般に関するご意見等

こどもの居場所全般に関する意見として、保護者の急用事に柔軟に利用できる居場所を求める声や、居場所に関する自治体からの広範・詳細な情報発信を求める声、保護者の勤務先に対する働き方・制度の見直しを求める声等が聞かれた。

- ✓ 放課後や長期休業期間の居場所の必要性や問題点、保護者としての思い、勤務先に期待すること等を自由回答にて幅広く聞いたところ、保護者の急用ができた際に、子どもが1～2時間等の短時間やスポットで柔軟に利用できる居場所を求める声や、職員の人数やサービスの質への意見、各自治体のホームページ等で子どもが安心して過ごせる居場所の情報をさらに広範・詳細に発信してほしい等の声が聞かれた。中でも、急な休みを取れる環境づくりや柔軟な働き方ができる制度の導入、子どもが小学

生になっても利用できる短時間勤務制度の導入など、保護者の勤務先における働き方・制度に対する要望が数多く聞かれた。

## 2. 調査結果

### 8) 居住自治体名(地域区分/都市区分別)(Q1)

- ✓ 回答者の居住地域は、地域区分別では「関東・信越」が 33.1%、「近畿」が 17.8%、「東海・北陸」が 17.7%等。都市区分別では、「一般市」が 42.8%、「政令指定都市」が 24.4%、「中核市」が 19.8%等。

図表3-1 自治体名(単数回答、以降「SA」と表記)

(地域区分別)

	n	%
北海道・東北	446	12.0
関東・信越	1,228	33.1
東海・北陸	656	17.7
近畿	661	17.8
中国・四国	361	9.7
九州・沖縄	356	9.6
合計	3,708	100.0

(都市区分別)

	n	%
政令指定都市	905	24.4
東京特別区	245	6.6
中核市	734	19.8
一般市	1,587	42.8
町村	212	5.7
無回答	25	0.7
合計	3,708	100.0

### 9) 学校がある日の放課後、夏季休業期間の居場所について

#### ① 放課後児童クラブ・学童保育等(自治体が運営するもの/民間が運営するもの両者含む)への利用登録有無(Q8) ※利用実績は問わない

- ✓ 放課後児童クラブ・学童保育等へ「登録していた」割合は、令和6年5月1日時点で 35.7%、8月1日時点で 36.5%、10月1日時点で 36.2%。
- ✓ 令和6年5月1日時点、8月1日時点、10月1日時点の登録パターンをみると、パターン H(いずれの時点でも登録なし)が 59.8%と最も多く、次いでパターン A(いずれの時点でも登録あり)が 32.4%と、全体の9割程度が上記2パターンのいずれかに該当であった。

図表3-2 放課後児童クラブ・学童保育等(自治体が運営するもの/民間が運営するもの両者含む)への利用登録有無(SA)

	日 時 点 6 年 5 月 1	令 和 6 年 8 月 1	日 時 点 6 年 8 月 1	令 和 6 年 10 月 1
全体	3,708 100.0	3,708 100.0	3,708 100.0	3,708 100.0
登録していた	1,324 35.7	1,353 36.5	1,341 36.2	1,341 36.2
登録していなかった	2,384 64.3	2,355 63.5	2,367 63.8	2,367 63.8

図表3-3 放課後児童クラブ・学童保育等(自治体が運営するもの／民間が運営するもの両者含む)  
への利用登録有無(学年別)

令和6年5月1日時点				令和6年8月1日時点				令和6年10月1日時点			
	有効回答数	登録していた	登録していなかった		有効回答数	登録していた	登録していなかった		有効回答数	登録していた	登録していなかった
全体	3,708	1,324	2,384	全体	3,708	1,353	2,355	全体	3,708	1,341	2,367
	100.0	35.7	64.3		100.0	36.5	63.5		100.0	36.2	63.8
小学1年生	618	334	284	小学1年生	618	344	274	小学1年生	618	354	264
	100.0	54.0	46.0		100.0	55.7	44.3		100.0	57.3	42.7
小学2年生	618	332	286	小学2年生	618	342	276	小学2年生	618	328	290
	100.0	53.7	46.3		100.0	55.3	44.7		100.0	53.1	46.9
小学3年生	618	291	327	小学3年生	618	293	325	小学3年生	618	281	337
	100.0	47.1	52.9		100.0	47.4	52.6		100.0	45.5	54.5
小学4年生	618	175	443	小学4年生	618	179	439	小学4年生	618	176	442
	100.0	28.3	71.7		100.0	29.0	71.0		100.0	28.5	71.5
小学5年生	618	112	506	小学5年生	618	108	510	小学5年生	618	113	505
	100.0	18.1	81.9		100.0	17.5	82.5		100.0	18.3	81.7
小学6年生	618	80	538	小学6年生	618	87	531	小学6年生	618	89	529
	100.0	12.9	87.1		100.0	14.1	85.9		100.0	14.4	85.6

図表3-4 放課後児童クラブ・学童保育等(自治体が運営するもの／民間が運営するもの両者含む)  
への利用登録有無(登録パターン別)

	n	%
パターンA	1,200	32.4
パターンB	46	1.2
パターンC	21	0.6
パターンD	57	1.5
パターンE	61	1.6
パターンF	46	1.2
パターンG	59	1.6
パターンH	2,218	59.8
合計	3,708	100.0

(登録パターン別の凡例)

	令和6年5月1日時点	令和6年8月1日時点	令和6年10月1日時点
パターンA	○	○	○
パターンB	○	○	×
パターンC	○	×	○
パターンD	○	×	×
パターンE	×	○	○
パターンF	×	○	×
パターンG	×	×	○
パターンH	×	×	×

○=登録していた、×=登録していなかった

- ✓ 登録パターンを学年別にみると、パターン A(いずれの時点でも登録あり)は、小学1年生～3年生で2割程度と、学年が低いほど割合が高い。他方、パターン H(いずれの時点でも登録なし)では、小学4年生～6年生で2割程度と、学年が高いほど割合が高い。また、5月時点では登録していたが、その後登録を辞めたパターン(パターン B=10月時点のみ登録なし、パターン D=5月時点のみ登録あり)では、小学2年生と3年生で各2割程度と、他学年と比べ割合が高い。

図表3-5 放課後児童クラブ・学童保育等(自治体が運営するもの／民間が運営するもの両者含む)への利用登録パターン(学年別)

	有効回答数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生
全体	3,708	618	618	618	618	618	618
	100.0	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
パターンA	1,200	313	304	263	156	94	70
	100.0	26.1	25.3	21.9	13.0	7.8	5.8
パターンB	46	3	12	11	7	6	7
	100.0	6.5	26.1	23.9	15.2	13.0	15.2
パターンC	21	8	2	5	2	3	1
	100.0	38.1	9.5	23.8	9.5	14.3	4.8
パターンD	57	10	14	12	10	9	2
	100.0	17.5	24.6	21.1	17.5	15.8	3.5
パターンE	61	20	10	6	12	5	8
	100.0	32.8	16.4	9.8	19.7	8.2	13.1
パターンF	46	8	16	13	4	3	2
	100.0	17.4	34.8	28.3	8.7	6.5	4.3
パターンG	59	13	12	7	6	11	10
	100.0	22.0	20.3	11.9	10.2	18.6	16.9
パターンH	2,218	243	248	301	421	487	518
	100.0	11.0	11.2	13.6	19.0	22.0	23.4

(登録パターン別の凡例)

	令和6年5月1日時点	令和6年8月1日時点	令和6年10月1日時点
パターンA	○	○	○
パターンB	○	○	×
パターンC	○	×	○
パターンD	○	×	×
パターンE	×	○	○
パターンF	×	○	×
パターンG	×	×	○
パターンH	×	×	×

○=登録していた、×=登録していなかった

図表3-6 放課後児童クラブ・学童保育等(自治体が運営するもの／民間が運営するもの両者含む)  
への利用登録パターン(地域区分別)

	有効回答数	北海道・東北	関東・信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	無回答
全体	3,708	446	1,228	656	661	361	356	0
	100.0	12.0	33.1	17.7	17.8	9.7	9.6	0.0
パターンA	1,200	166	425	193	208	101	107	0
	100.0	13.8	35.4	16.1	17.3	8.4	8.9	0.0
パターンB	46	2	19	7	6	4	8	0
	100.0	4.3	41.3	15.2	13.0	8.7	17.4	0.0
パターンC	21	0	8	3	7	3	0	0
	100.0	0.0	38.1	14.3	33.3	14.3	0.0	0.0
パターンD	57	10	18	5	11	8	5	0
	100.0	17.5	31.6	8.8	19.3	14.0	8.8	0.0
パターンE	61	4	27	9	8	7	6	0
	100.0	6.6	44.3	14.8	13.1	11.5	9.8	0.0
パターンF	46	5	7	14	8	8	4	0
	100.0	10.9	15.2	30.4	17.4	17.4	8.7	0.0
パターンG	59	9	17	9	16	3	5	0
	100.0	15.3	28.8	15.3	27.1	5.1	8.5	0.0
パターンH	2,218	250	707	416	397	227	221	0
	100.0	11.3	31.9	18.8	17.9	10.2	10.0	0.0

(登録パターン別の凡例)

	令和6年5月1日時点	令和6年8月1日時点	令和6年10月1日時点
パターンA	○	○	○
パターンB	○	○	×
パターンC	○	×	○
パターンD	○	×	×
パターンE	×	○	○
パターンF	×	○	×
パターンG	×	×	○
パターンH	×	×	×

○=登録していた、×=登録していなかった

図表3-7 放課後児童クラブ・学童保育等(自治体が運営するもの／民間が運営するもの両者含む)  
への利用登録パターン(都市区分別)

	有効 回答 数	政 令 指 定 都 市	東 京 特 別 区	中 核 市	一 般 市	町 村	無 回 答
全体	3,708	905	245	734	1,587	212	25
	100.0	24.4	6.6	19.8	42.8	5.7	0.7
パターンA	1,200	311	89	244	482	66	8
	100.0	25.9	7.4	20.3	40.2	5.5	0.7
パターンB	46	9	6	13	17	1	0
	100.0	19.6	13.0	28.3	37.0	2.2	0.0
パターンC	21	3	2	3	12	0	1
	100.0	14.3	9.5	14.3	57.1	0.0	4.8
パターンD	57	13	5	16	21	0	2
	100.0	22.8	8.8	28.1	36.8	0.0	3.5
パターンE	61	21	8	12	17	3	0
	100.0	34.4	13.1	19.7	27.9	4.9	0.0
パターンF	46	10	2	7	24	3	0
	100.0	21.7	4.3	15.2	52.2	6.5	0.0
パターンG	59	19	1	6	32	1	0
	100.0	32.2	1.7	10.2	54.2	1.7	0.0
パターンH	2,218	519	132	433	982	138	14
	100.0	23.4	6.0	19.5	44.3	6.2	0.6

(登録パターン別の凡例)

	令和6年5月1日時点	令和6年8月1日時点	令和6年10月1日時点
パターンA	○	○	○
パターンB	○	○	×
パターンC	○	×	○
パターンD	○	×	×
パターンE	×	○	○
パターンF	×	○	×
パターンG	×	×	○
パターンH	×	×	×

○=登録していた、×=登録していなかった

② 《いずれの時点でも放課後児童クラブ・学童保育等に登録していなかった、もしくは8月時点では登録していたが10月時点では登録を辞めた保護者のみ》放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった／利用を辞めた理由(Q9)

- ✓ いずれの時点でも放課後児童クラブ・学童保育等に登録していなかった、もしくは8月時点では登録していたが10月時点では登録を辞めた保護者に対して、放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった／利用を辞めた理由を尋ねたところ、「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が57.5%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」が14.4%等。
- ✓ 令和6年5月1日時点、8月1日時点、10月1日時点の登録パターン別にみると、パターンF(8月時点のみ登録あり)では「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が71.7%と、他選択肢と比べ55ポイント以上高い。

図表3-8 放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった／利用を辞めた理由  
(複数回答、以降「MA」と表記)

	n	%
放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため	333	14.4
放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため	1,329	57.5
放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため	211	9.1
放課後児童クラブ・学童保育の存在を知らなかったため	228	9.9
その他	313	13.5
合計	2,310	100.0

(「その他」の主な回答)

保護者の転職により在宅時間が増えたため、育休中のため、習い事や塾に通うようになったため、学年的に不要と判断したため 等

図表3-9 放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった／利用を辞めた理由(登録パターン別)(MA)

	有効回答数	放課後の児童クラブ・学童保育に申し込みがなかった	放課後の児童クラブ・学童保育に申し込みがあったが、利用しなかった	放課後の児童クラブ・学童保育に申し込みがあったが、利用を辞めた	放課後の児童クラブ・学童保育に申し込みがあったが、利用を辞めた理由が不明	その他
全体	2,310	333	1,329	211	228	313
	100.0	14.4	57.5	9.1	9.9	13.5
パターンB	46	10	26	8	1	6
	100.0	21.7	56.5	17.4	2.2	13.0
パターンF	46	5	33	3	2	6
	100.0	10.9	71.7	6.5	4.3	13.0
パターンH	2,218	318	1,270	200	225	301
	100.0	14.3	57.3	9.0	10.1	13.6

(登録パターン別の凡例)

	令和6年5月1日時点	令和6年8月1日時点	令和6年10月1日時点
パターンB	○	○	×
パターンF	×	○	×
パターンH	×	×	×

○=登録していた、×=登録していなかった

- ✓ 都市区分別にみると、いずれの都市区分でも「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が5～6割程度と最も多いが、東京特別区や中核市では「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」も2割程度。

図表3-10 放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった／利用を辞めた理由(都市区分別)(MA)

	有効回答数	でなき保育後かたの児童クラブや利用が	場童放所保課があ以外児童にクラブを	め童放保課後に児童不満が	か童放保課たの児童を知らな	その他
全体	2,310	333	1,329	211	228	313
	100.0	14.4	57.5	9.1	9.9	13.5
政令指定都市	538	72	311	48	62	65
	100.0	13.4	57.8	8.9	11.5	12.1
東京特別区	140	30	79	7	11	16
	100.0	21.4	56.4	5.0	7.9	11.4
中核市	453	80	256	41	43	61
	100.0	17.7	56.5	9.1	9.5	13.5
一般市	1,023	136	587	102	99	151
	100.0	13.3	57.4	10.0	9.7	14.8
町村	142	14	86	12	12	19
	100.0	9.9	60.6	8.5	8.5	13.4

- ✓ 学年別にみると、小学1年生では他学年と比較して「放課後児童クラブ・学童保育の存在を知らなかったため」を選択する割合が高い。

図表3-11 放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった／利用を辞めた理由(学年別)(MA)

	有効回答数	放課後児童保育の申し込みがなかったため	放課後児童保育場の申し込みがなかったため	放課後児童保育に申し込みがなかったため	放課後児童保育の存在を知らなかったため	その他
全体	2,310	333	1,329	211	228	313
	100.0	14.4	57.5	9.1	9.9	13.5
小学1年生	254	45	130	18	51	24
	100.0	17.7	51.2	7.1	20.1	9.4
小学2年生	276	48	166	31	20	25
	100.0	17.4	60.1	11.2	7.2	9.1
小学3年生	325	40	192	38	33	47
	100.0	12.3	59.1	11.7	10.2	14.5
小学4年生	432	64	250	40	34	61
	100.0	14.8	57.9	9.3	7.9	14.1
小学5年生	496	55	288	56	33	85
	100.0	11.1	58.1	11.3	6.7	17.1
小学6年生	527	81	303	28	57	71
	100.0	15.4	57.5	5.3	10.8	13.5

③ 《Q9で「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」を選択した場合のみ》具体的な内容(Q10)

- ✓ 「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」を選択した保護者に対してその具体的な内容を尋ねたところ、「定員の空きがなく利用できなかった」が48.0%と最も多く、次いで「申込要件を満たさなかった(就労要件等)」が42.6%等。

図表3-12 「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」の具体的な内容(MA)

	n	%
定員の空きがなく利用できなかった	160	48.0
申込要件を満たさなかった(就労要件等)	142	42.6
配慮が必要な子どもを受け入れていない	28	8.4
居住する市区町村では放課後児童クラブ・学童保育がない	17	5.1
その他	21	6.3
合計	333	100.0

④ 《Q9で「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」を選択した場合のみ》具体的な内容(Q11)

- ✓ 「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」を選択した保護者に対してその具体的な内容を尋ねたところ、「自宅で問題なく過ごす」が77.3%と最も多く、次いで「自宅以外に安全に楽しく過ごす場所がある」が21.5%等。

図表3-13 「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」の具体的な内容(MA)

	n	%
夏季休業中のみの利用希望だった	126	9.5
自宅で問題なく過ごす	1,027	77.3
自宅以外に安全に楽しく過ごす場所がある	286	21.5
近隣のこどもとの遊び場所・交流場所が他にある	150	11.3
その他	15	1.1
合計	1,329	100.0

- ✓ 令和6年5月1日時点、8月1日時点、10月1日時点の登録パターン別にみると、パターンB(10月時点のみ登録なし)・パターンH(いずれの時点でも登録なし)では、「自宅で問題なく過ごす」が7~8割程度と最も多く、次いで「自宅以外に安全に楽しく過ごす場所がある」が2~3割程度。パターンF(8月時点のみ登録あり)では「夏季休業中のみの利用希望だった」が78.8%。

図表3-14 「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」の具体的な内容(登録パターン別)(MA)

	有効回答数	夏季休業中のみの利用希望だった	自宅で問題なく過ごす	自宅で問題なく過ごす	自宅以外に安全に楽しく過ごす場所がある	近隣のこどもとの遊び場所・交流場所が他にある	その他
全体	1,329	126	1,027	286	150	15	
	100.0	9.5	77.3	21.5	11.3	1.1	
パターンB	26	5	18	9	5	0	
	100.0	19.2	69.2	34.6	19.2	0.0	
パターンF	33	26	5	4	1	0	
	100.0	78.8	15.2	12.1	3.0	0.0	
パターンH	1,270	95	1,004	273	144	15	
	100.0	7.5	79.1	21.5	11.3	1.2	

(登録パターン別の凡例)

	令和6年5月1日時点	令和6年8月1日時点	令和6年10月1日時点
パターンB	○	○	×
パターンF	×	○	×
パターンH	×	×	×

○=登録していた、×=登録していなかった

- ✓ 都市区分別にみると、いずれの都市区分でも「自宅で問題なく過ごせる」が7～8割程度と最も多いが、政令指定都市・東京特別区では「自宅以外に安全に楽しく過ごせる場所がある」も2割半ば。

図表3-15 「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」の具体的な内容(都市区分別)(MA)

	有効回答数	用夏 希季 望休 だ業 った の み の 利	せ自 る宅 で 問 題 な く 過 ご	あし自 るく宅 過以 ご外 せに る安 場全 所に が楽	他び近 に場隣 あ所の る・こ 交ど 流も 場と 所の が遊	その他
全体	1,329	126	1,027	286	150	15
	100.0	9.5	77.3	21.5	11.3	1.1
政令指定都市	311	25	247	75	38	2
	100.0	8.0	79.4	24.1	12.2	0.6
東京特別区	79	5	57	22	14	2
	100.0	6.3	72.2	27.8	17.7	2.5
中核市	256	25	193	53	28	3
	100.0	9.8	75.4	20.7	10.9	1.2
一般市	587	59	458	121	59	6
	100.0	10.1	78.0	20.6	10.1	1.0
町村	86	10	67	13	10	2
	100.0	11.6	77.9	15.1	11.6	2.3

- ✓ 学年別にみると、学年が低いほど「夏季休業中のみの利用希望だった」「自宅以外に安全に楽しく過ごせる場所がある」を選択する割合が高く、学年が高いほど「自宅で問題なく過ごせる」「近隣のこどもの遊び場所・交流場所が他にある」を選択する割合が高い。

図表3-16 「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」の具体的な内容(学年別)(MA)

	有効回答数	用夏 希季 望休 だ業 った 中の みの 利	せ自 る宅 で 問 題 な く 過 ご	あし自 るく宅 過以 ご外 せに る安 場全 所に が楽	他び近 に場隣 あ所の る・こ る交ど 場所 の遊	そ の 他
全体	1,329 100.0	126 9.5	1,027 77.3	286 21.5	150 11.3	15 1.1
小学1年生	130 100.0	27 20.8	83 63.8	34 26.2	9 6.9	0 0.0
小学2年生	166 100.0	30 18.1	114 68.7	40 24.1	19 11.4	1 0.6
小学3年生	192 100.0	19 9.9	149 77.6	50 26.0	23 12.0	4 2.1
小学4年生	250 100.0	19 7.6	188 75.2	54 21.6	29 11.6	2 0.8
小学5年生	288 100.0	17 5.9	240 83.3	55 19.1	35 12.2	6 2.1
小学6年生	303 100.0	14 4.6	253 83.5	53 17.5	35 11.6	2 0.7

⑤ 《Q9 で「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」を選択した場合のみ》具体的な内容 (Q12)

- ✓ 「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」を選択した保護者に対してその具体的な内容を尋ねたところ、「こどもが行きたがらなかった」が 46.4%と最も多く、次いで「利用料が高い」が 39.8%、「利用することの数が多く、丁寧に対応してもらえない」が 22.7%等。

図表3-17 「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」の具体的な内容(MA)

	n	%
利用料が高い	84	39.8
利用手続が面倒	45	21.3
開所日・開所時間が希望に合わない	26	12.3
利用することの数が多く、丁寧に対応してもらえない	48	22.7
活動内容や過ごし方が（保護者自身の）希望に合わない	45	21.3
こどもが行きたがらなかった	98	46.4
実施場所の環境が良くない（狭い、古いなど）	35	16.6
実施場所までのアクセスが不便	13	6.2
運営の質に課題がある	42	19.9
その他	7	3.3
合計	211	100.0

（「その他」の主な回答）

- ・ 保護者の負担があるため（送迎、役員等）、自分勝手な児童がいるなどこどもを預けることに不安を感じたため 等

⑥ 《Q12 で「こどもが行きたがらなかった」を選択した場合のみ》その理由として想定されるもの(Q13)

- ✓ 「こどもが行きたがらなかった」を選択した保護者に対してその理由を尋ねたところ、「一人で過ごしたいため/集団でいることが好きではないため」が 36.7%と最も多く、次いで「静かな環境で過ごしたい(放課後児童クラブ・学童保育が騒がしい)ため」が 32.7%、「放課後児童クラブ・学童保育を利用していない他のこどもと遊びたいため」が 28.6%等。

図表3-18 「こどもが行きたがらなかった」具体的な理由(MA)

	n	%
放課後児童クラブ・学童保育を利用していない他のこどもと遊びたいため	28	28.6
参加したいプログラム・活動内容等がないため	22	22.4
一人で過ごしたいため/集団でいることが好きではないため	36	36.7
静かな環境で過ごしたい（放課後児童クラブ・学童保育が騒がしい）ため	32	32.7
実施場所の環境が良くないため（狭い、古いなど）	20	20.4
その他	5	5.1
わからない	5	5.1
合計	98	100.0

（「その他」の主な回答）

- ・ 職員と合わないため、好きなおやつが食べられないため 等

- ⑦ 《5月時点または10月時点では放課後児童クラブ・学童保育等に登録していたが、8月時点では登録していなかった保護者のみ》夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由(Q14)
- ✓ 5月時点または10月時点では放課後児童クラブ・学童保育等に登録していたが、8月時点では登録していなかった保護者に対して、夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由を尋ねたところ、「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が60.6%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」が26.3%等。

図表3-19 夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由(MA)

	n	%
放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため	36	26.3
放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため	83	60.6
放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため	25	18.2
夏季休業中に開所している放課後児童クラブ・学童保育の存在を知らなかったため	7	5.1
その他	10	7.3
合計	137	100.0

(「その他」の主な回答)

・ 周りの同学年の子たちが放課後児童クラブに行かなくなったため 等
-----------------------------------

- ✓ 令和6年5月1日時点、8月1日時点、10月1日時点の登録パターン別にみると、パターンC(8月時点のみ登録なし)・パターンG(10月時点のみ登録あり)では「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」。パターンD(5月時点のみ登録あり)でも「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」が最も多いが、次いで「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」が挙げられている。

図表3-20 夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由(登録パターン別)(MA)

	有効回答数	で童放 き保課 な育後 かの児 っ申童 た込ク たやラ め利ブ 用・ が学	場童放 所保課 が育後 あ以児 る外童 たにク め過ラ ごブ せ・ る学	め童放 保課 育後 に児 不童 満ク がラ あブ る・ た学	知ブい夏 ら・る季 な学放休 か童課業 っ保後中 た育児に たの童開 め存ク所 在ラして を	そ の 他
全体	137	36	83	25	7	10
	100.0	26.3	60.6	18.2	5.1	7.3
パターンC	21	5	17	1	3	0
	100.0	23.8	81.0	4.8	14.3	0.0
パターンD	57	14	35	17	1	3
	100.0	24.6	61.4	29.8	1.8	5.3
パターンG	59	17	31	7	3	7
	100.0	28.8	52.5	11.9	5.1	11.9

(登録パターン別の凡例)

	令和6年5月1日時点	令和6年8月1日時点	令和6年10月1日時点
パターンC	○	×	○
パターンD	○	×	×
パターンG	×	×	○

○=登録していた、×=登録していなかった

- ✓ 都市区別にみると、政令指定都市では他の都市区分と比較して「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」を選択する割合が高い。また、中核市では他の都市区分と比較して「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」を選択する割合が高い。

図表3-21 夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由(都市区分別)(MA)

	有効回答数	放課後児童保育の申し込みがなかった理由	放課後児童保育の申し込みがなかった理由	放課後児童保育の申し込みがなかった理由	夏季休業期間に放課後児童保育を利用しなかった理由	その他
全体	137	36	83	25	7	10
	100.0	26.3	60.6	18.2	5.1	7.3
政令指定都市	35	8	25	5	1	1
	100.0	22.9	71.4	14.3	2.9	2.9
東京特別区	8	4	4	1	0	0
	100.0	50.0	50.0	12.5	0.0	0.0
中核市	25	7	13	8	3	4
	100.0	28.0	52.0	32.0	12.0	16.0
一般市	65	15	38	11	3	5
	100.0	23.1	58.5	16.9	4.6	7.7
町村	1	0	1	0	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

- ✓ 学年別にみると、小学1年生～3年生ではそれ以上の学年と比較して、「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」を選択する割合が高い。

図表3-22 夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由(学年別)(MA)

	有効回答数	放課後児童保育の申し込みがなかった理由	放課後児童保育の申し込みがなかった理由	放課後児童保育の申し込みがなかった理由	夏季休業中に開所している放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため	その他
全体	137	36	83	25	7	10
	100.0	26.3	60.6	18.2	5.1	7.3
小学1年生	31	10	18	7	1	2
	100.0	32.3	58.1	22.6	3.2	6.5
小学2年生	28	8	13	9	1	2
	100.0	28.6	46.4	32.1	3.6	7.1
小学3年生	24	7	15	6	1	1
	100.0	29.2	62.5	25.0	4.2	4.2
小学4年生	18	6	13	0	0	1
	100.0	33.3	72.2	0.0	0.0	5.6
小学5年生	23	2	15	2	2	3
	100.0	8.7	65.2	8.7	8.7	13.0
小学6年生	13	3	9	1	2	1
	100.0	23.1	69.2	7.7	15.4	7.7

⑧ 《Q14 で「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」を選択した場合み》具体的な内容(Q15)

- ✓ 「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」を選択した保護者に対してその具体的な内容を尋ねたところ、「定員の空きがなく利用できなかった」が69.4%と最も多く、次いで「申込要件を満たさなかった(就労要件等)」が36.1%等。

図表3-23 「放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため」の具体的な内容(MA)

	n	%
定員の空きがなく利用できなかった	25	69.4
申込要件を満たさなかった(就労要件等)	13	36.1
配慮が必要な子どもを受け入れていない	8	22.2
居住する市区町村では夏季休業中に開所している放課後児童クラブ・学童保育がない	4	11.1
その他	0	0.0
合計	36	100.0

⑨ 《Q14 で「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」を選択した場合のみ》具体的な内容(Q16)

- ✓ 「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」を選択した保護者に対してその具体的な内容を尋ねたところ、「自宅以外に安全に楽しく過ごせる場所がある」が 55.4%と最も多く、次いで「自宅で問題なく過ごせる」が 43.4%等。

図表3-24 「放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため」具体的な内容(MA)

	n	%
自宅で問題なく過ごせる	36	43.4
自宅以外に安全に楽しく過ごせる場所がある	46	55.4
近隣のこどもとの遊び場所・交流場所が他にある	16	19.3
その他	0	0.0
合計	83	100.0

⑩ 《Q14 で「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」を選択した場合のみ》具体的な内容(Q17)

- ✓ 「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」を選択した保護者に対してその具体的な内容を尋ねたところ、「こどもが行きたがらなかった」が 56.0%と最も多く、次いで「利用料が高い」「開所日・開所時間が希望に合わない」「昼食の提供がない」が各 32.0%等。

図表3-25 「放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため」具体的な内容(MA)

	n	%
利用料が高い	8	32.0
利用手続きが面倒	4	16.0
開所日・開所時間が希望に合わない	8	32.0
利用するこどもの数が多く、丁寧に対応してもらえない	7	28.0
活動内容や過ごし方が（保護者自身の）希望に合わない	6	24.0
昼食の提供がない	8	32.0
こどもが行きたがらなかった	14	56.0
実施場所の環境が良くない（狭い、古いなど）	4	16.0
実施場所までのアクセスが不便	0	0.0
運営の質に課題がある	4	16.0
その他	0	0.0
合計	25	100.0

- ⑪ 《Q17 で「こどもが行きたがらなかった」を選択した場合のみ》その理由として想定されるもの(Q18)
- ✓ 「こどもが行きたがらなかった」を選択した保護者に対してその理由を尋ねたところ、「参加したいプログラム・活動内容等がないため」「静かな環境で過ごしたい(放課後児童クラブ・学童保育が騒がしい)ため」が各 35.7%と最も多く、次いで「一人で過ごしたいため/集団でいることが好きではないため」が 28.6%等。

図表3-26 「こどもが行きたがらなかった」具体的な理由(MA)

	n	%
放課後児童クラブ・学童保育を利用していない他のこどもと遊びたいため	2	14.3
参加したいプログラム・活動内容等がないため	5	35.7
一人で過ごしたいため/集団でいることが好きではないため	4	28.6
静かな環境で過ごしたい(放課後児童クラブ・学童保育が騒がしい)ため	5	35.7
実施場所の環境が良くないため(狭い、古いなど)	2	14.3
その他	2	14.3
わからない	1	7.1
合計	14	100.0

(「その他」の主な回答)

・ 職員が合わない 等

⑫ 保護者が家にいない時間帯に過ごしている主な場所(Q19)

- ✓ 現在、学校がある日の放課後に過ごしている主な場所は「自宅」が 60.1%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育」が 25.9%等。
- ✓ 今年度、学校の夏季休業期間に主に過ごしていた場所は「自宅」が 60.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育」が 24.5%等。

図表3-27 保護者が家にいない時間帯に過ごしている主な場所(それぞれ一つ選択)

	現在、学校がある日の放課後に過ごしている主な場所		今年度の夏季休業期間に過ごしている主な場所	
	n	%	n	%
自宅(祖父母宅や友人・知人宅を含む)	2,229	60.1	2,224	60.0
放課後児童クラブ・学童保育	960	25.9	909	24.5
企業内学童(保護者の職場に設置されているもの)	88	2.4	91	2.5
学習塾・習い事	199	5.4	175	4.7
学校や地域の部活動・クラブ活動	38	1.0	66	1.8
放課後子供教室	39	1.1	51	1.4
児童館・児童センター	38	1.0	56	1.5
プレイパーク	9	0.2	13	0.4
ファミリー・サポート・センター職員の自宅等	7	0.2	17	0.5
放課後等デイサービス	69	1.9	76	2.0
その他	32	0.9	30	0.8
合計	3,708	100.0	3,708	100.0

(「その他」の主な回答)

一体型の放課後児童クラブ/放課後子供教室、近所の公園、大学の図書館 等

図表3-28 保護者が家にいない時間帯(学校がある日の放課後)に  
 過ごしている主な場所(都市区分別)(SA)

	有効回答数	自宅(知人宅を含む)	学童保育	放課後児童クラブ	企業内児童(保護者の職場に設置されているもの)	学習塾・習い事	学校や地域の活動	放課後子供教室	児童館・児童センター	プレイパーク	自宅等	ファミリー・サポーター	放課後等デイサービス	その他
全体	3,708	2,229	960	88	199	38	39	38	9	7	69	32		
	100.0	60.1	25.9	2.4	5.4	1.0	1.1	1.0	0.2	0.2	1.9	0.9		
政令指定都市	905	528	234	25	57	8	8	10	3	2	25	5		
	100.0	58.3	25.9	2.8	6.3	0.9	0.9	1.1	0.3	0.2	2.8	0.6		
東京特別区	245	134	63	4	20	6	6	4	1	2	2	3		
	100.0	54.7	25.7	1.6	8.2	2.4	2.4	1.6	0.4	0.8	0.8	1.2		
中核市	734	444	204	16	30	4	8	9	1	1	9	8		
	100.0	60.5	27.8	2.2	4.1	0.5	1.1	1.2	0.1	0.1	1.2	1.1		
一般市	1,587	977	399	39	80	15	16	13	3	1	29	15		
	100.0	61.6	25.1	2.5	5.0	0.9	1.0	0.8	0.2	0.1	1.8	0.9		
町村	212	133	52	4	10	4	1	2	1	1	3	1		
	100.0	62.7	24.5	1.9	4.7	1.9	0.5	0.9	0.5	0.5	1.4	0.5		

- ✓ 学校がある日の放課後の居場所を学年別にみると、小学1年生では、「放課後児童クラブ・学童保育」が43.7%と最も多く、次いで「自宅」が40.6%等。他方、小学2年生～6年生では、「自宅」が「放課後児童クラブ・学童保育」の割合を上回っており、学年が高くなるにつれて「自宅」の割合が高くなっている。

図表3-29 保護者が家にいない時間帯(学校がある日の放課後)に過ごしている  
 主な場所(学年別)(SA)

	有効回答数	自宅(知人宅を含む)	学童保育	放課後児童クラブ	企業内児童(保護者の職場に設置されているもの)	学習塾・習い事	学校や地域の活動	放課後子供教室	児童館・児童センター	プレイパーク	自宅等	ファミリー・サポーター	放課後等デイサービス	その他
全体	3,708	2,229	960	88	199	38	39	38	9	7	69	32		
	100.0	60.1	25.9	2.4	5.4	1.0	1.1	1.0	0.2	0.2	1.9	0.9		
小学1年生	618	251	270	25	24	7	9	7	0	1	15	9		
	100.0	40.6	43.7	4.0	3.9	1.1	1.5	1.1	0.0	0.2	2.4	1.5		
小学2年生	618	278	261	8	27	7	10	8	1	0	15	3		
	100.0	45.0	42.2	1.3	4.4	1.1	1.6	1.3	0.2	0.0	2.4	0.5		
小学3年生	618	329	199	18	35	3	8	6	2	2	12	4		
	100.0	53.2	32.2	2.9	5.7	0.5	1.3	1.0	0.3	0.3	1.9	0.6		
小学4年生	618	435	117	13	26	4	5	4	0	1	6	7		
	100.0	70.4	18.9	2.1	4.2	0.6	0.8	0.6	0.0	0.2	1.0	1.1		
小学5年生	618	462	65	13	40	9	5	5	2	1	10	6		
	100.0	74.8	10.5	2.1	6.5	1.5	0.8	0.8	0.3	0.2	1.6	1.0		
小学6年生	618	474	48	11	47	8	2	8	4	2	11	3		
	100.0	76.7	7.8	1.8	7.6	1.3	0.3	1.3	0.6	0.3	1.8	0.5		

- ✓ 夏季休業期間の居場所を都市区分別にみると、どの都市区分でも「自宅」が5～6割程度と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育」が2割～2割半ば程度、「学習塾・習い事」が0.3割～1割程度等と、都市区分間での大きな差は見られなかった。

図表3-30 保護者が家にいない時間帯(夏季休業中)に過ごしている主な場所(都市区分別)(SA)

	有効回答数	自宅(祖父母宅や友人宅を含む)	放課後児童クラブ・学童保育	企業の職場に設置されているもの)	学習塾・習い事	学校や地域の活動	放課後子供教室	児童館・児童センター	プレイパーク	ファミリセンター・職員室の等	放課後等デイサービス	その他
全体	3,708	2,224	909	91	175	66	51	56	13	17	76	30
	100.0	60.0	24.5	2.5	4.7	1.8	1.4	1.5	0.4	0.5	2.0	0.8
政令指定都市	905	549	216	20	46	18	11	12	4	3	23	3
	100.0	60.7	23.9	2.2	5.1	2.0	1.2	1.3	0.4	0.3	2.5	0.3
東京特別区	245	130	49	11	22	5	7	7	1	6	4	3
	100.0	53.1	20.0	4.5	9.0	2.0	2.9	2.9	0.4	2.4	1.6	1.2
中核市	734	439	188	24	25	13	10	12	3	0	12	8
	100.0	59.8	25.6	3.3	3.4	1.8	1.4	1.6	0.4	0.0	1.6	1.1
一般市	1,587	963	397	27	75	23	18	22	4	7	35	16
	100.0	60.7	25.0	1.7	4.7	1.4	1.1	1.4	0.3	0.4	2.2	1.0
町村	212	129	55	5	7	5	5	3	1	0	2	0
	100.0	60.8	25.9	2.4	3.3	2.4	2.4	1.4	0.5	0.0	0.9	0.0

- ✓ 夏季休業期間の居場所を学年別にみると、いずれの学年でも「自宅」が4割～7割半ばと最も多く、学年が高くなるにつれてその割合が高くなる傾向。小学1年生～5年生では「放課後児童クラブ・学童保育」が2～4割程度と2番目に多い一方、小学6年生では、「学習塾・習い事」が7.3%と2番目に多い。

図表3-31 保護者が家にいない時間帯(夏季休業期間)に過ごしている主な場所(学年別)(SA)

	有効回答数	自宅(祖父母宅や友人宅を含む)	放課後児童クラブ・学童保育	企業の職場に設置されているもの)	学習塾・習い事	学校や地域の活動	放課後子供教室	児童館・児童センター	プレイパーク	ファミリセンター・職員室の等	放課後等デイサービス	その他
全体	3,708	2,224	909	91	175	66	51	56	13	17	76	30
	100.0	60.0	24.5	2.5	4.7	1.8	1.4	1.5	0.4	0.5	2.0	0.8
小学1年生	618	257	249	25	28	11	9	10	2	7	13	7
	100.0	41.6	40.3	4.0	4.5	1.8	1.5	1.6	0.3	1.1	2.1	1.1
小学2年生	618	268	262	14	15	7	7	15	3	3	21	3
	100.0	43.4	42.4	2.3	2.4	1.1	1.1	2.4	0.5	0.5	3.4	0.5
小学3年生	618	339	191	11	28	12	12	7	1	2	12	3
	100.0	54.9	30.9	1.8	4.5	1.9	1.9	1.1	0.2	0.3	1.9	0.5
小学4年生	618	430	112	14	26	6	10	8	0	3	5	4
	100.0	69.6	18.1	2.3	4.2	1.0	1.6	1.3	0.0	0.5	0.8	0.6
小学5年生	618	465	55	15	33	10	8	7	5	0	12	8
	100.0	75.2	8.9	2.4	5.3	1.6	1.3	1.1	0.8	0.0	1.9	1.3
小学6年生	618	465	40	12	45	20	5	9	2	2	13	5
	100.0	75.2	6.5	1.9	7.3	3.2	0.8	1.5	0.3	0.3	2.1	0.8

## 10) 夏季休業期間の過ごし方について

### ① 学校の夏季休業期間に主に過ごしていた場所の満足度(Q20)

- ✓ 今年度、学校の夏季休業期間に当該居場所(自宅を除く)を利用した際の満足度を尋ねたところ、「とても満足している」「満足している」の合計は「放課後児童クラブ・学童保育」が 83.4%と最も多く、次いで「企業内学童(保護者の職場に設置されているもの)」が 71.4%、「学校や地域の部活動・クラブ活動」が 69.7%等。

図表3-32 学校の夏季休業期間に主に過ごしていた場所の満足度(利用した居場所別)(SA)

	有効回答数	とても満足している	満足している	どちらでもない	不満である	とても不満である
全体	1,484	328	798	280	60	18
	100.0	22.1	53.8	18.9	4.0	1.2
自宅(祖父母宅や友人・知人宅を含む)	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
放課後児童クラブ・学童保育	909	229	529	110	36	5
	100.0	25.2	58.2	12.1	4.0	0.6
企業内学童(保護者の職場に設置されているもの)	91	16	49	21	3	2
	100.0	17.6	53.8	23.1	3.3	2.2
学習塾・習い事	175	29	88	51	6	1
	100.0	16.6	50.3	29.1	3.4	0.6
学校や地域の部活動・クラブ活動	66	9	37	15	3	2
	100.0	13.6	56.1	22.7	4.5	3.0
放課後子供教室	51	4	27	15	4	1
	100.0	7.8	52.9	29.4	7.8	2.0
児童館・児童センター	56	10	21	22	2	1
	100.0	17.9	37.5	39.3	3.6	1.8
プレイパーク	13	2	2	8	0	1
	100.0	15.4	15.4	61.5	0.0	7.7
ファミリー・サポート・センター職員の自宅等	17	1	4	8	4	0
	100.0	5.9	23.5	47.1	23.5	0.0
放課後等デイサービス	76	21	31	20	1	3
	100.0	27.6	40.8	26.3	1.3	3.9
その他	30	7	10	10	1	2
	100.0	23.3	33.3	33.3	3.3	6.7

② 《Q19 で夏季休業期間に過ごしている居場所として「放課後児童クラブ・学童保育」以外を選択、かつ Q20 で「とても満足している」「満足している」を選択した場合のみ》満足理由(Q21)

(勉強を見てもらえる)

- ・ 学力向上、勉強ができるため 【学習塾・習い事】
- ・ 宿題を見てくれるため 【放課後等デイサービス、学習塾・習い事】
- ・ 成績や人間性などに、明らかに成果がみられるようになっているため 【学習塾・習い事】

(プログラムの充実度)

- ・ 常に子供たちが楽しめる企画を考えていてくれるため 【児童館・児童センター】
- ・ 家で過ごすより有意義な活動ができるため 【学校や地域の部活動・クラブ活動】
- ・ 様々な体験をさせてもらえるため 【放課後等デイサービス】
- ・ 色々なおもちゃやパズルで遊び、買い物体験やクッキングなどマンネリにならないようなイベントがたくさんあるため 【放課後等デイサービス】

(開所日・利用可能時間の柔軟さ・支援の手厚さ)

- ・ 平日は毎日誰でも利用出来るため 【児童館・児童センター】
- ・ 送迎があるため 【放課後等デイサービス】
- ・ 土曜日も預かってくれるため 【放課後等デイサービス】
- ・ 障害児支援が受けられるため 【放課後等デイサービス】

(生活リズムの維持・自主性の養成)

- ・ 習い事がある事により、ある程度のリズムが保たれたため 【学習塾・習い事】
- ・ 自宅に居る時は依存的だったが、自発的に出かけるようになり、児童館で遊ぶ楽しみや友達と協力して工作するなど、自宅には無い経験ができたため 【児童館・児童センター】
- ・ 自立的、自発的な行動が培われたため 【児童館・児童センター】

(職員の支援の手厚さ)

- ・ 親身に見てくれ、子供も楽しんで過ごせ、学ぶことができるため 【放課後等デイサービス】
- ・ スタッフが充実していて安心感があるため 【児童館・児童センター、プレイパーク、学校や地域の部活動・クラブ活動】

(アクセスの良さ、利用手続の簡単さ)

- ・ 学校内での預かりなので、移動がないため 【その他(一体型の放課後児童クラブ/放課後子供教室)】
- ・ 登録や利用の際の手続きが簡単のため 【放課後子供教室】

③ 《Q19 で夏季休業期間に過ごしている居場所として「放課後児童クラブ・学童保育」を選択した場合のみ》夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用した理由(Q22)

- ✓ 今年度、学校の夏季休業期間に子どもが「放課後児童クラブ・学童保育」で主に過ごしていた保護者に対して、利用理由を尋ねたところ、「子どもが安全に過ごせるため」が 66.3%と最も多く、次いで「開所日・開所時間が希望に合うため」が 32.3%、「利用料が安い」が 31.9%等。

図表3-33 夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用した理由(MA)

	n	%
利用料が安い	290	31.9
利用手順が簡単な	176	19.4
通年の放課後児童クラブ・学童保育の利用要件を満たしていなくても利用できる	91	10.0
配慮が必要な子どもへの対応を行っている	103	11.3
開所日・開所時間が希望に合う	294	32.3
活動内容や過ごし方が（保護者自身の）希望に合う	186	20.5
昼食が提供される	80	8.8
子どもが安全に過ごせる	603	66.3
子どもが行きたいと言ったため／子どもが楽しく過ごせる	195	21.5
夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できる	269	29.6
実施場所の環境が良い（広い・新しいなど）	90	9.9
実施場所までのアクセスが良い	233	25.6
居住している市区町村に利用できる他のサービスが無い	46	5.1
その他	18	2.0
合計	909	100.0

（「その他」の主な回答）

宿題など見てくれるため、子どもが宿題をする習慣が身につくため 等

- ✓ 令和6年5月1日時点、8月1日時点、10月1日時点の登録パターン別にみると、パターン E(5月時点のみ登録なし)では「子どもが行きたいと言ったため/子どもが楽しく過ごせるため」も 36.0%と、パターン A・B と比べ選択割合が高い傾向。パターン F(8月時点のみ登録あり)でも、「子どもが行きたいと言ったため/子どもが楽しく過ごせるため」が 42.3%、「夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるため」が 38.5%と、他パターンと比べ選択割合が高い。

図表3-34 夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用した理由(登録パターン別)(MA)

	有効回答数	利用料が安い ため	利用料が安い ため	利用料が安い ため	も利用でき ないため	通年の放課 後児童クラ ブ・学童保 育の利用を 望まない	め、対応が 必要ない	望に合う・開 所時間が希 望	に(保護者自 身の)希望 が	活動内容や 過ごし方 が	食事が提供 されるた め	るこどもが 安全に過 ごせるた め	楽しかった ため/こども が	こどもが行 きたいと 	持てるた め	夏季休業 中の生活 リズムを 望ましい 状態で	ど) (広い・ 新しい 環境が 良い)	実施場所 までのア クセ	実施場所 までのア クセ	に利用で きる市 区町村 が	居住して いる市 区町村 が	その他
全体	909	290	176	91	103	294	186	80	603	195	269	90	233	46	18							
パターンA	843	31.9	19.4	10.0	11.3	32.3	20.5	8.8	66.3	21.5	29.6	9.9	25.6	5.1	2.0							
パターンB	15	5	1	2	2	4	1	0	9	0	4	0	1	0	0							
パターンE	25	10	6	4	2	10	6	4	12	9	6	0	5	1	1							
パターンF	26	40.0	24.0	16.0	8.0	40.0	24.0	16.0	48.0	36.0	24.0	0.0	20.0	4.0	4.0							
	100.0	26.9	15.4	34.6	3.8	26.9	19.2	7.7	46.2	42.3	38.5	0.0	19.2	11.5	0.0							

(登録パターン別の凡例)

	令和6年5月1日時点	令和6年8月1日時点	令和6年10月1日時点
パターンA	○	○	○
パターンB	○	○	×
パターンE	×	○	○
パターンF	×	○	×

○=登録していた、×=登録していなかった

- ✓ 都市区分別にみると、政令指定都市・東京特別区では「利用料が安い」が4~4割半ばと、他の都市区分と比べ選択割合が高い。

図表3-35 夏季休業期間に放課後児童クラブ・学童保育を利用した理由(都市区分別)(MA)

	有効回答数	利用料が安い ため	利用料が安い ため	利用料が安い ため	も利用でき ないため	通年の放課 後児童クラ ブ・学童保 育の利用を 望まない	め、対応が 必要ない	望に合う・開 所時間が希 望	に(保護者自 身の)希望 が	活動内容や 過ごし方 が	食事が提供 されるた め	るこどもが 安全に過 ごせるた め	楽しかった ため/こども が	こどもが行 きたいと 	持てるた め	夏季休業 中の生活 リズムを 望ましい 状態で	ど) (広い・ 新しい 環境が 良い)	実施場所 までのア クセ	実施場所 までのア クセ	に利用で きる市 区町村 が	居住して いる市 区町村 が	その他
全体	909	290	176	91	103	294	186	80	603	195	269	90	233	46	18							
政令指定都市	216	89	44	22	22	70	42	20	134	47	60	15	50	4	4							
東京特別区	49	23	11	9	9	15	7	5	32	9	10	0	16	0	1							
中核市	188	56	34	21	20	57	44	18	124	37	67	19	53	9	2							
一般市	397	104	75	36	44	130	76	33	272	84	116	38	90	28	10							
町村	55	16	11	3	7	21	16	4	39	17	15	10	24	5	1							
	100.0	29.1	20.0	5.5	12.7	38.2	29.1	7.3	70.9	30.9	27.3	18.2	43.6	9.1	1.8							

④ 《Q22 で「子どもが行きたいと言ったため／子どもが楽しく過ごせるため」を選択した場合のみ》その理由として想定されるもの(Q23)

- ✓ 「子どもが行きたいと言ったため／子どもが楽しく過ごせるため」を選択した保護者に対してその理由を尋ねたところ、「他の子どもと遊べるため」が86.7%と最も多く、次いで「自宅等で一人で過ごすのは不安（心細い）なため」が62.6%、「参加したいプログラム・活動内容等があるため」が38.5%等。

図表3-36 「子どもが行きたいと言ったため／子どもが楽しく過ごせるため」の具体的な理由(MA)

	n	%
他の子どもと遊べるため	169	86.7
参加したいプログラム・活動内容等があるため	75	38.5
提供される昼食を楽しめるため	25	12.8
自宅等で一人で過ごすのは不安（心細い）なため	122	62.6
実施場所の環境が良いため（広い、新しいなど）	51	26.2
その他	3	1.5
わからない	2	1.0
合計	195	100.0

（「その他」の主な回答）

信頼している職員がいるため 等

- ⑤ 《Q19 で夏季休業期間に過ごしている居場所として「放課後児童クラブ・学童保育」を選択した場合のみ》利用した放課後児童クラブ・学童保育で夏季休業期間に実施しているサービス等(Q24)
- ✓ 利用した放課後児童クラブ・学童保育で夏季休業期間に実施しているサービスは、「活動内容の充実（屋内活動・創作活動・スポーツ活動・ワークショップ・就労体験・地域交流等）」が 32.3%と最も多く、次いで「家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定」が 29.3%、「家庭の就労状況などに配慮した開所日（お盆期間中の開所等）」が 27.0%、「昼食の提供」が 26.2%等。

図表3-37 利用した放課後児童クラブ・学童保育で夏季休業期間に実施しているサービス等(MA)

	n	%
送迎の支援	83	9.1
昼食の提供	238	26.2
家庭の就労状況などに配慮した開所日（お盆期間中の開所等）	245	27.0
家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定	266	29.3
安全管理・衛生管理への特別な配慮	221	24.3
活動内容の充実（屋内活動・創作活動・スポーツ活動・ワークショップ・就労体験・地域交流等）	294	32.3
上記の中で実施しているものはない	213	23.4
合計	909	100.0

- ✓ 都市区分別にみると、政令指定都市・東京特別区では、「昼食の提供」「家庭の就労状況などに配慮した開所日」も各3～3割半ばと、他の都市区分と比べ選択割合が高い。他方、中核市・町村では、「家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定」「安全管理・衛生管理への特別な配慮」も3～4割程度と、他の都市区分と比べ選択割合が高い。

図表3-38 利用した放課後児童クラブ・学童保育で夏季休業期間に実施しているサービス等(都市区分別)(MA)

	有効回答数	送迎の支援	昼食の提供	家庭の就労状況などに配慮した開所日（お盆期間中の開所等）	家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定	安全管理・衛生管理への特別な配慮	活動内容の充実（屋内活動・創作活動・スポーツ活動・ワークショップ）	上記の中で実施しているものはない
全体	909	83	238	245	266	221	294	213
	100.0	9.1	26.2	27.0	29.3	24.3	32.3	23.4
政令指定都市	216	20	66	61	63	41	71	51
	100.0	9.3	30.6	28.2	29.2	19.0	32.9	23.6
東京特別区	49	5	18	17	13	13	15	9
	100.0	10.2	36.7	34.7	26.5	26.5	30.6	18.4
中核市	188	21	49	54	60	54	64	38
	100.0	11.2	26.1	28.7	31.9	28.7	34.0	20.2
一般市	397	35	93	99	108	98	122	102
	100.0	8.8	23.4	24.9	27.2	24.7	30.7	25.7
町村	55	2	11	13	22	15	21	11
	100.0	3.6	20.0	23.6	40.0	27.3	38.2	20.0

- ⑥ 《Q19 で夏季休業期間に過ごしている居場所として「放課後児童クラブ・学童保育」を選択、かつ Q20 で「とても満足している」「満足している」を選択した場合のみ》満足理由(Q25)
- ✓ 夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の利用に「とても満足している」「満足している」と回答した保護者に対してその理由を尋ねたところ、「こどもが安全に過ごせているため」が 66.8%と最も多く、次いで「こどもが楽しんでいるため」が 48.3%、「夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるため」が 33.6%等。

図表3-39 利用した放課後児童クラブ・学童保育の満足理由(MA)

	n	%
利用料が安い	242	31.9
利用手順が簡単なため	155	20.4
通年の放課後児童クラブ・学童保育の利用要件を満たしていなくても利用できるため	89	11.7
配慮が必要なこどもを受け入れているため	87	11.5
開所日・開所時間が希望に合うため	242	31.9
活動内容や過ごし方が(保護者自身の)希望に合うため	202	26.6
昼食が提供されるため	81	10.7
こどもが安全に過ごせているため	506	66.8
こどもが楽しんでいるため	366	48.3
夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるため	255	33.6
実施場所の環境が良い(広い・新しいなど)	91	12.0
実施場所までのアクセスが良い	188	24.8
その他	3	0.4
合計	758	100.0

(「その他」の主な回答)

長期休業時の宿題を進めてくれるため 等

- ✓ 令和6年5月1日時点、8月1日時点、10月1日時点の登録パターン別にみると、パターンB(10月時点のみ登録なし)では、「活動内容や過ごし方が(保護者自身の)希望に合うため」が40.0%、パターンE(5月時点のみ登録なし)では、「開所日・開所時間が希望に合うため」「利用手续が簡単なため」が4~4割半ば、パターンF(8月時点のみ登録あり)では「通年の放課後児童クラブ・学童保育の利用要件を満たしてなくても利用できるため」が33.3%と、それぞれ他のパターンと比べ選択割合が高い。

図表3-40 利用した放課後児童クラブ・学童保育の満足理由(登録パターン別)(MA)

	有効回答数	利用料が安い ため	利用 料が 簡単 な た め	も 件 利 用 で き る た め	通 年 の 放 課 後 児 童 保 育 の 利 用 要 件 を 満 た し て い な く て も 利 用 で き る た め	受 け 入 れ に 必 要 な こ と も を	望 に 合 う た め	に 合 う た め	活 動 内 容 や 過 ご し 方 が	食 が 提 供 さ れ る た め	て こ ど も が 安 全 に 過 ご せ	た こ ど も が 楽 し ん で い る	持 た せ る た め	夏 季 休 業 中 の 生 活 リ ズ ム を 望 ま し い 状 態 で 維 持 し て い る	ど の た め ( 広 い ・ 新 し い な い )	実 施 場 所 の 環 境 が 良 い	ス が 良 い た め	そ の 他
全体	758	242	155	89	87	242	202	81	506	366	255	91	188	3				
パターンA	707	225	143	78	81	222	190	76	474	344	240	88	180	3				
パターンB	10	3	1	1	2	2	4	0	6	4	2	0	1	0				
パターンE	20	7	8	3	3	9	4	3	12	6	6	2	3	0				
パターンF	21	7	3	7	1	9	4	2	14	12	7	1	4	0				
	100.0	31.9	20.4	11.7	11.5	31.9	26.6	10.7	66.8	48.3	33.6	12.0	24.8	0.4				
	100.0	31.8	20.2	11.0	11.5	31.4	26.9	10.7	67.0	48.7	33.9	12.4	25.5	0.4				
	100.0	30.0	10.0	10.0	20.0	20.0	40.0	0.0	60.0	40.0	20.0	0.0	10.0	0.0				
	100.0	35.0	40.0	15.0	15.0	45.0	20.0	15.0	60.0	30.0	30.0	10.0	15.0	0.0				
	100.0	33.3	14.3	33.3	4.8	42.9	19.0	9.5	66.7	57.1	33.3	4.8	19.0	0.0				

(登録パターン別の凡例)

	令和6年5月1日時点	令和6年8月1日時点	令和6年10月1日時点
パターンA	○	○	○
パターンB	○	○	×
パターンE	×	○	○
パターンF	×	○	×

○=登録していた、×=登録していなかった

- ✓ 都市区分別にみると、政令指定都市・東京特別区では「利用料が安い」が4~4割半ば、町村では、「開所日・開所時間が希望に合うため」「活動内容や過ごし方が(保護者自身の)希望に合うため」が3割半ば~5割程度と、他の都市区分と比べ選択割合が高い。

図表3-41 利用した放課後児童クラブ・学童保育の満足理由(都市区分別)(MA)

	有効回答数	利用料が安い ため	利用 料が 簡単 な た め	も 件 利 用 で き る た め	通 年 の 放 課 後 児 童 保 育 の 利 用 要 件 を 満 た し て い な く て も 利 用 で き る た め	受 け 入 れ に 必 要 な こ と も を	望 に 合 う た め	に 合 う た め	活 動 内 容 や 過 ご し 方 が	食 が 提 供 さ れ る た め	て こ ど も が 安 全 に 過 ご せ	た こ ど も が 楽 し ん で い る	持 た せ る た め	夏 季 休 業 中 の 生 活 リ ズ ム を 望 ま し い 状 態 で 維 持 し て い る	ど の た め ( 広 い ・ 新 し い な い )	実 施 場 所 の 環 境 が 良 い	ス が 良 い た め	そ の 他
全体	758	242	155	89	87	242	202	81	506	366	255	91	188	3				
政令指定都市	183	76	37	19	21	56	49	16	116	84	55	14	43	0				
東京特別区	43	20	8	8	8	10	6	9	26	22	11	5	13	1				
中核市	156	39	28	20	17	45	48	20	112	82	71	20	40	0				
一般市	325	93	73	37	36	106	80	31	218	153	101	46	79	2				
町村	49	13	9	4	4	24	18	5	33	24	16	6	13	0				
	100.0	31.9	20.4	11.7	11.5	31.9	26.6	10.7	66.8	48.3	33.6	12.0	24.8	0.4				
	100.0	41.5	20.2	10.4	11.5	30.6	26.8	8.7	63.4	45.9	30.1	7.7	23.5	0.0				
	100.0	46.5	18.6	18.6	18.6	23.3	14.0	20.9	60.5	51.2	25.6	11.6	30.2	2.3				
	100.0	25.0	17.9	12.8	10.9	28.8	30.8	12.8	71.8	52.6	45.5	12.8	25.6	0.0				
	100.0	28.6	22.5	11.4	11.1	32.6	24.6	9.5	67.1	47.1	31.1	14.2	24.3	0.6				
	100.0	26.5	18.4	8.2	8.2	49.0	36.7	10.2	67.3	49.0	32.7	12.2	26.5	0.0				

- ⑦ 《Q25 で「こどもが楽しんでいるため」を選択した場合のみ》その理由として想定されるもの(Q26)
- ✓ 「こどもが楽しんでいるため」を選択した保護者に対してその理由を尋ねたところ、「他のこどもと遊べるため」が 89.1%と最も多く、次いで「自宅等で一人で過ごすのは不安(心細い)なため」が 53.8%、「参加したいプログラム・活動内容等があるため」が 38.0%等。

図表3-42 「こどもが楽しんでいるため」想定される理由(MA)

	n	%
他のこどもと遊べるため	326	89.1
参加したいプログラム・活動内容等があるため	139	38.0
提供される昼食を楽しんでいるため	43	11.7
自宅等で一人で過ごすのは不安(心細い)なため	197	53.8
実施場所の環境が良いため(広い、新しいなど)	86	23.5
その他	3	0.8
わからない	1	0.3
合計	366	100.0

(「その他」の主な回答)

職員が遊んでくれるため、勉強を教えてくれるため、おやつが食べられるため 等

⑧ 《Q19 で夏季休業中に過ごしている居場所として「放課後児童クラブ・学童保育」を選択、かつ Q20 で「不満である」「とても不満である」を選択した場合のみ》不満理由(Q27)

- ✓ 夏季休業期間の放課後児童クラブ・学童保育の利用に「不満である」「とても不満である」と回答した保護者に対してその理由を尋ねたところ、(全体的に少数ではあるが)「利用料が高いため」「利用することの数が多く、丁寧に対応してもらえないため」が各 43.9%、「こどもが楽しめていないため」が 39.0% 等。

図表3-43 利用した放課後児童クラブ・学童保育の不満理由(MA)

	n	%
利用料が高いため	18	43.9
利用手続が面倒なため	6	14.6
通年の放課後児童クラブ・学童保育の利用要件を満たしていなければ利用できないため	5	12.2
配慮が必要なこどもを受け入れていないため	1	2.4
開所日・開所時間が希望に合わないため	8	19.5
利用することの数が多く、丁寧に対応してもらえないため	18	43.9
活動内容や過ごし方が(保護者自身の)希望に合っていないため	13	31.7
昼食の提供がないため	11	26.8
こどもが楽しめていないため	16	39.0
実施場所の環境が良くないため(狭い、古いなど)	9	22.0
実施場所までのアクセスが不便なため	3	7.3
運営の質に課題があるため	15	36.6
その他	2	4.9
合計	41	100.0

(「その他」の主な回答)

職員の対応が良くないため 等
----------------

- ⑨ 《Q27で「こどもが楽しめていないため」を選択した場合のみ》その理由として想定されるもの(Q28)
- ✓ 「こどもが楽しめていないため」を選択した保護者に対してその理由を尋ねたところ、(全体的に少数ではあるが)「プログラム・活動内容等が参加したいものではないため」「実施場所の環境が良くないため(狭い、古いなど)」が各50.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育を利用していない他のこどもと遊びたいため」が37.5%等。

図表3-44 「こどもが楽しめていないため」の想定される理由(MA)

	n	%
放課後児童クラブ・学童保育を利用していない他のこどもと遊びたいため	6	37.5
プログラム・活動内容等が参加したいものではないため	8	50.0
一人で過ごしたいため/集団でいることが好きではないため	4	25.0
静かな環境で過ごしたい(放課後児童クラブ・学童保育が騒がしい)ため	3	18.8
実施場所の環境が良くないため(狭い、古いなど)	8	50.0
その他	2	12.5
わからない	1	6.3
合計	16	100.0

(「その他」の主な回答)

規律が厳しいため、職員が怖いため 等

⑩ こどもが夏季休業期間の居場所として利用できるサービスに関する情報収集の手段(Q29)

- ✓ こどもが夏季休業期間の居場所として利用できるサービスに関する情報収集の手段は、「小学校からの案内」が54.7%と最も多く、次いで「市区町村のホームページ」が45.7%、「放課後児童クラブ・学童保育・児童館等からの案内」が28.9%等。

図表3-45 こどもが夏季休業期間の居場所として利用できるサービスに関する情報収集の手段(MA)

	n	%
市区町村のホームページ	1,695	45.7
運営法人のホームページ	407	11.0
広報誌	526	14.2
市区町村のSNS等	284	7.7
放課後児童クラブ・学童保育・児童館等からの案内	1,070	28.9
小学校からの案内	2,028	54.7
勤務先からの案内	138	3.7
口コミ	521	14.1
その他	90	2.4
合計	3,708	100.0

(「その他」の主な回答)

保護者同士の情報交換、保育園からの案内、放課後児童支援員からの案内、相談支援、情報収集を行っていない(多数) 等

## 11) 平日の朝の過ごし方について

### ① 学校がある日の朝の主な居場所(Q2)

- ✓ 学校がある日の朝の主な居場所(自宅で起床し準備ののち、学校が始まるまで過ごす場所)は、「自宅(こどもが一人で過ごす時間は特になく、不安はない)」が 48.2%と最も多く、次いで「自宅(こどもが一人で過ごす時間があり、不安がある)」が 28.3%等。「自宅以外」で過ごす割合は 2.8%。

図表3-46 学校がある日の朝の主な居場所(SA)

	n	%
自宅(こどもが一人で過ごす時間があり、不安がある)	1,049	28.3
自宅(こどもが一人で過ごす時間はあるが、不安はない)	769	20.7
自宅(こどもが一人で過ごす時間は特になく、不安はない)	1,786	48.2
自宅以外	104	2.8
合計	3,708	100.0

- ✓ 都市区分別にみると、政令指定都市・中核市・東京特別区といった大規模自治体では、「自宅(こどもが一人で過ごす時間があり、不安がある)」も3割～3割半ばと、他の都市区分と比べ選択割合が高い。

図表3-47 学校がある日の朝の主な居場所(都市区分別)(SA)

	有効回答数	あご自 るす宅 ) 時(こ 間ど がど あも りが 、一 不人 安で が過	はご自 なす宅 い時(こ ) 間ど はど あも るが が一 、人 不で 安過	安ご自 はす宅 な時(こ ) 間ど はど 特も にが な一 く人 、で 不過	自宅 以外
全体	3,708	1,049	769	1,786	104
	100.0	28.3	20.7	48.2	2.8
政令指定都市	905	274	199	411	21
	100.0	30.3	22.0	45.4	2.3
東京特別区	245	86	47	103	9
	100.0	35.1	19.2	42.0	3.7
中核市	734	222	146	343	23
	100.0	30.2	19.9	46.7	3.1
一般市	1,587	426	320	797	44
	100.0	26.8	20.2	50.2	2.8
町村	212	35	52	120	5
	100.0	16.5	24.5	56.6	2.4

- ✓ 学年別にみると、「自宅(こどもが一人で過ごす時間はあるが、不安はない)」は学年が高くなるほど選択する割合が高い。他方、「自宅(こどもが一人で過ごす時間があり、不安がある)」を選択する割合について、学年別の違いはみられない。

図表3-48 学校がある日の朝の主な居場所(学年別)(SA)

	有効回答数	あご自 るす宅 (時 )間(こ がど あも りが 、一 人で 不安 が過	はご自 ないす (時 )間(こ はど あも りが 、一 人で 不安 過	安ご自 はす宅 ない時 (間 )こ はど 特も にな 、一 人で 不	自 宅 以 外
全体	3,708	1,049	769	1,786	104
	100.0	28.3	20.7	48.2	2.8
小学1年生	618	188	61	328	41
	100.0	30.4	9.9	53.1	6.6
小学2年生	618	164	77	366	11
	100.0	26.5	12.5	59.2	1.8
小学3年生	618	156	109	335	18
	100.0	25.2	17.6	54.2	2.9
小学4年生	618	178	143	283	14
	100.0	28.8	23.1	45.8	2.3
小学5年生	618	182	172	260	4
	100.0	29.4	27.8	42.1	0.6
小学6年生	618	181	207	214	16
	100.0	29.3	33.5	34.6	2.6

② 《Q2で「自宅以外」を選択した場合のみ》学校がある日の朝の主な居場所(Q3)

- ✓ 「自宅以外」の主な居場所は、「祖父母宅や友人・知人宅」が 33.7%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ・学童保育等(学校の敷地外で実施されているもの)」が 28.8%、「学校(学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む)」が 20.2%等。

図表3-49 学校がある日の朝の自宅以外の主な居場所(SA)

	n	%
祖父母宅や友人・知人宅	35	33.7
放課後児童クラブ・学童保育等(学校の敷地外で実施されているもの)	30	28.8
学校(学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む)	21	20.2
塾・習い事の実施場所	4	3.8
地域活動の活動場所(地域住民やボランティア等が実施する活動の場)	3	2.9
ファミリー・サポート・センター職員の自宅等	7	6.7
その他	4	3.8
合計	104	100.0

(「その他」の主な回答)

校門前、放課後等デイサービス 等

- ✓ 都市区分別にみると、一般市・町村・東京特別区では、「祖父母宅や友人・知人宅」が最も多い一方、政令指定都市では「学校(学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む)」、中核市では「放課後児童クラブ・学童保育等(学校の敷地外で実施されているもの)」が最も多い。(ただし、有効回答数が少ない点に留意が必要)

図表3-50 学校がある日の朝の自宅以外の主な居場所(都市区分別)(SA)

	有効回答数	祖父母宅や友人・知人宅	実保放(実施等後れ) (学童のクラブの敷地外で)	ラさ学校(等れ校) (をいる校敷地内児童ク)	塾・習い事の実施場所	が域地(実住活) (施民活) (すや動) (るボの活) (動ン動) (のテ場) (イア) (等)	セフ(ファミリ) (職員・サ) (自ボ) (ト)	その他
全体	104	35	30	21	4	3	7	4
	100.0	33.7	28.8	20.2	3.8	2.9	6.7	3.8
政令指定都市	21	5	5	6	0	2	1	2
	100.0	23.8	23.8	28.6	0.0	9.5	4.8	9.5
東京特別区	9	4	2	1	0	0	1	1
	100.0	44.4	22.2	11.1	0.0	0.0	11.1	11.1
中核市	23	8	10	4	0	0	1	0
	100.0	34.8	43.5	17.4	0.0	0.0	4.3	0.0
一般市	44	14	13	8	3	1	4	1
	100.0	31.8	29.5	18.2	6.8	2.3	9.1	2.3
町村	5	3	0	1	1	0	0	0
	100.0	60.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0

③ 《Q3 で「祖父母宅や友人・知人宅」以外を選択した場合のみ》当該居場所を利用している理由 (Q4)

- ✓ 「自宅」および「祖父母宅や友人・知人宅」以外の居場所で主に過ごしていると回答した保護者に対して、学校がある日の朝(始業前)に当該居場所を利用している理由を尋ねたところ、「家から居場所までのアクセスが良いため」が 37.7%と最も多く、次いで「こどもが安全に過ごせるため」が 26.1%、「居場所から学校までのアクセスが良い(又は学校で実施している)ため」が 23.2%等。

図表3-51 学校がある日の朝の居場所の利用理由(MA)

	n	%
家から居場所までのアクセスが良いため	26	37.7
居場所から学校までのアクセスが良い(又は学校で実施している)ため	16	23.2
学校までの送迎支援があるため	10	14.5
利用料が安い	7	10.1
利用手順が簡単なため	11	15.9
配慮が必要なこどもへの対応を行っているため	8	11.6
開所日・開所時間が希望に合うため	9	13.0
活動内容や過ごし方が(保護者自身の)希望に合うため	5	7.2
こどもが安全に過ごせるため	18	26.1
こどもが行きたいと言ったため/こどもが楽しく過ごせるため	7	10.1
居場所の環境が良い(広い・新しいなど)	5	7.2
居住している市区町村に利用できる他のサービスが無い	11	15.9
その他	2	2.9
合計	69	100.0

- ✓ 利用場所別にみると、「放課後児童クラブ・学童保育等(学校の敷地外で実施されているもの)」では「家から居場所までのアクセスが良いため」「居場所から学校までのアクセスが良い(又は学校で実施している)ため」の順に多く、「学校(学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む)」では「家から居場所までのアクセスが良いため」「こどもが安全に過ごせるため」の順に多い。

図表3-52 学校がある日の朝の居場所の利用理由(利用場所別)(MA)

	有効回答数	家から居場所までのアクセスが良いため	居場所から学校までのアクセスが良い(又は学校で実施している)ため	学校(学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む)での送迎支援	学校までの送迎支援	利用料が安い	利用手段が簡単なため	への対応を行って	希望に合うため	希望に合うため	希望に合うため	活動内容や過ごし方	安全に過ごすため	楽しいため/こどもが	こどもが行きたい	居場所の環境が	村に利用している	その他
全体	69	26	16	10	7	11	8	9	5	18	7	5	11	2				
祖父母宅や友人・知人宅	100.0	37.7	23.2	14.5	10.1	15.9	11.6	13.0	7.2	26.1	10.1	7.2	15.9	2.9				
放課後児童クラブ・学童保育等(学校の敷地外で実施されているもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
学校(学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
塾・習い事の実施場所	30	13	11	5	3	3	2	4	2	7	2	1	1	0				
地域活動の活動場所(地域住民やボランティア等が実施する活動の場)	100.0	43.3	36.7	16.7	10.0	10.0	6.7	13.3	6.7	23.3	6.7	3.3	3.3	0.0				
ファミリ-サポート・センター職員	21	10	5	2	3	4	4	3	1	7	2	2	4	1				
その他	100.0	47.6	23.8	9.5	14.3	19.0	19.0	14.3	4.8	33.3	9.5	9.5	19.0	4.8				
その他	4	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0				
その他	100.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0				
その他	3	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0				
その他	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0				
その他	7	0	0	1	0	3	1	0	0	0	0	0	2	0				
その他	100.0	0.0	0.0	14.3	0.0	42.9	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0				
その他	4	1	0	1	1	0	1	1	2	2	2	1	3	1				
その他	100.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	25.0	50.0	50.0	25.0	75.0	25.0				

④ 《Q3で「祖父母宅や友人・知人宅」以外を選択した場合のみ》当該居場所の利用開始時間(Q5)

- ✓ 「自宅」および「祖父母宅や友人・知人宅」以外の居場所で主に過ごしていると回答した保護者に対して、当該居場所の利用開始時間(到着時間)を尋ねたところ、「08:30以降」が36.2%と最も多く、次いで「08:00~08:29」が23.2%、「07:30~07:59」が14.5%等。

図表3-53 学校がある日の朝の居場所の利用開始時間(SA)

	n	%
06:59よりも前	9	13.0
07:00~07:29	9	13.0
07:30~07:59	10	14.5
08:00~08:29	16	23.2
08:30以降	25	36.2
合計	69	100.0

⑤ 《Q2 で「自宅」を選択した場合のみ》学校がある日の朝(始業前)の自宅以外の居場所の利用希望(Q6)

- ✓ 学校がある日の朝(始業前)、こどもが現在「自宅」で過ごしている保護者に対して、自宅以外の居場所の利用希望の有無を尋ねたところ、「どちらでもない」が 23.7%と最も多く、次いで「利用したいと思わない」が 23.3%、「全く利用したいと思わない」が 22.8%。他方、「とても利用したいと思う」「利用したいと思う」の合計も 30.3%と、学校がある日の朝の居場所を求める保護者も一定数みられる。

図表3-54 学校がある日の朝(始業前)の自宅以外の居場所の利用希望(SA)

	n	%
とても利用したいと思う	372	10.3
利用したいと思う	719	20.0
どちらでもない	854	23.7
利用したいと思わない	839	23.3
全く利用したいと思わない	820	22.8
合計	3,604	100.0

- ✓ 学年別にみると、小学2年生以上では、いずれの学年も「利用したいと思わない」「全く利用したいと思わない」の合計が「とても利用したいと思う」「利用したいと思う」の合計を上回っており、学年が高くなるにつれて消極的な回答の割合が高くなる傾向。

図表3-55 学校がある日の朝(始業前)の自宅以外の居場所の利用希望(学年別)(SA)

	有効回答数	とても利用したい	利用したいと思う	どちらでもない	利用したいと思わない	全く利用したいと思わない
全体	3,604	372	719	854	839	820
	100.0	10.3	20.0	23.7	23.3	22.8
小学1年生	577	102	140	126	116	93
	100.0	17.7	24.3	21.8	20.1	16.1
小学2年生	607	68	124	145	143	127
	100.0	11.2	20.4	23.9	23.6	20.9
小学3年生	600	67	127	121	135	150
	100.0	11.2	21.2	20.2	22.5	25.0
小学4年生	604	52	106	151	153	142
	100.0	8.6	17.5	25.0	25.3	23.5
小学5年生	614	40	116	145	150	163
	100.0	6.5	18.9	23.6	24.4	26.5
小学6年生	602	43	106	166	142	145
	100.0	7.1	17.6	27.6	23.6	24.1

図表3-56 学校がある日の朝(始業前)の自宅以外の居場所の利用希望(都市区分別)(SA)

	有効回答数	とても利用したい	利用したいと思う	どちらでもない	利用したいと思わない	全く利用したいと思わない
全体	3,604	372	719	854	839	820
	100.0	10.3	20.0	23.7	23.3	22.8
政令指定都市	884	85	196	196	212	195
	100.0	9.6	22.2	22.2	24.0	22.1
東京特別区	236	41	58	51	46	40
	100.0	17.4	24.6	21.6	19.5	16.9
中核市	711	89	144	161	158	159
	100.0	12.5	20.3	22.6	22.2	22.4
一般市	1,543	139	293	383	364	364
	100.0	9.0	19.0	24.8	23.6	23.6
町村	207	16	24	58	53	56
	100.0	7.7	11.6	28.0	25.6	27.1

⑥ 《Q6 で「とても利用したいと思う」「利用したいと思う」を選択した場合のみ》利用してみたい居場所(Q7)

- ✓ 学校がある日の朝(始業前)の自宅以外の居場所を「とても利用したいと思う」「利用したいと思う」と回答した保護者に対して、利用してみたい居場所を尋ねたところ、「学校(学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む)」が 59.8%と最も多く、僅差で「放課後児童クラブ・学童保育等(学校の敷地外で実施されているもの)」が 59.7%等。

図表3-57 利用してみたい居場所(MA)

	n	%
祖父母宅や友人・知人宅	363	33.3
放課後児童クラブ・学童保育等(学校の敷地外で実施されているもの)	651	59.7
学校(学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む)	652	59.8
塾・習い事の実施場所	292	26.8
地域活動の活動場所(地域住民やボランティア等が実施する活動の場)	291	26.7
ファミリー・サポート・センター職員の自宅等	136	12.5
その他	3	0.3
合計	1,091	100.0

#### 4) こどもの居場所全般に関するご意見等(Q30)

- ✓ 放課後や長期休業期間、平日の朝のこどもの居場所の必要性や問題点、保護者としての思い(居場所に対する思いやご自身の働き方に関する思い)、勤務先に期待することなどの具体的内容は以下の通り。(主なものを抜粋)

##### (こどもを一人で過ごさせることへの不安)

- ・ 1人で留守番出来るようになり、本人は楽しく過ごしているが、地震などの災害があったらと思うと怖い。
- ・ 1人では家に居られないため、預かって頂けるのは本当に有難い。
- ・ 1人で鍵開け、留守番はできるものの、留守番の間に何か起こらないか常に不安はある。
- ・ 1人にさせるのは心配なので子供が安全に楽しくすごせる場所を沢山作って欲しい。
- ・ 自宅には日中、母親(祖父母)がいるので特に心配ない。(多数)

##### (開所時間、利用方法等への要望)

- ・ 1～2時間の短時間でも子どもを居させてくれたらありがたい。
- ・ 時間に関してはもう少し長くしてもらえともっと便利。
- ・ いつもでなくてもよいが、急用がある時に気軽に過ごせる場所があると嬉しい。
- ・ ケースバイケースで対応できる柔軟性が必要。
- ・ スポットで申し込めるようにしたい。
- ・ もう少し、朝や夕方預かり時間が長いと助かる。
- ・ もう少し申し込みが簡単にして欲しい。融通がきかない。途中入所が無理など。

##### (活動内容、運営の質等への要望)

- ・ 1人で自宅にいてもダラダラしてしまうため、学習サポートする学童があったら入りたい。
- ・ 1番は、安心できること。スタッフ数多くて気持ちに余裕がある状況が望ましい。子供が退屈せずに色々な経験ができるとなお良い。
- ・ どうしても子供同士のトラブルがおこってしまい、その対応によっては指導員に対する不信感を持ってしまうことがある。
- ・ 娘がいうには、スタッフ(学童の先生)の態度が怖いと言って行かなくなった。部屋も非常に狭い。
- ・ 夏は熱中症対策のためほとんど外に出られず室内に缶詰状態なので利用しなかった。
- ・ 夏休みや年末、ゴールデンウィークでみんなたいいていの子が休みになる中、私は仕事に行かなくてはならなくて子供の人数が少ない中預けている。そうするとやはり支援員さんの数が少なく、遊ぶ内容もつまらなくなってしまいがち。
- ・ 夏場は特にお茶がなくなるとペットボトルを置いておいてその都度補給するが、忘れがちになったり、すぐ足りなくなってしまうのでウォーターサーバーみたいなのを置いていただけるとよい。
- ・ 学童など、通年を通して利用することで、長期の休みの生活リズムが整う、長期休み中の特別な活動により、楽しみを持ってている様子。また、宿題や読書等、家庭では嫌がる様な事であっても、積極的にやっている。
- ・ 学童で預かってもらっているが、教室の狭さが気になる。また、面倒を見てもらう先生の質もあまりよくないこともあり、割とトラブルが多いときがある。

##### (昼食に関する要望)

- ・ お昼ご飯を用意するのが大変。
- ・ お弁当の夏場の持ち込みは食中毒が不安。

##### (平日の朝の居場所への要望)

- ・ 2人とも朝早く仕事に行くので、朝早い時間も預けられるようにしてもらえたらいいと思う。

- ・ 早朝学童は学校教員や指導員に負担が大きくなるので、雇用先が勤務時間のフレックス化などで対応すべき。
- ・ 学校をもう少し早めに開けてほしい。
- ・ 子供たちが始業前に朝御飯をしっかり食べられるような施設があったら共働き世帯や片親世帯など家庭はとても助かるけど、なかなか運営費用の面で助成金などがかなりないと運営していくのは難しそう。今後そのような施設が近くにできれば利用したい。
- ・ 有料でも良いので 7:30 から預けられる場所がほしい。教員の働き方改革が進む一方で、一般の企業は子供が小学生に上がると時短勤務が適用されないことが多い。

#### (勤務先への要望)

- ・ 早朝などは会社が学校や子どもの時間に合わせてあげてほしい。預ける時間が長くなるのも仕方がないのかもしれないが、早朝から夜遅くまで預けられる子どもの気持ちも考えて欲しい。もっと社会全体で柔軟な働き方ができるとよい。
- ・ 勤務先には託児所の設置を義務付ける事を義務付けて欲しい。
- ・ 連絡が職場が取りやすいようにしてくれるととても良い。現在はとても連絡は取りにくい状態であると思う。勤務時間中に定期的に家族に連絡をしていいとかがあるととても安心して働ける状態だと思う。
- ・ シフト制で1か月前の有休申請だが、急な休みなど対応してくれない場合があり不便。
- ・ 何かあった時は自由に休める環境を職場には期待する。
- ・ フレックスタイムの導入。
- ・ 子供同伴出勤がもっと広がればいい。
- ・ 可能であれば勤務先に働き方を柔軟に対応してもらいたい。不可能なので金銭的にも負担が少なく学童やそれ以外にも安心して預けられる場所があるといい。

#### (国や自治体への要望)

- ・ 学童は確かに助かるが正直、毎月の費用が大きく市からや会社からの助成金があったらいいなと思った。
- ・ 児童館や各自治体のホームページで子供が安心できる居場所がある事を常に発信してほしい。
- ・ 夏季休暇が長い中、色々なイベントを考えてくださる児童クラブの方には大変感謝している。たくさんの子どもと関わる大変な仕事でもあるに関わらず、携わる方の賃金は決して高くないと聞く。それらを十分に保障していただくからこそ安心して預けられると考える。国には強く要望したい。

#### (こどもの思い)

- ・ まだ低学年のうちは学童に行ってくれるが、高学年になってくると行きたがらなくなる。

## 第4章

# 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所 に関するヒアリング調査

## 第4章 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するヒアリング調査

### 1. 調査の概要

#### 1) 目的

- ✓ 各自治体(市区町村)及び運営主体における夏季休業期間におけるこどもの居場所確保の状況や居場所づくりにおける配慮と工夫、成果、課題等について詳細を聴取することを目的とした。

#### 2) 調査対象と調査方法

##### ① 調査対象

- ✓ 地域や自治体規模、夏季休業期間におけるこどもの居場所(特に、小学校の夏季休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所)に関する施策の内容等をデスクトップリサーチ及びアンケート結果をもとに確認し、以下の市区町村を調査対象とした(計10自治体)。
- ✓ 調査対象とした市区町村に対し、可能な範囲で運営主体(夏季休業中のこどもの居場所づくりに係る取組を運営している団体)にもヒアリングへ同席いただけるよう依頼した。その結果、「夏季休業期間のみの放課後児童クラブを含め、自治体内の放課後児童クラブの運営を担っている」「夏季休業期間のみの小学生の預かり事業の運営を詳細に把握している」等の理由のもと、4市町の4団体にご協力いただくことができた。

図表4-1 ヒアリング調査協力自治体(調査実施日順)

No.	自治体名	所管部局名 運営主体名	調査実施日時・方法
1	岡山県岡山市 (中国・四国、政令指定都市)	岡山っ子育て成局子育て支援部 地域子育て支援課	令和6年8月21日(水) 9時～10時半 オンライン
2	神奈川県厚木市 (関東・信越、一般市)	健康こどもみらい部こども育成課	令和6年8月22日(木) 10時～11時半 オンライン
3	北海道恵庭市 (北海道・東北、一般市)	子ども未来部子ども政策課	令和6年8月22日(木) 13時～14時半 オンライン
4	三重県松阪市 (東海・北陸、一般市)	教育委員会事務局生涯学習課 夏季休業中のみの小学生の預かり事業を運営する公益社団法人	令和6年9月17日(火) 14時半～16時 オンライン
5	岐阜県美濃加茂市 (東海・北陸、一般市)	こども未来課 夏季休業中のみの預かり事業を運営する株式会社	令和6年10月28日(月) 16時～17時半 オンライン
6	静岡県長泉町 (東海・北陸、町村)	こども未来課 夏季休業中のみの預かり事業を運営する株式会社	令和7年1月7日(火) 13時半～15時 オンライン
7	愛知県豊川市 (東海・北陸、一般市)	子ども健康部子育て支援課	令和7年1月8日(水) 13時～14時半 オンライン
8	滋賀県東近江市 (近畿、一般市)	こども未来部こども政策課 夏季休業中のみの預かり事業の運営のマネジメント業務を担う個人事業主	令和7年1月9日(木) 10時～11時半 オンライン

No.	自治体名	所管部局名 運営主体名	調査実施日時・方法
9	大阪府河内長野市 (近畿、一般市)	こども部放課後児童課	令和7年1月15日(水) 15時半～17時 オンライン
10	東京都大田区 (関東・信越、東京特別 区)	こども家庭部子育て支援課 教育総務部教育総務課	令和7年1月20日(月) 13時半～14時半 訪問

## ② 調査方法

- ✓ 調査協力者の希望に応じて、当社メンバーが現地を訪問もしくはオンライン会議システムで当社と調査協力者をつなぎ、所管部局/運営主体のご担当者にお話を伺った。

## 3) 主な調査内容

- ✓ 主な調査内容は、以下のとおり。
  - ・ 夏季休業期間におけるこどもの居場所の開設状況
  - ・ 放課後児童健全育成事業の現状
  - ・ 夏季休業期間におけるこどもの居場所に係る施策等の状況
  - ・ 長期休業期間におけるこどもの居場所に関するご意見・ご要望

## 2. 調査結果

### 1) 夏季休業期間におけるこどもの居場所の実施状況

岡山県岡山市・東京都大田区では、放課後児童健全育成事業として小学校の夏季休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所(以降、「夏季休業期間のみの居場所」という。)を設けていた。その他の自治体では、放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等として、夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していた。

図表4-2 各自治体の取組概要(調査実施日順)

No.	自治体名	事業区分	事業概要
1	岡山県岡山市 (中国・四国、政令指定都市)	放課後児童健全育成事業	定員の枠内で長期休業中のみ利用できる利用区分を設ける。
2	神奈川県厚木市 (関東・信越、一般市)	放課後児童健全育成事業 以外の預かり事業等	放課後児童クラブでの夏休み期間限定の募集に代わり、今年度、夏休み期間限定の預かりサービスを実施。
3	北海道恵庭市 (北海道・東北、一般市)	放課後児童健全育成事業 以外の預かり事業等	令和6年度より、長期休業中のみ居場所を開設する「長期休み学童預かり事業」を試行的に実施。
4	三重県松阪市 (東海・北陸、一般市)	放課後児童健全育成事業 以外の預かり事業等	令和5年度に実施した夏季休業中限定の預かり事業を、令和6年度は規模を拡大して実施。

No.	自治体名	事業区分	事業概要
5	岐阜県美濃加茂市 (東海・北陸、一般市)	放課後児童健全育成事業 以外の預かり事業等	岐阜県独自の補助金を活用し、令和6年度から夏季休業中のみの預かり事業を1か所開設。
6	静岡県長泉町 (東海・北陸、町村)	放課後児童健全育成事業 以外の預かり事業等	令和6年度から夏季休業中のみの預かり事業を1か所開設。
7	愛知県豊川市 (東海・北陸、一般市)	放課後児童健全育成事業 以外の預かり事業等	令和元年度から夏季休業中のみの預かり事業を開設し、今年度から運営を民間事業者へ委託。
8	滋賀県東近江市 (近畿、一般市)	放課後児童健全育成事業 以外の預かり事業等	令和6年度、市内全域の待機児童を対象とした夏休み限定の預かり事業を開設。
9	大阪府河内長野市 (近畿、一般市)	放課後児童健全育成事業 以外の預かり事業等	令和5年度から夏季休業中の預かり事業を事業化し、令和6年度は市内3か所で実施。
10	東京都大田区 (関東・信越、東京特別区)	放課後児童健全育成事業	公立公営・公立民営問わず、夏季休業中のみの利用枠を設定し、各施設で約10名の児童を募集。

## 2) 夏季休業期間におけるこどもの居場所の確保に関する問題意識

- ・ 開始に至った理由としては、「長期休業期間中のみ利用したいという保護者の声」という意見が多く聞かれた。
- ・ 収集した事例では、待機児童対策としてよりも「(学校がある期間の利用ニーズはないものの)長期休業中にこどもが一人で家で過ごすことには不安がある」家庭への対応を目的として実施するケースが多く聞かれた。具体的には、保護者の就労時間が相対的に短い家庭、高学年児童がこれに該当するとの意見が多かった。

図表 4-3 調査対象者から聞かれた意見等

<p><b>【夏季休業中のこどもの居場所を開設した背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以前は放課後児童クラブを運営委員会(地域住民等により構成)で運営しており、長期休業中のみの利用区分を設けているところがあれば、設けていないところもあった。他方で、<b>保護者からは長期休業のみ利用したいという要望がある</b>状況の中、令和 2~4 年度でクラブの設置形態を市立に移行したタイミングで、一律に長期休業のみの利用区分を設けた。(岡山県岡山市)</li> <li>・ 市内 36 の小学校で2~6年生の児童の保護者 6,605 名を対象に、放課後児童クラブに関するニーズ調査を実施した結果、<b>放課後児童クラブの利用有無にかかわらず、長期休業中のみの居場所があれば利用したいという回答が 43%にのぼった</b>。また、長期休業中の預かり事業実施について保護者から松阪市へ要望の声(文書)が直接届いた。(三重県松阪市)</li> <li>・ 利用者アンケート等で、毎年のように「長期休業のみの放課後児童クラブの利用」に関するニーズが挙がっていた。(北海道恵庭市)</li> </ul>
---

- ・ 開設の経緯は、1 つ目は待機児童対策である。継続利用者が多くなったため、今後、待機児童が発生する可能性があるということで、開設した。2 つ目は、夏休みのみ利用したいというニーズに応えるためである。令和5年度までは夏休みのみ利用したい方も通年で利用しており、夏休みが終わると児童が減っていくという傾向があった。(静岡県長泉町)
- ・ 待機児童数が多く、特に令和元年度の夏休みの利用希望者が増え、低学年に待機が出てしまうことがきっかけである。(愛知県豊川市)
- ・ 夏季休業中の学童ニーズに関する調査を実施したところ、長期休暇中のみの保育や居場所づくりを求める回答が一定数あった。(滋賀県東近江市)
- ・ 夏季休業中のみ放課後児童クラブを利用したいというニーズは把握していた。夏休み中の利用を求める保護者からの問い合わせや 12 箇所の放課後児童クラブの保護者会代表者との意見交換会において、毎年、夏休みのみ利用に関する要望が上がっていた。(大阪府河内長野市)

#### 【夏季休業中のこどもの居場所開設の目的】

- ・ 夏季休業中のみの利用ニーズが高いのは、高学年児童である。学校がある期間は自宅で一人で過ごすことができるが、長期休業中に一日中一人で過ごすことには不安があるという理由から、夏季休業中のみの利用を希望する。(岡山県岡山市)
- ・ 待機児童は多くないものの、高学年児童等放課後児童クラブを退所した児童が、長期休業中に長い時間一人で過ごす状況を見過ごしていいのか、安全に過ごす場所が必要ではないか、との問題意識を市として持っていた。(三重県松阪市)
- ・ 午前中のみパートタイムで働く家庭等の利用ニーズを満たすために開始した事業であることから、通年の放課後児童クラブ利用要件を満たさない場合にも、当該事業を利用可能としている。(北海道恵庭市)
- ・ 本事業を実施した背景は、待機児童 67 名に対する居場所の確保である。(滋賀県東近江市)

### 3) 夏季休業期間におけるこどもの居場所の運営状況

- ・ 放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等の運営は、放課後児童クラブの運営主体へ委託するケースが複数みられたほか、保育所・幼稚園の運営者への委託、シルバー人材センターへの委託があった。また、実施場所として、市が所管する施設のほか、運営主体の保有施設等の利用が聞かれた。
- ・ こどもの支援に従事する人材の確保においては、紹介等を通じて放課後児童支援員等の要件を満たす人材を探すという意見が複数みられた。幼稚園教諭、小学校の学校生活アシスタントや非常勤講師など、夏季休業中であるからこそ居場所の運営に従事できる人材の確保事例も聞かれた。
- ・ こどもの居場所における支援等の内容として、お盆期間中の開所、昼食提供、運営主体のノウハウ等を活かした活動プログラムの工夫の事例等が聞かれた。

図表 4-4 調査対象者から聞かれた意見等

#### 【夏季休業中のこどもの居場所の運営主体】

- ・ 放課後児童クラブの運営実績がある事業者を探し、委託した。(神奈川県厚木市)
- ・ 公益社団法人が運営している。元教職員・保育士等、育成支援の経験豊富な人材がいることを所管課が知り、運営の相談を持ち掛けた。(三重県松阪市)
- ・ 市内で保育所・幼稚園を運営している学校法人(3法人)が運営している。幼稚園は夏休みがあるた

め教室が空いており、教諭の業務量にも余裕があるのではないかと考え、所管課から法人に相談・依頼した。いずれも放課後児童クラブの運営を委託している法人であり、育成支援のノウハウがある・場所がある・人を探す必要がないと思ったのが、相談を持ち掛けた理由である。(北海道恵庭市)

- ・ 市内の全放課後児童クラブの運営委託先である株式会社が運営を行っている。(岐阜県美濃加茂市)
- ・ 運営委託先は、既存の学童保育所を運営する特定非営利活動法人とした。運営面のマネジメント業務については、当法人から認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター事業)を営む個人事業主に委託された。(滋賀県東近江市)
- ・ 運営は、幼稚園やこども園を運営する学校法人、あるいは放課後児童クラブを運営する社会福祉法人に委託している。(大阪府河内長野市)

#### 【夏季休業中のこどもの居場所の実施場所】

- ・ 実施場所は、ぼうさいの丘公園内。市のほぼ中心に位置し、最寄駅からは車で10～15分。研修や趣味の活動など、地域活動において利用されている。場所は市が確保している。昨年度、本実施場所の検討をするにあたり、保護者による車での送迎が可能な「駐車場がある場所」、開所期間中備品等を置いておける「継続しての利用が可能な場所」という条件で施設を選んだ。(神奈川県厚木市)
- ・ 社会福祉協議会所有施設、市の直営施設、指定管理のもと運営している施設の3か所で実施した。実施場所は生涯学習課で確保した。冷房設備があり、学習環境と身体を動かすことのできる環境の双方を確保できる場所を条件とした。(三重県松阪市)
- ・ 学校法人(3法人)が運営する幼稚園の園舎3か所で、事業を実施中である。(北海道恵庭市)
- ・ 旧教職員住宅で実施している。ここは昨年度までは通年の放課後児童クラブとして使用していたが、今年度からは全員小学校の教室で実施している通年の放課後児童クラブにて受け入れ可能となったため、旧教職員住宅は使用しないこととなった。その代わりに、増加している夏季休業中のみの利用ニーズに対応するため、今年度から旧教職員住宅を夏季休業中のみの預かり事業実施場所として活用することとなった。(岐阜県美濃加茂市)
- ・ 長泉小学校のリース式校舎の中で実施している。夏休み中は授業がないため、預かり事業を実施している状況である。(静岡県長泉町)
- ・ 学校2か所の空きスペースを借りて運営している。既に児童クラブの受入れ実績もあったことで理解が得やすかった。(愛知県豊川市)
- ・ こども園や幼稚園の施設設備を活用。あるこども園では保育室以外に、地域の人が子どもを預かる地域子育て支援センター事業用に使用していた部屋も活用している。(大阪府河内長野市)

#### 【夏季休業中のこどもの居場所で育成支援に従事する人材】

- ・ 長期休業中は、各運営主体が近隣の大学に声かけなどを行い、学生アルバイトや補助員を増員し対応している。(岡山県岡山市)
- ・ 当該サービスは放課後児童健全育成事業ではないが、放課後児童クラブの運営に準じて常時2名以上の有資格者等の職員配置を要請した。(神奈川県厚木市)
- ・ 支援員は運営主体である公益社団法人の登録会員である。運営に関して80名程度の人員が必要となるため、当該公益社団法人の会員から知人等の紹介を通じて支援員確保のアクションを起こし、新規会員として登録を行い、既存の登録会員と共に支援員として協力いただいた。(三重県松

阪市 運営主体)

- ・ 生涯学習課で会計年度任用職員を 16 名雇い、特に行動の気になる児童の見守り等、支援員だけでは難しいケースの対応をしてもらった。普段、小学校で児童の見守りをしている学校生活アシスタントや非常勤講師を配置した。(三重県松阪市)
- ・ 運営者である学校法人に対して、放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たす有資格者・経験者を1名配置いただくよう依頼した。どの法人も結果的には幼稚園教諭が育成支援を担ってくれたようだ。通年利用の放課後児童クラブでは、長期休業中に特別支援学級の教諭等が補助員としてサポートするという話を聞くが、今年度の長期休み学童預かり事業では、臨時のアルバイト雇用などは行っておらず、すべて既存の職員で対応してくれたものと認識している。(北海道恵庭市)
- ・ 夏季休業中限定でアルバイトの雇用を行っている。放課後児童支援員の確保は、放課後児童支援員本人を通じた口コミと引き込みが最も有効であり、現場の人材に頼るのが早い状況である。また、学校がある期間は市内の小中学校で給食調理員や用務員として働いている人材が、夏季休業中は当該株式会社が運営する放課後児童クラブで就業してくれるといったこともある。そのほか、岐阜県内の近隣の自治体で働く放課後児童支援員が、夏季休業中は美濃加茂市の当該株式会社が運営する放課後児童クラブ等で就業してくれる場合もある。(岐阜県美濃加茂市 運営主体)
- ・ 基本的に運営主体が雇用しているスタッフで対応している。現場の責任者は他の放課後児童クラブから異動して、その期間のみ主任になってもらった。夏休みのみ雇用スタッフ、事務所の職員、短期のみの雇用スタッフで3名、本部の職員も現場に入りながら運営した。(静岡県長泉町 運営主体)
- ・ 市のホームページへの求人掲載や、求人票のチラシを公共施設、大学に配布したり、市と連携している薬局の掲示板でチラシを貼ってもらったりしている。町民会館の児童クラブの支援員は、町民会館の職員を通じて町の人々に声がけをしてもらって集めることがある。仕事に興味を持ってきている学生には夏休み以降も働く意向などの確認も行っている。夏以降にそのまま残って働いてくれる学生も多い。(愛知県豊川市)
- ・ 学生や普段子どもに携わるような方を新たにスタッフとして雇用した。放課後児童支援員の資格保有者は他の学童で勤めている方に協力を依頼しシフトを調整して来てもらった。ファミリー・サポート・センターの協力会員にも協力を呼び掛けた。(滋賀県東近江市 運営主体)
- ・ 職員の配置人数は、児童 20 名に対して職員 1 名以上としている。追加で臨時職員の雇用等も行いつつ職員不足が依然生じる中、園長先生含め職員が総力を挙げて運営にあたってくれている。(大阪府河内長野市)

#### 【夏季休業中のこどもの居場所における支援等の内容】

- ・ 昼食は、クラブで弁当注文を受け付けて用意、または各家庭で持参する。市から保護者負担軽減のため弁当注文に対応してほしいとの要望があり、更に保護者からも弁当注文を利用したいという声を受け、対応した。令和6年度実績では、半数近い方が弁当注文を希望した。(三重県松阪市 運営主体)
- ・ 利用者アンケートによると、理科実験等で、新しい体験に触れられた点が好評であった。(三重県松阪市)
- ・ 土曜やお盆の開所無は委託先に委ねたところ、1法人において土曜・お盆期間ともに開所。1法人では土曜は閉所・お盆期間は開所、1法人では土曜・お盆期間ともに閉所とした。お盆期間も小

人数ではあるが利用があったと聞いている。(北海道恵庭市)

- ・ 夏季休業中は活動時間も長くなることから、お祭り・外へ出かけるイベントなどを各法人工夫していたようだ。ある法人では自由研究を実施し、保護者からも好評だったと聞いている。(北海道恵庭市)
- ・ 外気温が 28 度を超えた場合は外遊びをしないようにしているため、朝9時前など早い時間を見計らって外遊びを行うこともあるが、夏季休業中は基本的には室内の遊びのみとなっている。各教室にテレビや Zoom 設備等があるため、運営主体の株式会社**本部から共通で提供されている YouTube コンテンツ等**を用いて遊ぶこともある。(岐阜県美濃加茂市 運営主体)
- ・ こどもは午前7時半～9時の間に保護者に連れてきてもらい、午前は学習と室内遊びが中心である。夏は外での遊びは熱中症の危険があるため、室内で過ごすようにしている。日によってはイベントがあり、講師を呼んでヨーヨー遊び等のイベントを実施したこともある。昼にはお弁当を食べて、室内遊びをする。15時におやつの時間があり、それ以降の時間に保護者の迎えが徐々にある。こどもは概ね 17 時には帰る。(静岡県長泉町 運営主体)
- ・ ボードゲームの講師やけん玉のプロを呼ぶ等、普段とは違うイベントを実施することで、こどもたちに外からの刺激を与えられた。(滋賀県東近江市 運営主体)
- ・ こども園等で小学生のこどもを受け入れるにあたり、運営主体において、児童期のこども向けの書籍やおもちゃを購入してくれた。また、小学校で使っていない3～4年生用の机と椅子を役所の倉庫に搬入、そこから施設へ配置するという対応も行った。これについては、小学校と連携し、協力を仰いだ。(大阪府河内長野市)
- ・ スポーツ選手を呼んで教えてもらったり、地域の方にきてもらい昔ながらの遊びを教えてもらって過ごす等、活動内容を工夫している。(東京都大田区)
- ・ 各施設でイベント活動を実施する際には、区が事前確認等の管理を行っており、夏季休業期間を含む、こどもの居場所の安全確保に努めている。(東京都大田区)

#### 4) 夏季休業期間におけるこどもの居場所に関する施策の成果と課題

- ・ 成果について、放課後児童健全育成事業/預かり事業等とともに、定量的・明示的な把握には至っていないものの、待機児童対策につながっている可能性を示唆する意見が聞かれた。また、保護者の就労継続のほか、こどもの体験・こども同士の交流の広がりも成果として挙げられた。預かり事業等として、保育所等で居場所を運営する自治体からは、「卒園児に会えることで職員のモチベーション向上につながる」との意見もあった。
- ・ 施策立案～開始の過程において実感した課題として、預かり事業等の運営者の誘致、関係者間の調整に関する意見が聞かれた。また、運営の中で実感した課題として、役割分担に関するルールづくりの必要性、限られた期間内でこどもとの関係性をつくる難しさが挙げられた。開所時間に関するニーズへの対応、配慮が必要なこどもの支援等については、放課後児童健全育成事業/預かり事業等の双方で課題感があると読み取れた。

図表 4-5 調査対象者から聞かれた意見等

##### 【施策の成果】

- ・ 「期間限定利用」の利用区分設定について、保護者にはありがたく思ってもらえているとの認識である。また、学区外の放課後児童クラブ利用も可としていることから、「期間限定利用」の利用区分設定が待機児童削減に機能している可能性はある。(岡山県岡山市)

- ・利用者アンケートによると、93%が「満足」「やや満足」と回答した。長期休業中以外は放課後児童クラブの利用ニーズがない保護者も、「長期休業のみの預かりがあるから安心して働けた」という声を多くいただいた。また、こどもたちからは「将棋を教えてもらって嬉しかった」等の声もあり、シルバー世代との交流ならではの体験が提供でき、関係性もつくることができた。(三重県松阪市)
- ・夏休みのみの預かり事業があるという話をしたときに、(利用要件に合致せず)通年の放課後児童クラブは利用できないため、助かるという声をいただいている。(静岡県長泉町)
- ・登録者数は着実に増加している。職員から、卒園した児童の成長を引き続き見守ることができた喜び、モチベーション向上の声も聞かれる。(大阪府河内長野市)

#### 【施策の課題】

- ・ 人員体制確保が難しい。通年利用の放課後児童クラブ運営においても人材不足が生じている中、夏季休業中のみの利用に対応するための人材確保はさらに課題である。教育委員会との協議により、学校施設を借りるなど場所の確保はできても、そこに配置する職員がいないため、夏季休業中の支援単位増に対応できていない。(岡山県岡山市)
- ・ (長期休業中に限らない課題として) 今後は民間事業者の力を借りていかなければならないと認識しており、民間事業者の誘致に注力している。(岡山県岡山市)
- ・ 見守り運営に関する課題として、各支援員がどこまで対応すべきなのかという役割分担や、教育委員会所属の学校生活アシスタントとの連携等、運営側のルール作りも必要と認識した。(三重県松阪市 運営主体)
- ・ 長期休業期間中の預かり事業は、保護者やこどもとの関係性ができあがったところに終わってしまう難しさがある。関係づくりには時間が必要であるため、今回夏季休業中の学童クラブとして活動し、次は冬季休業中に再会して…という蓄積の中で、関係性を育めると良い。(三重県松阪市 運営主体)
- ・ 委託先として幼稚園を選んだ理由に、「幼稚園教諭は夏休み期間中は業務量に余裕があるのではないか」という考えがあったが、人材不足はどの業界にとっても深刻な状況の中、運営者としては普段大変な勤務環境にある幼稚園教諭を、夏休みだけでもゆっくりにさせてあげたいという思いはあったようだ。結果的に運営を担ってはいいただいているものの、開所に至るまでには法人内では調整が難航したのかもしれない。(北海道恵庭市)
- ・ 場所の確保が難しい。現状は旧教職員住宅で実施しているが、老朽化が進んでおり、今後取り壊しも検討されている。可能であれば通年開所している放課後児童クラブと同じ場所で運営できた方が利便性は高い。(岐阜県美濃加茂市)
- ・ 昔と比べ、配慮が必要なこどもたちが増えた。学校では支援級と通常級のこどもたちは別々のクラスに分かれているが、放課後児童クラブでは支援級も通常級も分け隔てなく受け入れを行っている。放課後児童クラブの職員は支援級のこどもたちに対応する資格を持っていない場合も多く、どう対応するかは難しい問題である。(岐阜県美濃加茂市 運営主体)
- ・ 新たに放課後児童クラブ等の場所を作るとなると難しい。今後、こどもの数が減っていくといわれている中で、既存の施設を探していくことになると思う。現状では、リース式校舎以外には見つけられないという状況。(静岡県長泉町)
- ・ 開設場所の確保について、セキュリティの観点など理解を得づらい点がある。また保護者の送迎が必ず必要になってくるため、駐車場を確保することが難しい点がある。(愛知県豊川市)
- ・ 昼食提供に関しては、規模の大きい学童保育所などで要望はあるが、対策できておらず、対策方

法について検討中である。(滋賀県東近江市)

- ・ 夏季休業中の預かり事業においては、同じ児童を継続的に預かる放課後児童クラブと異なり、**利用児童の学年や男女構成等が日ごとに変わる**。これに向き合い対応する職員の負担は大きい。(大阪府河内長野市)
- ・ 現状、預かり事業は夏季休業中のみの実施となっている。冬・春休みも実態としては運営可能だが、春休みについては、行政側における手続き上の課題がある。(大阪府河内長野市)
- ・ **開所時間を早める**うえでの課題は、人材確保である。夏季休業期間中は終日利用・開放となるため、勤務時間のローテーションを組む必要がある。(東京都大田区)

#### 5) 夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するご意見・ご要望

- ・ 国の施策に対する意見として、人材確保支援・(預かり事業等を行う場合の)補助金に関するものがあった。

図表 4-6 調査対象者から聞かれた意見等

#### 【ご意見、ご要望】

- ・ こどもの居場所を確保するにも人材確保が難しい。こどもの支援を任せることができる十分な能力・経験を持つ人材の人材バンクなどがあり、国または都道府県から柔軟に人材の紹介と派遣を行ってもらえるような仕組みがあると良い。(神奈川県厚木市)
- ・ 補助金をもらい運営しているため、補助金がなくならないことを願っている。(三重県松阪市)
- ・ 既存の運営主体者だけでなく、長期休業中限定での学童保育所運営者も対象として準備のための予算があると、夏季休業中の居場所を広く公募することが可能になると考える。(滋賀県東近江市)

## 第5章

# 小学校の夏季休業期間のこどもの居場所 に関する取組事例集の作成

※本章には、作成した取組事例集を掲載



# 小学校の夏季休業期間のこどもの居場所 取組事例集

2025年3月

ともに挑む。ともに実る。

**MIZUHO**

みずほリサーチ&テクノロジーズ

社会政策コンサルティング部

© 2025 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

## この事例集について

1

この事例集は、小学校の夏季休業期間のみこどもの居場所を利用したいというニーズの顕在化を受け、そうした居場所づくりにこれから取り組み始める全国の自治体ご担当者にとって、参考にしていただける情報を提供するよう、作成したものです。

「小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究」（令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業）では、全国の市区町村・夏季休業中のこどもの居場所の運営主体・小学生のこどもを持つ保護者を対象としたアンケート調査を実施し、夏季休業期間におけるこどもの居場所に係る自治体・運営主体の取組状況や課題、利用者ニーズ等の把握・分析を行いました。また、市区町村10か所へのヒアリング調査により、夏季休業期間におけるこどもの居場所の設置背景や事業内容、工夫、効果等についてお話を伺いました。本事例集では、その結果の中から、特に自治体の皆さま等の参考になる部分を抜粋して掲載しています。調査実施に当たりご協力いただいた自治体、運営主体の皆さまには、この場を借りて御礼を申し上げます。

本事例集が、各自治体における小学校の長期休業中におけるこどもの居場所確保に係る取組の普及・拡大の一助となれば幸いです。

2025年3月

© 2025 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

- 夏季休業期間中におけるこどもの居場所の運営事例 p.3
- 夏季休業期間におけるこどもの居場所づくりの状況（アンケート調査結果） p.26
- 参考情報等 p.33



© 2025 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

## 夏季休業期間におけるこどもの居場所の 運営事例

© 2025 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

## 放課後児童クラブとして夏季休業中の居場所づくりに取り組む自治体の事例

番号	自治体名	地域区分	都市区分	放課後児童クラブの登録児童数 (R6年5月)	放課後児童クラブの待機児童数 (R6年5月)	ページ数
事例 1	岡山県 岡山市	中国・四国	政令指定都市	9,904人	236人	p.6
事例 2	東京都 大田区	関東・信越	東京特別区	5,489人	158人	p.8

## (放課後児童クラブ以外の) 小学生の預かり事業等として夏季休業中の居場所づくりに取り組む自治体の事例

番号	自治体名	地域区分	都市区分	放課後児童クラブの登録児童数 (R6年5月)	放課後児童クラブの待機児童数 (R6年5月)	ページ数
事例 3	大阪府 河内長野市	近畿	一般市	1,191人	0人	p.10
事例 4	北海道 恵庭市	北海道・東北	一般市	813人	12人	p.12
事例 5	滋賀県 東近江市	近畿	一般市	1,620人	67人	p.14
事例 6	三重県 松阪市	東海・北陸	一般市	1,452人	1人	p.16
事例 7	岐阜県 美濃加茂市	東海・北陸	一般市	1,021人	26人	p.18
事例 8	愛知県 豊川市	東海・北陸	一般市	1,789人	97人	p.20
事例 9	静岡県 長泉町	東海・北陸	町村	687人	0人	p.22
事例10	神奈川県 厚木市	関東・信越	一般市	1,319人	35人	p.24

© 2025 Mizuho Research &amp; Technologies, Ltd.

## 取組内容の着眼点

本事例集作成にあたり、自治体の取組内容について、以下の6つの観点で情報収集を行い、その内容を整理しました。各事例の「取組概要」では、各自治体の特徴的な取組を抜粋し項目別に掲載しています。なお、取組内容は調査実施時点のものです。

## 【こどもの居場所の確保に向けて】

## 場所・設備

こどもの居場所をどこに確保しているか（学校施設、児童館、保育所等）  
居場所確保にあたり、どのような設備等を用意しているか

## 人材確保

こどもの支援を担う人材をどのように確保しているか  
（有資格者、放課後児童支援員、補助員、アルバイト、ボランティア等）

## 利用推進

どのように利用できる居場所を調整・周知し、利用できる環境（送迎等）を整備しているか

## 【安心・安全に過ごし、多様な体験等に触れることのできる環境整備に向けて】

## 開所日・開所時間

各家庭やこどもが希望する開所日・開所時間とするためにどのような対応を行っているか  
（開所時刻、お盆期間中の開所への対応等）

## 昼食提供

昼食提供がどのように行われているか（提供方法、提供に当たっての手続きの進め方等）

## 安全管理・衛生管理

どのように安全管理・衛生管理を行いながら多様な活動・体験を提供しているか

© 2025 Mizuho Research &amp; Technologies, Ltd.

自治体概要

- 岡山県の南東部に位置する人口698,671人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は34,630人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブの所管は岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課。公立民営は小学校の敷地内（空き教室、専用施設等）で実施するケースが多い。民立民営は、小学校の敷地内もしくは保育所等で実施。そのほか、放課後児童健全育成事業の届出を行わず独自に運営する民間学童も多くある。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営	公立民営	民立民営
	0	67 (157)	28 (90)
登録児童数	9,904 (令和6年5月1日時点) 9,406 (令和6年10月1日時点)		
待機児童数	236 (令和6年5月1日時点) 52 (令和6年10月1日時点)		

施策の  
背景



- 以前は放課後児童クラブを運営委員会（地域住民等により構成）で運営しており、長期休業中のみの利用区分を設けているところもあれば、設けていないところもあった。他方で、保護者からは**長期休業期間中のみ利用したいという要望**がある状況の中、令和2～4年度で**クラブの設置形態を市立に移行したタイミング**で、一律的に長期休業期間のみの利用区分を設けた。
- 保護者の（長期休業期間中の利用に関する）要望は、移行に向けた平準化ルール策定時に、各クラブへの聞き取りや調査により把握した。



施設の外観  
出所：岡山市提供



タイムシェア活用状況  
出所：岡山市提供

施策の  
内容



- 公立民営のクラブでは、放課後児童クラブの利用区分として「**通年利用（年間を通しての毎月利用）**」のほか「**期間限定利用（春休み（4月）・夏休み・冬休み・春休み（3月）の長期休業期間のみの利用 ※夏休みの利用だけなど、一部の長期休業期間のみ申請することも可能）**」を設けている。
- 前年度の10月頃に翌年度利用（通年利用のみ）の一次募集を受付。2月から二次募集を行い、定員に空きがある放課後児童クラブのみ長期休業期間のみの申込みも受け付ける。それ以降も、空きがあれば、「通年利用」「期間限定利用」ともに申込みを受け付ける。定員の枠内で長期休業期間中のみ利用できる利用区分を設けている。
- 夏季休業中のみの利用ニーズが高いのは、高学年児童である。学校がある期間は自宅一人で過ごすことができるが、長期休業中に一日中一人で過ごすことには不安があるという理由から利用を希望する。

取組  
概要



場所・設備

- 夏季休業中は、教育委員会及び小学校の協力を得て、**熱中症対策や感染症対策の観点から、分散して活動できるよう小学校の施設、設備**を利用している。
- 学校がある期間中も、特別教室（図工室、家庭科室等）を**タイムシェア方式**で利用している。ただし、物を置いておけないため、都度必要な物を持ってくる必要がある、専用施設からの児童の引率に人員を要するなど、職員の負担は相応にある。タイムシェアの活用にあたっては、学校、クラブ、市と三者で協議を行い、使用方法や動線の確認を行っている。また必要に応じて、市でパーティション等を購入し、児童の安全面に配慮している。

人材確保

- 長期休業中は、各運営主体が近隣の大学に声かけなどを行い、学生アルバイトや補助員を増員し対応している。
- また、夏休み前など、市等でスタッフ就職相談会を行い、放課後児童支援員のPRや募集を行っている。

昼食提供

- 昼食は、公立民営のクラブでは原則持参としている。衛生管理や職員負担（注文を聞く、お金の管理等に伴う職員の対応）の理由から、放課後児童クラブによる提供は行っていない。ただし、保護者からは弁当の注文を取ってほしいという要望を聞く。他自治体では保護者主体で昼食提供を開始する事例もあり、今後検討が必要と認識している。

利用推進

- 希望する小学校校区内の放課後児童クラブで期間限定利用が叶わなかった場合は、空きのある別の小学校校区の放課後児童クラブに申し込むこともできる。「**岡山市立放課後児童クラブ利用ガイド**」に、**居住する小学校校区以外の放課後児童クラブも申込み可**と記載して、周知している。実際に、隣の小学校区や保護者の職場の近くなどにある放課後児童クラブを利用する家庭もある。

取組成果  
・課題

- 「期間限定利用」の利用区分設定について、保護者には喜ばれているとの認識である。また、学区外の放課後児童クラブ利用も可としていることから、「**期間限定利用**」の利用区分設定が**待機児童削減に機能している可能性**はある。しかし、定員枠内での受入れになるため、効果が限定的という点は否めない。待機児童が発生している放課後児童クラブは、そもそも一次募集で定員枠が埋まっている。したがって、長期休業中のみ利用を希望しながらも通年利用で登録している家庭があるとの話も聞く。長期休業期間中のみ利用を希望する児童の受入れ方法として、何が最も実現可能で効果的なのか、模索している。



↑スタッフ就職相談会の様子  
出所：岡山市提供



↑新聞折込チラシ（令和7年2月）  
出所：岡山市提供

自治体概要

- 東京都の区部南部に位置する人口733,634人（令和6年1月1日現在）の特別区。区内の児童数は29,337人（令和6年度）。
- こどもの居場所の開設に関する事業の所管は、大田区こども家庭部子育て支援課及び教育総務部教育総務課である。公立民営の放課後児童クラブでは、株式会社、社会福祉法人などが運営主体となっている。
- 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所は、放課後子供教室、児童館がある。

クラブ数	公立公営	公立民営	民立民営
	23	62	0
登録児童数	5,489（令和6年5月1日時点） 5,275（令和6年10月1日時点）		
待機児童数	158（令和6年5月1日時点） 1（令和6年10月1日時点）		

施策の内容

- 公立公営・公立民営問わず、**夏季休業中のみの利用枠を設定**しており、例年、5月頃に各施設において約10名の募集案内を行っている。利用要件は、通年の利用要件と同様である。
- 待機児童の受け皿として機能している側面もある。



活動内容

- 夏季休業中は室内で遊んだり、宿題をして過ごす時間が多い。また、学校内の体育館等を活動スペースとして利用することもある。
- スポーツ選手を呼んで教えてもらったり、地域の方にきてもらい昔ながらの遊びを教えてもらって過ごす等、活動内容を工夫している。様々なイベントが実施されているため、多様な体験や異学年同士の交流も増える。また、放課後児童クラブに通うことで夏休み中も生活リズムを整えられるという声もある。



取組概要



開所日・開所時間

- 平日（学校のある期間）の登校時間は概ね8時～8時30分までである一方、学校休業日（長期休業期間含む）の放課後児童クラブ開所時間は8時30分と乖離があった。放課後児童クラブの夏季休業中の開所時間に係るニーズ把握のため、利用者アンケートを実施した結果、**開所時間を8時30分前に前倒して欲しい**との希望が多かった。
- 令和7年度は夏季休業期間から試行的に、学校休業日（長期休業期間、学校の振替休日等）の開所時間を8時に設定する予定である。現段階では、土曜の開所時間については対象としていない。

人材確保

- 各施設で、登録者数に応じて臨時でスタッフを雇用する場合がある。

安全管理・衛生管理

- 夏季休業中も、通常利用と同じように入退出管理システムを導入して出欠確認を行っている。
- 公立民営では、計9つの事業者に運営委託しているが、各施設でイベント活動を実施する際には、区が事前確認等の管理を行っており、夏季休業期間を含む、こどもの居場所の安全確保に努めている。夏季休業期間中においても、児童が安全に学校内で過ごせるよう、**学校と連携**し、諸室の確保について調整している。

昼食提供

- 放課後児童クラブにおいて、保護者の負担軽減のため、夏季休業期間における**弁当配食**を行っている。業者と利用者間で注文のやりとりを行い、全てキャッシュレス対応である。（令和6年度は1食500円～600円程度）
- 配食サービスは、保護者からは負担軽減に繋がり助かる、もっと弁当の種類に幅を持たせてほしい、などの声がある。
- なお、放課後子供教室及び児童館（一般利用）では、**長期休業期間中の昼食持参を可**としており、多くの児童が1日を通して施設を利用することができている。

取組成果・課題

- 令和6年度学童保育（夏休み利用）の申込み状況は約350名だった。令和4年度から申込み数は減少傾向にある。減少の理由としては、**放課後子供教室において昼食持参可**としたことにより、安全・安心に1日を通して過ごせる居場所ができたことにもよると考えられる。申込みを希望する家庭の特徴として、待機児童のほか、平日（学校のある期間）は放課後子供教室を利用している、などが挙げられる。
- 開所時間を早めるうえでの課題は、人員の確保**である。夏季休業期間中は終日利用・開放となるため、勤務時間のローテーションを組む必要がある。



自治体概要

- 大阪府の南河内地域に位置する人口99,226人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は4,035人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブの所管は放課後児童課である。令和6年度初めて、私立民営の放課後児童クラブ（定員30名）が開設された。市内で認定こども園を運営する社会福祉法人が運営しており、次年度も、住宅地の空き家を活用してさらに1か所（定員20名）開設する予定である。
- 公立公営の放課後児童クラブは、小学校敷地内あるいは隣接施設に設置している。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営	公立民営	私立民営
	12 (33)	0	1 (1)
登録児童数	1,191 (令和6年5月1日時点) 1,083 (令和6年10月1日時点)		
待機児童数	0 (令和6年5月1日時点) 0 (令和6年10月1日時点)		

施策の  
背景



- 夏休み中の利用を求める保護者からの問い合わせや12箇所の放課後児童クラブの保護者会代表者との意見交換会において、毎年、夏休みのみの利用に関する要望が上がっていた。
- 当市の放課後児童クラブは、「3ヶ月以上・月17日以上利用」を条件としている。中には平日（学校のある期間）には利用しないものの、夏季休業中には利用したいという家庭が4月から夏季休業終了まで登録するケースも一定数あった。
- 認定こども園等で実施する一時預かり事業と同様のイメージで、小学生を対象として事業化できないかと検討し、令和4年度に1つの社会福祉法人で、夏季休業期間預かり事業を試行実施した。料金は1日単位で設定、定員は20名とした。

施策の  
内容



- 市内3か所で、「夏季休業期間預かり事業」を実施。実施場所を市内の中心部、西側、南側と分けており、**実施場所以外の小学校区に住む家庭も**利用できる。令和7年度は利用料を見直し、4か所で実施予定。
- 運営は、**幼稚園やこども園を運営する学校法人、あるいは放課後児童クラブを運営する社会福祉法人に委託**している。市と民間事業者が協議する場（園長会等）での挙手方式により、委託事業者を決定する。
- 令和6年度の実施状況として、3施設の定員50名に対して登録人数が117名。延べ利用者数は合計で850名であった。利用児童は1年生が最も多く、実施場所であるこども園等の卒園児が利用するケースが多い。

参考

河内長野市夏季休業期間預かり事業費補助金交付要綱  
[https://www.city.kawachinagano.lg.jp/static/reiki/reiki\\_honbun/1700RG00001739.html](https://www.city.kawachinagano.lg.jp/static/reiki/reiki_honbun/1700RG00001739.html)

小学生を対象に夏季休業期間中の預かり事業を実施します。（河内長野市HP）  
<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/77/72589.html>

取組  
概要



場所・設備

- こども園や幼稚園の施設設備**を活用。あるこども園では保育室以外に、地域の人がこどもを預かる地域子育て支援センター事業用に使用していた部屋も活用している。
- こども園や幼稚園は夏季休業中であるため、充実した施設の全体を利用できるほか、園内の日除け付きプールで安全に楽しく遊べる点もありがたい。「暑い日にプールで遊んだのが楽しかった」とこどもからの声もあった。
- こども園等で小学生のこどもを受け入れるにあたり、**運営主体において、児童期のこども向けの書籍やおもちゃを購入**してくれた。また、**小学校で使っていない3~4年生用の机と椅子**を施設へ配置するという対応も行った。これについては、小学校と連携し、協力を仰いだ。

人材確保

- 職員の配置人数は、児童20名に対して職員1名以上としている。追加で臨時職員の雇用等も行いつつ、職員が総力を挙げて運営にあたってくれている。
- 職員の人件費1名相当分を市からの補助対象**とした。人件費は、市の会計年度任用職員の基準を考慮して時給1,205円に統一し、補助金で賄えない分は利用料で補填してもらうこととした。

昼食提供

- 1食あたり400円~450円を徴収し、昼食提供を行っている。保護者には好評である。

利用推進

- 令和5年度は、放課後児童クラブの利用相談を受けた際に、夏季休業中の預かり事業を案内した。
- 申込み受付は、夏季休業が始まる前の7月1日から開始する。

開所日・開所時間

- 原則的には、午前8時から午後7時までのうち、**4時間以上の開設を補助要件**とした。
- 実際は、放課後児童クラブと同様の時間帯で運営しており、1日10時間のところが1か所、1日11時間のところが2か所となっている。

取組成果  
・課題

- 令和4年度に試行実施の結果、利用希望者が定員を上回り予想以上の反響であった。スポットではなく（夏季休業中の）継続利用ニーズがあることもわかった。これを**令和5年度から事業化し、3か所で実施**。登録者数は着実に増加している。
- 職員からは、卒園児の成長を目の当たりにする喜びの声が聞かれる一方で、未就学児と小学生の違いに驚きや戸惑いを感じるという意見もある。また、**卒園児でない児童とは一から関係を築く必要があり、その難しさ、大変さ**の声もある。
- 夏季休業中の預かり事業においては、同じ児童を継続的に預かる放課後児童クラブと異なり、**利用児童の学年や男女構成等が日ごと**に変わる。これに向き合い対応する職員の負担は大きい。日々の環境変化に柔軟かつ臨機応変な対応を行いつつ、長い1日を過ごすことが求められる。
- 将来的には、全ての小学校区のこどもが利用ニーズに応じて当該事業を利用できる状態になることが望ましい。そのためには、現状カバールできていないエリアでの実施が必要である。来年度、地域人口の多い市内北寄りの幼稚園での実施が実現すれば、地域的なバランスはある程度担保できる。

自治体概要

- 北海道中部（道央地方）に位置する人口70,354人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は3,581人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブ（恵庭市学童クラブ）の所管は子ども未来部子ども政策課。令和6年4月現在、公立民営の放課後児童クラブ運営は市内の保育所・幼稚園を運営する学校法人（3法人）、株式会社（1社）に委託している。18か所が学校法人、2か所が株式会社の運営となっている。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営	公立民営	私立民営
	0	20 (20)	1 (1)
登録児童数	813 (令和6年5月1日時点) 754 (令和6年10月1日時点)		
待機児童数	12 (令和6年5月1日時点) 0 (令和6年10月1日時点)		

施策の  
背景



- 通年で実施している公立民営の放課後児童クラブでは、通年利用前提での登録を基本としていたが、利用者アンケート等で、毎年のように「長期休業期間中のみ放課後児童クラブの利用」に関するニーズが挙がっていた。
- 具体的には、午前中のみパートタイムで働く家庭は、学校がある期間は放課後児童クラブの利用ニーズがないものの、夏休みになると午前中子どもが一人になり、居場所が必要になる。また、私立民営の放課後児童クラブでは夏休みみのスポット利用を受け付けているものの、すぐに枠が埋まってしまっていた。

参考  
「長期休み限定預かり事業」(広報にわ 令和6年6月号)  
[https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/material/files/group/1/20240601\\_all\\_P0124.pdf](https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/material/files/group/1/20240601_all_P0124.pdf)  
「令和6年度恵庭市長期休み学童預かり事業[試行的事業]」  
<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/kodomomiraiibu/kodomokateika/kosodate/2/20497.html>

施策の  
内容



- 令和6年度から、長期休業中のみ居場所を開設する「長期休み学童預かり事業」を試行的に実施。
- 当事業はいずれも放課後児童クラブの運営を行っている学校法人（3法人）が運営している。
- 午前中のみパートタイムで働く家庭等の利用ニーズを満たすために開始した事業であることから、**通年の放課後児童クラブ利用要件を満たさない場合にも利用可能としている。**
- 利用定員は各所10人のところ、令和6年度はそれぞれ7名、6名、5名が利用した。利用児童は高学年2名を除き全員3年生以下の低学年で、実施場所となる幼稚園の卒園生やきょうだいが該当の幼稚園に通園しているなどのケースが多い。

取組  
概要



場所・設備

- 学校法人（3法人）が運営する**幼稚園の園舎**3か所で、事業を実施中である。いずれも放課後児童クラブの運営を委託している法人であり、**育成支援のノウハウがある・場所がある・人を探す必要がない**、と考え、所管課から法人に相談・依頼を行った。
- 寄付金等が原資の市の基金を用いて、事業者には事業費を補助している。

開所日・開所時間

- 土曜やお盆の開所有無に関して、1法人において土曜・お盆期間ともに開所。1法人では土曜は開所・お盆期間は開所、1法人では土曜・お盆期間ともに開所とした。**お盆期間も小人数ではあるが利用があった**と聞いている。

人材確保

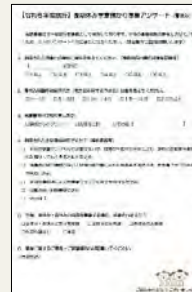
- 放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たす**有資格者・経験者を1名配置**いただくよう依頼した。どの法人も結果的には幼稚園教諭が育成支援を担ってくれたようだ。今年度の長期休み学童預かり事業では、臨時のアルバイト雇用などは行わず、すべて既存の職員で対応してくれたものと認識している。法人からは「今回は試行事業として人材を確保したものの、今後も継続した人の確保は課題」との意見が聞かれた。

昼食提供

- 昼食代は利用者にて別途負担となる。昼食の提供は、**園の給食(弁当)の手配**など、3か所とも対応してくれた。

利用推進

- 市側で学校へのプリント配布や、市のHP・公式アプリ等を通して周知をした。また法人では、小学生の兄・姉がいる通園児の保護者に個別に案内をしてもらった。今年度は**低学年児童を中心に周知**したため、全学年に情報が行き渡らず、結果的に待機児童となっている高学年児童からの申し込みはなかった。



←長期休み学童預かり事業アンケート  
出所：恵庭市提供

取組成果  
・課題

- 夏季休業中は活動時間も長くなることから、お祭り・外へ出かけるイベントなど、**各事業者のノウハウ**を活かして、工夫したプログラムを実施していた。ある法人では自由研究を実施し、保護者からも好評だったと聞いている。子どもにとって魅力的な活動の企画を今後も期待したい。
- 保護者へのアンケートを実施したところ、評価は概ね好評であった。利用者の細かい就労状況は把握していないが、通常の放課後児童クラブの利用要件を満たさない**パートタイム就労の家庭が利用**したと思われる。今回は、周知不足もあって待機児童対策より就労支援の意味合いが強い結果となった。今後、事業を継続してノウハウを蓄積していく中で、**高学年にも広く周知**していきたい。
- 現状の規模・内容をしばらくは継続のスタンスで、事業内容を検証しながら内容見直し等を図っていく予定である。事業実施に当たっては所管課と委託先とで議論しながら調整を進めてきた。当該法人とは通常の放課後児童クラブ運営に関しても頻繁にやりとりしているため、その中で今後の本事業実施に向けた委託先の意見などを聞き取っていききたい。

自治体概要

- ・ 滋賀県南東部に位置する人口112,064人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は5,915人（令和6年度）。
- ・ 放課後児童クラブの所管は東近江市こども未来部こども政策課。運営主体は特定非営利活動法人が2団体、一般社団法人が1団体、保護者会が5団体。実施場所は学童専用施設が20か所、空き公共施設（市所有）が10か所、小学校の空き教室が5か所、民家を使用している箇所が1か所、タイムシェア施設が4か所。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営	公立民営	私立民営
	0 (0)	22 (39)	1 (1)
登録児童数	1,620 (令和6年5月1日時点) 1,595 (令和6年10月1日時点)		
待機児童数	67 (令和6年5月1日時点) 33 (令和6年10月1日時点)		

施策の  
背景



- ・ 放課後児童クラブを退所するこどもの数の年間推移から、夏休み期間の保育にニーズがあることを市として感じていた。夏季休業中の放課後児童クラブ利用ニーズに関する調査を今年度と昨年度で2回実施したところ、長期休業中のみの保育や居場所を求める回答が一定数あった。
- ・ 夏季休業期間限定の仕組みがなく、通年保育の申込みが増え待機児童が発生するという課題があり、令和6年度、新たに夏季休業期間限定学童保育所を試行的に開設した。
- ・ なお当該施策のほか他、夏季休業中に放課後児童クラブの利用登録枠を増やす取組を、保護者会運営の2つの児童クラブで実施している。また、地域運営組織であるまちづくり協議会に運営を委託し、こども家庭庁の「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」を活用し、夏休みこどもの居場所づくり事業を行っている。

施策の  
内容



- ・ 夏季休業期間限定学童保育所は、既存の放課後児童クラブを運営する特定非営利活動法人が運営しているが、**運営面のマネジメント業務は、当該法人から認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター事業）を営む個人事業主に委託された。**
- ・ 利用対象は全小学校区の待機児童。令和6年度の登録児童は12名で、学年の内訳は2年生が2名、4年生が7名、6年生が3名である。  
※残りの待機児童（55名）が入所しなかった背景としては、**案内の時期が遅かった点や、開設場所が通常の学校区でなく少し遠いところ**であり送迎が不便であった点等が考えられる。



取組  
概要

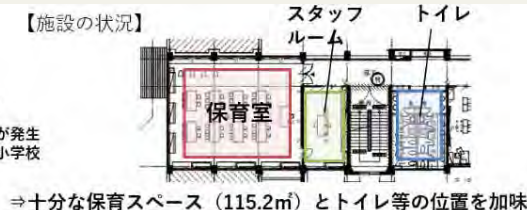


場所・設備

- ・ 小学校内の図工室を活用して開設した。
- ・ 全小学校区の児童を対象とするため、**対象者の分布や保護者の通勤**を加味して決定した。十分な保育スペース（115.2㎡）を確保した。

人材確保

- ・ 保育スタッフの応募人数は21名で、うち放課後児童支援員有資格者は1名であった。
- ・ 運営主体の責任者とマネジメント業務を担う個人事業主で面接を行い、**学生や普段こどもに携わるような方を新たにスタッフとして雇用した。**放課後児童支援員の資格保有者確保にあたっては、**他の放課後児童クラブに勤めている方に協力を依頼し、シフトを調整して来てもらった。**また、**ファミリー・サポート・センターの協力会員にも協力を呼び掛けた。**
- ・ 人材確保対策を強化するため令和6年9月に、市内の放課後児童クラブ運営主体と東近江市で「東近江市放課後児童支援員確保対策協議会」を立ち上げた。



取組成果  
・ 課題

- ・ 夏季休業期間限定学童保育所では、こどもたちが夏季休業中に学童保育所に来る目的を与えられるような環境づくりを意識し、**ボードゲームの講師やけん玉のプロを呼ぶ等、普段とは違うイベントを実施した**ことで、こどもたちに外からの刺激を与えられた。保護者に対して文章・写真を通じて多くの情報を提供するなど、こども・保護者との関係づくりの工夫も行った。
- ・ 入所した**児童からの意見**として「いろんな体験ができて楽しい夏休みになった」「新しい友達ができた」等が挙がった。入所した児童の保護者からの意見として「違う学校の友達ともすぐ仲良くなり毎日沢山の名前を出してくれる」「参加する前は不安もあったが、すぐに慣れて毎日楽しいようで、行くのを楽しみにしていた」等が挙がった。
- ・ 実施に当たり、**運営マネジメント**を個人事業主に委託した。マネジメント業務を担った個人事業主は、学区や学年が異なることも同士が集まるため、良い関係づくりをするための内面的なアプローチに頭を悩ますことがあったとのこと。通年の放課後児童クラブでの接し方の通りではなく、**夏休み期間限定という関わりの中でこどもたちにとって必要なことを考えながら進めた。**その結果こどもたちにも保護者にも満足のいく居場所を提供することができた。
- ・ 今後は、通年保育の受付・審査後に待機児童が発生する放課後児童クラブへの入所予定者を対象に夏季限定学童を案内し、待機児童が利用できる通年学童及び夏季学童の枠の確保を目指す。また、**ニーズに合う設置場所及び開所時間・保育料の実現**を目指す。

自治体概要

- 三重県中央部に位置する人口157,316人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は7,501人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブの所管は松阪市教育委員会事務局生涯学習課。保護者会運営のクラブが24、法人運営のクラブが18ある。実施場所は小学校のほか、旧幼稚園跡や元教育事務所等の施設でも実施している。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営	公立民営	民立民営
	0	39 (42)	0
登録児童数	1,452 (令和6年5月1日時点) 不明 (令和6年10月1日時点)		
待機児童数	1 (令和6年5月1日時点) 不明 (令和6年10月1日時点)		

施策の  
背景



- 高学年児童等の放課後児童クラブを退所した児童が、長期休業中に長い時間一人で過ごす状況を見逃がしているのか、安全に過ごす場所が必要ではないか、との問題意識を市として持っていた。また、長期休業中の預かり事業実施について保護者から松阪市へ直接要望の声（文書）が届くこともあった。
- 市内の小学校に通う児童の保護者6,605名に行った放課後児童クラブに関するニーズ調査の結果、放課後児童クラブの利用有無にかかわらず、長期休業中みの居場所があれば利用したいという回答が43%にのぼった。
- 令和5年度、モデル事業として夏季休業中限定の預かり事業（松阪さんまくらぶ）を1か所で実施した利用者アンケートの結果が好評であったことから、令和6年度は拡大実施とした。

参考 「長期休み限定学童クラブ（松阪さんまくらぶ）のご案内」  
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/74/ibasho6.html>

施策の  
内容



- 夏季休業中限定の預かり事業（松阪さんまくらぶ）を、令和6年度は3か所で拡大実施とした。
- 公社）松阪市シルバー人材センターが当事業を運営している。元教職員・保育士等経験豊富な人材が所属している等の理由で、所管課から運営の相談を持ち掛けた。
- 利用対象は保護者が就労等（疾病・介護等も含み、就労時間等の要件は設けていない）により家庭での見守りができない児童のうち、4月1日時点で放課後児童クラブに登録していない児童。令和6年度における3か所の定員は60名、80名、40名程度で、161名が利用した。

取組  
概要



場所・設備

- 3か所の内訳は、社会福祉協議会所有施設、市の直営施設、指定管理者のもの運営している施設である。
- 冷房設備があることや、学習環境と身体を動かすことのできる環境の双方を確保できること等を条件として、生涯学習課で探した。
- 1施設では、当該施設を利用しているクラブ活動団体に集ってもらい、市としてやりたいことを説明する等の調整の上、場所を確保した。

開所日・開所時間

- 開所期間は7/22-8/30で平日のみ開所。開所時間は7:30-18:30で、通年利用の放課後児童クラブと合わせて設定した。

人材確保

- 支援員は（公社）松阪市シルバー人材センター登録会員であるが、運営に関して80名程度の人員が必要となるため、シルバー人材センター会員から知人等の紹介を通じて支援員確保のアクションを起こした。新規会員として登録を行い、既存の登録会員と共に支援員として協力いただいた。
- 生涯学習課で会計年度任用職員を16名雇い、特に行動の気になる児童等の見守り等、支援員だけでは難しいケースの対応を依頼した。普段小学校で児童の見守りをしている、学校生活アシスタントや非常勤講師を配置した。

昼食提供

- クラブで弁当注文を受け付けて用意、または各家庭で持参する。令和6年度実績では半数近い方が弁当注文を希望した。

安全管理・衛生管理

- 会場が大きいため、活動時間中に複数回点呼を取りこどもの安全を確認した。
- 初日に避難訓練を実施した。
- 弁当持参者は保冷剤を入れてもらうよう保護者に依頼し、朝の登所時に支援員が確認した。

【補助金等の利用状況】

- みえ子ども・子育て応援総合補助金をもらって、運営している。



松阪さんまくらぶ ちらし  
出所：松阪市提供

取組成果  
・課題

- 利用者アンケートによると、93%が「満足」「やや満足」と回答した。「夏休みのみの預かり事業があるからこそ、保護者は安心して働くことができる」「通常は放課後児童クラブを必要としない家庭も、夏休み中は必要である」との声が多くあった。また、利用申込みを決済も含めてオンライン化したことで、保護者がスムーズに申込みできるようになった。
- 子どもたちからは「理科実験が楽しかった」など、新しい体験に触れられた点が好評であった。また、「将棋を教えてもらって嬉しかった」等の声があり、シルバー世代との交流ならではの体験が提供でき、こどもとの関係性をつくることができた。
- 子ども達が飽きないイベント内容の企画や見守り運営について課題が挙がった。各支援員がどこまで対応すべきなのかという、支援員間の役割分担や、教育委員会所属の学校生活アシスタントとの連携等、こども側でのルール作りだけでなく、運営側のルール作りも必要と認識した。
- 長期休業期間限定の預かり事業は、保護者やこどもとの関係性ができあがったころに終わってしまう難しさがあるが、夏季休業期間中の事業として活動し、次は冬季休業中に再会して…という蓄積の中で、関係性を育めると良い。

## 自治体概要

- 岐阜県南部に位置する人口57,532人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は3,543人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブの所管は美濃加茂市こども未来課。全ての放課後児童クラブを同一の株式会社が運営している。実施場所は小学校のほか、児童館でも1か所実施している。令和5年度までは旧教職員住宅を使用した通年の放課後児童クラブを1か所開設していた。

施策の  
背景

- 令和5年度までは旧教職員住宅を通年の放課後児童クラブとして使用していたが、令和6年度からは全員小学校の教室で実施している通年の放課後児童クラブにて受け入れ可能となったため、旧教職員住宅は使用しないこととなった。その代わりに、増加している夏季休業中のみの利用ニーズに対応するため、令和6年度から旧教職員住宅を夏季休業中のみの預かり事業実施場所として活用することとなった。

参考 放課後児童クラブ（学童保育）について  
<https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/8/1376.html>

施策の  
内容

- 岐阜県の単独事業である「小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金」を活用し、夏季休業中のみの預かり事業を1か所実施している。
- 小学校の教室で実施している通年の放課後児童クラブ（全10か所）を運営している株式会社が、夏季休業中のみの預かり事業の運営も行っている。
- 令和6年度4月当初の登録者数は、3年生が23名、4年生が13名、5年生が6名、6年生が2名。定員は40人であるが、待機が出ないよう実際の出席人数が定員内に収まることを前提にして入所決定をしている。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営	公立民営	私立民営
	0	10 (18)	0
登録児童数	1,021 (令和6年5月1日時点) 1,066 (令和6年10月1日時点)		
待機児童数	26 (令和6年5月1日時点) 35 (令和6年10月1日時点)		

© 2025 Mizuho Research &amp; Technologies, Ltd.

取組  
概要

## 場所・設備

- 元々通年の放課後児童クラブとして利用していた旧教職員住宅を夏季休業中のみの預かり事業実施場所として活用している。
- 通年利用していた際は、利用児童を放課後に旧教職員住宅まで職員が連れて行っていたが、夏季休業中のみの開所であれば、旧教職員住宅に直接保護者が送迎することが可能であるため、移動コストが減ること・移動による校外での事故の可能性がなくなるというメリットがある。

## 開所日・開所時間

- 土曜日の開所は他の小学校の放課後児童クラブに集約しているため、旧教職員住宅では平日のみ開所している。
- 長期休業中及び土曜日の開所時間は7時30分～18時30分。

## 人材確保

- 当該運営主体が、夏季休業中限定でアルバイトの雇用を行っている。
- また、学校がある期間は市内の小学校で給食調理員や用務員として働いている人材が、夏季休業中は当該運営主体が運営する放課後児童クラブ等で就業してくれることもある。学校がある期間に普段接している児童を夏季休業中もそのまま支援することになるため、児童の顔と名前も一致しておりメリットが大きい。
- そのほか、岐阜県内の近隣の自治体で働く放課後児童支援員が、夏季休業中は美濃加茂市の放課後児童クラブ等で就業してくれる場合もある。

## 安全管理・衛生管理

- 外気温が28度を超えた場合は外遊びをしないようにしているほか、15分に1回水分を取らせるなどの熱中症対策を行っている。朝9時前など早い時間を見計らって外遊びを行うこともあるが、夏季休業中は基本的には室内の遊びのみとなっている。

## 【補助金等の利用状況】

- 岐阜県の単独事業である「小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金」を活用し、今年度から夏季休業中のみの預かり事業を1か所開設している。

取組成果  
・課題

- 運営者側が活動内容を明確に決めるといったことはしておらず、子ども同士で考えながら遊んでいる。各教室にテレビやZoom設備等があるため、運営主体本部から共通で提供されているYouTubeコンテンツ等を用いて遊ぶこともある。
- 夏季休業中の利用ニーズは多い一方、それに対応するための場所の確保が難しい。現状は旧教職員住宅で実施しているが、老朽化が進んでおり、今後取り壊しも検討されている。可能であれば通年開所している放課後児童クラブと同じ場所で運営できた方が利便性は高い。小学校の教室以外に新たに場所を確保することが難しいため、今ある施設の中で、いかに実施場所を確保していくかに苦慮している。
- 保護者や子どもたちは昔と比べ意識も教育の方向性も多様化しているため、それぞれの家庭の状況に応じた放課後児童クラブ運営をする必要がある点は難しい。また、昔と比べ、配慮が必要な子どもたちが増えた。放課後児童支援員が多様な子どもたちに対応できるよう、当該運営主体では臨床心理士による研修を重点的に行っている。市内在住の臨床心理士を講師に迎え、放課後児童支援員向けに発達障害等の子どもたちの対応方法等についてレクチャーを行っている。今後も、そうした機会は増やしていきたい。

© 2025 Mizuho Research &amp; Technologies, Ltd.

自治体概要

- 愛知県南部に位置する人口186,376人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は9,948人（令和6年度）。
- 放課後児童クラブの所管は豊川市子ども健康部子育て支援課。私立民営の運営主体は保護者会運営が中心で、一部特定非営利活動法人化している所もある。実施場所は学校の施設内が約5割、もう5割は児童館内、国の補助金を利用して建設した児童クラブ専用施設や民間で借りた建物など。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営	公立民営	私立民営
	41 (41)	0	10 (10)
登録児童数	1,789 (令和6年5月1日時点) 1,681 (令和6年10月1日時点)		
待機児童数	97 (令和6年5月1日時点) 20 (令和6年10月1日時点)		

施策の  
背景



- 夏季休業中のみの預かり事業を令和元年度から開設している。開設のきっかけは、夏休みの利用希望者が増え、**低学年に待機が出てしまう**ことである。待機児童数は、例年夏休みまで増加するが、秋以降は放課後児童クラブを退所する方が増え、減少していく傾向にあった。待機児童の保護者には、ファミリー・サポート・センター事業を案内するなどしている。

参考  
「夏季において児童クラブの期待に応える『夏季拠点児童クラブ』を1か所増設します!」  
<https://www.city.toyokawa.lg.jp/material/files/group/3/20240718-1.pdf>

施策の  
内容



- 夏季休業中のみの預かり事業（**夏季拠点児童クラブ**）を令和元年度から開設し、今年度は3か所で実施した。
- 開設箇所を増設するにあたり、民間事業者に運営を委託した。直営で行っていた際は、市の職員がこどもの健康状態や特徴などを事前に聞き取ったり、職員のシフトを組んでいたりもした。委託時には、事業者がそのノウハウを活用し研修を行い、市の職員も関わりながら運営した。
- 利用対象は、申込の結果、通常の校区のクラブを待機となった児童で、定員は3か所各30人、令和6年度の登録児童は2年生が多くを占めた。利用要件（保護者の就労要件）について、通常のクラブは「週3日以上で15時以降も勤務している方」だが、夏季休業中のみの児童クラブは「**週3日以上で児童クラブの開設時間内に3.5時間以上勤務している方**」を対象としている。

取組  
概要



場所・設備

- 小学校内で2か所、町民館で1か所運営した。
- セキュリティの管理等の懸念から、学校側の了承を得るのが難しい点があるが、この2か所は既に児童クラブの受入れ実績があったことで、理解が得やすかった。
- 町民館は、地元の方に開設を相談した際、スムーズに受け入れてくれた。

開所日・開所時間

- 土日、お盆以外に開所。開所時間は7時半から19時まで。
- 保護者などからの要望があり、通常の放課後児童クラブより開所時間を早く設定している。

人材確保

- 委託先で支援員を確保している。
- 直営で行っていた際は、市のホームページへの求人掲載や、求人票のチラシを公共施設・大学に配布したり、市と連携している薬局の掲示板でチラシを貼ってもらったりしていた。
- 働く方の属性として、**小学校が夏休みの間勤務のない方（給食センター、用務員、非常勤）**などもある。

昼食提供

- 宅配弁当屋**にこども用のお弁当を作ってもらい、利用希望者がアプリなどを通じて事業者へ直接注文する取組を試行的に実施した。料金設定は400円以内で、日替わりで献立が決まっている。

利用推進

- 就労状況などに応じて点数を付けて入所を決定している。各校区に入所できなかった児童を点数順に案内した。
- 今年度の預かり事業の利用希望者の合計は362名。定員に空きがなく、案内できなかった人数は47名である。



←職員募集 ちらし  
出所：豊川市提供

取組成果  
・課題

- 遊び、宿題、お昼ご飯とおやつの時間、DVD鑑賞などの時間を設けている。外遊びをすることは少なかった。
- 今年度試行的に実施した昼食提供は、保護者からの要望も踏まえて今後も実施していく予定。
- 夏休みの需要は引き続き高いと見込まれるため、夏季拠点児童クラブを引き続き3か所で開設していく予定。
- 保護者の送迎が必ず必要になってくるため、**開設場所で駐車場を確保**することが難しい。また、夏季休業期間のみに限定した預かり事業の運営を請け負うことのできる事業者を選定することが難しい。

自治体概要

- 静岡県東部に位置する人口43,528人（令和6年1月1日時点）の町。町内の小学校に在籍する児童数は2,604人（令和6年5月1日時点）。
- 放課後児童クラブの所管は長泉町こども未来課。全てのクラブを株式会社が運営している。

クラブ数 (支援単位数)	公立公営	公立民営	私立民営
	0	10 (18)	0
登録児童数	687 (令和6年5月1日時点) 656 (令和6年10月1日時点)		
待機児童数	0 (令和6年5月1日時点) 0 (令和6年10月1日時点)		

施策の  
背景



- 待機児童が令和3年度は発生していた。待機児童は高学年が多い状況であった。
- こどもに関する政策を充実させており、子育ての町という印象を持たれていることもあり、こどもの数は他自治体と比べると増えている状況である。
- 町として課題認識は2つあった。1つ目は待機児童対策である。継続利用者が多くなったため、今後、待機児童が発生する可能性があった。2つ目は夏休みのみ利用したいというニーズに応えることである。令和5年度までは夏休みのみ利用したい方も通年で利用しており、夏休みが終わると利用者が減っていくという傾向であった。

施策の  
内容



- 令和6年度に「夏季休業期間限定放課後児童会」を1つ設置した。
- 公立民営の放課後児童クラブを運営している株式会社が、夏季休業期間限定放課後児童会の運営も行っている。
- 定員は35名。令和6年度の申込みが23名。申込者全員が利用することができた。学年の内訳は1年生7名、2年生2名、3年生2名、4年生3名、5年生8名、6年生1名である。高学年の児童に、通年は利用しなくてもよいが、夏休み中は利用したいというニーズがある。
- 利用要件は**通年の利用要件よりも緩和**している。夏休みのみの利用要件は、通年の利用要件から、「午後2時以降に勤務が終わること」という要件を無くし「7時半から18時半までの間で5時間以上勤務」とした。**夏休み利用希望者の中には朝からの仕事で午後2時までは勤務しないという家庭があるためである。**

取組  
概要



場所・設備

- 夏休み中は授業がないため、長泉小学校の**リース式校舎**の中で夏季休業期間限定の預かり事業を実施している。



長泉小学校リース式校舎  
出所：長泉町提供

人材確保

- 運営主体が雇用しているスタッフで対応している。**現場の責任者には他の放課後児童クラブから主任を選出した。**夏休みのみの雇用スタッフ、事務所の職員、短期の雇用スタッフで3名、本部の職員も現場に入りながら運営した。
- 主任を選出した放課後児童クラブには新規職員を雇用し、全体として職員が不足しないようにした。

昼食提供

- 運営主体が全国的に実施している**配食システム**を利用。保護者にはシステムに登録してもらい、保護者と事業者とのやりとりで完結している。

安全管理・衛生管理

- 追加的に準備したものは、衛生掃除関係が多い。座卓に加えて、フローリングの教室だったため、バズルマットを敷いた。他の放課後児童クラブで使えるようにしているため、無駄にはならないようにしている。



開所日・開所時間

- 開所時間は7時半から18時半で通年利用と同じである。

取組成果  
・課題

- 普段の放課後児童クラブと差がないようにしたいと思い、**他の放課後児童クラブからスタッフを主任として選出し、同じサービスを提供できるような人材配置**とした。
- 働く人材と保護者のニーズがマッチしていることもあり、こどもを預ける場所と働く人材の確保により、安定した運営ができた。次年度以降も継続していくため、定期的な人材確保の点では、学生が活躍できる場の提供と保護者の利用希望者を増やしていきたいと思う。保護者には夏休みのみの利用にメリットがあることが伝わると、利用希望者が増えてくる可能性がある。
- 夏休みのみの申し込み期間に利用希望者が増えるのであれば、枠の設定や別の場所での実施も検討していく必要がある。

自治体概要

- 神奈川県の内陸部に位置する人口224,060人（令和6年1月1日現在）の市。市内の児童数は10,212人（令和6年5月1日現在）。
- 放課後児童クラブの所管は厚木市健康子どもみらい部こども育成課。公立公営は23か所あり、小学校の敷地内及び隣接する施設で実施。

クラブ数  
(支援単位数)

公立公営  
23 (31)

公立民営  
0

私立民営  
14

登録児童数

1,319 (令和6年5月1日現在)  
1,211 (令和6年10月1日現在) ※公立公営

待機児童数

35 (令和6年5月1日現在)  
13 (令和6年10月1日現在) ※公立公営

施策の  
背景



- 令和5年度までは、すべての放課後児童クラブで夏休み期間限定の入所申請を受け付け、定員に空きがある場合のみ承認を行った。申請できるのは就学している小学校区にある放課後児童クラブのみだった。
- 入所状況を考慮した上で、一部のクラブで学区外の児童の申請も受け付けていた。
- 令和6年度は、夏休み期間限定の預かりサービスを放課後児童健全育成事業とは別の事業として試験的に実施した。
- 上記の実施に伴い、昨年度まで実施していた放課後児童クラブでの夏休み期間限定の募集は行わなかった。

施策の  
内容



- 放課後児童クラブの運営実績がある事業者を探し、委託した。
- 夏休み期間限定の預かりサービスへの利用申請は、5月中旬から6月上旬まで受け付けている。
- 令和6年度は、50名定員のところ、28名の申請があった。1～5年生まで、様々な学年の児童が利用した。



取組  
概要

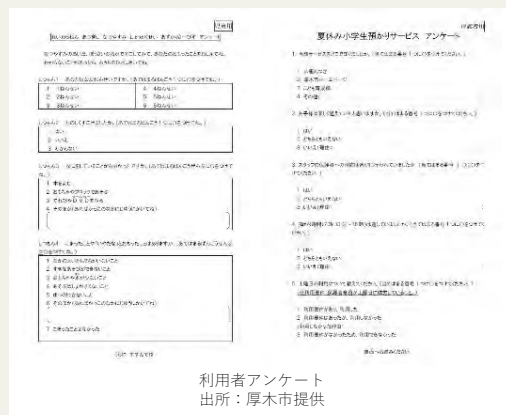


場所・設備

- 実施場所は、**市所管の施設**（ぼうさいの丘公園内）。市のほぼ中心に位置し、最寄駅からは車で10～15分。研修や趣味の活動など、地域活動において利用されている。**場所は市が確保した。**
- 本実施場所の検討をするにあたり、保護者による車で送迎が可能な「**駐車場がある場所**」、開所期間中備品等を置いておける「**継続しての利用が可能な場所**」という条件で施設を選んだ。施設内の1部屋であるが、広さは十分に確保できていた。

利用推進

- 夏休み期間限定の預かりサービスへの利用申請は、5月中旬から6月上旬まで受付。
- 放課後児童クラブと当該サービスの両方に、並行して申込みをすることは可能。ただし、審査の結果放課後児童クラブに入所できた場合は、そちらが優先される。



利用者アンケート  
出所：厚木市提供

取組成果  
・課題

- こども育成課と委託事業者の調整が困難だったが、当該サービスが実際に始まってからは特に問題はなかった。
- 利用者（保護者と子ども）にアンケート（右上画像参照）を実施した結果、どちらからの評価も概ね良好であった。**アンケート結果を踏まえて、次年度に向けて事業の見直し、検討を行う予定である。  
【アンケート項目】  
  - （保護者向け）
    - 当該サービスをどこで知ったか
    - 子どもが楽しく通っていたと思うか
    - スタッフの保護者への対応は適切だったか
    - 預かり時間は適切だったか
    - 土曜日の利用有無について
    - 預かり場所の利用希望について
    - サービス利用にあたり重要だと考える項目
    - その他意見について（自由記述）
  - （子ども向け）
    - 学年
    - たのしくすごせたか
    - クラブでの活動内容
    - 困ったことや不快に感じたことについて
    - クラブのスタッフについて感じたこと
- こどもの居場所を確保するにも人材確保が難しい。こどもの支援を任せられることができる十分な能力・経験を持つ人材の人材バンクなどがあり、国または都道府県から柔軟に人材の紹介と派遣を行ってもらえるような仕組みがあると良い。

## 夏季休業期間における こどもの居場所づくりの状況（アンケート調査結果）

※以降は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が令和6年度に実施した「小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査」の結果をご紹介します。

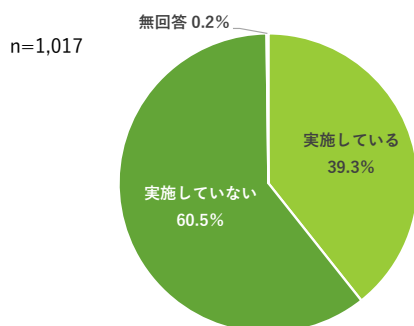
© 2025 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

### 夏季休業中におけるこどもの居場所づくりの状況

27

- 市区町村のうち約4割が「小学校の夏季休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所」（以降、「夏季休業期間のみのこどもの居場所」という）を実施。
  - うち約9割が放課後児童健全育成事業の枠組みの中での対応、2割が放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等としての対応を実施。

#### 夏季休業中のみのこどもの居場所の実施状況（単一回答）



#### 夏季休業中のみのこどもの居場所に関する施策の内容（複数回答）

		n	%
放課後児童健全育成事業として実施するもの	夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける	291	72.8
	（夏季休業中のみ）通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす	73	18.3
	上記以外	45	11.3
放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの	夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する	48	12.0
	上記以外	38	9.5
無回答		3	0.8
合計		400	100.0

※施策を実施している自治体のみを対象として集計

- 夏季休業中のこどもの居場所運営の質の向上に取り組んでいる市区町村は約3割。
  - 質の向上の施策として最も多かったのが「昼食の提供に関すること」（46.7%）、次いで「開所日・開所時間に関すること」（35.2%）、「安全管理・衛生管理に関すること」（25.7%）など。

（自治体施策の具体的な内容）

- 【昼食の提供】「自治体が契約した委託業者が希望する家庭の事前調査を行い、昼食の手配を行っている」「アレルギー関係を徹底して確認する」
- 【開所日・開所時間に関すること】「長期休業中は土曜日でも一日開所している」「お盆も利用者のニーズに応じて、一部施設を開所している」
- 【安全管理・衛生管理に関すること】「熱中症対策として空調設備が整った体育館を使用している」「うがい・手洗いや消毒」

- 運営主体における質の向上の施策として最も多かったのが「活動内容の充実（運営主体単独で実施）」（71.4%）、次いで「利用案内等の発信」（48.0%）、「安全管理・衛生管理への特別な配慮」「活動内容の充実（他事業等と連携して実施）」（いずれも35.7%）等。

夏季休業中のみの子どもの居場所運営に当たり、運営主体が実施していること（複数回答）

質の向上に向けた自治体施策の内容（複数回答）

	n	%
開所日・開所時間に関すること	107	35.2
昼食の提供に関すること	142	46.7
安全管理・衛生管理に関すること	78	25.7
他事業等との連携に関すること	55	18.1
その他	57	18.8
無回答	2	0.7
合計	304	100.0

	n	%
利用案内等の発信	65	43.9
送迎の支援	13	8.8
昼食の提供	54	36.5
家庭の就労状況などに配慮した開所日（お盆期間中の開所等）	50	33.8
家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定	52	35.1
安全管理・衛生管理への特別な配慮	61	41.2
活動内容の充実（運営主体単独で実施） 例：運営主体や各居場所独自で行うイベント・活動等	112	75.7
活動内容の充実（他事業等と連携して実施） 例：外部の団体が主宰するイベントへの参加、共催等	48	32.4
その他	5	3.4
実施していることはない	9	6.1
無回答	1	0.7
合計	148	100.0

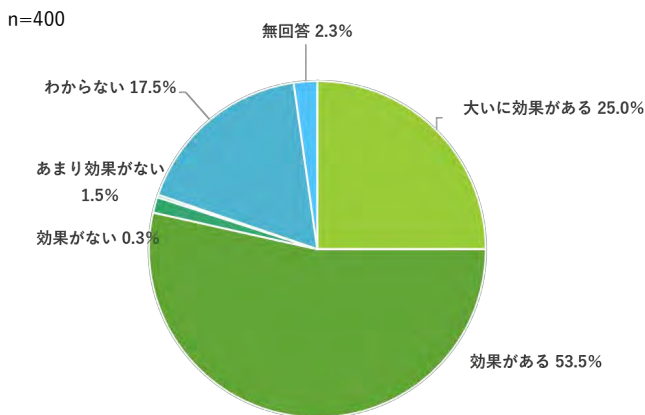
（出所）左：小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（市区町村）より  
右：小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（運営主体）より

夏季休業中におけるこどもの居場所づくりの状況

- 夏季休業期間のみの子どもの居場所づくりに関する施策の効果を感じている市区町村は約8割。
  - 一方で施策の効果が変わらないと回答する市区町村、運営主体も一定数存在。
- 効果を感じている理由として、「保護者が満足しているから」（75.5%）と最も多く、次いで「待機児童を削減することができたから」（21.3%）、「こどもが満足しているから」（18.2%）等。

夏季休業中のみの子ども居場所づくりの効果（単一回答）

夏季休業中のみの子どもの居場所づくりにおける施策の効果があると思う理由（複数回答）



	n	%
待機児童を削減することができたから	67	21.3
夏季休業中のみの子どもの居場所があることで、放課後児童クラブの（通年の）運営に係る負担が軽減されたから	43	13.7
保護者が満足しているから	237	75.5
こどもが満足しているから	57	18.2
その他	29	9.2
無回答	2	0.6
合計	314	100.0

（出所）小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（市区町村）より

- 夏季休業期間のみのこどもの居場所づくりに対する職員・子ども・保護者からの評価を運営主体に尋ねたところ、いずれも「評価されている」「どちらかという評価されている」の合計が5割前後。
  - ただし、職員・子ども・保護者の評価を把握していないケースも一定数存在。

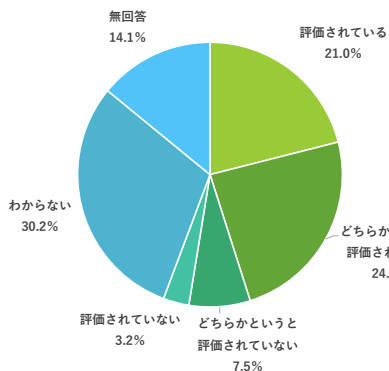
【職員から評価されている理由】「保護者の要望を満たすことができ、関係構築につながるから」「子どもたちに夏休みだからこその経験を提供できるから」等

【子どもから評価されている理由】「他の児童と遊べるから」「自由遊びができるから」「宿題を終えることができるから」等

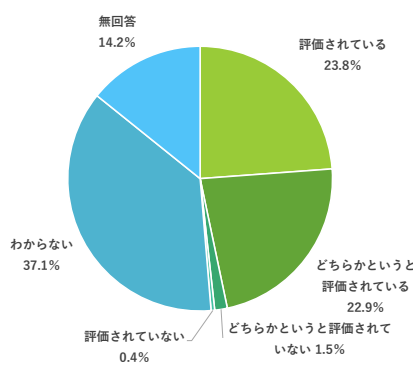
【保護者から評価されている理由】「子どもが安全に楽しく過ごすことができているから」「子どもが長時間一人で過ごす事が不安だから」等

運営主体からみた、夏季休業期間のみのこどもの居場所づくりに対する評価（単一回答）

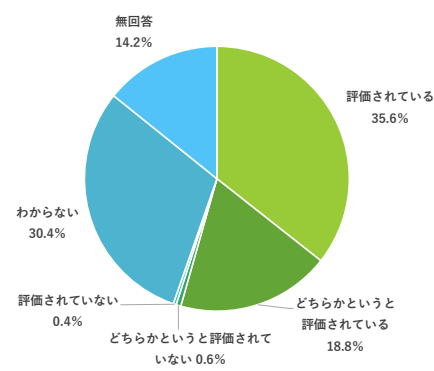
a.職員からの評価  
n=1,364



b.子どもからの評価  
n=1,364



c.保護者からの評価  
n=1,364



(出所) 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（運営主体）より

© 2025 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

- 夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題について、市区町村からは「夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい」という意見が最も多く、次いで「実施場所の確保・選定が難しい」等。

夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題  
：放課後児童健全育成事業として実施するもののみある自治体（複数回答）

課題	n	%
実施場所の確保・選定が難しい	126	39.9
夏季休業中のみの居場所を運営する事業者の確保が難しい	43	13.6
夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	224	70.9
夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援（子どもや保護者との関係構築を含む）の難しさがある	73	23.1
活動内容の企画・運営が大変	65	20.6
安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	118	37.3
上記以外	7	2.2
保護者から利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	51	16.1
開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙がっている	65	20.6
居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙がっている	35	11.1
昼食を提供（用意）してほしいという要望が挙がっている	83	26.3
上記以外	7	2.2
その他	4	1.3
特に課題はない	18	5.7
無回答	12	3.8
合計	316	100.0

夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題  
：小学生の預かり事業等として実施するもののみある自治体（複数回答）

課題	n	%
実施場所の確保・選定が難しい	15	31.3
夏季休業中のみの居場所を運営する事業者の確保が難しい	15	31.3
夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	29	60.4
夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援（子どもや保護者との関係構築を含む）の難しさがある	7	14.6
活動内容の企画・運営が大変	15	31.3
安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	16	33.3
上記以外	3	6.3
保護者から利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	8	16.7
開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙がっている	13	27.1
居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙がっている	5	10.4
昼食を提供（用意）してほしいという要望が挙がっている	5	10.4
上記以外	7	14.6
その他	1	2.1
特に課題はない	5	10.4
無回答	3	6.3
合計	48	100.0

(出所) 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（市区町村）より

© 2025 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

- 運営主体からも同様に、「夏季休業中のみでの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい」という声が多く、次いで「安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要」等。

**夏季休業期間のみでのこどもの居場所を運営するうえでの課題**  
**：放課後児童健全育成事業として実施するもののみある運営主体**  
**(複数回答)**

**夏季休業期間のみでのこどもの居場所を運営するうえでの課題**  
**：小学生の預かり事業等として実施するもののみある運営主体**  
**(複数回答)**

	n	%
実施場所の確保・選定が難しい	182	21.0
夏季休業中のみでの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	602	69.4
夏季休業中のみでの居場所ならではのこどもの支援（こどもや保護者との関係構築を含む）の難しさがある	276	31.8
活動内容の企画・運営が大変	315	36.3
安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	504	58.1
上記1～5以外	69	7.9
利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	177	20.4
開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙げられている	137	15.8
居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙げられている	75	8.6
昼食を提供（用意）してほしいという要望が挙げられている	182	21.0
上記7～10以外	41	4.7
上記1～12以外	14	1.6
特に課題はない	42	4.8
無回答	38	4.4
	868	100

	n	%
実施場所の確保・選定が難しい	14	22.2
夏季休業中のみでの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	42	66.7
夏季休業中のみでの居場所ならではのこどもの支援（こどもや保護者との関係構築を含む）の難しさがある	14	22.2
活動内容の企画・運営が大変	22	34.9
安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	27	42.9
上記1～5以外	7	11.1
利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	15	23.8
開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙げられている	14	22.2
居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙げられている	4	6.3
昼食を提供（用意）してほしいという要望が挙げられている	11	17.5
上記7～10以外	1	1.6
上記1～12以外	2	3.2
特に課題はない	0	0.0
無回答	4	6.3
	63	100

(出所) 小学校の夏季休業期間におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（運営主体）より



参考情報等

- 放課後児童対策パッケージ 2025

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/a43a5c58/20241223\\_policies\\_kosodateshien\\_houkago-jidou\\_53.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/a43a5c58/20241223_policies_kosodateshien_houkago-jidou_53.pdf)

(概要版)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/dcc58659/20241227\\_policies\\_kosodateshien\\_houkago-jidou\\_54.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/dcc58659/20241227_policies_kosodateshien_houkago-jidou_54.pdf)

© 2025 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

ともに挑む。ともに実る。

**MIZUHO**



© 2025 Mizuho Research & Technologies, Ltd.

## 参考資料

# 小学校の夏季休業中におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（市区町村）

小学校の夏季休業中におけるこどもの居場所に関するアンケート調査 ご協力をお願い

この度、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社では、こども家庭庁より令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業の採択を受けて「小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究」を実施しており、本事業の一環として標記アンケート調査を行うこととなりました。つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご回答につきましては、同封している『小学校の夏季休業中におけるこどもの居場所に関するアンケート調査』ご協力のお願いや、「市区町村向けアンケート調査 回答要領」にしたがって、2024年10月28日（月曜日）までにご回答くださいますよう、お願いいたします。

## 調査の概要とご記入にあたっての留意点等

1. 本調査は、こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業として採択を受け、みずほリサーチ&テクノロジーズ（株）が実施しています。
2. 調査対象：全国の市区町村（悉皆）
3. 回答者：放課後児童健全育成事業担当課 ご担当者様  
（関係部局・関係者とも協議・調整いただいた上でご回答ください）
4. 調査提出締切日： **2024年10月28日（月）**  
※ 回答済みの電子ファイルを下記に記載のURLにアップロードください。  
アップロード先URL： <https://en.surece.co.jp/houkagojidou2024/>  
※ アップロードできない場合は下記問い合わせ先に記載しているメールアドレスにファイルを添付してご送付ください。

### 5. ご記入にあたっての留意点

- (1)-1 選択式の回答欄は薄い水色の箇所です。こちらにご回答をお願いいたします。  
リストより「○」または該当する数値を選択してください。

例) 放課後児童健全育成事業の実施状況 (1つを選択)	1.実施している	<input type="checkbox"/>
	2.実施していない	<input type="checkbox"/>

- (1)-2 数値や文章を入力いただく回答欄は黄色の箇所です。こちらにご回答をお願いいたします。

例) 自治体名(自由記述)	<input type="text"/>
---------------	----------------------

- (2) 本調査のご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいたしませんので、ご回答いただける範囲でご記入ください。なお、本調査へのご協力は任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。
- (3) 調査結果の公表にあたっては、原則として統計処理を行ったうえで掲載いたします。そのままの情報が公表されることはございません。
- (4) 弊社はプライバシーマーク認定事業者です。ご提出いただきました個人情報は弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。
- (5) エクセル調査票はPC環境により改行位置が崩れたり文字が見切れたりすることがございます。大変恐縮ではございますが、その場合はセルを広げていただきご覧いただけますと幸いです。

### 【調査実施機関・問合せ先】

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

小学校の夏季休業中におけるこどもの居場所に関するアンケート調査 事務局

Tel: **03-5281-5276**

回答済調査票のアップロード先 : <https://en.surece.co.jp/houkagojidou2024/>

アップロードできない場合の提出先（メール添付） : [houkagojidou2024@surece.co.jp](mailto:hokagojidou2024@surece.co.jp)

※本アンケートの結果が外部に特定されるなど、ご回答者様にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

※アンケートに記入された事項については、本調査研究以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままご記入ください。



※問5～7は、放課後児童健全育成事業を実施している場合のみご回答ください。  
実施していない場合は、問8へお進みください。

## 2. 放課後児童健全育成事業の実施状況

### 問5 放課後児童クラブ・支援の単位数 (数値記入)

※2024年5月1日時点の状況をご回答ください。

なお、該当するものがない(0か所)の場合には、「0(ゼロ)」を記入してください。

#### a. 放課後児童クラブ数

公立公営	公立民営	国立民営

#### b. 支援の単位数

公立公営	公立民営	国立民営

### 問6 放課後児童クラブの登録児童数/待機児童数 (数値記入)

※該当するものがない(0人)の場合には、「0(ゼロ)」を記入してください。

登録児童数		人	
待機児童数		人	
うち、夏季休業中のみ利用を希望する児童数		人	把握していない場合 右欄に○を記入

### 問7 放課後児童クラブへの登録(申込み受付)時期(1つ選択)

1.申込み受付は、年度開始前(4月～の利用申込み受付)の1回のみ	2.年度開始前に4月～の利用登録受付時期を設けるほか、年度が始まったあとも <u>数回(1学期に1回など)登録受付時期を設けている</u>	
3.年度開始前に4月～の利用登録受付時期を設けるほか、年度が始まったあとも <u>随時(月次などで)登録を受け付けている</u>	4.上記以外(具体的に: )	

### 3. 夏季休業中のこどもの居場所づくりに係る施策等

問8 貴自治体の子ども・子育て支援事業計画等における夏季休業中のこどもの居場所に関する記載の有無  
(1つ選択)

1.記載あり	2.記載なし	
--------	--------	--

問8-1 (問8で「1. 記載あり」の場合のみ) 当該計画の根拠として活用した情報等  
(あてはまるもの全てを選択)

1.保護者へのアンケート、ヒアリング等	
2.子どもへのアンケート、ヒアリング等	
3.放課後児童クラブ運営者・放課後児童クラブへのアンケート、ヒアリング等	
4.他自治体における参考事例	
5.放課後児童クラブの利用状況に係る統計データ(登録児童数、待機児童数等)	
6.自治体内の人口等に係る統計データ(人口推移等)	
7.その他 ( )	
8.わからない	

問9 夏季休業中のみのこどもの居場所の実施状況(1つ選択)

※「長期休業中のみ」という括りの取組も、「夏季休業中のみ」と同義で捉えていただいて構いません。

※貴自治体の施策として実施している場合のみ「実施している」と回答ください。(例：指定管理の要件として、夏季休業中の支援単位増を定めている、自治体独自の事業として夏季休業中のこどもの居場所を運営しているなど)

1.実施している	2.実施していない	
----------	-----------	--

【問10(枝問を含む)は問9で「1. 実施している」を選択した場合のみ】

問10 施策の位置づけ(あてはまるもの全てを選択)

放課後児童健全育成事業として実施するもの	1.夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける(※1)	
	2.(夏季休業中のみ)通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす	
	3.1、2以外 (具体的に: )	
放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの	4.夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する	
	5.4以外 (具体的に: )	

※1 定員に空きがある場合に、その枠を活用して夏季休業中のみの利用登録枠を設けている場合にも、○をつけてください。

**問10-1 (問10で「1」「2」「4」を選択した場合のみ) 夏季休業中のみのこどもの居場所の利用対象 (それぞれあてはまるものを全てを選択)**

	1. 放課後児童クラブの待機児童であり、さらに一定の条件※1を満たす場合のみ利用可能	2. 放課後児童クラブの待機児童である場合のみ利用可能	3. 待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件※2を満たせば利用可能	4. 放課後児童クラブの利用要件を満たしていても利用可能	5. 左記以外(下記の黄色欄に記載ください)
a. 夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける					( )
b. (夏季休業中のみ) 通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす					( )
c. 夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する					( )

※1利用できる児童の学年等

※2当該自治体の住民登録有無や、保護者が一定時間以上就労していること等

**問10-2 (問10で「1」「2」「4」を選択した場合のみ) 夏季休業中のみのこどもの居場所を利用するための登録方法 (あてはまるものを全てを選択)**

	1. 年度当初にまとめて登録	2. 夏季休業が近づいたときに申込みを受け付けて登録	3. 左記以外(下記の黄色欄にご記載ください)
a. 夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける			( )
b. (夏季休業中のみ) 通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす			( )
c. 夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する			( )

**問10-3 (問10で「1. 夏季休業中のみの利用登録枠を設ける」を選択した場合のみ) 登録の考え方 (あてはまるものを全てを選択)**

1. 通年利用の利用者が定員に満たない放課後児童クラブのみ、受入れ可能	
2. 通年利用の利用定員とは別に、夏季休業中のみの利用登録枠を設定	
3. その他(具体的に: )	

**問10-4 (問10で「4. 夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する」を選択した場合のみ) 当該施策の所管部局 (あてはまるもの全てを選択)**

1.放課後児童健全育成事業の所管部局	<input type="checkbox"/>
2.放課後児童健全育成事業の所管部局と異なる部局	<input type="checkbox"/>

**問10-5 夏季休業中のみのこどもの居場所づくりの効果 (1つ選択)**

1.大いに効果がある	2.効果がある	<input type="checkbox"/>
3.あまり効果がない	4.効果がない	
5.わからない		

**問10-6 (問10-5で「1. 大いに効果がある」「2. 効果がある」を選択した場合のみ) 効果があったと思う理由 (あてはまるもの全てを選択)**

1.待機児童を削減することができたから	<input type="checkbox"/>
2.夏季休業中のみのこどもの居場所があることで、放課後児童クラブの(通年の)運営に係る負担が軽減されたから	<input type="checkbox"/>
3.保護者が満足しているから	<input type="checkbox"/>
4.こどもが満足しているから	<input type="checkbox"/>
5.その他(具体的に: _____ )	<input type="checkbox"/>

**問10-7 (問10-6で「3. 保護者が満足しているから」を選択した場合のみ) 満足している理由 (あてはまるもの全てを選択)**

1.利用料が安いから	<input type="checkbox"/>
2.利用手順が簡単だから	<input type="checkbox"/>
3.放課後児童クラブの利用要件を満たしていなくても利用できるから	<input type="checkbox"/>
4.開所日、開所時間が保護者のニーズに合っているから	<input type="checkbox"/>
5.活動内容や過ごし方が保護者のニーズに合っているから	<input type="checkbox"/>
6.昼食が提供されるから	<input type="checkbox"/>
7.こどもが安全に楽しく過ごすことができているから	<input type="checkbox"/>
8.夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるから	<input type="checkbox"/>
9.実施場所までのアクセスが良いから	<input type="checkbox"/>
10.その他(具体的に: _____ )	<input type="checkbox"/>

**問10-8 (問10-6で「4. こどもが満足しているから」を選択した場合のみ) こどもから聞かれている意見・感想などの具体的内容 (自由記入)**

**問10-9 (問10-5で「3. あまり効果がない」「4. 効果がない」を選択した場合のみ) 効果がないと思う理由 (あてはまるもの全てを選択)**

1.待機児童が生じているから	
2.居場所の職員の負担が増えたから	
3.保護者から不満・改善の要望が挙がっているから	
4.子どもから不満・改善の要望が挙がっているから	
5.その他 (具体的に : _____ )	

**問10-10 (問10-9で「3. 保護者から不満・改善の要望が挙がっているから」を選択した場合のみ) 満足していない理由 (あてはまるもの全てを選択)**

1.利用料が高いから	
2.利用手続が面倒だから	
3.放課後児童クラブの利用要件を満たしていなければ利用できないから	
4.開所日、開所時間が保護者のニーズに合っていないから	
5.利用を希望しても、利用できない場合があるから (申込者超過など)	
6.活動内容や過ごし方が保護者のニーズに合っていないから	
7.昼食を用意しなければならないから	
8.実施場所へのアクセスが不便だから	
9.運営の質に課題があるから	
10.その他 (具体的に : _____ )	

**問10-11 (問10-9で「4. 子どもから不満・改善の要望が挙がっているから」を選択した場合のみ) 子どもから聞かれている意見・感想などの具体的内容 (自由記入)**

問10-12 夏季休業中のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題（あてはまるもの全てを選択）

運営上の課題として	1.実施場所の確保・選定が難しい	
	2.夏季休業中のみの居場所を運営する事業者の確保が難しい	
	3.夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	
	4.夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援（こどもや保護者との関係構築を含む）の難しさがある	
	5.活動内容の企画・運営が大変	
	6.安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	
	7.1～6以外（具体的に： <input type="text"/> )	
保護者から寄せられる意見への対応として	8.利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	
	9.開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙がっている	
	10.居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙がっている	
	11.昼食を提供（用意）してほしいという要望が挙がっている	
	12.8～11以外（具体的に： <input type="text"/> )	
その他	13.上記以外 （具体的に： <input type="text"/> )	
	14.特に課題はない	

問10-13 問10-12の具体的内容（自由記述）

問10-14 夏季休業中のみのこどもの居場所を利用した家庭における「通年利用」のニーズ（1つ選択）

1.大いにニーズがある	2.ニーズがある	
3.あまりニーズはない	4.ニーズはない	
5.わからない		

【問11（枝問を含む）は問9で「2. 実施していない」を選択した場合のみ】

問11 夏季休業中のみのこどもの居場所を実施していない理由（最もあてはまるもの1つを選択）

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| 1.夏季休業中のみのこどもの居場所に対するニーズがないから                  | <input type="checkbox"/> |
| 2.夏季休業中のみのこどもの居場所を実施するための予算が確保できないから           | <input type="checkbox"/> |
| 3.夏季休業中のみのこどもの居場所を実施するための場所を確保できないから           | <input type="checkbox"/> |
| 4.夏季休業中のみのこどもの居場所を実施するための人材（運営者、職員）を確保できないから   | <input type="checkbox"/> |
| 5.夏季休業中のみのこどもの居場所実施が、貴自治体の子ども子育て施策の考え方に適合しないから | <input type="checkbox"/> |
| 6.その他（具体的に： <input type="text"/> ）             | <input type="checkbox"/> |

問11-1（問11で「2」「3」「4」を選択した場合のみ）夏季休業中のみのこどもの居場所の必要性（1つ選択）

- |           |        |                          |
|-----------|--------|--------------------------|
| 1.大いに必要   | 2.必要   | <input type="checkbox"/> |
| 3.あまり必要ない | 4.必要ない | <input type="checkbox"/> |

問11-2（問11-1で「1. 大いに必要」「2. 必要」を選択した場合のみ）夏季休業中のみのこどもの居場所が必要と思う理由・背景等（自由記入）

## 4. 夏季休業中のこどもの居場所運営の質の向上

問12 夏季休業中のこどもの居場所の質の向上に向けた施策の有無（1つ選択）

※本設問は、「夏季休業中のみの居場所」であるか否かを問いません。通年開所の放課後児童クラブでも、夏季休業中の運営に特化した施策を実施している場合には、「実施している」と回答してください。ただし、貴自治体の統一的な施策として実施している場合のみ「実施している」と回答ください。（例：指定管理の要件として、夏季休業中の昼食提供を定めている、自治体独自に夏季休業中の育成支援に関するマニュアルを作成しているなど）

- |          |           |                          |
|----------|-----------|--------------------------|
| 1.実施している | 2.実施していない | <input type="checkbox"/> |
|----------|-----------|--------------------------|

【問13（枝問を含む）は問12で「1. 実施している」を選択した場合のみ】

問13 施策の内容（あてはまるもの全てを選択）

1.開所日・開所時間に関すること	
2.昼食の提供に関すること	
3.安全管理・衛生管理に関すること	
4.他事業等との連携に関すること	
5.その他（具体的に： _____ )	

問13-1 上記「1」「2」「3」「5」の具体的な内容（自由記入）

【開所日・開所時間に関すること】（例：土曜日等の学校休業日よりも夏季休業中は開所時間を長く設定している等）

【昼食の提供に関すること】（例：希望する家庭に自治体が契約した業者から昼食を手配する等）

【安全管理・衛生管理に関すること】（例：熱中症対策として空調設備が整った体育館を使用する等）

【その他】

問13-2（問13で、「4. 他事業等との連携に関すること」を選択した場合のみ）連携先（あてはまるもの全てを選択）

1.放課後子供教室	
2.放課後等デイサービス	
3.児童館・児童センター	
4.ファミリー・サポート・センター	
5.（公費を使用せずに運営する）民間の預かり事業	
6.地域住民・団体	
7.上記以外の民間企業	
8.上記以外の公共機関・施設	





問16-4 (問16で、「2. 実施に向けて検討中」「3. 実施していない」を選択した場合のみ)  
 実施にあたっての課題 (あてはまるものを全て選択)

1.利用ニーズをどのように把握すれば良いかわからない	
2.運営者を見つけるのが難しい	
3.居場所運営に従事する人材の確保が難しい	
4.居場所(場所)の確保・調整が難しい	
5.居場所づくりのための予算確保が難しい	
6.他に優先すべき施策がある	
7.その他(具体的に: _____)	
8.特に課題はない	

## 7. こどもの居場所に関するご意見・ご要望

問17 (学校がある期間の朝の居場所を含む) こどもの居場所に関する貴自治体のご意見・ご要望 ※現状の問題意識・ご意見・ご要望のほか、今後課題となりそうなことも含めて自由にご記入ください。(自由記入)

## 8. 連絡先並びにヒアリング調査協力可否

問18 本事業ではこちらのアンケート調査と並行して、夏季休業中のこどもの居場所や平日朝のこどもの居場所について詳細に把握するため、ヒアリング調査を実施いたします。

差支えなければ、上記ヒアリング調査へのご協力の可否をお教えてください。

また、ご協力いただける場合は連絡先をご記入ください。

ヒアリング調査協力可否 (1つを選択)	1. 協力できる	2. 協力できない	
担当部署名			
ご担当者名			
電話番号		メールアドレス	

★アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました★

# 小学校の夏季休業中におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（運営主体）

小学校の夏季休業中におけるこどもの居場所に関するアンケート調査 ご協力をお願い

この度、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社では、こども家庭庁より令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業の採択を受けて「小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究」を実施しており、本事業の一環として標記アンケート調査を行うこととなりました。つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐れ入りますが、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご回答につきましては、同封している『小学校の夏季休業中におけるこどもの居場所に関するアンケート調査』ご協力のお願いや、「運営主体向けアンケート調査 回答要領」にしたがって、2024年10月28日（月曜日）までにご回答くださいますよう、お願いいたします。

## 調査の概要とご記入にあたっての留意点等

1. 本調査は、こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として採択を受け、みずほリサーチ&テクノロジーズ（株）が実施しています。
2. 調査対象：夏季休業中のこどもの居場所運営主体
3. 回答者：夏季休業中のこどもの居場所（※）を運営されている主体のご担当者様  
※本調査において「こどもの居場所」は、居場所となることを目的としてつくられた場や活動を指し、放課後児童健全育成事業以外のものも含まれます。
4. 調査提出締切日： **2024年10月28日（月）**

※ 回答済みの電子ファイルを下記に記載のURLにアップロードください。

アップロード先URL：<https://en.surece.co.jp/houkagojidou2024/>

※ アップロードできない場合は下記問い合わせ先に記載しているメールアドレスにファイルを添付してご送付ください。

### 5. ご記入にあたっての留意点

- (1)-1 選択式の回答欄は薄水色の箇所です。こちらにご回答お願いいたします。  
リストより「○」または該当する数値を選択してください。

例) 放課後児童健全  
成事業の実施状況  
(1つを選択)

- 1.実施している
- 2.実施していない

- (1)-2 数値や文章を入力いただく回答欄は黄色の箇所です。こちらにご回答お願いいたします。

例) 自治体名(自由記述)

- (2) 本調査のご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいたしませんので、ご回答いただける範囲でご記入ください。なお、本調査へのご協力は任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。
- (3) 調査結果の公表にあたっては、原則として統計処理を行ったうえで掲載いたします。そのままの情報が公表されることはございません。
- (4) 弊社はプライバシーマーク認定事業者です。ご提出いただきました個人情報には弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。
- (5) エクセル調査票はPC環境により改行位置が崩れたり文字が見切れたりすることがございます。大変恐縮ではございますが、その場合はセルを広げていただきご覧いただけますと幸いです。

【調査実施機関・問合せ先】

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

小学校の夏季休業中におけるこどもの居場所に関するアンケート調査 事務局

Tel: **03-5281-9565**

回答済調査票のアップロード先 : <https://en.surece.co.jp/houkagojidou2024/>

アップロードできない場合の提出先（メール添付） : [houkagojidou2024@surece.co.jp](mailto:hokagojidou2024@surece.co.jp)

※本アンケートの結果が外部に特定されるなど、ご回答者様にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

※アンケートに記入された事項については、本調査研究以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままご記入ください。

# 小学校の夏季休業中におけるこどもの居場所に関するアンケート調査（運営主体）

## 【本シートの設問にご回答いただく前にご確認いただきたい事項】

- ・このシートでは、小学校の夏季休業中等におけるこどもの居場所の運営状況等についてお伺いします。
- ・回答に際しては、関係部局・関係者とも協議・調整いただいた上でご記入をお願いいたします。
- ・特に断りのない限り、令和6年5月1日時点の状況をお答えください。
- ・黄色セル又は水色のセルが回答記入欄です。  
黄色セルには数値やテキストをご記入ください。水色セルはリストから該当するものを選択してください。  
なお、リストで「その他」の選択肢を選んだ場合には、具体的な内容をご記入いただく欄を設けています。  
ご記入いただくと大変参考になり、ありがとうございます。
- ・数値を回答いただく設問において、該当数がゼロの場合には（空欄ではなく）「0」を記入してください。
- ・自治体の場合：貴自治体内で“自治体直営で実施している”夏季休業中のみのこどもの居場所の状況に関してのみご回答ください。  
自治体内に“自治体直営で実施している”夏季休業中のみのこどもの居場所がない場合は、自治体での回答は不要です。
- ・民間事業者の場合：「本調査への回答依頼を受けた自治体内で運営している夏季休業中のみのこどもの居場所」の状況についてご回答ください。複数の自治体で夏季休業中のみのこどもの居場所を運営している事業者の場合も、回答依頼を受けた自治体内で運営しているもののみについてご回答ください。

## 1. 貴団体について

### 問1 自治体名についてお答えください。

※民間事業者の場合、当調査票を受取った自治体名をご記載ください。

都道府県名		市区町村名	
-------	--	-------	--

### 問2 団体種別についてお答えください。（1つ選択）

団体種別	1.市区町村	
	2.社会福祉法人	
	3.公益社団・財団、一般社団・財団法人	
	4.NPO法人	
	5.運営委員会・保護者会	
	6.任意団体（5を除く）	
	7.株式会社	
	8.学校法人	
	9.その他（具体的に： <input type="text"/> ）	

## 2. 放課後児童健全育成事業の実施状況

### 問3 放課後児童クラブの運営状況（1つ選択）

※ 市区町村の場合：直営の放課後児童クラブを運営している場合のみ「1. 運営している」を選択してください。

民間事業者の場合：放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業として実施するもの）を運営している場合に「1. 運営している」を選択してください。設置場所は問いません。

1.運営している	2.運営していない 【→問6へ】	
----------	------------------	--

### 問4 【民間事業者のみ】（問3「1. 運営している」を選択した場合のみ）

当該自治体内での放課後児童クラブ運営状況（1つ選択）

※ 当調査票を受け取った自治体における運営状況をお答えください。

1.運営している	2.運営していない 【→問6へ】	
----------	------------------	--

### 問5 【当該自治体内で放課後児童クラブを運営している場合のみ】

当該自治体における放課後児童クラブの運営数、登録児童数（数値記入）

※ 複数の自治体で放課後児童クラブを運営している場合は、当調査票を受け取った自治体における状況についてご記入ください

放課後児童クラブ運営数		か所
上記放課後児童クラブの登録児童数		人

## 3. 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

※以降の設問は貴団体が運営するこどもの居場所についてお伺いします。市区町村の場合は、直営のこどもの居場所についてご回答いただきます。

### 問6 夏季休業中のみのこどもの居場所に関する取組の内容（あてはまるもの全てを選択）

※ 「長期休業中のみ」という括りの取組も、「夏季休業中のみ」と同義で捉えていただいて構いません。

放課後児童健全育成事業として実施するもの	1.夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける（※1）	
	2.（夏季休業中のみ）通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす	
	3. 1、2以外（具体的に： <input type="text"/> ）	
放課後児童健全育成事業以外の独自事業等として実施するもの	4.夏季休業中のみの小学生の預かり事業等を実施する	
	5. 4以外（具体的に： <input type="text"/> ）	

※1 定員に空きがある場合に、その枠を活用して夏季休業中のみの利用登録枠を設けている場合にも、○をつけてください。









**問8 夏季休業中のみのこどもの居場所を運営する中で感じる課題（あてはまるもの全てを選択）**

運営上の課題として	1.実施場所の確保・選定が難しい	
	2.夏季休業中のみの居場所においてこどもの支援に従事する人材の確保が難しい	
	3.夏季休業中のみの居場所ならではのこどもの支援（こどもや保護者との関係構築を含む）の難しさがある	
	4.活動内容の企画・運営が大変	
	5.安全管理・衛生管理に一層の配慮が必要	
保護者から寄せられる意見への対応として	6. 1～5以外（具体的に： <input type="text"/> ）	
	7. 利用要件に該当しない家庭からも利用希望の声が聞かれる	
	8. 開所日や開所時間を延ばしてほしいという要望が挙げられている	
	9. 居場所での過ごし方、活動プログラムに関する要望が挙げられている	
	10. 昼食を提供（用意）してほしいという要望が挙げられている	
その他	11. 7～10以外（具体的に： <input type="text"/> ）	
	12. 上記以外（具体的に： <input type="text"/> ）	
	13. 特に課題はない	

**問8-1 問8の具体的な内容（自由記述）**

**問9 夏季休業中のみの利用を希望する家庭の受入れ等に関する貴団体の今後の意向（1つ選択）**

1.受入れを増やしていきたい	2.現状の運営水準（量）を維持したい	
3.受入れを縮小していきたい	4.その他（具体的に） <input type="text"/> )	

**問9-1 問9の回答理由（自由記入）**

※問10から問22までの設問は、問6で「2.（夏季休業中のみ）通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす」「4. 夏季休業中のみ小学生の預かり事業等を実施する」のいずれかを選択した場合のみお答えください。なお、ご回答に当たっては、貴団体が運営する夏季休業中のみのおどもの居場所のうち、最も利用児童数の多い1つの施設・事業を選定のうえ、その運営状況等をご回答いただきます。

**問10 まず、以降の設問でどの形態について回答いただくか、教えてください。（1つ選択）**

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| 1.（夏季休業中のみ）通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やすケースについて回答 | <input type="checkbox"/> |
| 2.夏季休業中のみ小学生の預かり事業等を実施するケースについて回答              | <input type="checkbox"/> |

**問11 開設場所（1つ選択）**

- |                                    |                  |                          |
|------------------------------------|------------------|--------------------------|
| 1.学校施設                             | 2.学校敷地内の専用施設     | <input type="checkbox"/> |
| 3.学校外の専用施設                         | 4.学校外の施設（専用ではない） | <input type="checkbox"/> |
| 5.その他（具体的に： <input type="text"/> ) |                  |                          |

**問12 利用対象（1つ選択）**

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| 1.放課後児童クラブの待機児童であり、さらに一定の条件（※1）を満たす場合のみ利用可能 | <input type="checkbox"/> |
| 2.放課後児童クラブの待機児童である場合のみ利用可能                  | <input type="checkbox"/> |
| 3.待機児童でなくても、放課後児童クラブの利用要件（※2）を満たせば利用可能      | <input type="checkbox"/> |
| 4.放課後児童クラブの利用要件を満たしていなくても利用可能               | <input type="checkbox"/> |
| 5.わからない                                     | <input type="checkbox"/> |
| 6.上記以外（具体的に： <input type="text"/> )         |                          |

※1利用できる児童の学年等

※2当該自治体の住民登録有無や、保護者が一定時間以上就労していること等

**問13 障害のあるこどもの受入れ（1つ選択）**

- |                                    |                          |
|------------------------------------|--------------------------|
| 1.障害の特性等によらず受け入れている                | <input type="checkbox"/> |
| 2.障害の特性等によって、受入れの可否を判断している         | <input type="checkbox"/> |
| 3.障害のあるこどもの受入れを行っていない              | <input type="checkbox"/> |
| 4.その他（具体的に： <input type="text"/> ) |                          |

**問14 利用対象を学区内に限定しているか否か（1つ選択）**

1.限定している	<input type="checkbox"/>
2.限定していない（ただし要件※あり） ※「対象学年を設定」「保護者が就労中の場合のみ」など	<input type="checkbox"/>
3.限定していない（要件なし）	<input type="checkbox"/>
4.その他（具体的に： <input type="text"/> ）	<input type="checkbox"/>

**問15 開所日数（1つ選択）**

1.週6日以上	2.週5日	<input type="checkbox"/>
3.週4日	4.週3日	<input type="checkbox"/>
5.週2日以下	6.その他（具体的に： <input type="text"/> ）	<input type="checkbox"/>

**問16 開所時間**

※夏季休業期間内で開所時間のパターンが複数ある場合、最も多いものを選択してください。

**a. 開始時間（1つ選択）**

1. 06：59よりも前	2. 07：00～07：29	<input type="checkbox"/>
3. 07：30～07：59	4. 08：00～08：29	<input type="checkbox"/>
5. 08：30以降		<input type="checkbox"/>

**b. 終了時間（1つ選択）**

1. 16：59よりも前	2. 17：00～17：29	<input type="checkbox"/>
3. 17：30～17：59	4. 18：00～18：29	<input type="checkbox"/>
5. 18：30以降		<input type="checkbox"/>

**問17 登録（申込み）方法（あてはまるもの全てを選択）**

1.年度当初にまとめて申込みを受付け	<input type="checkbox"/>
2.夏季休業が近づいたら申込みを受付け	<input type="checkbox"/>
3.その他（具体的に： <input type="text"/> ）	<input type="checkbox"/>

**問18 運営を担う人材確保のために実施していること（あてはまるもの全てを選択）**

1.放課後児童支援員の期間限定雇用	<input type="checkbox"/>	2.補助員の期間限定雇用	<input type="checkbox"/>
3.アルバイトの期間限定雇用	<input type="checkbox"/>	4.ボランティアの期間限定活用	<input type="checkbox"/>
5.その他（具体的に： <input type="text"/> ）	<input type="checkbox"/>	6.実施していることはない（既存の職員にて対応している場合を含む）	<input type="checkbox"/>

**問19 上記のほか、夏季休業中のみのこどもの居場所運営に当たって実施していること（あてはまるものを全てを選択）**

1.利用案内等の発信	
2.送迎の支援	
3.昼食の提供	
4.家庭の就労状況などに配慮した開所日（お盆期間中の開所等）	
5.家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定	
6.安全管理・衛生管理への特別な配慮	
7.活動内容の充実（運営主体単独で実施） 例：運営主体や各居場所独自で行うイベント・活動等	
8.活動内容の充実（他事業等と連携して実施） 例：外部の団体が主宰するイベントへの参加、共催等	
9.その他（具体的に： <input type="text"/> ）	
10.実施していることはない	

**問20（問19で「3. 昼食の提供」を選択した場合のみ）「昼食の提供」の具体的な内容**

**a. 対象者（1つを選択）**

1. 全員に昼食を提供	2. 希望があった場合に昼食を提供	
3. その他（具体的に： <input type="text"/> ）		

**b. 提供方法（1つを選択）**

1. 学校給食センターの活用	2. 弁当事業者との連携	
3. 保育所等の調理室の活用	4. 運営主体で一括して調理	
5. こども食堂との連携	6. その他（具体的に： <input type="text"/> ）	

**c. 保護者から徴収している費用（平均値を記入）**

1食あたり	<input type="text"/>	円
-------	----------------------	---

**問21（問19で「6. 安全管理・衛生管理への特別な配慮」を選択した場合のみ）**

**「安全管理・衛生管理への特別な配慮」の具体的な内容（自由記述）**

安全管理：

衛生管理：

--	--

問22 (問19で「8. 活動内容の充実 (他事業等と連携して実施)」を選択した場合のみ)

連携先 (あてはまるものを全てを選択)

1. 放課後子供教室	<input type="checkbox"/>	2. 放課後等デイサービス	<input type="checkbox"/>
3. 児童館・児童センター	<input type="checkbox"/>	4. ファミリー・サポート・センター	<input type="checkbox"/>
5. (公費を使用せずに運営する) 民間の預かり事業	<input type="checkbox"/>	6. 地域住民・団体	<input type="checkbox"/>
7. 上記以外の民間企業	<input type="checkbox"/>	8. 上記以外の公共機関・施設	<input type="checkbox"/>

4. 平日 (学校がある期間) の朝のこどもの居場所確保に向けた取組

問23 平日 (学校がある期間) の朝のこどもの居場所の運営状況 (1つ選択)

1. 実施している	2. 実施に向けて検討中	<input type="checkbox"/>
3. 実施していない (未検討)		

問23-1 (問23で、「1. 実施している」を選択した場合のみ) 平日 (学校がある期間) の朝のこどもの居場所の「実施頻度」 (1つ選択) ※時期によって頻度が異なる場合は、最も多いものを選択

1. 週5日	2. 週4日	<input type="checkbox"/>
3. 週3日	4. 週2日	
5. 週1日	6. その他 (具体的に: <input type="text"/> )	

問23-2 (問23で、「1. 実施している」を選択した場合のみ) 平日 (学校がある期間) の朝のこどもの居場所の「開始時間」 (1つ選択) ※時期によって開始時間が異なる場合は、最も多いものを選択

1. 06:59よりも前	2. 07:00~07:29	<input type="checkbox"/>
3. 07:30~07:59	4. 08:00~08:29	
5. その他 (具体的に: <input type="text"/> )		

問23-3 (問23で、「1. 実施している」を選択した場合のみ) 平日 (学校がある期間) の朝のこどもの居場所の実施場所 (自由記入)

問23-4 (問23で、「1. 実施している」を選択した場合のみ) 平日 (学校がある期間) の朝のこどもの居場所の活動内容 (自由記入)

問24 【民間事業者のみ】（問23で、「1. 実施している」を選択した場合のみ）平日（学校がある期間）の朝のこどもの居場所を開設したきっかけ（1つ選択）

1. 自治体からの要望・公募により開設	2. 自団体による独自の取組として開設	<input type="checkbox"/>
3. その他（具体的に： <input type="text"/> ）		

問25 （問23で「1. 実施している」と回答した自治体および問24で「2. 自団体による独自の取組として開設」を選択した民間事業者のみ）開設にいたった背景（あてはまるもの全てを選択）

1. 保護者からの要望が挙がったため	<input type="checkbox"/>	2. こどもからの要望が挙がったため	<input type="checkbox"/>
3. 小学校からの要望が挙がったため	<input type="checkbox"/>	4. 地域住民等からの要望が挙がったため	<input type="checkbox"/>
5. その他（ <input type="text"/> ）		<input type="checkbox"/>	

## 5. こどもの居場所に関するご意見・ご要望

問26 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する行政への意見・要望等（自由記入）

問27 （学校がある期間の朝の居場所を含む）こどもの居場所全般に関するご意見・ご要望 ※現状の問題意識・ご意見・ご要望のほか、今後課題となりそうなことも含めて自由にご記入ください。（自由記入）

★アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました★

夏季休業中のこどもの居場所に関するアンケート

- 選択肢記号の説明  
 複数選択（チェックボックス）  
 単一選択（ラジオボタン）  
 単一選択（プルダウン）

FAS

Q1

お住まいの場所（市区町村名まで）を記入してください。  
 ※プライバシー保護の観点から、番地以下は記入しないようにしてください。  
 記載があった場合、マクロミルが個人情報として管理することはございません。ご了承ください

▲ 設問文を折りたたむ

1.	Q1S1【FA】	Q1S1FA
2.	Q1S2【FA】	Q1S2FA

SAR

Q2

学校がある日の朝の主な居場所（自宅で起床し準備のち、学校が始まるまで過ごす場所）は自宅ですか。

▲ 設問文を折りたたむ

1. 自宅（こどもが一人で過ごす時間があり、不安がある）  
 2. 自宅（こどもが一人で過ごす時間はあるが、不安はない）  
 3. 自宅（こどもが一人で過ごす時間は特になく、不安はない）  
 4. 自宅以外

SAR

Q3

学校がある日の朝（始業前）に過ごしている主な居場所を選択してください。  
 複数ある場合は、最も多くの時間を過ごしていると思われるものを一つ選択してください

▲ 設問文を折りたたむ

1. 祖父母宅や友人・知人宅  
 2. 放課後児童クラブ・学童保育等（学校の敷地外で実施されているもの）  
 3. 学校（学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む）  
 4. 塾・習い事の実施場所  
 5. 地域活動の活動場所（地域住民やボランティア等が実施する活動の場）  
 6. ファミリー・サポート・センター職員の自宅等  
 7. その他（具体的に：【FA】）

Q3\_7FA

MAC

Q4

学校がある日の朝（始業前）に【Q3の選択内容】を利用している理由を選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

1. 家から居場所までのアクセスが良いため  
 2. 居場所から学校までのアクセスが良い（又は学校で実施している）ため  
 3. 学校までの送迎支援があるため  
 4. 利用料が安い  
 5. 利用手順が簡単なため  
 6. 配慮が必要な子どもへの対応を行っているため  
 7. 開所日・開所時間が希望に合うため  
 8. 活動内容や過ごし方が（保護者自身の）希望に合うため  
 9. こどもが安全に過ごせるため  
 10. こどもが行きたいと言ったため／こどもが楽しく過ごせるため  
 11. 居場所の環境が良い（広い・新しいなど）  
 12. 居住している市区町村に利用できる他のサービスが無い  
 13. その他（具体的に：【FA】）

Q4\_13FA

SAR

**Q5** お子さんは何時から、【【Q3の選択内容】】で過ごしますか。  
【【Q3の選択内容】】に到着する時間として、最も多いと思われる時間を一つ選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 06：59よりも前
- 2. 07：00～07：29
- 3. 07：30～07：59
- 4. 08：00～08：29
- 5. 08：30以降

SAR

**Q6** 学校がある日の朝（始業前）に自宅以外の居場所を利用してみたいと思いますか。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. とても利用したいと思う
- 2. 利用したいと思う
- 3. どちらでもない
- 4. 利用したいと思わない
- 5. 全く利用したいと思わない

MAC

**Q7** 学校がある日の朝（始業前）に利用してみたい居場所を選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 祖父母宅や友人・知人宅
  - 2. 放課後児童クラブ・学童保育等（学校の敷地外で実施されているもの）
  - 3. 学校（学校敷地内で実施されている放課後児童クラブ等を含む）
  - 4. 塾・習い事の実施場所
  - 5. 地域活動の活動場所（地域住民やボランティア等が実施する活動の場）
  - 6. ファミリー・サポート・センター職員宅等
  - 7. その他（具体的に：【FA】）
- Q7 7FA

MTS

**Q8** 以下の各時点で、「放課後児童クラブ・学童保育等」（自治体が運営するもの／民間が運営するもの両者含む）への利用登録を行っていましたか。（利用実績は問い

▲ 設問文を折りたたむ

項目リスト

- Q8S1 1. 令和6年5月1日時点
- Q8S2 2. 令和6年8月1日時点
- Q8S3 3. 令和6年10月1日時点

選択肢リスト

- 1. 登録していた
- 2. 登録していなかった

MAC

**Q9** 放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった／利用を辞めた理由を選択してください

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため
  - 2. 放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため
  - 3. 放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため
  - 4. 放課後児童クラブ・学童保育の存在を知らなかったため
  - 5. その他（具体的に：【FA】）
- Q9 5FA

MAC

**Q10** 放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった／利用を辞めた理由について、【放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため】と回答した方にお聞きします。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 定員の空きがなく利用できなかった
  - 2. 申込要件を満たさなかった（就労要件等）
  - 3. 配慮が必要な子どもを受け入れていない
  - 4. 居住する市区町村では放課後児童クラブ・学童保育がない
  - 5. その他（具体的に：【FA】）
- Q10 5FA

MAC

Q11

放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった／利用を辞めた理由について、【放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため】と回答した方にお聞きします。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 夏季休業中のみ利用希望だった
- 2. 自宅で問題なく過ごせる
- 3. 自宅以外に安全に楽しく過ごせる場所がある
- 4. 近隣の子どもとの遊び場所・交流場所が他にある
- 5. その他（具体的に：【FA】）

Q11 5FA

MAC

Q12

放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった／利用を辞めた理由について、【放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため】と回答した方にお聞きします。  
具体的な内容を選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 利用料が高い
- 2. 利用手続が面倒
- 3. 開所日・開所時間が希望に合わない
- 4. 利用する子どもの数が多く、丁寧に対応してもらえない
- 5. 活動内容や過ごし方が（保護者自身の）希望に合わない
- 6. 子どもが行きたがらなかった
- 7. 実施場所の環境が良くない（狭い、古いなど）
- 8. 実施場所までのアクセスが不便
- 9. 運営の質に課題がある
- 10. その他（具体的に：【FA】）

Q12 10FA

MAC

Q13

子どもが行きたがらなかった理由として想定されるものを選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 放課後児童クラブ・学童保育を利用していない他の子どもと遊びたいため
- 2. 参加したいプログラム・活動内容等がないため
- 3. 一人で過ごしたいため／集団でいることが好きではないため
- 4. 静かな環境で過ごしたい（放課後児童クラブ・学童保育が騒がしい）ため
- 5. 実施場所の環境が良くない（狭い、古いなど）
- 6. その他（具体的に：【FA】）
- 7. わからない

Q13 6FA

MAC

Q14

夏季休業中に放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由を選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため
- 2. 放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため
- 3. 放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため
- 4. 夏季休業中に開所している放課後児童クラブ・学童保育の存在を知らなかったため
- 5. その他（具体的に：【FA】）

Q14 5FA

MAC

Q15

夏季休業中に放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由について【放課後児童クラブ・学童保育の申込や利用ができなかったため】と回答した方にお聞きします。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 定員の空きがなく利用できなかった
- 2. 申込要件を満たさなかった（就労要件等）
- 3. 配慮が必要な子どもを受け入れていない
- 4. 居住する市区町村では夏季休業中に開所している放課後児童クラブ・学童保育が
- 5. その他（具体的に：【FA】）

Q15 5FA

MAC

Q16

夏季休業中に放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由について【放課後児童クラブ・学童保育以外に過ごせる場所があるため】と回答した方にお聞きします。  
具体的な内容を選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 自宅で問題なく過ごせる
- 2. 自宅以外に安全に楽しく過ごせる場所がある
- 3. 近隣の子どもとの遊び場所・交流場所が他にある
- 4. その他（具体的に：【FA】）

Q16 4FA

MAC

**Q17** 夏季休業中に放課後児童クラブ・学童保育を利用しなかった理由について【放課後児童クラブ・学童保育に不満があるため】と回答した方にお聞きします。具体的な内容を選択してください。 ▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 利用料が高い
- 2. 利用手続が面倒
- 3. 開所日・開所時間が希望に合わない
- 4. 利用するこどもの数が多く、丁寧に対応してもらえない
- 5. 活動内容や過ごし方が（保護者自身の）希望に合わない
- 6. 昼食の提供がない
- 7. こどもが行きたがらなかった
- 8. 実施場所の環境が良くない（狭い、古いなど）
- 9. 実施場所までのアクセスが不便
- 10. 運営の質に課題がある
- 11. その他（具体的に：【FA】）

Q17 11FA

MAC

**Q18** こどもが行きたがらなかった理由として想定されるものを選択してください。 ▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 放課後児童クラブ・学童保育を利用していない他のこどもと遊びたいため
- 2. 参加したいプログラム・活動内容等がないため
- 3. 一人で過ごしたいため／集団でいることが好きではないため
- 4. 静かな環境で過ごしたい（放課後児童クラブ・学童保育が騒がしい）ため
- 5. 実施場所の環境が良くないため（狭い、古いなど）
- 6. その他（具体的に：【FA】）
- 7. わからない

Q18 6FA

MTS

**Q19** 保護者が家にいない時間帯に過ごしている主な場所をそれぞれ一つ選択してください。 ▲ 設問文を折りたたむ

項目リスト

- Q19S1 1. 現在、学校がある日の放課後（保護者が家にいない時間帯）に過ごしている主な
- Q19S2 2. 今年度（令和6年度）、学校の夏季休業中（保護者が家にいない時間帯）に主に過ごしていた場所

選択肢リスト

- 1. 自宅（祖父母宅や友人・知人宅を含む）
- 2. 放課後児童クラブ・学童保育
- 3. 企業内学童（保護者の職場に設置されているもの）
- 4. 学習塾・習い事
- 5. 学校や地域の部活動・クラブ活動
- 6. 放課後子供教室
- 7. 児童館・児童センター
- 8. プレイパーク
- 9. ファミリー・サポート・センター職員の自宅等
- 10. 放課後等デイサービス
- 11. その他

Q19S1 11FA

SAR

**Q20** 【Q19S2の選択内容】【Q19S2\_11FAの選択内容】を夏季休業中に利用した際の満足度を選択してください。 ▲ 設問文を折りたたむ

- 1. とても満足している
- 2. 満足している
- 3. どちらでもない
- 4. 不満である
- 5. とても不満である

FAL

**Q21** その理由を記入してください。 ▲ 設問文を折りたたむ

Q21FA

MAC

Q22

夏季休業中に放課後児童クラブ・学童保育を利用した理由について選択してください

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 利用料が安い
- 2. 利用手続が簡単なため
- 3. 通年の放課後児童クラブ・学童保育の利用要件を満たしていても利用できる
- 4. 配慮が必要な子どもへの対応を行っているため
- 5. 開所日・開所時間が希望に合うため
- 6. 活動内容や過ごし方が（保護者自身の）希望に合うため
- 7. 昼食が提供されるため
- 8. 子どもが安全に過ごせるため
- 9. 子どもが行きたいと言ったため／子どもが楽しく過ごせるため
- 10. 夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるため
- 11. 実施場所の環境が良い（広い・新しいなど）
- 12. 実施場所までのアクセスが良い
- 13. 居住している市区町村に利用できる他のサービスが無い
- 14. その他（具体的に：【FA】）

Q22 14FA

MAC

Q23

夏季休業中に放課後児童クラブ・学童保育を利用した理由について【子どもが行きたいと言ったため／子どもが楽しく過ごせるため】と回答した方にお聞きます。  
その理由として想定されるものを選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 他の子どもと遊べるため
- 2. 参加したいプログラム・活動内容等があるため
- 3. 提供される昼食を楽しめるため
- 4. 自宅等で一人で過ごすのは不安（心細い）なため
- 5. 実施場所の環境が良い（広い、新しいなど）
- 6. その他（具体的に：【FA】）
- 7. わからない

Q23 6FA

MAC

Q24

利用した放課後児童クラブ・学童保育で夏季休業中に実施しているサービス等について選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 送迎の支援
- 2. 昼食の提供
- 3. 家庭の就労状況などに配慮した開所日（お盆期間中の開所等）
- 4. 家庭の就労状況などに配慮した開所時間の設定
- 5. 安全管理・衛生管理への特別な配慮
- 6. 活動内容の充実（屋内活動・創作活動・スポーツ活動・ワークショップ・就労体験・地域交流等）
- 7. 上記の中で実施しているものはない

MAC

Q25

夏季休業中の放課後児童クラブ・学童保育の利用に対して満足している理由を選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 利用料が安い
- 2. 利用手続が簡単なため
- 3. 通年の放課後児童クラブ・学童保育の利用要件を満たしていても利用できる
- 4. 配慮が必要な子どもを受け入れているため
- 5. 開所日・開所時間が希望に合うため
- 6. 活動内容や過ごし方が（保護者自身の）希望に合うため
- 7. 昼食が提供されるため
- 8. 子どもが安全に過ごしているため
- 9. 子どもが楽しんでいるため
- 10. 夏季休業中の生活リズムを望ましい状態で維持できるため
- 11. 実施場所の環境が良い（広い・新しいなど）
- 12. 実施場所までのアクセスが良い
- 13. その他（具体的に：【FA】）

Q25 13FA

MAC

Q26

子どもが楽しんでいる理由として想定されるものを選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 他の子どもと遊べるため
- 2. 参加したいプログラム・活動内容等があるため
- 3. 提供される昼食を楽しんでいるため
- 4. 自宅等で一人で過ごすのは不安（心細い）なため
- 5. 実施場所の環境が良い（広い、新しいなど）
- 6. その他（具体的に：【FA】）
- 7. わからない

Q26 6FA

MAC

Q27

夏季休業中の放課後児童クラブ・学童保育の利用に対して不満である理由を選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 利用料が高いため
- 2. 利用手順が面倒なため
- 3. 通年の放課後児童クラブ・学童保育の利用要件を満たしていなければ利用できない
- 4. 配慮が必要な子どもを受け入れていないため
- 5. 開所日・開所時間が希望に合わないため
- 6. 利用する子どもの数が多く、丁寧に対応してもらえないため
- 7. 活動内容や過ごし方が（保護者自身の）希望に合っていないため
- 8. 昼食の提供がないため
- 9. 子どもが楽しめていないため
- 10. 実施場所の環境が良くないため（狭い、古いなど）
- 11. 実施場所までのアクセスが不便なため
- 12. 運営の質に課題があるため
- 13. その他（具体的に：【FA】）

Q27\_13FA

MAC

Q28

子どもが楽しめていない理由として想定されるものを選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 放課後児童クラブ・学童保育を利用していない他の子どもと遊びたいため
- 2. プログラム・活動内容等が参加したいものではないため
- 3. 一人で過ごしたいため／集団でいることが好きではないため
- 4. 静かな環境で過ごしたい（放課後児童クラブ・学童保育が騒がしい）ため
- 5. 実施場所の環境が良くないため（狭い、古いなど）
- 6. その他（具体的に：【FA】）
- 7. わからない

Q28\_6FA

MAC

Q29

子どもが夏季休業中の居場所として利用できるサービスに関する情報収集の手段について選択してください。

▲ 設問文を折りたたむ

- 1. 市区町村のホームページ
- 2. 運営法人のホームページ
- 3. 広報誌
- 4. 市区町村のSNS等
- 5. 放課後児童クラブ・学童保育・児童館等からの案内
- 6. 小学校からの案内
- 7. 勤務先からの案内
- 8. 口コミ
- 9. その他（具体的に：【FA】）

Q29\_9FA

FAL

Q30

放課後や長期休業中、平日の朝のこどもの居場所の必要性や問題点、保護者としての思い（居場所に対する思いやご自身の働き方に関する思い）、勤務先に期待することなどを自由にご記入ください。

【任意回答】

▲ 設問文を折りたたむ

Q30FA

## 1. 岡山県岡山市

### 1) 夏季休業中のこどもの居場所の開設状況

#### ① こどもの居場所の開設に関する事業の所管部局

- 放課後児童クラブの所管は岡山っ子育て局子育て支援部地域子育て支援課である。

#### ② 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関する事業の実施状況

- 放課後児童クラブ以外のこどもの居場所に関する事業の実施状況は、以下の通り。

図表 夏季休業中のこどもの居場所の開設状況

1	放課後児童健全育成事業	岡山っ子育て局子育て支援部地域子育て支援課放課後児童対策係
2	放課後子ども教室推進事業	
3	児童館・児童センター	岡山っ子育て局子育て支援部地域子育て支援課子育て支援係
4	子どもの居場所づくり等促進事業(子ども食堂等)	岡山市社会福祉協議会 地域福祉課 ※子どもの居場所づくり等促進事業補助金(担当課:岡山っ子育て局子育て支援部子ども福祉課)を受けて実施

(出所)ヒアリング時の受領資料をもとに作成

- 放課後児童クラブ以外の放課後のこどもの居場所として、放課後子供教室と児童館がある。放課後子供教室は、ほとんどが小学校内で校内交流型として実施している。児童館で放課後児童クラブは実施していない。
- 放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館は地域子育て支援課所管。子どもの居場所づくり促進事業(子ども食堂の運営等)は子ども福祉課所管である。子どもの居場所づくり等促進事業は社会福祉協議会が実施している。

### 2) 放課後児童健全育成事業の状況

#### ① 放課後児童クラブの設置状況

- 放課後児童クラブは令和6年5月1日時点で、95 か所(支援の単位数は 247)で実施しており、うち民立民営は 28、残りは公立民営(岡山市ふれあい公社が運営)である。登録児童数は約 1 万人、待機児童数(通年利用で申込みを行い、放課後児童クラブを利用できなかった児童の数)は 236 人と多く、待機児童削減が課題。
- 公立民営の放課後児童クラブは小学校の敷地内(空き教室、専用施設等)で実施するケースが多い。民立民営の放課後児童クラブについては、運営委員会が運営する 18 か所は小学校の敷地内で実施しているケースが多いが、その他保育所等で実施するケースなどがある。
- そのほか、放課後児童健全育成事業の届出を行わず独自に運営する民間学童も多くある。ただし、所管課として状況把握は(夏季休業中の活動含めて)できていない。

#### ② 登録児童・待機児童の状況

- 登録児童数・待機児童数は、以下の通り。

図表 夏季休業中のこどもの居場所の開設状況(R6.5.1 時点)

運営形態	実施方法	クラブ数	支援単位数	登録児童数	待機児童数	備考
市立 (公立民営)	委託	67	157	6,313	194	岡山市ふれあい公社へ 運営を一括委託
運営委員会 (公立民営)	補助	18	70	2,589	40	
保育所等 (公立民営)	補助	5	8	274	1	
届出済民間 (公立民営)	補助	5	12	728	1	
合計		95	247	9,904	236	

(出所)ヒアリング時の受領資料をもとに作成

### 3) 夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況

#### ① 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する問題意識と施策の方針・内容

- 同市の公立民営のクラブでは、放課後児童クラブの利用区分として「通年利用(年間を通しての毎月利用)」のほか「期間限定利用(春休み(4月)・夏休み・冬休み・春休み(3月)の長期休業期間のみの利用 ※夏休みの利用だけなど、一部の長期休業期間のみ申請することも可能)」を設けている。
- 前年度の10月頃に翌年度利用(通年利用のみ)の一次募集を受け付け、1月末に結果を通知する。2月から二次募集を行い、定員に空きがある放課後児童クラブのみ長期休業期間のみの申込みも受け付ける。それ以降も、空きがあれば、「通年利用」「期間限定利用」ともに申込みを受け付ける。つまり、長期休業期間中のみ放課後児童クラブの定員数を増やすなどの運用は行っておらず、定員の枠内で長期休業中のみ利用できる利用区分を設けている。
- 以前は放課後児童クラブを運営委員会(地域住民等により構成)で運営しており、長期休業中のみの利用区分を設けているところもあれば、設けていないところもあった。他方で、保護者からは長期休業のみ利用したいという要望があがる状況の中、令和2年～4年度でクラブの設置形態を市立に移行したタイミングで、一律に長期休業のみの利用区分を設けた。
- 夏季休業中のみの利用ニーズが高いのは、高学年児童である。学校がある期間は自宅で一人で過ごすことができるが、長期休業中に一日中一人で過ごすことには不安があるという理由から、夏季休業中のみの利用を希望する。
- 希望する小学校区内の放課後児童クラブで期間限定利用が叶わなかった場合は、空きのある別の小学校区の放課後児童クラブに申し込むこともできる。「岡山市立放課後児童クラブ利用ガイド」に、居住する小学校区以外の放課後児童クラブも申込み可と記載して、周知している。実際に、隣の小学校区や保護者の職場の近くなどにある放課後児童クラブを利用する家庭もある。
- その他、児童館や子ども食堂が夏季休業中の居場所として機能している側面はあると思う。とくに自宅近くの児童館を利用できる/普段から利用している家庭にとっては、児童館が受け皿になっている側面はあるだろう。

#### ② 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

##### 【場所の確保】

- 長期休業中の放課後児童クラブ実施のために場所を確保するなどの対応は特段行っていない。ただし、夏季休業中は、教育委員会及び小学校の協力を得て、熱中症対策や感染症対策の観点から、分散して活動できるよう小学校の施設、設備を利用している。
- 学校がある期間中も、特別教室(図工室、家庭科室等)をタイムシェア方式で利用している。ただし、物を置いておけないため、都度必要な物を持ってこなければならぬし、専用施設から児童の移動を促すのに人員を要するなど、職員の負担は相応にある。

**【人員の確保】**

- 長期休業中は、各運営主体が近隣の大学に声かけなどを行い、学生アルバイトや補助員を増員し対応している。近くに大学がある放課後児童クラブでは、学生アルバイトを集めやすい。

**【活動内容・プログラム等の検討】**

- 一日を放課後児童クラブで過ごすことを前提とした過ごし方の工夫等(安全管理や熱中症対策、活動内容の充実等)については、それぞれの運営者に一任している。市が催行する児童向けのイベント等があれば、紹介している。

**【昼食の提供】**

- 昼食は、公立民営のクラブでは原則持参としている。衛生管理や職員負担軽減(注文を聞く、お金の管理等に伴う職員の対応を削減)の理由から、放課後児童クラブによる提供は行っていない。ただし、保護者からは弁当の注文を取ってほしいという要望を聞く。他自治体では保護者主体で昼食提供を開始する事例もあり、今後検討が必要と認識している。

**③ 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する施策の成果、今後の課題と展望****【人員体制確保に係る課題】**

- 人員体制確保が難しい。通年利用の放課後児童クラブ運営においても人材不足が生じている中、夏季休業中のみの利用に対応するための人材確保はさらに課題である。教育委員会との協議により、学校施設を借りるなど場所の確保はできても、そこに配置する職員がいないため、夏季休業中の支援単位増に対応できていない。
- 放課後児童支援員等は、地域住民(主婦など)が担う状況となっており、放課後の短時間での勤務を前提に入職する機会が多いことから、長期休業期間中に一日勤務のシフトを組む難しさがある。
- 長期休業中のアルバイト経験から放課後児童支援員になるケースもないわけではないが、同市の公立民営のクラブの放課後児童支援員は、長期休業期間中は週 38.75 時間と変則的な勤務形態を導入しているが、通常は勤務時間 6 時間とフルタイム勤務ではないため、職業の選択肢になりにくい。

**【待機児童対策としての効果に係る課題】**

- 「期間限定利用」の利用区分設定について、保護者にはありがたく思ってもらえているとの認識である。また、学区外の放課後児童クラブ利用も可としていることから、「期間限定利用」の利用区分設定が待機児童削減に機能している可能性はある。しかし、定員枠内での受入れになるため、効果が限定的という点は否めない。待機児童が発生している放課後児童クラブは、そもそも一次募集で定員枠が埋まっている。したがって、長期休業中のみ利用を希望しながらも通年利用で登録している家庭があるとの話も聞く。長期休業期間中のみ利用を希望する児童の受入れ方法として、何が最も実現可能で効果的なのか、模索している。

**【運営者確保の課題】**

- 当市では待機児童解消に向け放課後児童クラブの量の整備を進めてきたが、上述のとおり依然として人材確保は困難な状況。特に公立民営の放課後児童クラブ、運営委員会が運営する放課後児童クラブにおいて、人材不足が深刻である。
- 今後は民間事業者の力を借りていかなければならないと認識しており、民間事業者の誘致に注力している。一例として、私立の保育所の運営法人に、学童開設準備金を助成することで、開設の検討を促している。市内保育所では待機児童がゼロになり、入所者が減少している。保育事業者において、放課後児童クラブ運営に関心を示す声も聴いていることなどから、このような取組に至った。

**【長期休業期間中のこどもの居場所に関する今後の展望】**

- 夏季休業中のみのこどもの居場所運営には様々な意見があると思うが、同市として当面最も優先すべき課題は待機児童解消である。したがって、夏季休業中のみの居場所を整備することに対する反対意見はあまりない。ただし、現状の施策による効果は限定的であり、現場の放課後児童支援員からは「夏季休業中のみ利用可の枠を一律で設ければ通常利用の申込みが 2~3 割減るのではないか」との意見も出ている。つまり、たとえば定員 150 人のところ、通年利用を 120 人で期間限定利用を 30 人などにしてはどうかという提案だ。しかし、通年利用を希望する家庭を最大限受け入れることを優先すべきであり、

受入れ枠を別途設ける判断は難しい。

#### 4) 長期休業中のこどもの居場所に関するご意見・ご要望

- 長期休業中という限られた期間内の人員確保、場所の確保には相応の難しさがある。積極的な手当や対応を望む。

#### 5) その他

##### ① 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所づくりについて

- 保護者アンケートでは、平日の朝ではないが、土曜日や長期休業中の朝早くの開所を望む声が聞かれる。現状夏休みの朝は8時から開所しているが、保護者の通勤時間の関係から、もう30分早く開けてほしいというニーズもある。

以上

## 2. 神奈川県厚木市

### 1) 夏季休業中のこどもの居場所の開設状況

- ① 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関する事業の実施状況
- 放課後児童クラブ以外のこどもの居場所として所管している事業としては、放課後子供教室がある。ただし、夏季休業中は未実施である。

### 2) 放課後児童健全育成事業の状況

- ① 放課後児童クラブの設置状況
- 放課後児童クラブは23か所、支援の単位数でいうと31となっている。就学校の小学校区内にある放課後児童クラブのみ申請可能。学区をまたいだ申請は、その学区内への転居予定が確認できる場合を除いて不可。
  - 児童クラブの職員は市の会計年度任用職員。
- ② 登録児童・待機児童の状況
- 放課後児童クラブへの利用申請は、4月入所に関しては前年度に受け付けを行う。それ以降は月次で随時申請を受け付ける。
  - 放課後児童クラブの登録児童数は1,319名、待機児童数は35名(2024年5月1日時点)。放課後児童クラブを利用できなかった児童の放課後の居場所は、全てを把握していない。放課後子供教室は放課後児童クラブの利用者も利用している場合がある。

### 3) 夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況

- ① 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する問題意識と施策の方針・内容
- 昨年度までは、全ての放課後児童クラブで夏休み期間限定の入所申請を受け付け、定員に空きがある場合のみ承認を行った。申請できるのは就学している小学校区にある放課後児童クラブのみ。ただし、入所状況を考慮した上で2クラブで学区外の児童の申請も受け付けた。
  - 今年度は、夏休み期間限定の預かりサービスを放課後児童健全育成事業とは別の事業として実施。これに伴い、放課後児童クラブでの夏休み期間限定の募集は行わなかった。

### ② 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

#### 【申込・利用状況】

- 夏休み期間限定の預かりサービスへの利用申請は、5月中旬から6月上旬まで受付。
- 放課後児童クラブと当該サービスの両方に、並行して申込みをすることは可能。ただし、審査の結果放課後児童クラブに入所できた場合は、そちらが優先される。
- 今年度は50名定員のところ28名の申請があった。1～5年生まで、様々な学年の児童が利用している。

#### 【開設の経緯】

- 実施場所は、ぼうさいの丘公園内。市のほぼ中心に位置し、最寄駅からは車で10～15分。研修や趣味の活動など、地域活動において利用されている。場所は市が確保し、放課後児童クラブの運営実績がある事業者を探し、委託した。
- 昨年度、本実施場所の検討をするにあたり、保護者による車で送迎が可能な「駐車場がある場所」、開所期間中備品等を置いておける「継続しての利用が可能な場所」という条件で施設を選んだ。施設内の1部屋であるが、広さは十分に確保できていた。

#### 【実施内容】

- 昼食提供はない。食事は各自持参。
- 開所時間は7:30～18:00。
- 当該サービスは放課後児童健全育成事業ではないが、放課後児童クラブの運営に準じて常時2名以上の有資格者等の職員配置を要請した。

- 現場での運営は全て委託事業者に任せている。
- ③ 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する施策の成果、今後の課題と展望
- こども育成課と、委託事業者の調整が円滑に進まなかった。
  - 当該サービスが実際に始まってからは特に問題はなかった。
  - 今後、利用者(保護者と子ども)にアンケートを実施する予定であり、その結果を踏まえて、次年度に向けて事業の見直し、検討を行う予定である。

児童用

休みのねん、あつぎ、なつやすみ、しょうがくせい、あずかばいびす アンケート

なつやすみのあいだ、ぼうさいのおかですてみて、あなたのおもったことをおしえてね、わからないことがあったら、おうちのひとにきいてね。

しつもん1 あなたはなんねんせいですか。(あてはまるばんごう1つに○をつけてね。)

1 1ねんせい	4 4ねんせい
2 2ねんせい	5 5ねんせい
3 3ねんせい	6 6ねんせい

しつもん2 たのしくすごせましたか。(あてはまるばんごう1つに○をつけてね。)

1 はい  
2 いいえ  
3 わからない

しつもん3 なにをしていることがおもしろかったですか。(あてはまるばんごうぜんぶに○をつけてね。)

1 本をよむ  
2 おもちゃやブロックであそぶ  
3 てれびやDVDをみる  
4 そのほか(あればこのなかにひょうごいてね)

しつもん4 こまったことや「いやだな」とおもったことはありますか。(あてはまるばんごうぜんぶに○をつけてね。)

1 なかのよいともだちがないこと  
2 すきなあそびができないこと  
3 おもちゃや本が少ないこと  
4 あそびばしょがすくないこと  
5 ゆっくりできないこと  
6 そのほか(あればこのなかにひょうごいてね)

7 こまったことはなかった

うらに すずんでね。

保護者用

夏休み小学生預かりサービス アンケート

1. 当該サービスをどこで知りましたか。(当てはまる番号1つに○をつけてください。)

1 広報あつぎ  
2 厚木市ホームページ  
3 こども育成課  
4 その他( )

2. お子様は楽しく通っていたと思いますが。(当てはまる番号1つに○をつけてください。)

1 はい  
2 どちらともいえない  
3 いいえ(理由: )

3. スタッフの保護者への対応は適切に行われていたと思いますが。(当てはまる番号1つに○をつけてください。)

1 はい  
2 どちらともいえない  
3 いいえ(理由: )

4. 預かり時間(7時30分～18時)は適していましたが。(当てはまる番号1つに○をつけてください。)

1 はい  
2 どちらともいえない  
3 いいえ(理由: )

5. 土曜日の利用について教えてください。(当てはまる番号1つに○をつけてください。)  
(※利用条件:保護者全員が土曜日に就業していること。)

1 利用条件が満たし、利用した  
2 利用条件はあったが、利用しなかった  
(利用しなかった理由: )  
3 利用条件がなかったため、利用できなかった

裏面へお読みください。

利用者アンケート  
出所:厚木市提供

#### 4) 長期休業中のこどもの居場所に関するご意見・ご要望

- こどもの居場所を確保するにも人材確保が難しい。こどもの支援を任せることができる十分な能力・経験を持つ人材の人材バンクなどがあり、国または都道府県から柔軟に人材の紹介と派遣を行ってもらえるような仕組みがあると良い。

#### 5) その他

##### ① 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所づくりについて

- 平日(学校がある期間)の朝の居場所運営は行っていない。平日の朝、1時間の見守りを担う人材を確保する難しさを感じる。

※ヒアリング記録、夏休み期間限定の預かりサービスについては、公立公営の事業に関して答えたものである。

以上

### 3. 北海道恵庭市

#### 1) 夏季休業中のこどもの居場所の開設状況

##### ① こどもの居場所の開設に関する事業の所管部局

- 放課後児童クラブ(恵庭市学童クラブ)の所管は子ども未来部子ども政策課である。

##### ② 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関する事業の実施状況

- 放課後児童クラブ以外のこどもの居場所としては、放課後子供教室(名称:子どもひろば)を各小学校区に1か所設置(1学区のみ常設できていない)。放課後児童クラブとは異なり、負担金・おやつ代・イベント代などのお金は徴収していない。基本は見守るだけで宿題を見てあげる等の支援はしないため、スタッフには放課後児童支援員の資格を要求していない。
- 子どもひろば以外に、概ね小学4年生～中学1年生を対象に週一回、生活習慣の習得や学習支援とあわせて食事の提供も行っている。

#### 2) 放課後児童健全育成事業の状況

##### ① 放課後児童クラブの設置状況

- 放課後児童クラブは21か所、うち公立民営が20か所、私立民営が1か所である。
- 令和6年4月現在、公立民営の放課後児童クラブ運営は市内の保育所・幼稚園を運営する学校法人(3法人)、株式会社(1社)に委託している。18か所が学校法人、2か所が株式会社の運営となっている。
- 保育所・幼稚園を運営する学校法人に委託した経緯として、当市において放課後児童クラブ運営に関するノウハウを持った民間事業者が少なく、安易に市外の企業への委託を判断することも難しかった。そのため、こどもに関わる幼稚園・保育所であれば、放課後児童クラブの運営を担ってもらえるのではないかと考え、相談したことから、放課後児童健全育成事業の委託に至っている。
- 公立民営の放課後児童クラブの実施場所は、学校の余裕教室、地区会館などである。幼稚園の園舎を利用するものも1か所ある。申し込み受付、利用決定は全て市で行っている。
- 私立民営の放課後児童クラブは、幼稚園・保育所を運営する法人(公立民営の放課後児童クラブも運営)が独自に設置運営したものである。

##### ② 登録児童・待機児童の状況

- 放課後児童クラブの登録児童数は797名、待機児童数は12名(2024年7月末時点)。5年生が10名、4年生が2名である。
- 8小学校区のうち、1つの小学校区で待機児童が生じている。当該学区では少し前に宅地造成が始まって共働き世帯が多く流入しこどもの人数が増加傾向にあったことから、待機児童が生じている状況である。床面積を増やし定員数を増やしたものの、今後は新規利用希望者の減少が見込まれることから、放課後児童クラブの増設や支援単位増までは行うに至っていない。
- 待機児童対策として、低学年児童は定員の110%増まで受入れを行う。それでも放課後児童クラブを利用できない場合には、ランドセル来館事業を活用してもらうようにしている。これは、待機児童となっている期間のみ、学校からそのまま子どもひろば(放課後子供教室)へ行くことができる。子どもひろばは基本的には自由来館だが、ランドセル来館の利用者に関しては入退室もスタッフが把握・管理している。なお、ランドセル来館を利用している児童も上記待機児童12名に含んでいる。

#### 3) 夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況

##### ① 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する問題意識と施策の方針・内容

- 通年実施している放課後児童クラブにおいても、夏季休業中の開所対応は行っている。ただし、年度途中の登録申込みは随時受け付けているが、長期休暇中のみのスポット利用としては受け付けていない。
- 従来、公立民営の放課後児童クラブでは短期間のみの利用を想定しておらず、長期利用前提での利

用登録を基本としていた。しかし利用者アンケート等で、毎年のように「長期休業のみの放課後児童クラブの利用」に関するニーズが挙がっていた。

- たとえば、午前中のみパートタイムで働く家庭は、学校がある期間は放課後児童クラブの利用ニーズがないものの、夏休みになると午前中こどもが一人になり、居場所が必要になる。また、私立民営の放課後児童クラブでは夏休みのみのスポット利用を受け付けているものの、すぐに枠が埋まってしまっていた。
- こうした状況、意見を受け、令和6年度から、長期休業中のみ居場所を開設する「長期休み学童預かり事業」を試行的に実施するに至った。

## ② 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

- 学校法人(3法人)が運営する幼稚園の園舎3か所で、事業を実施中である。幼稚園は夏休みがあるため教室が空いており、教諭の業務量にも余裕があるのではないかと考え、所管課から法人に相談・依頼した。いずれも放課後児童クラブの運営を委託している法人であり、育成支援のノウハウがある・場所がある・人を探す必要がないと思ったのが、相談を持ち掛けた理由である。
- 前述の通り、午前中のみパートタイムで働く家庭等の利用ニーズを満たすために開始した事業であることから、通年の放課後児童クラブ利用要件を満たさない場合にも、当該事業を利用可能としている。
- 自宅で一人で留守番することが難しい3年生以下の児童に対して、学校から事業の案内を配布することで周知を行ったほか、市の広報にも事業案内を掲載した。こうした周知は所管課で行ったが、申込みの受付及び利用決定は各運営法人にて実施した。
- 土曜やお盆の開所無は委託先に委ねたところ、1法人において土曜・お盆期間ともに開所。1法人では土曜は閉所・お盆期間は開所、1法人では土曜・お盆期間ともに閉所とした。お盆期間も小人数ではあるが利用があったと聞いている。
- 夏季休業中は活動時間も長くなることから、お祭り・外へ出かけるイベントなどを各法人工夫していたようだ。ある法人では自由研究を実施し、保護者からも好評だったと聞いている。色々イベントを企画してもらっており、民間事業者の持つノウハウのありがたさを感じた。こどもにとって魅力的な活動の企画を今後も期待したい。
- 利用料金は統一で15,000円とした。イベント・昼食代は別途負担となる。なお、昼食の提供は委託先の可能な範囲で、とお願いしていたが、園の調理施設を使って提供したり弁当を手配するなど、3か所とも対応してくれた。
- 職員に関しては、放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たす有資格者・経験者を1名配置いただくよう依頼した。どの法人も結果的には幼稚園教諭が育成支援を担ってくれたようだ。通年利用の放課後児童クラブでは、長期休業中に特別支援学級の教諭等が補助員としてサポートするという話を聞くが、今年度の長期休み学童預かり事業では、臨時のアルバイト雇用などは行っておらず、すべて既存の職員で対応してくれたものと認識している。

## ③ 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する施策の成果、今後の課題と展望

### 【申込・利用状況】

- 利用定員は各所10人のところ、現状7名、6名、5名が利用している。利用している児童は高学年2名を除き全員3年生以下の低学年で、実施場所となる幼稚園の卒園生やきょうだいなどが該当の幼稚園に通園しているなどのケースが多い。今年度は低学年児童を中心に周知したため、全学年に情報が行き渡らず、結果的に待機児童となっている高学年児童からの申し込みはなかった。
- 申し込み、利用決定に関しては事業者に委任したため、利用者の細かい就労状況は把握していないが、通常の放課後児童クラブの利用要件を満たさないパートタイム就労の家庭が利用したと思われる。今回は、周知不足もあって待機児童対策より就労支援の意味合いが強い結果となった。今後、もう少し事業を継続してノウハウを蓄積していく中で、高学年にも広く周知していきたい。

## 【施策の効果・今後の方針】

- 利用者に対しては所管課でアンケートを実施している。現時点で回収できたものの中では、利用料に関する意見（もう少し安くしてほしい）、日割りにできないかという意見がみられた。
- 委託先として幼稚園を選んだ理由に、「幼稚園教諭は夏休み期間中は業務量に余裕があるのではないか」という考えがあったが、人材不足はどの業界にとっても深刻な状況の中、運営者としては普段大変な勤務環境にある幼稚園教諭を、夏休みだけでもゆっくりさせてあげたいという思いはあったようだ。結果的に運営を担ってはいいただいているものの、開所に至るまでには法人内では調整が難航したのかもしれない。
- 今の段階では事業の拡大より、現状の規模・内容を継続のスタンスで、事業内容を検証しながら内容見直し等を図っていく予定である。事業実施に当たっては所管課と委託先(学校法人)とで議論しながら調整を進めてきた。当該法人とは通常の放課後児童クラブ運営に関しても頻繁にやりとりしているため、その中で今後の本事業実施に向けた委託先の意見などを聴き取っていききたい。

**【令和6年度試行】長期休み学童預かり事業アンケート（夏休み）**

当該事業は今年度試行的事業として実施しております。今後の事業実施の参考とさせていただきます。以下のアンケートへの回答にご協力ください。（該当箇所には☑を記入します）

1. 利用された児童の小学校と学年を教えてください。（複数利用の場合は複数回答可）  
 小学校  
 1年生  2年生  3年生  4年生  5年生  6年生


2. 夏休み期間中利用された（または利用する予定の）日数を教えてください。  
 1～4日  5～9日  10～14日  15～19日  20日以上

3. 当事業を何で知りましたか。  
 学校からのプリント  広報えにわ  その他【  】

4. 利用された主な理由は何ですか？（複数回答可）  
 平日は学童クラブ利用の必要はないが、就労が前中のみ等により、学校の長期休み期間のみ預かってもらえるため  
 保護者の就労時間が短い・空閑の就労等により利用要件を満たさず、市学童クラブが利用できないため  
 利用定員超過により市学童クラブが利用できなかったため  
 児童の強い利用希望のため  
 その他【  】

5. 今後、夏休み・春休みの利用を希望する場合は、希望されますか？  
 夏休み・春休みどちらも希望  夏休みのみ希望  春休みのみ希望  
 利用希望なし  未定

6. 事業に関するご意見・ご要望等あれば記載してください。  
（自由記述）



ご協力ありがとうございました。

長期休み学童預かり事業アンケート  
出所: 恵庭市提供

## 4) 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所づくりについて

- 土曜や長期休業中に「放課後児童クラブをもう少し朝早くから開けて欲しい」という意見はあったが、平日(学校がある期間)の朝の居場所に関する意見は把握していない。

以上

## 4. 三重県松阪市

### 1) 夏季休業中のこどもの居場所の開設状況

#### ① こどもの居場所の開設に関する事業の所管部局

- 放課後児童クラブの所管は教育委員会事務局生涯学習課である。

#### ② 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関する事業の実施状況

- 市の施策としての夏季休業中のこどもの居場所は、後述するもの以外特段実施していない状況。民間の学童のほか、地域によっては公民館活動として数日間学習の場を提供するところもある。

### 2) 放課後児童健全育成事業の状況

#### ① 放課後児童クラブの設置状況

- 令和6年度時点で放課後児童クラブ数は 42。令和6年度より法人運営が1クラブ加わり、保護者会運営が 24、法人運営が 18 である。
- 実施場所は学校敷地内が 30 か所(内余裕教室利用が6か所)、旧幼稚園跡が9か所、元教育事務所等別施設が3か所である。

#### ② 登録児童・待機児童の状況

- 令和6年4月1日時点の登録児童数は 1,452 名、待機児童数は1名。現在(ヒアリング実施時点)では、待機児童はいない。待機児童1名は、放課後児童クラブ利用児童退所に伴い、入所できた。

### 3) 夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況

#### ① 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する問題意識と施策の方針・内容

##### 【施策の内容】

- 夏季休業中限定の預かり事業として、令和5年度に市内小学校で1か所、令和6年度はさらに市内全域に拡大して3か所を拠点(嬉野社会福祉センター、子ども支援研究センター、ワークセンター松阪)とし「松阪さんまくらぶ」を開設した。所管は教育委員会事務局生涯学習課。小学校の長期休業期間中、保護者が就労等(疾病・介護等も含む。就労時間等の要件は設けていない。)により家庭での見守りができない児童のうち、4月1日時点で放課後児童クラブに登録していない児童が利用できる。
- 3か所の定員は嬉野社会福祉センターが 60 名、子ども支援研究センターが 80 名、ワークセンター松阪が 40 名程度である。令和6年度は計 183 名の申込みがあり、161 名が利用決定となった。差の 22 名は通年の放課後児童クラブ利用と重複して申し込んでおり、利用要件を満たさなかったケース、あるいは利用希望者の側から辞退があったケースであり、市から利用不可としたケースはない。
- 定員を超える利用申し込みがあった場合は、保護者の就労状況・児童の年齢等を考慮した入所判定基準表を用意しており、それに則って利用調整をする。ただし、実際には受入れ人数範囲内であったため、判定不要であった。
- 利用決定となった 161 名の内訳は、1年生が 42 名、2年生が 36 名、3年生が 27 名、4年生が 36 名、5年生が 17 名、6年生が3名である。これら児童の利用実績として、7～8割の出席率であったと聞いている。

##### 【施策の背景】

- 当該施策開始前、長期休業中限定の児童の受入れは、ほとんどの放課後児童クラブが定員いっぱいのためできていない状況であった。
- 市内 36 の小学校で2～6年生の児童の保護者 6,605 名を対象に、放課後児童クラブに関するニーズ調査を実施した。その結果、放課後児童クラブの利用有無にかかわらず、長期休業中のみの居場所があれば利用したいという回答が 43%にのぼり、既に放課後児童クラブを利用している児童においても長期休業中のみの利用で可という希望が一定数あることがわかった。また、放課後児童クラブを利用していない児童に対して利用していない理由を尋ねたところ、「保護者が家にいる」「民間の学童クラブを利

- 用している」等が 65%を占めたが、長期休業中の居場所を利用したい割合が 37%と高かった。
- 長期休業中の預かり事業実施について保護者から松阪市へ要望の声(文書)が直接届くこともある。そうした声を受けて、令和5年4月に市長肝いりの事業として取組を開始した。
  - 待機児童は上記のとおり多くないものの、高学年児童等放課後児童クラブを退所した児童が、長期休業中に長い時間一人で過ごす状況を見過ごしているのか、安全に過ごす場所が必要ではないか、との問題意識を市として持っていた。
  - もともと全市で開始する予定であったが、受入れ可能な小学校が1校であったため、令和5年度はモデル事業として1か所を実施した。その中で実施した利用者アンケートの結果が好評であったことから、令和6年度は3か所で拡大実施とした。アンケートでは、「長期休業中以外は放課後児童クラブの利用ニーズがない保護者も、長期休業のみの預かりがあるから安心して働けた」という声を多くいただいた。
  - 本預かり事業は、(公社)松阪市シルバー人材センターが運営している。育成支援に従事する人材として、モデル事業での実績やノウハウを持っている、また元教職員・保育士等経験豊富な人材がいるという情報を所管課がキャッチしたことから、運営の相談を持ち掛けた。
  - 長期休業中の放課後児童クラブのニーズは特に市街地居住者にあつたと認識している。山間部と市街地では家族構成が違うため、自宅で祖父母がこどもを見守ることができる等の点で、ニーズの差が生じると考えている。

## ② 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

### 【場所の確保】

- 実施場所は生涯学習課で探し、確保した。夏季休業中の開設という点では、冷房設備があるという点が必須条件であり、学習環境と身体を動かすことのできる環境の双方を確保できる場所という条件もあった。したがって、市の施設で広い体育館等の身体を動かせる環境のある施設を探した。
- 嬉野社会福祉センターは社会福祉協議会所有施設、子ども支援研究センターは市の直営施設、ワークセンター松阪は指定管理のもと運営している施設である。子ども支援研究センターにはバスケットボールコート1面分ほどの体育館があり、半面は机を置いて学習や食事の場所、もう半面はこどもが体を動かして遊べる場所とした。ワークセンター松阪は研修室等を多く抱える施設であるが、こどもが過ごす場所のほか、70～80名の会議室のある部屋二部屋ほどを実施場所として確保し、学びの場と遊ぶ場を分けた。
- 施設管理者に無理を言いながら、交渉して場所を確保した。もともと貸し施設として運営している場であるため、エアロビクスや卓球等、当該施設でクラブ活動を行う団体に集まってもらい、市としてやりたいことを説明しながら調整した。

### 【人員の確保】

- 支援員は(公社)松阪市シルバー人材センター登録会員であるが、運営に関して 80名程度の人員が必要となるため、シルバー人材センター会員から知人等の紹介を通じて支援員確保のアクションを起こして、新規会員として登録を行い、既存の登録会員と共に支援員として協力いただいた。
- 運営にはかなりの人数が必要になるとわかっていたので、前年 11月あたりから次年度の運営に向けて動いた。働く意思を個別に問いかけたのは今年2月くらいからである。
- また、生涯学習課で会計年度任用職員を 16名雇い、特に行動の気になる児童等の見守りをしてもらい、支援員だけでは難しいケースの対応をしてもらった。普段、小学校で児童の見守りをしている学校生活アシスタントや非常勤講師を配置した。

### 【利用手続き】

- 申込みをオンライン化したことで、スムーズな申込みができるようになった。紙ベースの申込みでは、役所窓口開設時間内の限られた期間で提出する必要があるため、働く保護者にとって対応が難しかったが、オンライン化によって時間を気にせず申込みができるようになった。決済もオンライン化したため、保護者と所管課が電話で話してその場で決済してもらうこともできるようになった。市全体でオンライン化を推進していた経緯や保護者からのニーズも相まって、オンラインによる申込開始に至った。
- 申込みは通年の放課後児童クラブ利用と同じタイミングにしている。その方が利用者にとっては、どちら

に申込みを行うべきか判断しやすい。通年利用が叶わなかった場合に夏休みの学童を申し込む、という選択ができる。10月に通年利用の案内を出しており、学校でのチラシ配布、HP等を通じて周知する。

#### 【開所日・開所時間】

- 開所期間は7/22-8/30、土日祝日は閉所。開所時間は7:30-18:30。
- 開所時間に関する保護者等からの要望は特段なかったが、通年利用の放課後児童クラブと合わせた時間設定とした。

#### 【昼食の提供】

- 昼食は、さんまくらぶで弁当注文を受け付けて用意、または各家庭で持参する。もともと市から保護者負担軽減のため弁当注文に対応してほしいとの要望があり、更に保護者からも弁当注文を利用したいという声を受け、対応した。令和6年度実績では、半数近い方が弁当注文を希望した。

#### 【活動内容・過ごし方】

- 1日のスケジュールを予め決めた。8時半くらいまでに登所し、その後ラジオ体操等を行う。7時半から18時半の時間内で勉強や遊び等生活時間の区切りをつけ、メリハリある過ごし方ができるようにした。色々な経験を通じて将来の希望につなげるきっかけづくりとなしてほしいという思いから、市やシルバー人材センターでイベントも企画した。
- 夏休み後に実施した利用者アンケートによると、理科実験が楽しかったとのこと。新しい体験に触れることができた点が好評であった。アンケートは各家庭に配布したが、こどもが感じたことを書いていただく設問も多くあり、おそらくこどもの意見も聴き取れていると思う。

#### 【安全管理・衛生管理】

- 会場が大きいので、こどもがどこにいるか確認することが不可欠になる。場所の移動時には大人が付き添い、こどもが別の部屋に入る様子を確認した。活動時間中に何度か点呼を取っている。また、大勢の児童が一斉に活動するので、細かなルールづくりも肝要である。例えば、「ドッチボールをしている中には走りこんでいけない」等のルールを設定し、けがのないようにした。様子の違う児童がいたら確認や検温等も心掛けていた。
- 生涯学習課と(公社)松阪市シルバー人材センターが企画した子供教室の一つとして、避難訓練を初日に実施した。
- 弁当持参者は保冷剤を入れてもらうよう依頼し、朝登所時に声掛けして支援員が確認した。施設内には冷蔵庫もあったが、全員の弁当を入れることはできず、電子レンジも必要になるので、個人管理とした。

### ③ 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する施策の成果、今後の課題と展望

- 利用者に対しては所管課でアンケートを実施している。利用者アンケートによると、93%が「満足」「やや満足」と回答した。
- 引き続き運営を継続していく一方で、子供教室の開催場所やこども達が飽きないイベント内容、また見守り運営に関して課題も出てきているため、それが冬季には解消できるよう対応していく。
- 見守り運営については、支援員の役割分担やこどもの中でのルールづくり等、初めての取組であったことから様々な課題が浮かび上がった。拠点ごとに利用する施設の規模・教室の状態が異なるため、課題もそれぞれに異なる。各支援員がどこまで対応すべきなのかという役割分担や、教育委員会所属の学校生活アシスタントとの連携等、こども側でのルール作りだけでなく、運営側のルール作りも必要と認識した。保護者から出た意見については日々改善できたらと思う。
- 来年度は利用者増を見込んでいるため、受入れ人数の調整や規模拡大も視野に入れ、安全・安心な居場所づくりのために見直しを行っていく。
- 夏休みのみの預かり事業があるからこそ、保護者は安心して働ける。通常は放課後児童クラブを必要としない家庭も、夏休み中は必要との声を多くいただいた。
- 長期休業期間中の預かり事業は、保護者やこどもとの関係性ができあがったころに終わってしまう難しさがある。高学年児童は特に自分の考え方や生活スタイルもしっかりある中で、関係性を作って次に進んでいくことができない。支援員も毎日同じ人員配置ができるわけではない。安定的な対応に不安がある



## 5. 岐阜県美濃加茂市

### 1) こどもの居場所に関する事業の実施状況

#### ① こどもの居場所に関する事業の所管部局

- 放課後児童クラブの所管は美濃加茂市こども未来課である。

#### ② 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関する事業の実施状況

- 放課後児童クラブ以外で放課後等の居場所として現状機能しているものは特にない。しかし、民間の保育園が、就学後の卒園児を継続して預かる事業の開始を検討しており、市が相談を受けている。市としては待機児童の解消につながるため、事業を実施することになった際は広報活動等の協力を検討している。
- 市では現在第3期子育て支援事業計画を策定中で、その一環で子ども・子育て会議等で放課後児童クラブの現状についても市から情報提供していることが背景としてある。その中で、小学生に対して保育園で出来ることや、プラスアルファのサービスが保育園の魅力向上につながらないか等が検討されている。
- 放課後児童クラブ以外にも、放課後等のこどもの居場所として、(時期や時間帯限定など)部分的な受皿となりうるものはあるかもしれないが、放課後児童クラブのように、毎日開所している居場所として代替されるものの確保は難しいと考えている。
- 昨年度、放課後子供教室の開設も検討したが、費用面から放課後児童クラブの代替にはならないこと、近隣の他市で週一回実施していることもあり、開設には至らなかった。

### 2) 放課後児童健全育成事業の状況

#### ① 放課後児童クラブの設置状況

- 令和6年度時点で放課後児童クラブは10か所あり、運営形態はすべて公立民営である。全ての放課後児童クラブを、同一の株式会社が運営している。
- 実施場所は小学校のほか、児童館でも1か所実施している。昨年度までは旧教職員住宅を使用した通年の放課後児童クラブを1か所開設していた。(古井小学校区第2放課後児童クラブ)

#### ② 登録児童・待機児童の状況

- 令和6年10月時点で、放課後児童クラブの登録児童数(途中でやめた児童も含む)は1,066名。
- 年度当初の申込者については待機児童は発生していないが、年度途中の申込者については定員の関係上受け入れができていない放課後児童クラブがある。
- 利用申し込みは年間通して受け付けているが、長期休み前の申し込みが特に多く、待機児童は夏休み前に増える傾向がある。1月から始まる新年度の申し込み期間中は下級生から優先して入所決定をしているが、それ以降の年度途中での申し込みに関しては学年関係なく、申込順で入所決定をしている。
- 学校の空き教室が少ないことが課題であり、十分な実施場所を確保できていないことが、待機児童の発生理由の一つであると感じている。実施場所は小学校内にある放課後児童クラブ専用の教室と、放課後のみ使用できる小学校内の特別教室である。

### 3) 夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況

#### ① 夏季休業中のこどもの居場所の施策内容

- 利用区分(プラン)として、「通年」のほか「夏休みのみの利用」「春休み・夏休み・冬休みのみの利用」を設けており、夏季休業中のみ利用したい家庭は「夏休みのみの利用」プランで申し込むことが可能である。
- 夏季休業中のみの利用希望者も通年利用希望者と同様、毎年1月に申し込み受付を行い、それ以降も随時申込があれば受け付けている。ただ、長期休業期間中のみの利用枠として別途定員を設けているわけではないため、「夏休みのみの利用」プラン等で申込を行ったとしても、通年利用者が多く定員に

空きが無ければ待機児童となる。

- 利用要件は 16 時までの就労が要件となっている通年プランとは異なり、夏休みプランと春休み・夏休み・冬休みプランでは 12 時までの就労が要件となっているため、より幅広い就労状況の家庭の利用が可能となっている。

利用区分（プラン）		保育料	保育料振替日
通年（1年間） （春・夏・冬休みの利用を含む）	① 土曜日 なし	5,000円（月額）	毎月末
	② 土曜日 あり	6,500円（月額）	
夏休みのみ利用	③ 土曜日 なし	8,000円（年額）	8月末（一括）
	④ 土曜日 あり	10,000円（年額）	
春休み・夏休み・冬休みのみ利用	⑤ 土曜日 なし	10,000円（年額）	
	⑥ 土曜日 あり	13,000円（年額）	

美濃加茂市放課後児童クラブ利用要項  
出所:美濃加茂市ホームページ

- 岐阜県の単独事業である「小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費補助金」を活用し、今年度から夏季休業中のみの放課後児童クラブを1か所開設している。
- 昨年度までは旧教職員住宅を通年の放課後児童クラブとして使用していたが、今年度からは全員小学校の教室で実施している通年の放課後児童クラブにて受け入れ可能となったため、旧教職員住宅は使用しないこととなった。その代わりに、増加している夏季休業中のみの利用ニーズに対応するため、今年度から旧教職員住宅を夏季休業中のみの放課後児童クラブとして活用することとなった。
- 旧教職員住宅を通年利用していた際は、古井小学校の児童を放課後に旧教職員住宅まで連れて行っていたため、全員小学校での受入れとなると、そうした移動コストが減ることと移動による校外での事故の可能性がなくなるというメリットがある。夏季休業中のみの開所であれば、旧教職員住宅に直接保護者が送迎することが可能である。

## ② 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

### 【人員の確保】

- 旧教職員住宅はアパートのような構造で、1部屋につき10名の児童しか入室できない。そして、その10名はさらに部屋内の区切りとして2つに分かれている。そのため、1部屋10名の児童に対して、常に2人の放課後児童支援員が必要となる。したがって、定員40人に対して8人の放課後児童支援員が必要となっており、小学校内で実施している他の放課後児童クラブよりも多くの支援員確保が必要となっている。
- 夏季休業中限定でアルバイトの雇用も行っている。夏季休業中は開所時間が長く利用者も多いため、学校がある期間と比較して2倍の放課後児童支援員、補助員が必要である。10人の放課後児童支援員・補助員がいる場合であれば、加えて10人のアルバイトがいないと回らない状況である。
- （夏季休業中に限らないが）あらゆるメディアに求人情報を掲載しているものの、なかなか人材が集まらない現状がある。放課後児童支援員の確保は、放課後児童支援員本人を通じた口コミと引き込みが最も有効であり、現場の人材に頼るのが早い状況である。
- 求人募集はある程度子育てが落ち着いた高齢者層、および大学生をターゲットとしており、夏季休業中に関してはアルバイトとして高校3年生以上も募集対象としている。
- 学校がある期間は市内の小学校で給食調理員や用務員として働いている人材が、夏季休業中は当該株式会社が運営する放課後児童クラブで就業してくれるといったこともある。学校がある期間に普段接している児童を夏季休業中もそのまま支援することになるため、児童の顔と名前も一致しておりメリットが大きい。

- そのほか、岐阜県内の近隣の自治体で働く放課後児童支援員が、夏季休業中は美濃加茂市の当該株式会社で運営する放課後児童クラブで就業してくれる場合もある。

#### 【利用要件・利用状況】

- 旧教職員住宅で実施している夏季休業中のみの放課後児童クラブは、定員を 40 人とし利用対象は3年生以上と設定している。夏季休業中の1、2年生の利用希望者は、小学校で実施している放課後児童クラブを利用する。
- 3年生以上と設定した理由は、旧教職員住宅の立地状況(小学校からの移動が伴うこと)的に高学年が望ましいため、また、現状の3年生以上の放課後児童クラブ利用者数が旧教職員住宅の定員と同等であったためである。実際のところ、昨年度までも旧教職員住宅の放課後児童クラブは高学年児童のみが利用していた。
- 4月当初の登録者数は、3年生が 23 名、4年生が 13 名、5年生が6名、6年生が2名。毎日全員が利用するわけではないため、40 人の定員をオーバーしていても出席人数が定員内に収まることを見越して多めに入所決定をしている。

#### 【開所日・開所時間】

- 土曜日の開所は他の小学校に集約しているため、旧教職員住宅では平日のみ開所している。

#### 【昼食の提供】

- 昼食の提供はしておらず、弁当持参の形式をとっている。

#### 【活動内容・過ごし方・安全管理】

- 外気温が 28 度を超えた場合は外遊びをしないようにしているほか、15 分に 1 回水分を取らせるなどの熱中症対策を行っている。朝9時前など早い時間を見計らって外遊びを行うこともあるが、夏季休業中は基本的には室内の遊びのみとなっている。
- 運営者側が活動内容を明確に決めるといったことはしておらず、子ども同士で考えながら遊んでいる。各教室にテレビや Zoom 設備等があるため、運営主体の株式会社本部から共通で提供されている YouTube コンテンツ等を用いて遊ぶこともある。
- こどもとの関係性づくりの観点からは、こどもの顔と名前、保護者とこどもを一致させることが重要である。こどもの数が 100 人を超えてくると、覚えるまでに概ね3か月から半年程度はかかるが、そうすると保護者は安心し、こどもにもそれが伝わる。

### ③ 夏季休業中のこどもの居場所に関する課題と展望

#### 【自治体としての課題】

- 夏季休業中の利用ニーズは多い一方、それに対応するための場所の確保が難しい。現状は旧教職員住宅で実施しているが、老朽化が進んでおり、今後取り壊しも検討されている。可能であれば通年開所している放課後児童クラブと同じ場所で運営できた方が利便性は高い。
- 実施場所の確保自体は美濃加茂市で実施している。小学校の教室以外に新たに場所を確保することが難しいため、今ある施設の中で、いかに実施場所を確保していくかに苦慮している。

#### 【運営主体としての課題】

- 学童運営に関する 20 年以上の経験を活かして運営を行っているところではあるが、保護者や子どもたちは昔と比べ意識も教育の方向性も多様化しているため、それぞれの家庭の状況に応じた学童運営をする必要がある点は難しい。
- 昔と比べ、配慮が必要な子どもたちが増えた。学校では支援級と通常級の子どもたちは別々のクラスに分かれているが、放課後児童クラブでは支援級も通常級も分け隔てなく受け入れを行っている。放課後児童クラブの職員は支援級の子どもたちに対応する資格を持っていない場合も多く、どう対応するかは難しい問題である。
- 放課後児童支援員が多様な子どもたちに対応できるよう、運営主体の株式会社では臨床心理士による研修を重点的に行っている。市内在住の臨床心理士を講師に迎え、放課後児童支援員向けに発達障害等の子どもたちの対応方法等についてレクチャーを行っている。今後も、そうした機会は増やしていきたい。

4) 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所

- 朝の居場所について調査はしていないが、調査をすれば必要というニーズはあるかもしれない。
- 夏季休業中や土曜日は開所時間を朝7時半からとしており、利用者もいることからニーズが全くないわけではないと思うが、その時間帯に人材等を確保するのは難しいと考えられる。

以上

## 6. 静岡県長泉町

### 1) こどもの居場所に関する事業の実施状況

#### ① こどもの居場所に関する事業の所管部局

- 放課後児童クラブの所管は長泉町こども未来課である。

#### ② 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関する事業の実施状況

- こども交流センターを設置しており、親子で遊びに来られたり、こどもを一時的に預けたりできる場所である。また、児童館機能も有している。
- 放課後子供教室も3つの学区で実施している。
- 放課後子供教室に、放課後児童クラブとして参加するという形で連携している。

#### ➤ 2)放課後児童健全育成事業の状況

#### ③ 放課後児童クラブの設置状況

- 令和6年度時点で放課後児童クラブは10か所あり、運営形態はすべて公設民営である。支援の単位は18全ての放課後児童クラブを、株式会社が運営している。
- 施設は学校から徒歩1,2分内に位置している。

#### ④ 登録児童・待機児童の状況

- 令和6年10月時点で、放課後児童クラブの登録児童数は687名。待機児童数は0名。
- 待機児童が発生したのは令和3年度。一つの小学校区(長泉小学校区)で待機児童が発生していた。翌年度から新たに1つ放課後児童クラブを増やした。
- 待機児童は令和3年度に32名発生していた。待機児童は高学年が多い。
- 令和4年4月から新たに創設した放課後児童クラブはさくら第二児童会(放課後児童クラブ)。令和3年度は、放課後児童クラブは増えていない。令和3年度に一時的に待機児童は発生していたが、最終的には待機児童はいなかったという認識。
- こどもの数は他と比べると増えている。小学生についても増えている。もともとこどもの医療費等の政策を一番初めにスタートさせた。この政策が子育ての町といういい印象を与えている可能性がある。
- 長泉町では、毎年4月以降の登録希望者に対して前年度の11月中旬に申込を受け付けている。年度開始後の申し込みは随時、受け付けている。明確な申込期限はないが、申込時に入会希望時期を聞き取り、柔軟に対応している。

### 3)夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況

#### ① 夏季休業中のこどもの居場所の施策内容

- 通常の放課後児童クラブとは別に夏休みのみの預かり事業(夏季休業期間限定放課後児童会)を一つ設置している。通年利用者と夏休みのみの利用者は別で受け付けている。
- 夏休みのみの利用は5月に申し込みを受け付けた。
- 夏休みのみの利用希望者には、11月の一斉申込時点で5月の申し込みを促しているため、通年申込の中で夏休みのみの申し込みは基本的にない想定ではある。これまでは、7月から利用開始として申し込んでくる方もいた。
- 夏休みのみの利用者は夏休みのみの預かり事業を利用してもらう。他の放課後児童クラブ(10か所)は通年利用者のみである。
- 夏休みのみの児童クラブは令和6年度から実施している。長泉小学校のリース式校舎の中で実施している。
- リース式校舎は夏休み中は授業がないため、預かり事業を実施している状況である。
- 開設の経緯は、1つ目は待機児童対策である。継続利用者が多くなったため、今後、待機児童が発生する可能性があるということで、開設した。2つ目は、夏休みのみ利用したいというニーズに応えるため

である。令和5年度までは夏休みのみ利用したい方も通年で利用しており、夏休みが終わると児童が減っていくという傾向があった。

- 夏休みだけの児童クラブの定員は 35 名。申込みが 23 名。申込者全員が利用することができた。学年の内訳は 1 年生 7 名、2 年生 2 名、3 年生 2 名、4 年生 3 名、5 年生 8 名、6 年生 1 名の計 23 名。
- 高学年は通年で利用はしなくていいが、夏季休業中は利用したいというニーズがある。

## ② 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

### 【人員の確保】

- 基本的に運営主体が雇用しているスタッフで対応している。現場の責任者は他の放課後児童クラブから異動して、その期間のみ主任になってもらった。夏休みのみ雇用スタッフ、事務所の職員、短期のみの雇用スタッフで 3 名、本部の職員も現場に入りながら運営した。(運営主体)
- 主任を出してもらったクラブは新規で雇用し、全体として職員が不足しないようにした。(運営主体)
- 全体で 7 名が在籍で一日午前午後 2 人ずつ(計 4 名)のシフトを組んでいた。(運営主体)
- 今回の夏の預かり事業においては、短期雇用者は普段、学校で働いている方(教育保育経験がある方)を採用した。(運営主体)
- 雇用したスタッフは、三島市で勤務していて、自宅が長泉町という方もいた。(運営主体)
- 現場の責任者は他の放課後児童クラブで普段、週 5 の常勤勤務の方を選定して主任として勤務してもらった。(運営主体)
- 人材確保は全社一貫して Web 求人にも力を入れている。いろんな WEB 求人に応募できる学生や普段、仕事をしていて夏だけ仕事がない人を見つけやすいような求人の出し方をしているため、問題なく採用を進められた。(運営主体)

### 【利用要件・利用状況】

- 利用要件は通常利用要件よりも緩和している。
- 通年は月～土、週 4 日勤務、一日 5 時間午後 2 時以降に勤務が終わるという要件。
- 夏休みは午後 2 時以降に終わるという要件をなくした。朝の 7 時半から 18 時半までで 5 時間勤務にしている。
- 夏休み利用希望者の中には朝から仕事で午後 2 時までの勤務はしないという方もいる。
- ただ、利用したい一部の保護者は週 2～3 日の就労であり、利用要件に満たないこともあった。
- 保護者からの利用要件の緩和の声は実際に窓口で受けていたり、保護者アンケートを通じて把握していた。
- 保護者アンケートは運営主体で実施している。運営委員会では、保護者と協議する機会がある。放課後児童クラブについてのアンケートを取った経緯があり、アンケート内容で夏季限定利用をするかという設問に対して、過半数以上が利用したいという声が上がリ、それをもって運営委員会で利用要件の議題を挙げた。
- 運営委員会のメンバーは民生委員、学校の校長先生、放課後児童クラブの保護者代表等で構成している。

### 【開所日・開所時間】

- 7 時半から 18 時半で通年利用と同じである。昔から開所時間は変えていない。必ず保護者と一緒に来所し、保護者の仕事に間に合う時間設定になっている。

### 【昼食の提供】

- 通年利用でも昼食提供を取り入れており、令和 4 年の夏休みから業者と相談の上、導入。冬休みも含めて長期休み期間は実施している。(運営主体)
- 運営主体が配食システムを全国的に実施している。保護者にはシステムに登録してもらい、アプリで三島市にある業者に注文し、届けてもらう。保護者と業者とのやりとりで完結している。(運営主体)

**【活動内容・過ごし方】**

- こどもは午前7時半～9時の間に保護者に連れてきてもらい、午前は学習と室内遊びが中心である。夏は外での遊びは熱中症の危険があるため、室内で過ごすようにしている。日によってはイベントがあり、講師を呼んでヨーヨー遊び等のイベントを実施したこともある。昼にはお弁当を食べて、室内遊びをする。15時におやつ時間があり、それ以降の時間に保護者の迎えが徐々にある。こどもは概ね17時には帰る。(運営主体)

**【安全管理・衛生管理/追加的な取り組み】**

- 追加的に準備したものは、衛生掃除関係が多い。大きいものでは、座卓に加えて、フローリングの教室だったため、パズルマットを敷いた。細かいものでは、おもちゃや本は他の放課後児童クラブから借りたもの、事務所の備品として購入したものもある。また、他の放課後児童クラブで使えるようにしているため、無駄にはならないようにしている。(運営主体)

**③ 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する施策の成果、今後の課題と展望****【自治体としての感想/課題など】**

- 夏休みのみの預かり事業があるという話をしたときに、通年では利用できないため、助かるという声をいただいている。
- 新たに児童クラブの場所を作るとなると難しい。今後、こどもの数が減っていくといわれている中で、既存の施設を探していくことになると思う。現状では、リース式校舎以外には見つけられないという状況。

**【場所】**

- 夏休みのみの預かり事業用に変える準備期間が短く、夏休みの前日まで学校で授業をしているので、前日の午後から準備を始めることになるのが大変である。
- 運営主体に準備から依頼している。
- 学校教室として使っているため、設備が違う。冷蔵庫等大きなものは人を雇い、前日から勤務をして職員全員で対応していた。片付けについても同様で翌日から学校が始まるため、3～4時間ほどで撤収作業を行うが、特に問題なく進められた。実際に運営が進んでから長泉町と相談しながらインターフォン等の細かい整備は日々、改善した。準備、運営、片付けまでセットとなると何とか対応できた。(運営主体)
- 全国的に放課後児童クラブを運営している。夏季休業中の導入撤収作業経験があり、なれている。(運営主体)

**【全体としての感想/展望】**

- 夏季休業中のみの預かり事業は来年度も実施予定である。今年と同様の形式で考えている。(運営主体)
- 今回、普段のクラブと差がないようにしたいと思い、他の児童クラブからスタッフを主任として異動させて、同じサービスを提供できるような人材配置とした。今回の通常の児童クラブとの違いは、夏季限定は校区が違うこどももいること、人数が通常より少なく、落ち着いた保育ができること、高学年が多いため高学年向けの室内遊びの提供ができた。夏休み室内で楽しめるイベントを他のクラブでも提供できればと思い、進めていた。(運営主体)
- 土曜保育は長泉小区で行っており、他の校区のこどもでも長泉小に集まることは夏季のみに限らず、通常から実施していた。保護者の送迎に適しているのが長泉小区で、お迎えも早く来てもらった。保護者からもお迎えが来やすいと言ってくれたので、メリットがある。(運営主体)
- こどもも他の学校区のこどもと遊べるメリットもあり、遊ぶ約束をしている様子を見た時は感動した。(運営主体)
- 保護者への夏休みのみの預かり事業の周知は通年一斉申込時期の毎年11月にご案内している。新1年生には学校で検診時に9月頃にお送りしている。9月の時点で紙を配布していたので、周知はできていたかと思う。
- 放課後児童クラブに入っていない保護者への周知について、町のHPや広報でご案内をしていた。夏季休業のみの預かり事業には、普段放課後児童クラブは使っていない高学年児童もいた。兄弟が普段、放課後児童クラブにいるが、上の子は学年的には入れないといった理由である。通年の方というよりは、

ほぼ新規の方が多かった。

- 夏季休業のみの申し込み期間に申し込み希望者が増えるのであれば、枠の設定や別の場所での実施も検討していく必要がある。
- 高学年児童の保護者への周知は、通年申し込み希望者に渡す書類に夏季休業のみの案内を入れている。
- 就労で要件に満たない利用希望保護者の声は、自治体の窓口にて放課後児童クラブを案内した際にあった。

**【運営主体としての感想/課題・展望】**

- 場所の選定が大事だと思うが、長泉町に主体的にかかわってもらったので大きく課題となることはなかった。働く人材と保護者のニーズがマッチしていることもあり、子どもを預ける場所と働く人材の確保ができたため、安定して運営できた。次年度以降も継続してやっていくため、定期的な人材確保の点では学生が活躍できる場の提供と保護者の利用希望者を増やしていきたいと思う。
- 保護者には夏季のみの利用にメリットがあることが伝わると、定員割れがないくらい利用希望者が増えてくる可能性がある。
- 普通のクラブと差のない運営を意識して、既存のクラブがある建物で、そこの先生方と連携を行い、その運営を参考にした。同じ校区内の先生方からおもちゃなどの道具を貸してもらうなど、他のクラブとの連携を図り、差のない運営を実施した。また、全国共通のマニュアルがあるため、短期雇用の方もマニュアルを読んで同じ基準で保育ができるようにした。

**4) 長期休業中のこどもの居場所に関するご意見・ご要望**

- 特になし

**5) 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所**

- 朝の居場所は実施していない。要望を聞いたことはあるが、さほど多くはない。

以上

## 7. 愛知県豊川市

### 1) 夏季休業中のこどもの居場所の開設状況

#### ① こどもの居場所の開設に関する事業の所管部局

- 放課後児童クラブの所管は豊川市子ども健康部子育て支援課である。

#### ② 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関する事業の実施状況

- 夏季休業中の待機児童の保護者にはファミリー・サポート・センターという別事業を案内することがある。その他に児童館もある。

### 2) 放課後児童健全育成事業の状況

#### ① 放課後児童クラブの設置状況

- 令和6年度時点で放課後児童クラブ数は51か所。公立公営41か所、私立民営10か所で実施しており、私立民営の運営主体は利用者の保護者会が運営している団体を中心で、一部NPO法人化している所もある。私立民営の10か所は4校区で4団体が運営していて、校区によってクラブ数が複数ある箇所もある。
- 実施場所は学校の施設内が約5割。もう5割は児童館内、国の補助金を利用して建設した児童クラブ専用施設や民間で借りた建物などである。また、公立公営で夏季拠点児童クラブも3か所(2か所は学校内、1か所は地元の町民館)開設している。(41か所には含まれてはいない。)

#### ② 登録児童・待機児童の状況

- 今年度の登録児童数は1,789名、待機児童数は97名。待機児童数は例年より多くなってきており、昨年は59名で右肩上がりである。待機児童が増加している背景としては、女性の労働推進に伴い、共働き世帯が増えて利用率が高くなっていることが主な要因かと思う。
- 例年、年内で待機児童数が増加している時点は夏休みまでで秋以降に児童クラブを退所する方が増え、減少していく傾向である。
- 今年度の夏季のみの児童クラブ利用希望者の合計は362名である。児童クラブに空きがなく、案内できなかった人数は47名である。
- 待機児童の方が入所できるタイミングとしては、通年利用者の夏季休業のみ利用者の休所、通年利用者の退所、利用申し込み者の取り下げの3パターンである。
- 申し込み時期については、通年利用者の利用登録受付時期は年度開始前、年度開始後は随時(毎月)受け付けている。

### 3) 夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況

#### ① 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する問題意識と施策の方針・内容

##### 【施策の内容】

- 夏季休業中のみの児童クラブを令和元年度から開設している。
- 今年度からは民間事業者に運営を委託している。

##### 【施策の背景】

- 豊川市は待機児童数が多く、特に令和元年度の夏休みの利用希望者が増え、低学年に待機が出てしまうことがきっかけである。
- 場所の確保にあたって理解を得やすい学校2か所の空きスペースを借りて運営している。1か所は既に児童クラブが2つあり、その多目的スペースを借りた。もう1か所は同じ棟の2階に3つ児童クラブがあり、その1階の教室を借りた。スペースを貸す学校側はセキュリティーの管理を児童クラブの職員にさせることなどに懸念があり、了承を得るのが難しい点があるが、この2か所は既に児童クラブの受入れ実績もあったことで理解が得やすかった。

- 学校2か所は、保護者が子どもを送迎する際に利用する駐車場のスペースが多い点が、選定した理由の一つである。
- もう1か所の町民館を選定した理由は、その地区に通年の児童クラブがあり、他に場所がないということを地元の方に相談したら、話が進み、スムーズに受け入れてくれたからである。
- 運営を委託したきっかけは、市で運営するには人手が足りず、限界であったためである。委託会社の選定は仕様書を作り、競争入札で行った。

## ② 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

### 【人員の確保】

- 夏季休業中のみの児童クラブについては委託会社で支援員を確保している。
- 市のホームページへの求人掲載や、求人票のチラシを公共施設、大学に配布したり、市と連携している薬局の掲示板でチラシを貼ってもらったりしている。そのほかには人づてに紹介してもらっている。
- 町民会館の児童クラブの支援員は、町民会館の職員を通じて町の人々に声かけをしてもらって集めることがある。
- 大学には申し込みフォームや手紙と求人票のチラシを事務局宛てに送り、学生の募集依頼をかけている。
- 仕事に興味を持ってきている学生には夏休み以降も働く意向などの確認も行っている。夏以降にそのまま残って働いてくれる学生も多い。
- 働く方の属性としては、小学校が夏休みの間仕事なくなる職員（給食センター、用務員、非常勤）などもある。

### 【利用手続き】

- 夏季休業の申し込み時期は例年5月ごろにまとめて受け付けている。
- 今年度は、通年の児童クラブ 41 か所以外に学校内の空き教室やスペースを利用したところを2か所、町民館の1か所にてそれぞれ定員 30 名で実施した。
- 就労状況などに応じて点数を付けて調整を行っている。通常と同様に点数が高いのは低学年で、保護者の勤務時間数・日数に応じて加点するような形をとっている。各校区に可能な限り入所させて、入所できなかった児童は1から点数順に並べて、その中で3拠点を利用したい順に案内する方法をとっている。
- 夏季休業中のみの児童クラブについては、在籍者の学年別の内訳は、1～4年生のみで2年生が多くを占めている。1年生は通年利用で入ることが多いため、応募数が少ない状況である。5年生以上を切ったというよりは、定員に対して受け入れる余裕がないからである。
- 利用要件としては、通常は週3日以上で 15 時以降も勤務している方、夏季は週3日以上で児童クラブの開設時間内に 3.5 時間以上勤務している方を対象としているが、該当していない保護者からも要望はある。

### 【開所日・開所時間】

- 一番朝早く7時半から夜遅くて 19 時までである。通常より開所時間を早く設定しているのは、保護者などからの要望があったからである。
- 夏季休業中のみの児童クラブについては、大半の子どもたちは 16 時くらいに帰る。
- 土曜日の開所は行っていない。

### 【昼食の提供】

- 試行期間で宅配弁当屋に子ども用のお弁当を作ってもらい、利用希望者がアプリなどを通じて事業者へ直接注文することを行った。児童クラブは宅配弁当から届いたお弁当を注文したこどもに配布するのみである。
- お弁当の試行は公立公営 41 か所と3拠点で実施した。
- お弁当の料金設定は 400 円以内で、日替わりで献立メニューが決まっている。

### 【活動内容・過ごし方】

- 一日の流れとしては、子どもたちを受け入れてから遊び、宿題、お昼ご飯とおやつ時間、DVD 鑑賞な

どの時間を設けている。

- 今年度の夏休みに外遊びをすることは少なかった。
- イベントを実施して、他の児童クラブと交流することもある。

**【委託スタッフ育成にあたっての工夫点】**

- 直営で行っていた際は、市の職員がこどもの健康状態や特徴などを事前に聞き取ったり、シフトも組んでいたりもした。委託した際は事業者がそのノウハウを活用し、研修を行い、事務局の職員も関わる方法を取った。

**③ 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する施策の成果、今後の課題と展望**

- 開設場所の確保について、セキュリティーの観点など理解を得づらい点がある。
- 保護者の送迎が必ず必要になってくるため、駐車場を確保することが難しい点がある。
- 来年度については、今年度の拠点数と同様に実施していきたいと考えている。お昼の給食提供も保護者からの要望も踏まえて実施していこうと思う。
- 民立民営でも夏季休業中のみの児童クラブを開設したいという要望がある。運営形態については検討中である。

**4) 長期休業中のこどもの居場所に関するご意見・ご要望**

- 夏季休業中の児童クラブの開所時間を早めてほしいという要望がある。
- 市の予算だけでは実施が難しいため、補助金が手厚くなることを望む。

**5) 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所**

- 特に要望はない。

以上

## 8. 滋賀県東近江市

### 1) 夏季休業中のこどもの居場所の開設状況

#### ① 放課後児童クラブ及びこどもの居場所に関する事業の所管部局

- 放課後児童クラブ及びこどもの居場所の所管は東近江市こども未来部こども政策課である。

#### ② 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関する事業の実施状況

- 東近江市の子ども・子育て支援事業計画において、こどもが安心・安全で過ごせる放課後活動の場や夏休み等の長期休暇中のこどもの居場所づくりの必要性が記載されている。

### 2) 放課後児童健全育成事業の状況

#### ① 放課後児童クラブの設置状況

- 令和6年度時点で放課後児童クラブを23か所(公立民営22か所、私立民営1か所)で実施しており、運営主体は特定非営利活動法人が2団体、一般社団法人が1団体、保護者会が5団体である。
- 支援の単位数は、公立民営が39、私立民営が1である。
- 実施場所は学童専用施設が20か所、空き公共施設(市所有)が10か所、小学校の空き教室が5か所、民家を使用している箇所が1か所、タイムシェア施設が4か所である。

設置運営方式	運営者	運営箇所/支援単位数
公設民営	NPO法人東近江学童保育ネットワーク	11箇所/24箇所
	NPO法人しみんぶくしの家八日市	6箇所/8箇所
	保護者会(5団体)	5箇所/7箇所
民設民営	一般社団法人おうみ育ちの家	1箇所/1箇所
種別		支援単位数
専用	学童専用施設	20箇所
	元幼児施設・公共施設空き部屋	10箇所
	小学校空き教室	5箇所
	民家	1箇所
共用(タイムシェア)	小学校	4箇所

東近江市内の学童保育所 概要  
出所:ヒアリング時の受領資料より抜粋

#### ② 登録児童・待機児童の状況

- 今年度登録児童数は1,620名、待機児童数は67名。なお、昨年度の待機児童数は40名ほどである。待機児童数が増えた背景として、運営者の一部において、定員の超過が見込まれる場合事前に保護者にその旨を周知しており、昨年度までは待機児童数が0名であった。しかしこの対応方法では実際のニーズが把握できず、対策がとれないため、今年度から申込み希望者からの待機申請を受け付けるところ、待機児童が、30名ほど増えた状況である。
- 過去5年以内の傾向として、年度当初から夏休みにかけては待機児童数が一定数いるものの、夏休み明け(9月・10月)に約半分ほど減少している。
- 待機児童が生じている背景は主に二つある。一つは、まとまった待機児童が発生している校区において支援単位数が足りていないことである。ここ数年、公立民営で学校の空き教室等の社会的資源を活用したクラブの開設を計画するが、スタッフが足りず、開所できないという事例があった。もう一つは、10人未満程度の少数の待機児童が発生している校区における対策が不十分であることである。
- 申込み時期については、通年利用者は年度開始前に加え年度開始後に随時(毎月)申込みを受け付

けている。公立民営のクラブは、委託している各運営事業者にて入所申込みの受付・審査を行っており、利用調整については、状況を市に共有しながら行っている。

### 3) 夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況

#### ① 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する問題意識と施策の方針・内容

##### 【施策の背景】

- 放課後児童クラブを退所するこどもの数の年間推移から、夏休み期間の保育にニーズがあることを感じており、夏季休業中の学童ニーズに関する調査を今年度と昨年度で2回実施したところ、長期休暇中のみの保育や居場所づくりを求める回答が一定数あった。
- 夏季休業期間限定の保育所の仕組みがなく、通年保育の申込みが増え待機児童が発生することに課題意識があった。

##### 【施策の内容】

- 夏季休業中に学童保育所の利用登録枠を増やす取組を、保護者会が運営している市内の2つの児童クラブで実施している。実施できている理由は、施設のキャパシティに余裕があり、保護者ニーズに対応しやすいことがある。長期休みのみの利用登録者は、1か所は10名程度、もう1か所は7名程度である。
- 令和6年度に新たに行った夏季休業中のこどもの居場所事業は二点あり、一点目は、こども家庭庁のNPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業を活用した夏休みこどもの居場所づくり事業、二点目は、市内全域の待機児童を対象とした夏季休業期間限定学童保育所開設事業である。
- 一点目の夏休みこどもの居場所づくり事業については、地域運営組織であるまちづくり協議会に運営を委託し、保護者の就労要件等の利用要件がなく受け入れをおこなった。開所時間は火曜日から金曜日の9時から16時までである。既存の児童センターでの居場所を含め2か所で約60人の児童を受け入れた。申込み希望者の家庭は、こどもが小さく、夏休み期間中はケアができていなかったり、祖父母がいても夕方まで面倒をみてもらうのは負担がかかると感じていたりする点の特徴である。
- 二点目の夏休み限定の学童保育所開設事業については、全小学校区の待機児童の受け入れを行うために夏休み期間限定で小学校内の図工室を活用して1か所開設した。
- 上記の運営委託先は、既存の学童保育所を運営する特定非営利活動法人とした。運営面のマネジメント業務については、当法人から認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター事業）を営む個人事業主に委託された。
- 本事業を実施した背景は、待機児童67名に対する居場所の確保である。
- 実際に入所した児童は12名だった。12名の学年の内訳は、2年生が2名、4年生が7名、6年生が3名である。児童は5か所の学区からそれぞれ来ている。
- 残りの待機児童55名が入所しなかった背景としては、案内の時期が遅かった点や、開設場所が通常の学校区でなく少し遠いところであるため、送迎が不便であった点が考えられる。また、保育料が通年だと月額約10,000円だが、夏休み期間は保育時間が長くなるため27,000円となり、少し割高感が出てしまったことが考えられる。

開設場所	運営者	保育料等
布引小学校内	特定非営利活動法人しみんふくしの家八日市	保育料 27,000円、雑費 1,000円

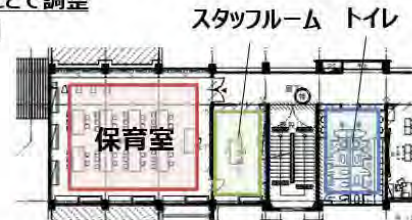
## 開設場所

- ・ しみんふくしの家八日市の運営する学童保育所がある小学校を開設場所の候補として検討
- ・ **立地や施設の状況を踏まえて布引小学校の図工室を活用し開設することで調整**

## 【立地】



## 【施設の状況】



令和6年度 夏季休業限定の学童保育所 開設場所  
出所:ヒアリング時の受領資料より抜粋

## ② 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

## 【人員の確保】

- 保育スタッフの応募人数は21名で、うち放課後児童支援員有資格者は1名である。
- 学生や普段こどもに携わるような方を新たにスタッフとして雇用した。放課後児童支援員の資格保有者は他の学童で勤めている方に協力を依頼しシフトを調整して来てもらった。ファミリー・サポート・センターの協力会員にも協力を呼び掛けた。
- 職員の採用に関しては、運営主体の責任者とマネジメント業務を担う個人事業主で面接を行った。
- また、人材確保対策を強化するため令和6年9月に、市内の学童保育所運営主体と東近江市で「東近江市放課後児童支援員確保対策協議会」を立ち上げている。協議会に必要な経費は運営主体者が出資し、年間を通じて期間を問わずに児童クラブで働きたい人が登録できる制度を作った。登録スタッフは10名程度である。

## 【昼食の提供】

- 比較的規模の小さい学童保育所を中心に月に1~2回はご飯を作る機会を設けていたり、週に1回お弁当を注文したりしている。

## 【運営の質の向上】

- 放課後子供教室、児童センター、地域住民・団体と連携し、運営の質の向上を目指している。
- 地域学校協働活動推進員が中心となり放課後子供教室の取組として、夏休みのこどもの居場所をコミュニティセンター等で設けている。
- 夏休み限定の学童保育所開設事業でのこども・保護者との関係づくりの工夫は、保護者に対しては文章・写真を通じて多くの情報を提供したことである。

## ③ 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する施策の成果、今後の課題と展望

## 【施策の成果】

- 夏季休業期間限定学童保育所開設事業では、学区や学年が異なるこども同士が集まるため、良い関係づくりをするための内面的なアプローチに頭を悩ますことがあった。マネジメント業務を担う個人事業主は、保育園での勤務経験を活かして、こどもへの言葉遣いや不安の引き出し方について、通年の児童クラブでの接し方の通りではなく、夏休み期間限定という関わりの中でこどもたちにとって何が必要かを考えながら進めていくことができた。その結果こどもたちにも保護者にも満足のいく居場所を提供することができた。
- こどもたちが夏季休業中に学童保育所に来る目的を与えられるような環境作りを意識した。ボードゲームの講師やけん玉のプロを呼ぶ等、普段とは違うイベントを実施することで、こどもたちに外からの刺激を与えられた。

- 入所した児童の保護者からの意見として「違う学校の友達ともすぐ仲良くなり毎日沢山の名前を出してくれる」「参加する前は不安もあったが、すぐに慣れて毎日楽しいようで、行くのを楽しみにしていた」等が挙げられた。

**【今後の課題と展望】**

- 令和7年度の夏休み限定の学童保育所の取組としては、待機児童が発生する児童クラブの児童を対象とした複数個所の拠点を開設することを計画している。通年保育の受付・審査後に待機児童が発生するクラブへの入所予定者を対象に夏季限定学童を案内し、待機児童が利用できる通年学童及び夏季学童の枠の確保を目指す。また、ニーズに合う設置場所及び開所時間(保育料)の実現を目指す。
- 昼食提供に関しては、規模の大きい学童保育所などで要望はあるが、対策できておらず、対応方法について検討中である。
- 放課後児童支援員確保対策協議会を通じて人材確保に向けた発信先を増やし、登録者数を増やしていく予定である。特に小学校と中学校の支援員に登録してもらいたいと考えている。また、学童で働いた経験を学校でのこどもとの関係づくりに活かしてもらいたいと考えている。

**4) 長期休業中のこどもの居場所に関するご意見・ご要望**

- 既存の運営主体者だけでなく、長期休業中限定での学童保育所運営者も対象として準備のための予算があると、夏季休業中の居場所を広く公募することが可能になると考える。
- こども食堂等を実施している民間団体等に対する地域の取組への支援も期待している。

**5) 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所**

- アンケート調査では要望はでていない。市としても検討していない状況である。
- 市内の民間団体で高校生向けに朝食を提供できるような場所を開設している。

以上

## 9. 大阪府河内長野市

### 1) 夏季休業中のこどもの居場所の開設状況

#### ① こどもの居場所の開設に関する事業の所管部局

- 放課後児童クラブの所管は放課後児童課である。

### 2) 放課後児童健全育成事業の状況

#### ① 放課後児童クラブの設置状況

- 市内の放課後児童クラブ数は、公立公営が12か所(支援の単位33)、私立民営が1か所(支援の単位1)の計13か所。
- 今年度初めて、私立民営の放課後児童クラブ(定員30名)を開設した。市内で認定こども園を運営する社会福祉法人に委託している。次年度も、住宅地の空き家を活用してさらに1か所(定員20名)開設する予定である。
- 公立公営の放課後児童クラブは、小学校敷地内あるいは隣接施設に設置している。

#### ② 登録児童・待機児童の状況

- 令和6年5月1日時点の登録者数は1,191人、待機児童数は0人。
- 小学生の全体数は減少傾向だが、放課後児童クラブの申込人数は年々増加している。待機児童が出ないよう、申込状況に応じて既設の放課後児童クラブの支援の単位を増やすなどして対応している。

### 3) 夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況

#### ① 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する問題意識と施策の方針・内容

##### 【施策の背景】

- 夏季休業中のみ放課後児童クラブを利用したいというニーズは把握していた。夏休み中の利用を求める保護者からの問い合わせや12箇所(放課後児童クラブ)の保護者会代表者との意見交換会において、毎年、夏休みのみの利用に関する要望が上がっていた。
- 当市の放課後児童クラブは、「3ヶ月以上・月17日以上利用」を条件としている。中には平日(学校のある期間)には利用しないものの、夏季休業中には利用したいという家庭が4月から夏季休業終了まで登録するケースも一定数あった。しかし、従来施策は「夏季休業中のみの利用」に特化した内容ではないため、夏季休業中の預かり事業と(通年利用としての)放課後児童健全育成事業のすみ分けを検討していた。
- 認定こども園等で実施する一時預かり事業と同様のイメージで、小学生を対象として事業化できないかと検討し、令和4年度に1つの社会福祉法人で、夏季休業中の預かり事業を試行実施した。料金は1日単位で設定、定員は20名とした。
- 試行実施の結果、利用希望者が定員を上回り、実際の延べ利用人数も334名で予想以上の反響であった。夏季休業中の利用状況は月31日以上が1名、16~20日が5名、21~25日が5名、1~5日が4名と、スポットではなく(夏季休業中の)継続利用ニーズがあることもわかった。試行実施により、事業化の見込みが立ち、これを令和5年度から事業化し、3か所で実施。令和6年度は実施箇所数を増やし、4施設での運営を予定していた。

##### 【施策の内容】

- 市内3か所で、夏季休業中の預かり事業を実施。実施場所を市内の中心部、西側、南側と分けており、実施場所以外の小学校区に住む家庭も利用できる。
- 運営は、幼稚園やこども園を運営する学校法人、あるいは放課後児童クラブを運営する社会福祉法人に委託している。市と民間事業者が協議する場(園長会等)での挙手方式により、委託事業者を決定する。
- 職員の人件費1名相当分を市からの補助対象とした。人件費は、市の会計年度任用職員の基準を考

慮して時給 1,205 円に統一し、補助金で賄えない分は利用料で補填してもらうこととした。

- 利用料は各事業者で設定。市では 1 日 1,200 円以上を目安として案内した。
- 令和 6 年度は 4 か所で募集を行ったところ、新規参入したK幼稚園が、幼稚園児と同額の 1 日 3,000 円で設定したため、補助対象要件となる最低登録人数 10 人を確保できず、開設に至らなかった。
- 上記の結果、前年度と同じ 3 か所で実施した。令和 7 年度は利用料を見直し、4 か所で実施予定である。

## ② 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

### 【利用条件】

- 継続的な利用を希望する家庭を優先し、受け入れる。その後、空いている定員枠に利用日数の少ない家庭を当てはめる。
- 利用条件は不問としている。つまり、保護者の就労状況や利用の理由に縛りはなく、冠婚葬祭、美容院、買い物など少しこどもを預けたい場合なども利用可能。利用日数の限度もない。なお、当初利用対象学年を 3 年生までの低学年と想定していたが、保護者の要望により 4 年生も受け入れている。

### 【人材確保】

- 職員の配置人数は、児童 20 名に対して職員 1 名以上としている。追加で臨時職員の雇用等も行いつつ職員不足が依然生じる中、園長先生含め職員が総力を挙げて運営にあたってくれている。

### 【施設・設備】

- こども園や幼稚園の施設設備を活用。あるこども園では保育室以外に、地域の人が子どもを預かる地域子育て支援センター事業用に使用していた部屋も活用している。
- こども園や幼稚園は夏季休業中であるため、充実した施設の全体を利用できるほか、園内の日除け付きプールで安全に楽しく遊べる点もありがたい。
- こども園等で小学生のこどもを受け入れるにあたり、運営主体において、児童期のこども向けの書籍やおもちゃを購入してくれた。また、小学校で使っていない 3~4 年生用の机と椅子を役所の倉庫に搬入、そこから施設へ配置するという対応も行った。これについては、小学校と連携し、協力を仰いだ。

### 【周知・広報】

- 令和 5 年度は、放課後児童クラブの入会時や放課後児童クラブの利用者から夏季休業中の預かりについて相談を受けた際に、預かり事業を案内した。
- 申込み受付は、夏季休業が始まる前の 7 月 1 日から開始する。

### 【開所日・開所時間】

- 原則的には、午前 8 時から午後 7 時までのうち、4 時間以上の開設を補助要件とした。実際は、放課後児童クラブと同様の時間帯で運営しており、1 日 10 時間のところが 1 か所、1 日 11 時間のところが 2 か所となっている。

### 【昼食の提供】

- 1 食あたり 400 円~450 円を徴収し、昼食提供を行っている。保護者には好評であり、また通年利用の放課後児童クラブにおいては昼食を提供していないことから、夏休み前に放課後児童クラブを退所し、夏休みの間は預かり事業を利用する家庭もあるようだ。

## ③ 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する施策の成果、今後の課題と展望

### 【成果】

- 令和 5 年度から制度化し、登録者数は着実に増加している。事業の周知・浸透が広がっていることを実感している。

- 令和6年度の実施状況として具体的には、3施設の定員50名に対して実登録人数が117名。内訳は「O幼稚園」が定員15名に対して登録者数33名、「S幼稚園」が定員15名に対して登録者数64名、「Tこども園」が定員20名に対して登録者数20名であった。また、延べ利用者数は合計で850名であった。
- 利用児童は1年生が最も多く、実施場所であるこども園等の卒園児が利用するケースが多い。また、保護者の就労時間が相対的に短い家庭による登録が多い。したがって、多くの児童が17時ごろには帰宅する。
- 複数の小学校区から児童が集まる、「S幼稚園」「Tこども園」はそれぞれ9校区、「O幼稚園」は6校区からきている。「K幼稚園」は中心部に位置する「S幼稚園」と利用児童の小学校区が重なる。
- 児童の安全を第1に考えた場合、保育士や幼稚園の先生、保育環境が整っている認定こども園や幼稚園に運営委託することが望ましい。なぜなら、こども園等の職員はこどもとの関わりや活動、見守りに関して専門知識を持っているためである。さらに、利用者が卒園児の場合、既に職員とこども・保護者との間で関係構築ができているため、双方にとって安心感がある中で育成支援を行うことができる。職員から、卒園した児童の成長を引き続き見守ることができた喜び、モチベーション向上の声も聞かれる。
- また、幼稚園は夏休みがあるため、その期間中のスペースを活用して預かり事業を実施することは、市として運営コストを軽減できるというメリットがある。
- なお、1施設では別料金で園バスによる送迎にも対応している。当該施設に在園児のきょうだいがいる場合など、一緒に帰宅できるため、保護者の負担軽減になっている。

#### 【課題】

- 職員からは、卒園児の成長を目の当たりにする喜びやモチベーション向上の声が聞かれる一方で、未就学児と小学生の違いに驚きや戸惑いを感じるという意見もある。また、卒園児ではない児童とは一から関係を築く必要があり、その難しさ、大変さの声もある。
- 夏季休業中の預かり事業においては、同じ児童を継続的に預かる放課後児童クラブと異なり、利用児童の学年や男女構成等が日ごとに変わる。これに向き合い対応する職員の負担は大きい。日々の環境変化に柔軟かつ臨機応変な対応を行いつつ、長い1日を過ごすことが求められる。
- また、配慮の必要な児童がいる場合には、職員がかかりっきりになってしまい、全体に目が行き届かなくなってしまうという意見もある。人件費補助の増額を求められており、検討が必要と認識している。
- 現状、預かり事業は夏季休業中のみの実施となっている。冬・春休みも実態としては運営可能だが、春休みについては、行政側における手続き上の課題がある。すなわち予算の関係上、3月までは今年度、4月からは次年度になるため、補助の手続きが間に合わない。
- 将来的には、全ての小学校区のこどもが利用ニーズに応じて当該事業を利用できる状態になることが望ましい。そのためには、現状カバーできていないエリアでの実施が必要である。来年度、地域人口の多い市内北寄りの幼稚園での実施が実現すれば、地域的なバランスはある程度担保できる。
- 事業者選定においては、事業者に手を挙げてもらうまでが一つのハードルがある。事業者の取り組む意欲を引き出すために、子育ての現状や必要な支援を具体的に説明し、事業への理解を深めてもらうことが重要である。試行運営の状況を交えながら地道に説明する姿勢が重要である。
- なお、事業実施施設において行った保護者向けのヒアリングを通じて、公立公営の放課後児童クラブにおける一時預かり事業実施のニーズを把握している。ただし、職員不足のため、現状実施は困難とみている。

以上

## 10. 東京都大田区

### 1) 夏季休業中のこどもの居場所の開設状況

#### ① こどもの居場所の開設に関する事業の所管部局

- 所管は大田区子ども家庭部子育て支援課及び教育総務部教育総務課である。

#### ② 放課後児童健全育成事業以外のこどもの居場所に関する事業の実施状況

- 放課後子ども教室、児童館がある。
- なお、放課後子ども教室は59か所(区立小学校全59校)で実施している。  
(内訳:放課後児童クラブとの一体型52施設、単独型7施設)
- 放課後児童クラブが放課後子ども教室と異なる点は、学童保育として実施し、入退出管理の通知が保護者に入り、こどもの出席状況を保護者と共有できること、おやつが出ること等が挙げられる。
- そのほか、児童館は開所時間が午前9時であるが、子どもたちが自由に過ごせる居場所として開放している。

### 2) 放課後児童健全育成事業の状況

#### ① 放課後児童クラブの設置状況

- 令和6年5月1日時点で放課後児童クラブ数は85か所(公立公営23か所、公立民営62か所)である。  
公立民営では、株式会社、社会福祉法人などが運営主体となっている。

#### ② 登録児童・待機児童の状況

- 令和6年5月1日時点で登録児童数は約5,500名、待機児童数は158名。ただし、秋季に入り、入所保留数は減少している。

### 3) 夏季休業中のこどもの居場所に係る施策等の状況

#### ① 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する問題意識と施策の方針・内容

##### 【施策の背景】

- 待機児童の受け皿として機能している側面もある。

##### 【施策の内容】

- 公立公営・公立民営問わず、夏季休業中のみの利用枠を設定しており、例年、5月頃に各施設において約10名の募集案内を行っている。

#### ② 夏季休業中のこどもの居場所の運営状況

##### 【人員の確保】

- 各施設で、登録者数に応じて臨時でスタッフを雇用する場合がある。

##### 【利用手続き】

- 通年の利用要件と同様である。

##### 【開所日・開所時間】

- 平日(学校のある期間)の登校時間は概ね8時～8時30分までである一方、学校休業日(長期休業期間含む)の放課後児童クラブ開所時間は8時30分と乖離があった。
- 放課後児童クラブの夏季休業中の開所時間に係るニーズ把握のため、利用者アンケートを実施した結果、開所時間を8時30分前に前倒して欲しいとの希望が多かった。令和7年度は夏季休業期間から試行的に、学校休業日(長期休業期間、学校の振替休日等)の開所時間を8時に設定する予定である。

現段階では、土曜の開所時間については対象としていない。

- なお、放課後子ども教室の開所時間は8時30分～17時、児童館(一般利用)は9時～17時である。

#### 【昼食の提供】

- 放課後児童クラブにおいて、保護者の負担軽減のため、夏季休業期間における弁当配食を行っている。業者と利用者間で注文のやりとりを行い、全てキャッシュレス対応である。(令和6年度は1食500円～600円程度)
- 配食サービスは、保護者からは負担軽減に繋がり助かる、もっと弁当の種類に幅を持たせてほしい、などの声がある。
- なお、放課後子ども教室及び児童館(一般利用)では、長期休業期間中の昼食持参を可としており、多くの児童が1日を通して施設を利用することができる。

#### 【活動内容】

- 暑さ厳しい折、夏季休業中は室内で遊んだり、宿題をして過ごす時間が多い。また、学校内の体育館等を活動スペースとして利用することもある。
- スポーツ選手を呼んで教えてもらったり、地域の方に来てもらい昔ながらの遊びを教えてもらって過ごす等、活動内容を工夫している。様々なイベントが実施されているため、多様な体験や異学年同士の交流も増える。また、放課後児童クラブに通うことで夏休み中も生活リズムを整えられるという声もある。

#### 【安全管理・衛生管理】

- 夏季休業中も、通常利用と同じように入退出管理システムを導入して出欠確認を行っている。
- 公立民営では、計9つの事業者に運営委託しているが、各施設でイベント活動を実施する際には、区が事前確認等の管理を行っており、夏季休業期間を含む、子どもの居場所の安全確保に努めている。
- 夏季休業期間中においても、児童が安全に学校内で過ごせるよう、学校と連携し、諸室の確保について調整している。

### ③ 夏季休業中のこどもの居場所の確保に関する施策の成果、今後の課題と展望

#### 【成果】

- 令和6年度学童保育(夏休み利用)の申込み状況は約350名だった。令和4年度から申込み数は減少傾向にある。減少の理由としては、放課後子ども教室において昼食持参可としたことにより、安全・安心に1日を通して過ごせる居場所ができたことにもよると考えられる。申込みを希望する家庭の特徴として、待機児童のほか、平日(学校のある期間)は放課後子ども教室を利用している、などが挙げられる。

#### 【課題】

- 開所時間を早めるうえでの課題は、人材確保である。夏季休業期間中は終日利用・開放となるため、勤務時間のローテーションを組む必要がある。

### 3) 長期休業中のこどもの居場所に関するご意見・ご要望

#### 4) 平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所づくりについて

- 対策が必要な課題と認識している。学校ごとの規模や、教員の勤務時間などの課題があるため、今後の検討と考える。

以上

こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業  
小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究 報告書

---

2025(令和7)年3月発行

発行・編集／みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5276

---